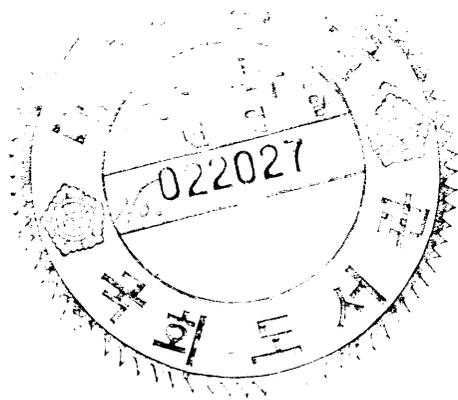


朝鮮の市場



序 文

本書は豫ねて本課に於て調査しつゝある朝鮮人の商業取引調査の第一篇にして、追て發表すべき「朝鮮人の商業」の姉妹篇となるものである。由來朝鮮の市場は物々交換の原始的時代より數千百年間、唯一の物貨需給機關として存在し、其間幾多の變遷消長を経て今日に至つたもので、其取引方法には特殊の習慣が残つて居る。現在に於ける市場數は實に千三百の多きを數へ、商業機關として頗る重要なる地位を占むるものである。今や市場規則發布後滿十箇年を経過し、多くの私設市場中には營業年限の滿了して其存廢が問題となり、或は其組織改正の機運に到達して居るものもあり、市場の監督、取締、經營は、關係當局の苦心する所である。されば本書を刊行することは、相當意義あることゝ信ずる次第である。

本調査は囑託善生永助をして之に當らしめ、材料は各方面に求めたが、就中殖産局調査の資料に據りたるもの最も多く、また各府面に並に警察官憲の調査を煩はしたることも尠くないのである。而して編纂の方針に就いては、歴史的記述を簡略して、専ら現状の紹介に努めたけれども、短期間に之を纏めたる關係上、尙多少の盡さざる所あるを斷つて置く。

大正十三年十一月

朝鮮總督府庶務部調査課

調査資料
第八輯
朝鮮の市場

目次

第一章 市場の沿革

第一節 總 說 一頁

一般商業と市場取引 一

市場規則の發布 四

第二節 市場の起源變遷 一四

新羅の市場 一五

高麗の市場 一六

李氏朝鮮の市場 一七

第三節 韓國時代の市場 一九

第四節 十年前の市場 一九

第二章 市場の取引

第一節 市場の舊慣 六一

第二節 市場の分布 七五

第三節 市場取引高 一二二

累年市場賣買高 一二二

一人當市場取引高 一二二

市場取引高と貿易額 一二三

市場取引高と通貨流通高 一二四

第四節 市場税 一二五

第三章 主要市場

第一節 大邱市場 一二九

普通市場 一三一

藥令市 一三七

第二節	平壤市場	一四九
第三節	江景市場	一五七
第四節	最近の大市場	一六〇
第四章	家畜市場	
第一節	家畜市場の現勢	一七三
第二節	家畜取引狀況	一八〇
	生牛の取引	一八〇
	豚の取引	一八一
	鶏及鶏卵の取引	一八四
第三節	家畜賣買と金融	一八八
第四節	畜産同業組合	一九六
第五章	特殊市場	
第一節	魚市場	二〇三

魚市場賣上高	1103
主要魚市場	1107
穀物市場	1110
第二節 穀物現物市場の内容	1110
組合規約及賣買方法	1115
米穀商組合營業成績	1120
株式市場	1127
株式現物取引市場の内容	1127
市場定款及取引方法	1150
市場の營業成績	1168

第六章 市場の現状

京畿道	1171
-----	------

京城府、仁川府、楊州郡漢金面、水原郡水原面、始興郡永登浦面、坡州郡條里面、開城郡松都面

忠 清 北 道 三三三

清州郡清州面、報恩郡報恩面、忠州郡忠州面

忠 清 南 道 三二九

公州郡公州面、燕岐郡烏致院面、大田郡大田面、論山郡論山面、論山郡江景面、舒川郡馬山面、天安郡天安面

全 羅 北 道 三三七

群山府、全州郡全州面、井邑郡井邑面、益山郡益山面

全 羅 南 道 三四七

木浦府、光州郡光州面、麗水郡麗水面、濟州島濟州面

慶 尙 北 道 三五六

大邱府、義城郡安溪面、安東郡安東面、安東郡豊山面、迎日郡浦項面、迎日郡延日面、慶州郡慶州面、慶山郡慈仁面、慶山郡河陽面、金泉郡金泉面、尙州郡尙州面

慶 尙 南 道 三八〇

釜山府、馬山府、晉州郡晉州面、密陽郡密陽面、東萊郡東萊面、統營郡統營面、昌原郡鎮海面、河東郡河東面

黃 海 道 四二五

海州郡海州面、黃州郡兼二浦面、鳳山郡沙里院面、瑞興郡禾回面

平安南道……………四三〇

平壤府、鎮南浦府、中和郡中和面、安州郡安州面

平安北道……………四四四

新義州府、義州郡義州面、義州郡枇峴面、龜城郡方峴面、泰川郡泰川面、博川郡博川面、定州郡定州面、定州郡馬山面、宣川郡宣川面、江界郡江界面

江原道……………四六一

春川郡春川面、江陵郡江陵面、江陵郡新里面、橫城郡橫城面、洪川郡洪川面、鐵原郡鐵原面、平康郡平康面

咸鏡南道……………四七四

元山府、咸興郡咸興面、永興郡洪仁面、北青郡北青面、端川郡波道面、甲山郡普惠面

咸鏡北道……………五〇二

清津府、鏡城郡羅南面、吉州郡吉州面、城津郡城津面、會寧郡會寧面

第七章 市場の取締

京畿道……………五二八

京城本町署管内、京城鍾路署管内、京城東大門署管内、仁川署管内、楊州署管内、永登浦署管内、水原署管内、坡州署管内、一山署管内、開城署管内

忠清北道.....五三八

清州署管内、報恩署管内、忠州署管内

忠清南道.....五四五

公州署管内、烏致院署管内、大田署管内、江景署管内、舒川署管内、天安署管内

全羅北道.....五五五

群山署管内、全州署管内、井邑署管内、裡里署管内

全羅南道.....五六三

木浦署管内、光州署管内、麗水署管内、濟州島署管内

慶尙北道.....五七一

大邱署管内、慶山署管内、浦項署管内、安東署管内、金泉署管内、尙州署管内、慶州署管内、義城署管内

慶尙南道.....五八九

釜山署管内、馬山署管内、晉州署管内、統營署管内、宿陽署管内、東萊署管内、鎮海署管内、河東署管内

黃海道.....六〇一

海州署管内、兼二浦署管内、沙里院署管内、瑞興署管内

平安南道.....六二〇

平壤署管内、鎮南浦署管内、安州署管内、中和署管内

平安北道.....六一九

新義州署管内、義州署管内、定州署管内、宣川署管内、江界署管内、博川署管内、龜城署管内

江原道.....六三六

春川署管内、江陵署管内、鐵原署管内、橫城署管内、洪川署管内、平康署管内

咸鏡南道.....六四四

元山署管内、咸興署管内、永興署管内、北青署管内、惠山署管内、端川署管内

咸鏡北道.....六五三

清津署管内、羅南署管内、城津署管内、會寧署管内、吉州署管内

圖表

一、大市場分布圖

一、累年一人當市場取引額及通貨流通見込高比較

一、種類別市場取引額

一、累年市場取引額及貿易額比較

寫 眞

一、南大門市場

一、東大門市場

一、京城株式現物取引市場外觀

一、同 立合場

一、京城花園町公設市場

一、開城市場

一、水原牛市場

一、江景上市場

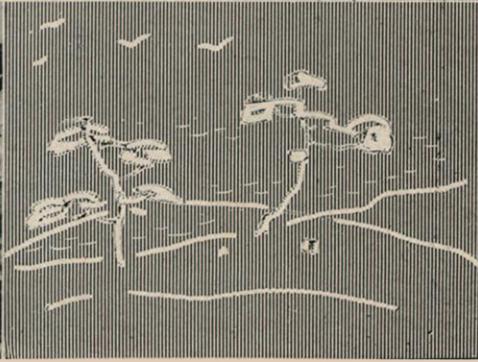
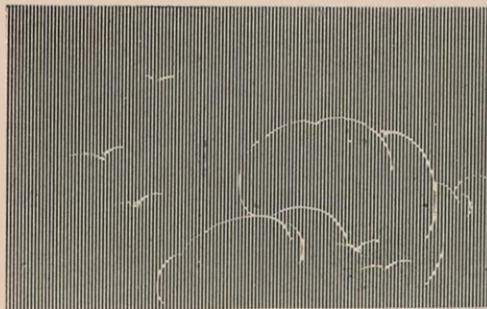
一、清州市場

一、全州市場

一、群山米穀商組合市場

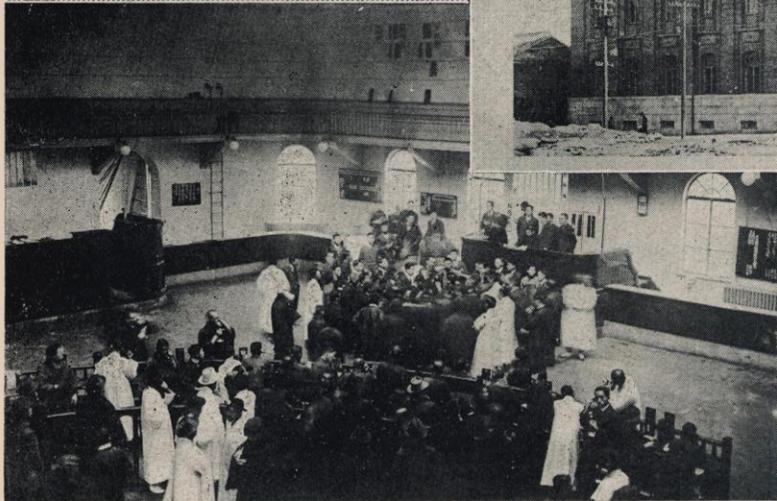
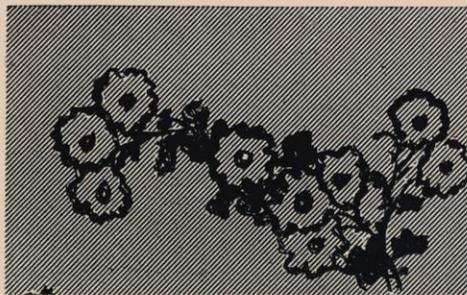
一、同

- 一、金泉市場分布圖
- 一、同 米市場
- 一、同 雜貨市場
- 一、同 鳥獸市場
- 一、同 米市場
- 一、大邱市場
- 一、釜山魚市場
- 一、沙里院市場
- 一、海州市場
- 一、平壤司倉市場通
- 一、惠山鎮牛市場
- 一、咸興市場
- 一、同 魚菜市場



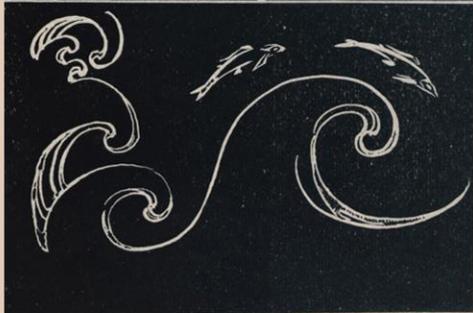
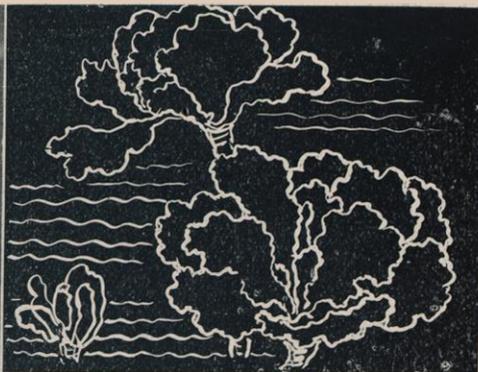
場 市 門 大 東

場 市 門 大 南



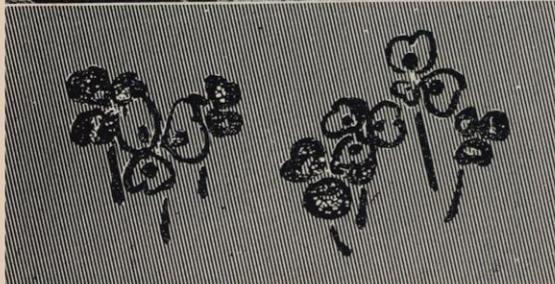
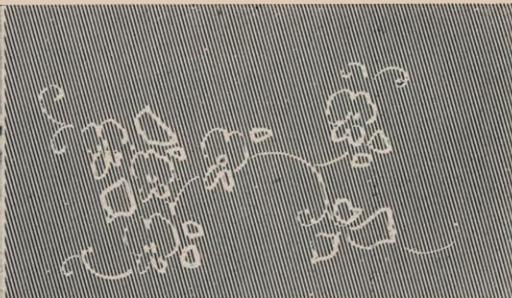
場 會 立 同

觀 外 場 市 引 取 物 現 式 株 城 京



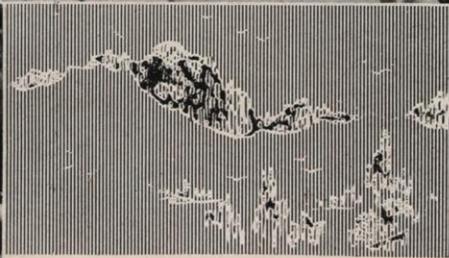
場市設公町園花城京

場市城開



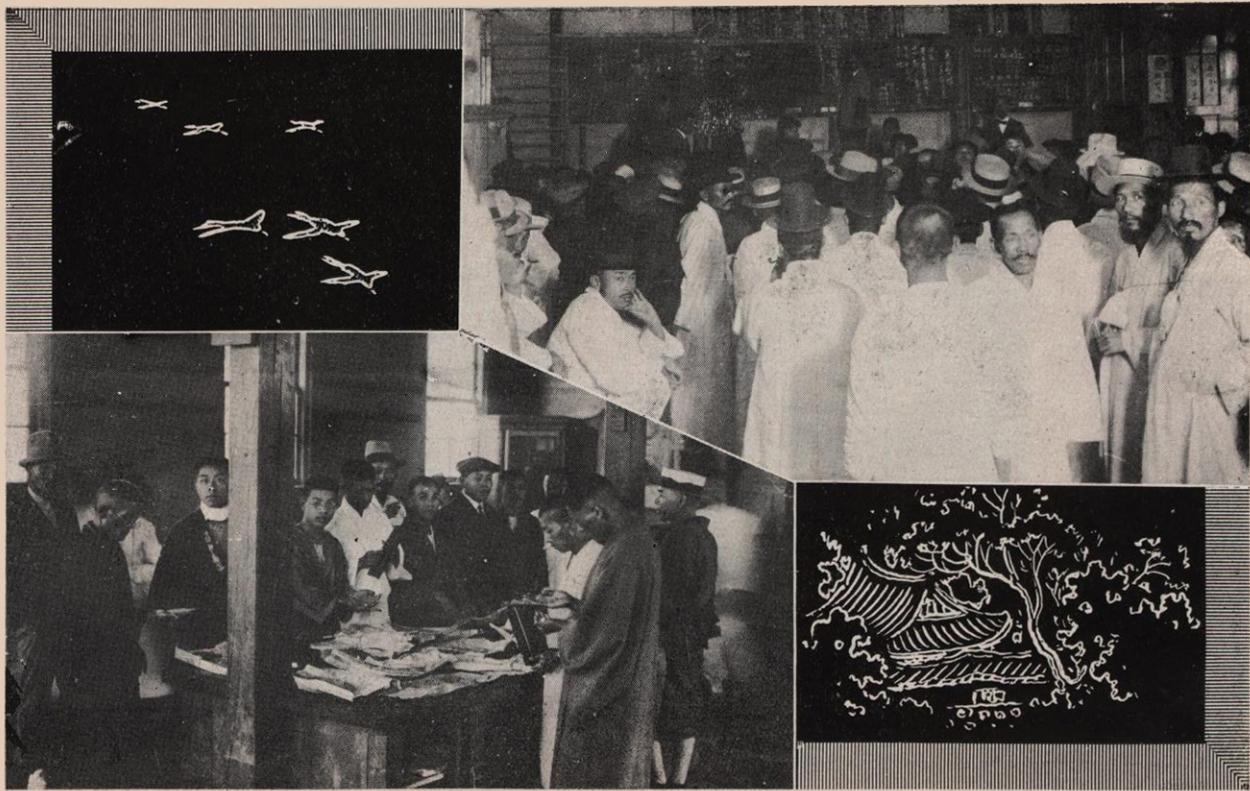
水原牛市場

江景市場



全 州 市 場

清 州 市 場



場市合組商穀米山群

金泉米市場



イ 口 八
 雜 雜 雜
 貨 貨 貨
 市 市 市
 場 場 場

二 水
 米 魚
 物 市
 市 場



圖 布 分 場 市 泉 金

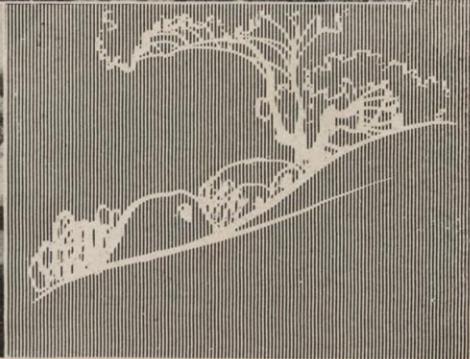


場市獸鳥泉金 下 場市貨雜泉金 中 場市米泉金 上



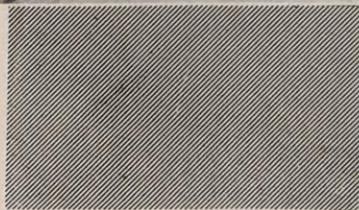
釜山魚市場

大邱市場



海州市場

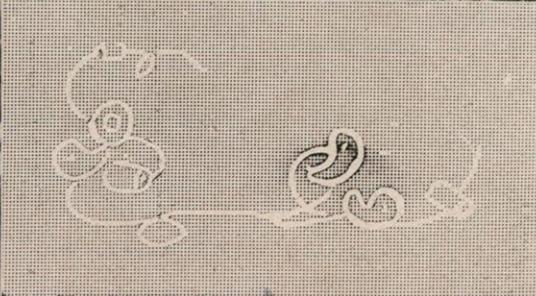
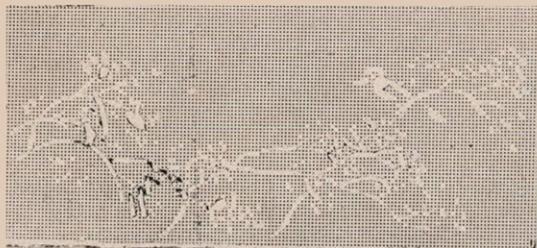
沙里院市場



通場市倉司壤平



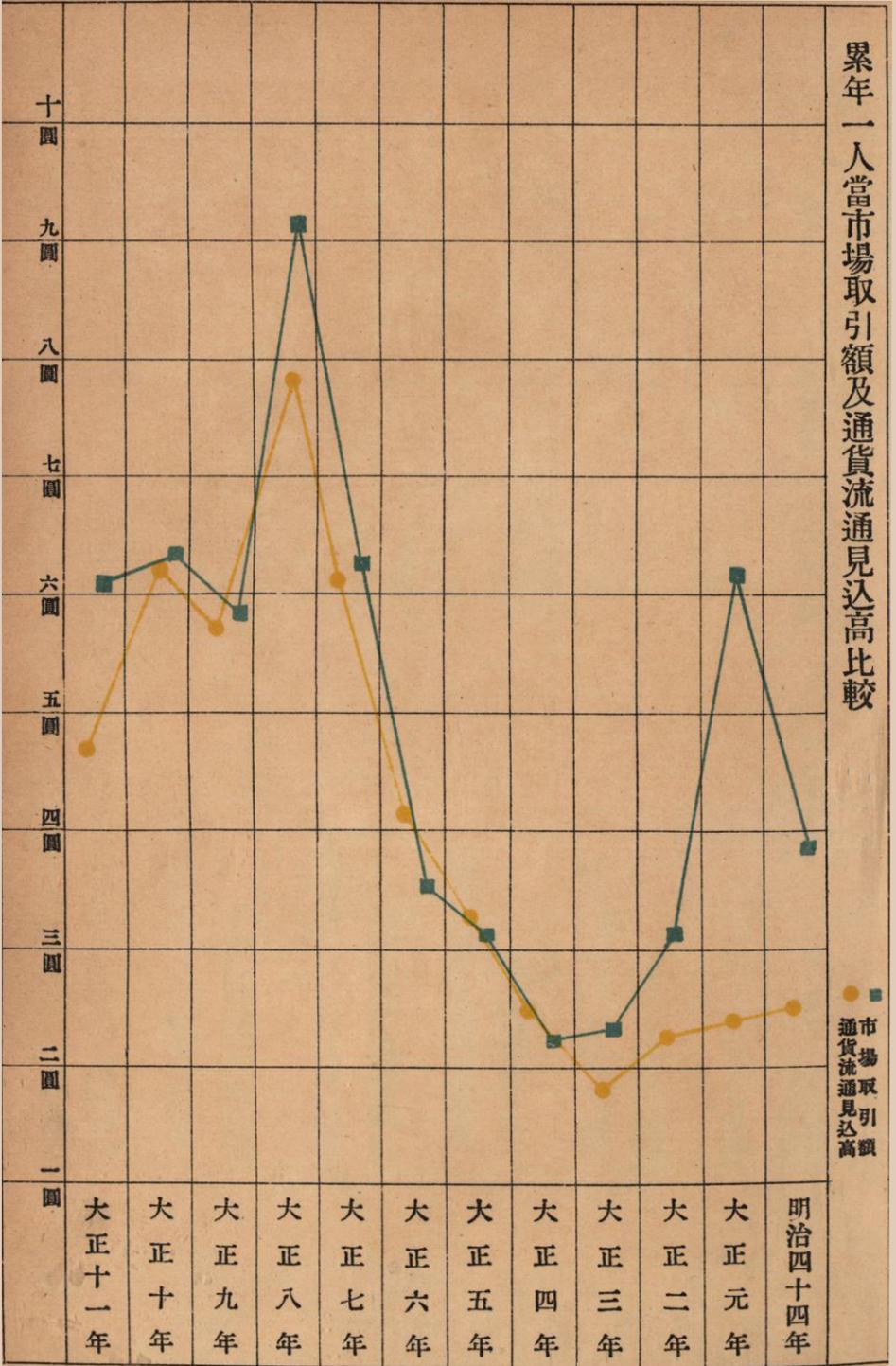
場市牛鎮山惠



場市茶魚興咸

場市興咸

累年一人當市場取引額及通貨流通見込高比較



● 市場取引額
■ 通貨流通見込高

種類別市場取引額

一億圓

七千五百萬圓

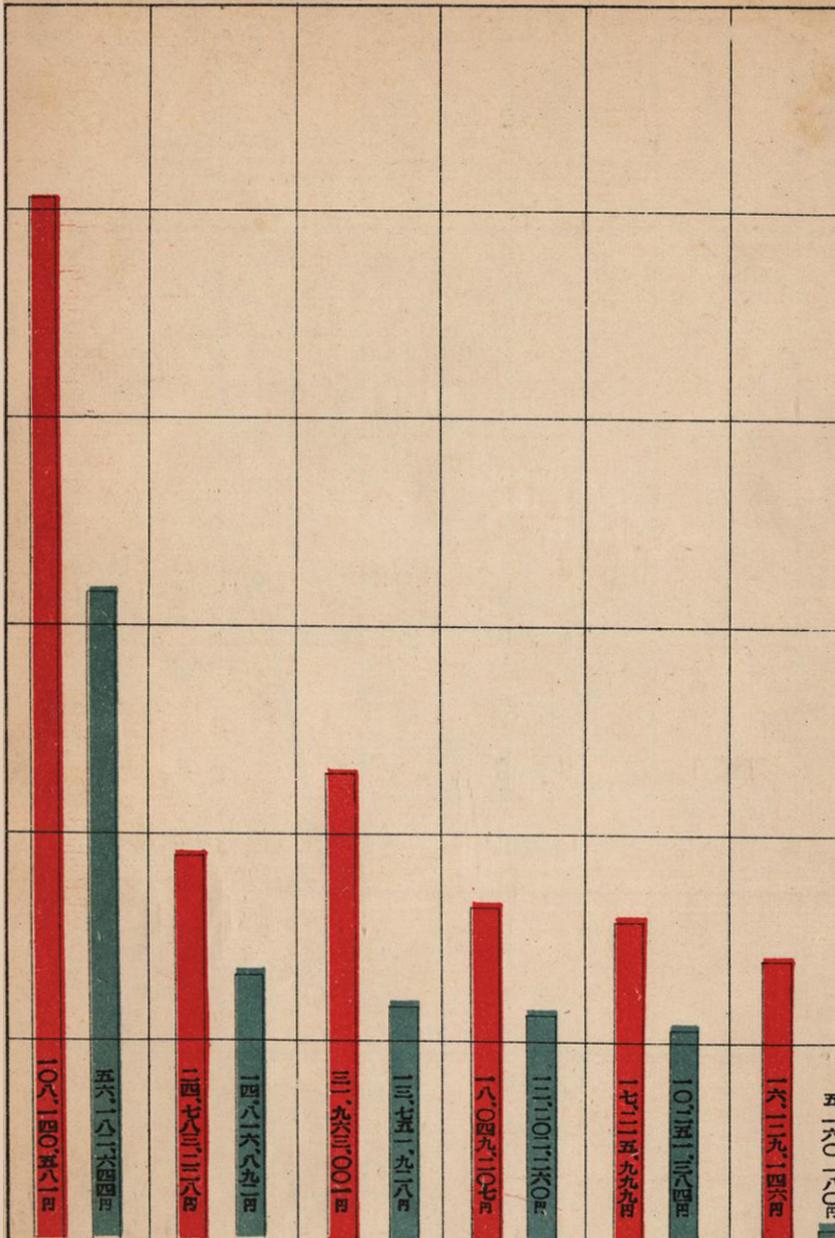
五千萬圓

二千五百萬圓

一千萬圓

五百萬圓
五、一六〇、一八〇圓

明治十四年
大正十一年



合計

農産物

畜類

織物

雑品

水産物

累年市場取引額及貿易額比較

三億圓

二億圓

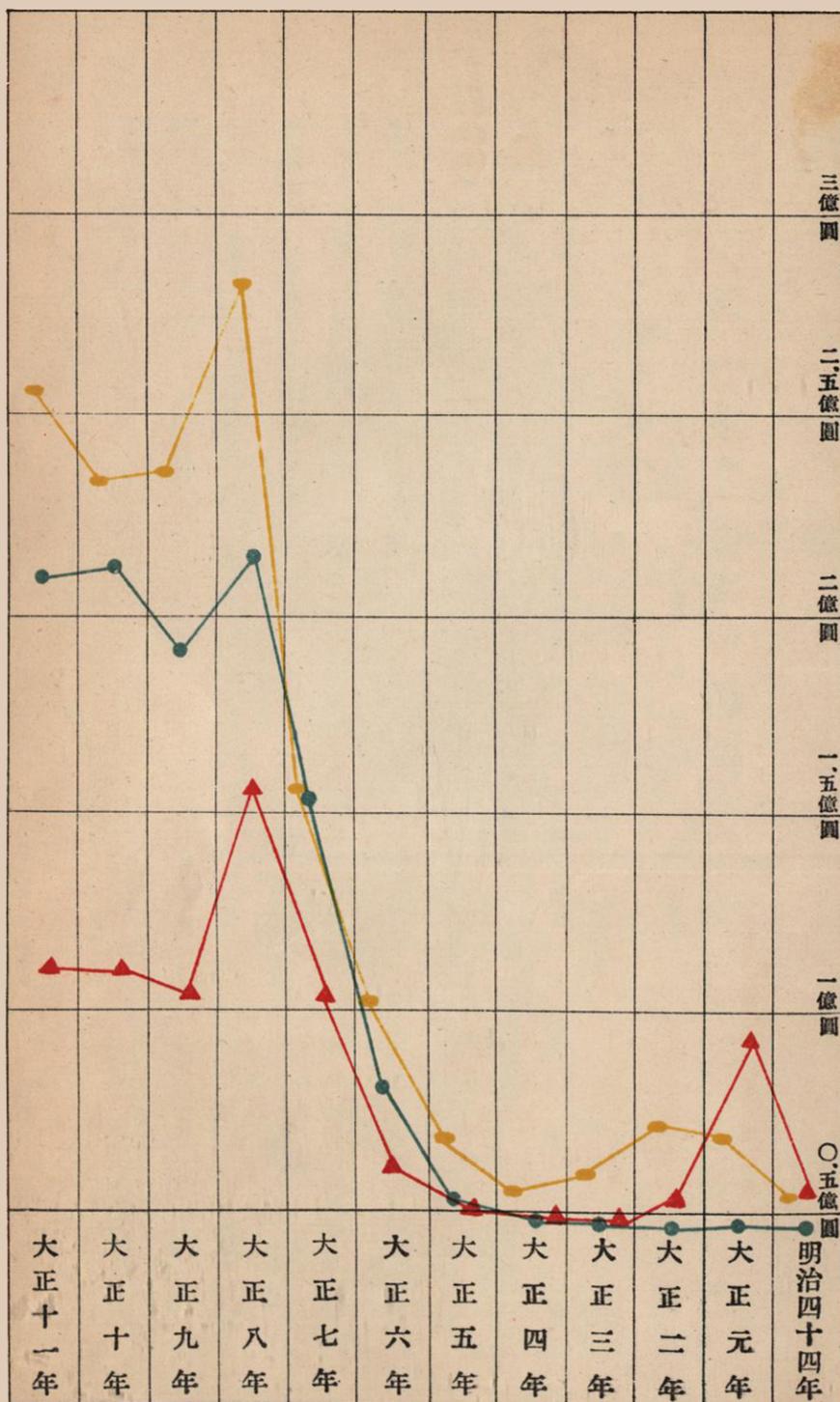
一億圓

五億圓

一億圓

〇.五億圓

▲ 市場取引額
● 輸移出額
○ 輸移入額



朝鮮の市場

第一章 市場の沿革

第一節 總説

一般商業と市場取引

往時に於ける朝鮮の國內商業は、其生産業の萎微、外國貿易の衰頹、國民經濟の不振、諸般制度の不備、苛税誅求の弊害、交通運輸の不便等各種の事情により、甚だ不振を極めて居たのみならず、其取引の方法も頗る幼稚なるものであつた。即ち併合當時の狀況に徴するも、京城、平壤、其他重なる市街地を除きては、朝鮮人にして百貨の取引を行ふに、常設店舗を設けて爲すものは極めて稀にして、國內商業の大部分は、元始的經濟生活に於て見るところの物々交換時代の遺物たる在來の市場に於て行はれ、日常生活の必需品は勿論、各般の物資は、市場所在地の周圍二三里乃至四五里の狹隘なる範圍内に於て、地方的に交換賣買せらるゝに止まり、従つて其一箇年の貨物集散高も各市場を通じて五千萬圓内外に過ぎなかつたやうである。また市場以外の商業取引も、客主、居間、旅閣等の如き、い

づれも數百年來の舊慣たる幼稚なる機關によりて行はれ、店舗の構造、取引の方法等に、文明的の新組織を採用せる者は極めて少い状態にあつた。

此に於てか本府は併合以來、或は市場に關する制度を確立し、或は市場並に取引所に對する監督を周密にし、或は度量衡制度を整備する等、鮮内商業の改善促進に關し種々施設する所あり、生産業の勃興、鮮人知識の進歩、生活程度の向上、及其資力の増加等と相俟つて、鮮内の商取引は漸次發達し、鮮人商間に於ける常設店舗の設置は次第に増加し、各地方共に貨物の荷動集散頻繁となり、取引貨物の種類も多くなり、且大量取引が盛んに行はれ、見本取引の發達、商業市街地の股賑、商取引方法の進歩等、其面目を改めつゝあることは明白である。併合當時の明治四十三年に於ける市場の數は九百以上、其貨物集散高は穀物現物及證券現物市場を除き約五千萬圓なるも、取引高は約一千五百萬圓と推算されるが、それが大正八年以降は常に一億圓以上に達し、今や其數一千二百餘を算し、朝鮮に於ける商業上、市場取引が大部分を占め、最も重要な機關たることを示して居る。

從來朝鮮に存在せる市場は、(一)在來の普通市場、(二)多數の營業者が一場屋に於て主として穀物食糧品の販賣を行ふ市場 (三)委託を受け競賣の方法に依り、貨物の販賣を行ふ市場、(四)同業者相會して見本又は銘柄により穀物の賣買を行ふ市場の四種に分れて居たが、其大部分は在來の市場にし

て、單に市場と稱するときは即ち在來の市場を意味するのである。在來の市場は各府郡一、二箇所より多きは十箇所以上に達し、平均五、六箇所ありて、其多くは陰曆の一、六の日、二、七の日、三、八の日、四、九の日、五、十の日と云ふやうに一箇月六回程度定期に開市するを例とし、間々市街地等に於て毎日開市するものあり、また藥令市の如きは春秋二回若くは一箇年一回の開市に過ぎざるものもある。而して毎市大量の取引が行はれ、賣買者雙方の爲めに便益を與へて居ることは甚だ大なるものである。

斯くの如く在來の市場は、朝鮮に於ける殆ど唯一の商業機關として、一般の商取引上に附與し來れる效果利便は頗る大なるものあり、各市場とも定例の市日には近郷近在より賣買者雲集し、殊に都會地に於ける京城、平壤、大邱、及地方の江陵、永興、天安、新幕等の大市場の盛況は、到底内地などで想像し得ざるものである。即ち市場は朝鮮人の生活上に取り極めて密接なる關係を有し、啻に商業取引の機關たるに止まらず、俱樂部、娛樂場、通信機關たるの働きをも爲し、また其反面に於ては遊興、浪費、竊盜、詐欺、賭博、姦通、惡宣傳等の機會をつくる弊を伴ふことが尠くない。また取引上に於ても從來居間、又は客主と稱する仲介業者が、賣買者の間に介在して妄りに懸引を行ひ、其無智に乗じて不當の利得を貪り、斗監考と稱する者が穀物の取引に際して計量を爲し賣買者をして無用の

失費を餘儀なくせしめたる如き不都合あり、或は市場の新設變更等に對しても、舊慣民情に通じないやうな弊もありて、其位置の不適當のものも無きにあらず、若くは在來市場の多くが殆ど設備と稱すべきものなく、爲めに附近の道路上に雜然と商品を羅列し、野天や陋穢なる小屋掛内に於て飲食物の取引を爲す等、經濟、交通、衛生上より見て弊害が多かつたのである。近來其監督取締の行き届きたる結果、此種の弊害は餘程除去さるゝに至つたが、尙市場に就いては改善すべき餘地が尠くない。

市場規則の發布

總督府設置後に於ても、市場に對する從來の弊風を一新し、其監督を嚴にするの必要を認め、市場の設置、變更等に付、地方長官をして本府に稟請の上處理せしむることとし、更に大正三年九月に至り、新に府令を以て市場規則を制定した。本令は當時の現況に鑑み、市場の種類を、(イ)在來普通の市場、(ロ)食料品販賣市場、(ハ)水産物、果菜等の糶市場の三種とし、市場の經營は水産物糶市場、及市場規則發布前より個人又は會社の經營に係るものを除き、其他の市場は爾今公共團體(府)又は之に準すべきもの(面)に非らざれば許可せざることとし、市場の設置、移轉、廢止、其他市場に關する重要な事項は、總て之を道長官の權限に委し、其他市場の組織、管理、監督に關する詳細の規定を設け、大正九年に至り同規則の一部を改正して現物市場に關する規定を設け、有價證券穀物取引市場の

設置を公認することゝなつたのである。更にまた近年物價の暴騰の爲めに一般の生活を脅威すること甚だしく、之を緩和して中流階級以下の生活難を救済することの必要なるを認め、府に於て公設の市場を設置し、希望者中より選定したる商人に之を貸付け、以て日用品の販賣業を営ましめることゝなり、市場販賣の商品に對しては、或は運輸業者に交渉して特に運賃の輕減を行はしめ、或は課税の免除を爲し、以て需要者に對し安價供給の方途を講じ、又市場には常に吏員を派して其實況を監視すると共に、交通衛生、不當暴利、其他の注意を施す等、専ら社會政策施設の目的に合致するに努めて居る。今左に市場規則を示して見やう。

市場規則

大正三年九月總令第三百三十六號
改正大正九年四月總令第三十八號
大正十三年九月總令第五十一號

第一條 本令ニ於テ市場ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

一 場屋ヲ設ケ又ハ場屋ヲ設ケサルモ區劃シタル地域ニ於テ毎日又ハ定期ニ多數ノ需要者及供給者來集シ貨物ノ賣買交換ヲ行フ場所

二 十人以上ノ營業者一場屋ニ於テ主トシテ穀物食料品ノ販賣業ヲ行フ場所

三 委託ヲ受ケ競賣ノ方法ニ依リ貨物ノ販賣業ヲ行フ場所

四 毎日又ハ定期ニ營業者集會シ見本又ハ銘柄ニ依リ物品又ハ有價證券ノ賣買取引ヲ行フ場所

第二條 市場ハ公共團體又ハ之ニ準スヘキモノニ非サレハ之ヲ經營スルコトヲ得ス但シ前條第四號ノ市場ハ會社又

ハ當該市場ニ於テ賣買取引ヲ行フ營業者ヲ以テ組織スル組合ニ於テ之ヲ經營スルコトヲ得

第三條 第一條第一號乃至第三號ノ市場ヲ設定セムトスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル願書ヲ道知事ニ提出シ許可ヲ受クヘシ

一名 稱

二位 置

三面 積

四設 備

五 開市日又ハ休業日及市場ノ開閉時刻

六 取引スヘキ主ナル貨物ノ種類

七 府面ニ於テ經營スル場合ヲ除クノ外使用料ヲ徵收セムトスルトキハ其ノ率及徵收方法

八 管理方法

九 設置ノ理由

前項ノ願書ニハ市場ノ設備位置及其ノ附近ノ狀況ヲ記載シタル圖面ヲ添附スヘシ

第三條ノ二 第一條第四號ノ市場ヲ設置セムトスルトキハ會社ニ在リテハ發起人組合ニ在リテハ組合員前條各號ノ事項ヲ記載シタル願書ニ左ノ書類ヲ添附シ朝鮮總督ニ提出シ許可ヲ受クヘシ

一 定款又ハ組合契約

二 市場ニ於ケル賣買取引ニ關スル規程

三 發起人又ハ組合員ノ氏名、商號、年齢、住所、營業所、職業

第四條 市場ヲ開始シタルトキハ遲滞ナク之ヲ第一條第一號乃至第三號ノ市場ニ在リテハ道知事第一條第四號ノ市場ニ在リテハ朝鮮總督ニ届出ツヘシ

第一條第三號又ハ第四號ノ市場ニシテ休業日以外ノ休業ヲ爲シタルトキ其ノ他ノ市場ニシテ一月以上ニ亘ル休業ヲ爲シタルトキ亦前項ニ同シ

第五條 第三條第一項第一號乃至第八號ニ掲ケタル事項ヲ變更セムトスルトキハ第一條第一號乃至第三號ノ市場ニ在リテハ道知事第一條第四號ノ市場ニ在リテハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クヘシ

第五條ノ二 第三條ノ二第一號及第二號ニ掲ケタル事項ヲ變更セムトスルトキハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クヘシ

第六條 市場ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ第一條第一號乃至第三號ノ市場ニ在リテハ道知事第一條第四號ノ市場ニ在リテハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クヘシ

第七條 道知事ハ公益上必要アリト認ムルトキハ第一條第一號乃至第三號ノ市場ニ對シ許可ヲ取消シ又ハ市場ノ移轉其ノ他適當ノ措置ヲ命スルコトヲ得

第七條ノ二 第一條第四號ノ市場ニ於テハ其ノ市場ヲ經營スル組合ノ組合員又ハ仲買人ニ非サレハ賣買取引ヲ爲ス

コトヲ得ス

仲買人タラムトスル者ハ商號、氏名、年齢、住所及營業所ヲ記載シタル書面履歷書及資産調書及市場經營者ノ同意ヲ得タルコトヲ證スル書面ヲ添附シ朝鮮總督ニ提出シ許可ヲ受クヘシ

組合員脫退シ又ハ氏名、商號、住所若ハ營業所ヲ變更シタルトキハ組合ハ遲滞ナク朝鮮總督ニ届出ツヘシ

前項ノ規程ハ仲買人死亡若ハ廢業シ又ハ氏名、商號、住所若ハ營業所ヲ變更シタル場合ニ之ヲ準用ス

第七條ノ三 朝鮮總督ハ公益上必要アリト認ムルトキハ第一條第四號ノ市場ニ對シ許可ヲ取消シ定款、組合契約若ハ買賣取引ニ關スル規程ノ變更ヲ命シ又ハ組合員若ハ仲買人ニ對シ營業ノ禁止若ハ停止其他適當ノ措置ヲ命スルコトヲ得

第八條 委託ヲ受ケ競賣ノ方法ニ依リ貨物ヲ販賣スル營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル願書ニ市場經營者ノ同意ヲ得タルコトヲ證スル書面ヲ添附シ道知事ニ提出シ許可ヲ受クヘシ

一 商號 氏名

二 資本金額

三 營業期間

四 營業規程

五 營業所ノ位置

六 貨物ノ種類

七 一年間ノ販賣見込數量及金額

八 一年間ノ損益見込計算

營業者其ノ營業上必要ナル設備ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ記載シタル書面及圖面ヲ前項ノ願書ニ添附スヘシ

第九條 前條ノ營業規程ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 貨物ノ保管及販賣ノ方法ニ關スル事項

二 仲買人ヲ置クトキハ其ノ資格及加入脫退ニ關スル事項

三 販賣手數料ノ率及取立方法委託者ニ對スル代金支拂方法其ノ他委託ニ關スル事項

四 營業時間及休業日ニ關スル事項

五 前各號ノ外營業ニ關シ必要ナル事項

第十條 第八條第一項第三號ノ營業期間ハ十年ヲ超ユルコトヲ得ス但シ申請ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得

第十一條 第八條ニ依リ許可ヲ受ケタル營業ハ相續ニ依リ之ヲ繼承スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ相續人ヨリ遲滯

ナク之ヲ道知事ニ届出ツヘシ

第十二條 第八條ノ許可ヲ受ケタル者同條第一項第三號、第五號、第六號ノ事項同條第二項ノ設備又ハ營業規程ヲ

變更セムトスルトキハ遲滯ナク道知事ニ届出ツヘシ

第八條第一項第一號ノ事項ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク道知事ニ届出ツヘシ

第十三條 第八條ノ許可ヲ受ケタル者ハ正當ノ理由アル場合ヲ除クノ外休業日以外ニ其ノ營業ヲ休止スルコトヲ得

ス

第十四條 第八條ノ許可ヲ受ケタル者ハ營業規程ニ依ル場合ヲ除クノ外其ノ營業貨物ノ販賣委託ヲ拒ムコトヲ得ス

第十五條 第八條ノ許可ヲ受ケタル者其ノ營業ヲ開始シ廢止シ又ハ休業日以外ニ休止シタルトキハ遲滞ナク之ヲ道

知事ニ届出ツヘシ但シ營業休止ノ場合ハ其ノ事由ヲ届書ニ記載スヘシ

營業者死亡シタルトキ又ハ解散ニ依リ營業ヲ廢止シタルトキハ相續人又ハ清算人ヨリ遲滞ナク之ヲ道知事ニ届出ツヘシ

第十六條 道知事必要アリト認ムルトキハ第八條ノ許可ヲ受ケタル者ヲシテ營業ノ狀況及出納計算ノ報告ヲ爲サシ

メ又ハ之ニ關スル書類帳簿ノ検査ヲ爲スコトヲ得

第十七條 第八條ノ許可ヲ受ケタル者許可ヲ受ケタル日ヨリ六月内ニ營業ヲ開始セス又ハ營業休止一月ヲ超ユルト

キハ道知事ハ營業ノ許可ヲ取消スコトヲ得

道知事公益上必要アリト認ムルトキハ第八條ノ許可ヲ受ケタル者ニ對シ許可ヲ取消シ又ハ營業ノ停止營業所ノ位置ノ移轉其ノ他適當ノ措置ヲ命スルコトヲ得

第十八條 警察官必要アリト認ムルトキハ市場ニ於テ營業ヲ爲ス者又ハ市場ニ入ル者ニ對シ公安、交通又ハ衛生ノ

取締ニ關シ臨時必要ナル措置ヲ爲スコトヲ得

第十九條 左ノ名號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 許可ヲ受ケスシテ市場ヲ設置シタルトキ

一ノ二 組合員又ハ仲買人ニ非サル者第一條第四號ノ市場ニ於テ賣買取引ヲ爲シタルトキ又ハ不實ノ申告ヲ爲シ

第七條ノ二第二項ノ許可ヲ受ケタルトキ

二 許可ヲ受ケスシテ第八條ニ規定スル營業ヲ爲シ又ハ不實ノ申告ヲ爲シテ第八條ノ許可ヲ受ケタルトキ

三 第八條ノ許可ヲ受ケタル營業者營業所トシテ許可ヲ受ケタル市場外ニ於テ其ノ營業ヲ爲シタルトキ

四 第十三條第十四條ノ規定又ハ第七條ノ三若ハ第十七條ノ命令ニ違反シタルトキ

第二十條 第八條ノ許可ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第十二條第一項ノ規程ニ違反シ又ハ不實ノ申告ヲ爲シ第十二條第一項ノ許可ヲ受ケタルトキ

二 許可ノ條件又ハ營業規程ニ違反シタルトキ

三 第十六條ニ規定スル検査ヲ拒ミ營業ノ狀況若ハ出納計算ノ報告ヲ爲サス又ハ報告ニ不實ノ記載ヲ爲シ若ハ事

實ヲ隱蔽シタルトキ

四 營業ニ關スル書類、帳簿ニ不正ノ記載ヲ爲シ又ハ故意ニ必要ノ事項ヲ記載セサルトキ

第二十一條 第十八條ニ依ル警察官ノ命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十二條 第七條ノ二第三項、第四項、第十一條、第十二條第二項又ハ第十五條ニ規定スル届出ヲ怠リタル者ハ
科料ニ處ス

第二十三條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令ニ規定スル罪ヲ犯シタルトキハ其ノ
罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第二十四條 第一條第四號ノ市場ヲ經營スル組合員、仲介人又ハ第八條ニ規定スル營業者ハ其ノ代理人、戸
主家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令ニ規定シタル罪ヲ犯シタルトキハ自己ノ指揮ニ
出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十四條ノ二 第一條第四號ノ市場ニ關スル規定ハ會社組織ノ取引所ニハ之ヲ適用セス

附 則

第二十五條 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六條 委託ヲ受テ競賣ノ方法ニ依リ貨物ヲ販賣スル市場ハ當分ノ内公共團體又ハ之ニ準スヘキモノ以外ノ者
ニ對シ期限ヲ附シ其ノ設置ヲ許可スルコトヲ得

第二十七條 本令施行ノ際現ニ存在スル市場ニシテ會社又ハ個人ノ經營ニ屬セサルモノハ道知事ノ指定スル公共團
體又ハ之ニ準スヘキモノニ於テ設置シタルモノト看做ス

第二十八條 本令施行ノ際現ニ會社又ハ個人ニ於テ經營スル市場ハ引續キ之ヲ經營スルコトヲ得

前項ノ市場ニハ第四條第二項、第五條乃至第七條ノ規定ヲ準用ス

第二十九條 第二十六條ノ市場經營者及前條ノ市場ヲ經營スル會社又ハ個人ニハ第十一條、第十三條、第十五條第

二項、第十六條ノ規定ヲ準用ス

前項ニ依リ準用シタル規定ニ關スル本令ノ罰則ハ前項ノ市場經營者ニ之ヲ準用ス

第三十條 不實ノ申告ヲ爲シ第二十六條ノ市場ノ許可ヲ受ケタル者又ハ市場ヲ經營スル會社又ハ個人ニシテ第七條

ノ命令ニ違反シタルトキハ一年以下ノ懲役禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

市場ヲ經營スル會社又ハ個人ニシテ許可ノ條件ニ違反シタルトキ、第五條若ハ第六條ノ規定ニ違反シタルトキ又

ハ不實ノ申告ヲ爲シ第五條ノ許可ヲ受ケタルトキハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

市場ヲ經營スル會社又ハ個人ニシテ第四條ノ届出ヲ怠リタルトキハ科料ニ處ス

第三十一條 本令施行前許可ヲ受ケ現ニ第八條ニ規定スル營業ヲ爲ス者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第三十二條 第二十八條ノ市場又ハ前條ノ營業ニ付期間ノ定メナキモノハ其ノ期間ヲ本令施行ノ日ヨリ十年トシ其

ノ期間ノ定メアルモノハ其ノ期間之ヲ存續スルコトヲ得

第三十三條 第二十七條及第二十八條ノ市場經營者ハ第三條ニ掲ケタル事項第三十一條ノ營業者ハ第八條ニ掲ケタ

ル事項ヲ本令施行ノ日ヨリ六月内ニ道知事ニ届出ツヘシ

第二十七條及第二十八條ノ市場經營者ニシテ其ノ市場ニ付許可ヲ受ケタル者又ハ第三十一條ノ營業者ハ許可ノ官廳許可年月日及期間ヲ前項ノ届出ト同時ニ道知事ニ届出ツヘシ

前二項ノ届出ヲ怠リタルトキハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附 則 (大正九年四月總令第三十八號附則)

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ第一條第四號ノ市場ヲ經營スル者及其ノ仲買人ハ本令施行ノ日ヨリ三月内ニ本令ニ依リ許可ヲ受ケヘシ

前項ニ依リ許可ヲ願出テタル者ハ其ノ許否決定スル迄従前ノ例ニ依リ事業ヲ繼續スルコトヲ得

本令施行前會社令ニ依リ許可ヲ受ケ第一條第四號ノ市場ヲ經營スル會社ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

附 則 (大正十三年九月總令第五十一號)

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二節 市場の起源變遷

市場に關する歴史的研究は本調査の範圍外に屬するを以て、本篇の記述並に資料蒐集に就いては、専ら其現情を審かにすることに努める方針を執り、茲には只市場の起源並に其變遷の概略を知るに便せんが爲め、小田省吾氏の「朝鮮市場資料管見」を參考として掲げて置くことにした。

新羅の市場

三國史記を按ずるに新羅炤知王十二年の條に

「初開京師市。以通四方之貨。」

とあり。蓋し市に關し朝鮮史籍に見ゆる最初のものなるべし。此處に京師市といへるは、當時の國都たりし今の慶州に於ける市場を指すこと勿論にして此の以外の諸地方に於ても既に市場の存せしものならむ。然れども之に就きては的確の史料見當らず。

三國史記職官志には東市典、西市典、南市典(北市典はなし)なる官衙見ゆ。

東市典は智證王十年に、他の二市典は孝昭王四年に置かれたるものにして、共に京師の市を監督せしものなり。されば當時の京師市は相當盛なるものなりしならむ、各典の官吏としては、監二人、舍人二人を置けり。

増補文獻備考市糶考に引用せる左記史料は、新羅市場の實情を窺ふ一端となすべし。

「唐書曰。新羅市皆婦女貿販。」

宋孫穆所撰鷄林類事曰。日早晚爲市。皆婦人挈一柳箱。一小升有六合爲一刀。以糶米定物之價而貿易之。其他皆視此爲價之高下。」

高麗の市場

高麗仁宗の時未より來りし正使路允迪の隨行員徐兢の著はせし高麗圖經には左の記事あり。

「高麗故事。每使人至。則聚爲大市。羅列百貨。丹漆繒帛皆務華好。而金銀器用悉王府之物。及時舖陳。蓋非其俗然也。」

未使の來る時などには特別に京師市を盛にして産物の多きを衒ひしものならむか。又同書に

「其俗無居肆。惟以日中爲墟。男女老幼官吏工伎各以其所有用以交易。」

とあれば一般の風俗としては常設的店舗即ち所謂居肆なく、惟だ日中に於て今日朝鮮各地に見る如き市場を顯出せしなり。墟ぼとは康熙字典に「商賈貨物輻輳處」とあれば謂ふまでもなく今日の市場なり。又増補文獻備考に引用せる文獻通考には

「高麗使郭元言。方午爲市。不用錢以布米貿易。」

とあり。略當時の市場の有様を知るべし。

然るに熙宗の時に至り、大に開城の市場を改營して幾分常設的塵舗を見るに至れるが如し。それは高麗史に

「熙宗四年秋七月丁未。改營大市。左右長廊自廣化門至十字街。凡一千八楹。又於廣化門內。構

大倉南廊迎休門等七十三楹。」

とあり。廊とは京城鍾路街に六矣塵の殘遺として見る如き、官設の商店長屋の謂なり。

市廩監督の官衙としては、高麗史百官志に、

「京市署、掌勾檢市廩。」

とあり。蓋し新羅の三市典に相當し、京師の市廩を監督せしものなり。高麗末期の王辛禡の時、開城の物價非常に騰貴したるを以て、時の執政崔瑩は令を下し、京市署に於て先づ物價を評定し、商品に税印を捺して標識となし之を賣らしめ無印の商品を賣買するものは死刑に處することとせり。市人之が爲め大に震慄せしも、事竟に行はれざりしと云ふ。

李氏朝鮮の市場

京城の市街に官設塵舗の設けられしは、太祖の次なる定宗の時にして、開城の制に倣ひしものなり。増補文獻備考市糶考には

「定宗元年。始置市廩。左右行廊八百餘間。自惠政橋至于昌德宮洞口。」

とあり。惠政橋は現に光化門郵便局前にある橋なり。されば京城の中央たる今日の鍾路通の左右に設けられたる行廊即ち商店長屋は、當時京城商業の中心にして、其の行廊は幾多の塵舗に區分

せられ、種々なる商品を鬻げり。其の塵舗中の主たるものは即ち所謂六矣塵なり。されども此の市塵は決して普通に謂ふ所の市場にあらず。市場は此の以外に行はれしものなり。

世宗の十二年通信使として日本へ往きて歸りたる朴瑞生の復命上啓は世宗實錄に掲載せらる。其の中に於て、當時日本の市制と朝鮮の市場とを比較論述せる條に頗る興味あるを覺ゆ。即ち左の如し。

「日本街市制。市人各於簷下用板設層樓。置物其上。非惟塵不及汚。人得易觀而買之。市人食物無貴賤皆買食之。我國之市。則乾濕魚肉等食物皆置塵土。或坐或踐乞。自雲從街左右行廊。東至樓門。自鍾樓南至廣通橋。皆構補簷。其下設層樓。置物之處。分某間爲某所。以次懸額。令其易知。」

即ち本條は主として魚類等の市場につきて云へるものなり。其の行廊につきて記する中、雲從街とは鍾路の鍾樓より以西をいひ、廣通橋は鍾樓より南方に在りて、南大門通を横ぎれる開川に架する橋なれば、此方面にも亦行廊の設けられしを知るべし。京都雜誌と云へる書には、左の記事あり一面の参考となすに足る。

「緞紬紙布諸大舗。挾鍾街而居。餘皆散處。凡趨市者。晨集于梨峴及照義門外。午集于鍾街。一

城之所需者。東部菜七牌魚爲盛。南山下善釀酒。北部多賣餅家。俗稱南酒北餅。」

右記事、梨峴とは東大門内に在り。現在の黃橋通と鍾路大通りとが十字路になつて居る邊から西の方宗廟廣場前迄に至る邊の道路をいひ、七牌も亦地名にして、現今南大門外、吉野町邊に當る處をいふ。之によりて見れば、東大門内の蔬菜市場、南大門外の魚類市場最も盛なりしが如し。此の外尙柴炭其他の市場は城内の諸所にありしなり。今は單に文獻に見當りたるものを掲ぐるのみ。

是等の市塵竝に市場を取締る官衙は之を平市署と稱す。東國輿地勝覽に「平市署。在中部堅平坊。掌勾檢市塵。平斗斛丈尺。低昂物貨等事。」

とあるもの是なり。

若し夫れ京城以外に在る所の市場は之を郷市と稱し、一六、二七、三八、四九、五十の日に於て一箇月に六回の開市をなすを常例とす。是等各邑の市場は存廢移徙常ならず、其の數固より一定せず。増補文獻備考市糶考郷市の條に掲ぐる所、全鮮を通じて約九百箇處あり。

(大正九年十月本府發行雜誌「朝鮮」に登載)

第三節 韓國時代の市場

市場の起源變遷は、前節に引用した市場史料管見に據りて略ぼ窺ふことが出来るから、以下少しく

最近の市場状態を説明して見やう。從來市場に關して完全なる調査の行はれたことは殆んどないが、今より約二十年前の隆熙三年九月、當時の韓國政府度支部司稅局に於ては、全鮮各市場に付、市場名開市日、一箇年取引高、主要取引品、貨物集散地域、新貨流通狀況等を調査したことがある。其調査は勿論不完全ではあるが、當時の市場状態の一斑は知るに難くない。今當時の記録に基き、主要市場一覽表を作製せば即ち次の通りである。

主要市場一覽表

道名	市場名	開市日	一箇年取引高	主要取引品	貨物の集散地域	備考
京	漢城府 西部宣惠倉内市場	毎 日	2,300,000 ^円	米、大豆、小麦、海産物、果物、煙草、雜貨等	京城附近、仁川、釜山、群山、光州、南原、淮陽、奉化、青山、金城、豐基	
	水原郡北部普施洞 門内市場	九 日	2,600,000	米、大豆、小麦、粟、鹽、明太魚、牛、綿糸布、寸、苧、木炭等	龍仁、水原、京城、仁川	
	廣州郡中塗面松坡場	五、十日	2,200,000	米、雜穀、牛、布、木、魚、鹽、果實、苧、炭、雜貨等		
畿	江華郡府内面市場	二、七日	1,200,000	牛、米、大豆、雜穀、鹽、薪炭、布、鐵器、果物、肉類等	京城、仁川、喬洞、江華、金浦、通津	

道

長湍郡長西阜浪浦場 同

牛、洋木、廣物、木綿、白
木、單糸、北魚、其、栗、甘
藷、大粟、乾柿、梨、米、大
豆、小豆、粟、石油、麻鞋、
卵、煙竹
開城、汝山、穢城
及附近

安城郡東里面場基市場 同

三〇〇,〇〇〇

米、牛、皮類、麻、葛、
糸類、海産物、砂糖、
雜貨等
陽城、竹山、陽智、
陰竹、稷山、鎮川

陰竹郡南面長湖院市場 四、九日

一六五,〇〇〇

穀類、乾物、雜貨、
牛、薪炭、油、鹽、布
類、器物等
忠州、淸州、鎮川、
陰城、驪州

公州郡公州市場 一、六日

三〇〇,〇〇〇

布帛、葛、酒、牛皮、鹽、
魚、綿糸、雜貨等
公州、群山、大田、
論山、美江、全義、
烏致院

同長尺面大橋市場 三、八日

瑞山郡瑞山市場 二、七日

一八〇,〇〇〇

雜穀、布帛、魚、陶磁器、
牛、麴等
泰安、唐津、沔川

恩津郡花枝面論山市場 三、八日

二、七三、二七

綿麻布、雜穀、葛、魚、
酒、雜貨、牛等
錦山、公州、魯城、
恩津

恩津郡江景上町市場 四 日

綿布、麻布、雜穀、葛、
魚、酒、雜貨等
錦山、連山、論山、
扶餘、公州、鴻山、
彌山、龍安、益山、
林川の各地方

同郡江景下町市場 九 日

右 同
定山、公州、羅州、
靈光、泰安、濟州
等

禮山郡禮山市場 五、十日

三〇〇,〇〇〇

雜穀、魚、布木、鐵土器、
紙、葛等
公州、天安、牙山、
平澤、溫陽、新昌、
洪川、定山、大興、
結城、海美、青陽、
沔川

朝鮮の市場

朝鮮の市場

道	忠	清	北	道	全	羅	北	道	全	羅
同	清州郡清州市場	忠州郡忠州市場	堤川郡邑内市場	臨陂郡邑内市場	沃溝府京場市場	井邑郡邑内市場	務安府府内面雙橋市場	光州郡西門外市場	同	同
四、九日	二、七日	五、十日	二、七日	二、七日	十 日	二、七日	四、九日	同	同	同
六、六日	四、三日	二、四日	二、七日	二、七日	二、七日	二、七日	四、九日	同	同	同
六、六日	四、三日	二、四日	二、七日	二、七日	二、七日	二、七日	四、九日	同	同	同
雜穀、乾魚、布帛、煙草、棉花等	米、牛馬、魚類、布帛、莫、紙、棉、薪炭等	雜穀、薪炭、莫、木綿、棉花、雜貨等	牛、麻、苧布、木綿、莫、魚等	米、大豆、麻布、紬、緞、鹽、魚、莫、麩子、雞、苜蓿等	米、大豆、菜豆、木花、眞荳、白木、麻布、金巾、廣木、曲子、南草、白鹽、甘藷、乾花魚等	米、雜穀、雜貨、苧麻、陶瓷、木綿、雜穀等	莫、蕨、鹽魚、青物、木綿、麻布、籠、家禽、棉花等	米、綿布、絹布、麻布、木竹細工、鹽、鞋、薪炭等	同	同
錦山、珍山、公州、嶺峯、文義、沃川、懷仁、燕岐	忠 清 南 道	地 廻 な り	丹陽、永春、清風、忠州、江景、平昌	沃溝、咸悅、益山	臨陂、萬頃、全州、舒川、咸悅、韓山、江景	古阜、泰仁、興德、長城、淳昌	府 内 一 圓	南平、昌平、潭陽	同	同
南二面立岩洞に砂金を産し本市を通過して京城、仁川方面へ移出さる	煙草産額五萬餘貫にして忠州、京城方面へ移送さる			特産莞蓆は冬期に約六百五十圓を春期は春秋の候に於て郡内上北面、下北面に於て一千圓を産し本郡及沃溝府に移出す	特産白鹽は春秋米面、定面に於て約二萬四千圓を産し主	苧麻は著名の特産にして五月より十月迄に六萬圓を産し	棉花、木綿の特産あり棉花は年額二十七萬斤にて日本へ主として輸出さる木綿は年二萬疋を産す			

道		北		尙		慶		道		南					
高靈郡邑市場	四、九日	金山郡金泉市場	同	永川郡大市場	二、七日	尙州郡尙州市場	二、七日	慶州郡扶助市場	五、十日	大邱郡西門市場	二、七日	濟州郡州城市場	二、七日	海南郡邑内市場	一、六日
三三〇,〇〇〇		七〇〇,〇〇〇		四三〇,〇〇〇		三〇〇,〇〇〇		一,〇〇〇,〇〇〇		三三〇,〇〇〇		三三〇,〇〇〇		三三〇,〇〇〇	
鹽、薪炭等	布木、穀物、牛馬、魚	穀物、牛、豚、雞、卵、苺、曲子、薪炭、麻布、農具、苳等	麻、白木、苺、紙、魚、穀物等	穀物、牛、布木、釜鼎、薪炭、魚、紙等	穀類、織物、海産物、薪炭、煙草、器物、雜貨等	穀類、白木、木花、唐木、白苧、牛、鹽、苺等	穀類、布木、綿、牛、魚、鹽、織物等	魚、鹽、薪炭	穀物、白木、麻布、牛、魚、鹽、薪炭	絹布、木綿、金巾、綿、麻布、筵、紙、苺、鹽、牛、魚等	品、苳、牛馬	笠、帽子、唐木、玉、洋木、魚、洋大布、麻布、石油、構寸、鹽、青木、金屬製	笠、帽子、唐木、玉、洋木、魚、洋大布、麻布、石油、構寸、鹽、青木、金屬製	絹布、木綿、金巾、綿、麻布、筵、紙、苺、鹽、牛、魚等	品、苳、牛馬
大邱、星州、陝川		金山、星州、善山、黃澗、知禮、大邱、居昌、開寧、釜山	安東、義城、盈德、眞寶	慶山、慈仁、大邱、義城、義興、延日、清河	大邱、禮安、榮州、東萊	咸昌、善山、龍宮、金泉、大邱、釜山	郡 一 圓	咸陽、盈德、高靈、延日、永川、慶州、安東等	馬山、莞島、珍島、康津、木浦、靈岩	濟州、全國、下關、長崎	木槲は郡内一圓に産し、年約九千圓を作り、大邱、京城、平壤、義州地方に移出し、涼太(帽子)は年約一萬二千圓を産し、各道へ移出す、二千圓は三千圓、苳布は二萬八千圓、帽子は一萬六千圓を産す	木槲は郡内一圓に産し、年約九千圓を作り、大邱、京城、平壤、義州地方に移出し、涼太(帽子)は年約一萬二千圓を産し、各道へ移出す、二千圓は三千圓、苳布は二萬八千圓、帽子は一萬六千圓を産す	棉花の年産約六萬圓にて、主日本へ送られ、棒油は古來海棒油の稱あるも、其額僅に一石乃至二石位を十月頃に僧侶に依りて製出さる	馬山、莞島、珍島、康津、木浦、靈岩	

朝鮮の市場

朝鮮の市場

奉化郡乃城市場 八日
穀物、魚、鹽、牛、麻布、白木、苧、柿、油等
京城、大邱、江陵、豊基、青陽
當地の特産物紬は一年二萬圓を、棗は五千圓を産出し上記の各地方へ搬出す

比安郡安溪市場 一、六日
穀物等
牛、釜、魚、鹽、苧、義城、軍威、尙州、醴泉、善山

東萊府邑内市場 二、七日
一、六、二〇〇
靑布、緞屬、支那木綿、苧布、白米、麥、大豆、曲子、白木、麻布、紙、紬屬、苧筵、鹽、魚、牛、食鼎等
府内、梁山、糖張、慶州、京城、安東、宜寧

昌原府馬山市場 五、十日
三、六、〇〇〇
米、麥、大豆、白木、苧、白苧、麻布、紗、紙、魚、海毛、牛、鑪器、苧草、席、果實、炭等
咸安、宜寧、靈山

密陽郡邑内市場 二、七日
六、三、九六
五穀、魚、鹽、紙、牛、雞、錦布、苧、苧席、薪炭、蔬菜、釜、鑪器等
郡内、靈山、清道、昌寧

尙 同 守山里市場 三、八日
三、五、三〇
綿布、牛、魚、鼎、苧席、穀物等
昌原、靈山、金海

同 三浪里市 一、六日
三、六、〇〇〇
絹布、魚、鹽、薪炭、鑪器、穀類、苧席等
郡内、梁山、昌原、金海

晋州郡府内市場 二、七日
二、四、〇〇〇
五穀、綿布、麻布、海産物、苧、紙、席、牛、陶器、鐵器、竹木、薪炭等
丹城、山清、三嘉

南 河東郡邑内市場 二日
二、〇〇、〇〇〇
石油、金巾等
釜山、馬山

同 廣坪市場 七日
一、〇〇、〇〇〇
燐寸、紡績糸等
泗川、金海

當地には鹽の特産品あり
海苔は本地の特産物にして一月、二月の間に於て約八千圓を産し全國へ移出す
眞は本地の特産にて八、九月の交千圓を産し、釜山、光陽の各地へ移送す
特産額管は年額一千五百丹(一月は十月)大口魚は十二月に三百圓、青魚は一月、二月に三百圓、鹽は春秋に一千石を産出す
特産物は年額七萬二千圓、夏秋に二萬三千圓を産出す

道	黃	海	道	江	原
居昌郡川内市場 一、六日	鳳山郡沙里院面 沙里院市場 五、十日	安岳郡細洞面西山市場 二、七日	同郡延岩面上竹洞市場 同	春川郡邑内市場 二、七日	鐵原郡上市、下市 三、八日
二八,〇〇〇	三三,500	四七,〇〇〇	四七,三〇〇	二〇〇,〇〇〇	
米、麻布、牛、苧、木綿、金巾等	米、大豆、小豆、鹽、鹽魚、金巾等	穀類、綿布、紙、苧、海産物、果物、薪炭、雜貨等	穀物、織物、苧、鹽魚、牛、豚、陶器等	牛、乾魚、錦物、白木、唐木、白苧、麻布、紙、笊子等	牛、乾魚、雜貨等
晉州、馬山、金泉、大邱、釜山、郡内	附近 七面	文化、信川、長連、鎮南浦、平壤	附近 九面	晉州、丹城、三嘉、馬浦	附近 各郡
當地方の特産麻布は年三千疋を産し京城金泉を主要取引地とす	其は本地方の特産にして年約四千疋を産す	蘆席は當地方の特産物たり	當地は生果の賣買頗る盛なり	本郡の特産品大豆、小豆、竹は年三千五百圓を産出す	當地は煙草、粟の特産地なり
				金巾、石油、明太魚、甘	金巾、綿糸、麻布、紬
				畜、鹽魚、乾魚、米、粉、大豆、小豆、薪炭、卷苧、紡績糸、菓子、紙、鹽、白蠟等	牛、米穀、木綿、袖、金地廻り、開城、京城
				牛、明太魚、蠶、米、雜穀、棉、唐木、白木、煙草等	
				右 同	
				附近七面、平壤、中和、祥原	
				伊川、谷山、新溪	
				附近 各郡	

朝鮮の市場

朝鮮の市場

道	南	安	平	道
通川郡庫底里市 同	德川郡德川邑市場 二、七日	安州郡城内市場 四、九日	平壤郡平壤市場 一、六日	三和府碑石洞市場 十、廿五日
	三六,000	六四,000		七三,000
牛、米、大豆、小豆、麻、蘆 篋、水荏、蕎麥、麻布、鐵 物、白木、洋木、廣木、綿、 紙、緞、紬、麻鞋、洋燭、石 油、燐寸、鐵物、其染料等	五穀、鹽、乾魚、陶器、 土器、絹、絹布等	米、雜穀、其、海藻、乾魚、 木器、紡績、糸類、石油、 燐寸、鹽、牛皮、金物、紙、 麻布、雜貨等	米、雜穀、其、海藻、乾魚、 木器、紡績、糸類、石油、 燐寸、鹽、牛皮、金物、紙、 麻布、雜貨等	米、粟、大豆、小豆、糖、 其荏、黍、着、魚、栗、雞、 卵、牛、布、綿、絹、木、綿等
地廻り	安州、平壤	平壤、肅川、傳川、 雲山、熙川、德川、 仁川、義州、順川、 順安、咸從、龍岡、 陽德、黃海道、 孟山、寧邊	平壤、肅川、傳川、 雲山、熙川、德川、 仁川、義州、順川、 順安、咸從、龍岡、 陽德、黃海道、 孟山、寧邊	鎮南浦、龍岡、 黃海道
	當地には絹及絹布の特産物あり	當地の特産物は年六千六百六十八圓、帽子は年一萬二千圓の生産力あり		
義州府州内面市場 一、六日	甌山郡沙川市場 同			
	一三,000			
生牛、獸皮、穀物、金屬、 海產物、絹布類、雜貨等	穀物、鹽、南草、牛、雞、 木綿、棉、器物、猪肉、 苜蓿、細工、雜貨、金物、 魚、蠶			
朔州、昌城、龍川、 宣川、龜城	龍岡、江西、平壤			

平 安 北 道 咸 鏡

龍川府揚下面市場 三、八日	定州郡邑内面市場 一、六日	同郡馬山面市場 三、八日	鐵山郡古城面市場 一、六日	龜城郡南市面 在下圓里市場 五、十日	宜川郡邑内面市場 三、八日	雲山郡北鎮面市場 二、七日	泰川郡邑市面市場 三、八日	博川郡邑内面市場 五、十日	德源府元山市場 同	咸興郡城底市場 二、七日	北青郡北青市場 三、八日	甲山郡長平市場 一、六日
三〇〇,〇〇〇	一六五,五〇〇	三六,一〇〇	一〇〇,〇〇〇	一六,七三三	三六,〇〇〇	二六,〇〇〇	四元,六八	七〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二五三,〇〇〇	七三,〇〇〇
米、雜穀、牛、馬、鹽、魚、蘆蓆等	金巾、木綿、陶器、雜貨、藁、雜穀、牛等	右同	米、雜穀、牛、馬、鹽、魚、蘆草等	明紬、米、粟、豆、牛、鹽等	雜穀、木炭、牛、豚、葛、綿糸類、雜貨等	雜穀、蜀帛、布木、雜貨	明紬、席子、糸、緞、扇、雜穀、木炭等	雜穀、木材、牛皮、蜜、魚、藁、鹽、木綿、金巾、石油、金物、油、曲子、冠帽、飾等	米、豆、牛、葛、柴木、布帛、器物、鞋、白花、魚類、雜貨等	右同	米、豆、布、魚、葛、土器、諸雜貨等	米穀、布帛、雜貨、食料品等
龍川、義州	郡内 十面	郡内六面、嘉山、博川	龍川府地方	龜城、泰川	定州、郭山、鐵山、龜城、龍川、義州	平壤、安州、楚山、熙川	泰川、平壤、博川、熙川	寧邊、龍川、定州、安州、雲山、嘉山、南浦、平壤	咸鏡南北、江原、平安南北、黃海、日本、京海、支那	定平、永興、北青、長津、洪原	郡内一圓、甲山、三水	郡内
	當地の特産鹽は年二萬三千斤を産出す			明紬は當地地方の特産にして十一月の交千八百疋を生産す	當地は金、草扇、海産物、鹽、牛皮の特産地たり			當地の特産冠帽は二萬圓、飾は五萬圓を一ヶ年に生産す				

朝鮮の市場

朝鮮の市場

南		道		咸		鏡		北		道																																		
安邊郡邑内市場	三、八日	一圓、〇〇〇	右、同 荻、柴木	郡内、元山里	鏡城郡極洞市場	五、十日	一八〇、〇〇〇	牛、魚、布、棉、雜貨等	郡内一圓、吉州、明川	同郡立石市場	三、八日	三三〇、〇〇〇	牛、豚、牛皮、布、棉、荻、 蓆、魚、鹽、雜貨等	右同	同郡鏡城邑市場	一、六日	一八〇、〇〇〇	牛、布、薪炭、土器、 雜貨等	郡内一圓	同郡靈武市場	一、六日	四七、六〇〇	米、穀、布、魚、 薪炭、農具、食器等	郡内一圓、北青	同郡雲場市場	同	三六、〇〇〇	米、布、牛、豚、糝、魚、 雜貨等	郡内一圓	同郡下加市場	同	三三、〇〇〇	米、布、魚、金物、雜貨等	郡内一圓	同郡執三市場	三、八日	三〇、〇〇〇	右同	郡内一圓	同郡晚項市場	一、六日	(三、六〇〇頭)	大部分は生牛	甲山、茂山、吉州、 明川、間島
端川郡端川邑市場	一、六日	一八〇、〇〇〇	米、穀、布、魚、生牛、 柴木、陶器、雜貨等	郡内、城津、吉州、 利原、永興	同郡吉邑市場	同	一八〇、〇〇〇	牛、牛皮、布、魚、穀物、 柴木、雜貨等	明川、城津、端川	明川郡邑内市場	四、九日	二八、〇〇〇	米、穀、布、魚、 雞、雜貨等	鏡城郡	會寧郡晚項市場	一、六日	(三、六〇〇頭)	大部分は生牛	甲山、茂山、吉州、 明川、間島																									

當地は麻布一萬五千餘反、
牛一千五百頭を産出す

第四節 十年前の市場

全鮮の市場に對して最も精密なる調査の行はれたのは、元臨時土地調査局に於て大正二年より大正六年に亘りて爲したる調査である。之に據れば當時に於ける各市場の開市日、賣上高、貨物需要區域貨物供給區域、出場商人數、出場購買者數、敷地の官私有別、市場の起源變遷、及舊慣等を詳細に知ることが出來、單に市場調査の好參考たるのみでなく、朝鮮の地方經濟事情を研究する上に得難い資料である。而して左表は其調査報告書に基き、必ずしも市場の大小に依ることなく、各道に亘り比較的特色あるものを選び、以て今より約十年前に於ける、其地方地方の市場狀態を知るに容易ならしめんことを期したのである。最近十年間は、交通の進歩、産業の發達、物價の騰貴等、地方經濟上最も著しい變遷のあつた時代であるから、當時の市場と今日の市場とを比較するとき、其消長に關して興味深い事實を發見するであらう。

市場狀態一覽表

道	市場名	開市日	賣上高	貨物需	貨物供	出場	出場	敷地の
				區域	區域	商人數	購買者	官私別

摘

要

〔客主の信用に依り維持し且附近住民の勞力供給及商人の金品寄附にて維持す毎月初に建物主と出場商人との契約に

朝鮮の市場

龍仁郡 一、六日 届出高 26,000 円
竹山、陽智、
安城郡寶蓋面

陽智、竹山、
利川、水原、
安城郡寶蓋面、
慶北龍宮、醴面
最多人 二、〇〇〇人
最少 一、〇〇〇人
普通 五、〇〇〇人

州、咸昌、開慶
泉、比安、尙慶
普通 一、〇〇〇
普通 一、〇〇〇
民保有
民保有

水原郡 三、八日 元豊原郡楚坪
晴湖、漁灘、
東北、文市、
山城、正林等

同 上

二、五〇〇
一、〇〇〇
二、五〇〇

烏山市 三、八日 振威郡一北、古頭

開城郡 二、七日 元豊徳郡
中面、南面、
東面、郡北面

同 上

一、五七九
一、八七〇
二、五二〇
二、五二〇

里近有 里近有
民保有 民保有

京

居民物を使ひ無期限なり。現倉里より
移りての鐵道に於ては、一月に於ては、
牛引の取引に盛んで、四月より七月迄生
農閑期に於ては、取引位、八月より十月
迄は、年中最盛の取引位、十一月より一
月、後、市場商人行の優者に、牛一頭を
贈與す。

三百年前の創設にして、沃井川、倭館に亞
幾、分退の徴れ、西井市、牛鬚に來
他、地方より、の出場商、對しては、普通
と委託(手数料賣上の三分)するを普通

市場の維持費は、交付金及生牛の賣に
對し、徴收せる賦金(一頭十錢)を以て之
に、充分つゝ、四年より八年を以て、
會榮の移、該、年、事、あり、何、れ、も
訴願にか、該、年、事、あり、何、れ、も
なるは、山、由、該、年、事、あり、何、れ、も
あり、九、月、二、日、に、介、引、主、に、不、振
あり、一、月、に、一、月、に、介、引、主、に、不、振
商、之、日、二、日、に、介、引、主、に、不、振
以、之、日、二、日、に、介、引、主、に、不、振
依、之、日、二、日、に、介、引、主、に、不、振
錢、之、日、二、日、に、介、引、主、に、不、振

道

北

清

朝鮮の市場

院廣 鎮川
市惠 郡
九
日

梨川郡萬升面
梨川郡大所面
陰城、安城、
三城、堤川郡、
安城而竹二面

梨川郡萬升面
梨川郡大所面
陰城、安城、
三城、堤川郡、
安城而竹二面

三〇〇
三〇〇
三〇〇

官一官
有部有

槐山郡
一、六日

清州郡青川面
清州郡東面

清州郡青川面
清州郡東面
槐山郡

二、三〇〇
一、八〇〇

官一官
有部有

清州郡
四、九日

清州郡
山内二一面

清州郡
山内二一面
青川市

七、三〇〇
一〇、九〇〇

道
路

最近互助なる貯金規約を設け開市毎に各出商人より十限として融通を受

京城街道に位せるを以て旅人の往來繁
行商等十年前に和途に本市等創設を
鐵道敷設の伴に鳥致生安し湖大
部物資の吸集を引取のみ長湖大
面少量の穀物を取引る穀物は一
錢の仲介手数料と定められ此額を
て請求せば警察の取締を受く。

本府附近河川氾濫を防止爲る年五
本市北附地方の高地を築堤するに
招集募り其子孫榮來より相繼ぎ
より二百年前宋榮來より相繼ぎ
て本市の創設なり。本地方正年特
合組の出場盛なり。木織の不足を
來年々々不足を告げし。木織の不足を
十錢に絶つて仲介人仲介す。

實とは往時海産物商人等々交換
行ひは場所と次第に其著名れ年
前定期の出場多かりしに今本二
黄色の相場無さなり。組合にて
賣買され十貫の出場皆無さなり。生
には毎頭三十貫の出場を石十錢の
に仲介人取引の媒介を行ふ。生牛

槐山郡 三、八日

七、〇〇〇
一〇、二〇〇

槐山郡、元
陰城郡、南
忠州郡、甘
清州郡、吉
州、開慶

鳥致院、尙州、

一〇、五〇〇
四、〇〇〇
一、〇〇〇

民有

高千五百圓に達せり。五百年前東中
より郡衙の移し共本市に移り、
爾來郡衙の移し共本市に移り、
十數戶の移し共本市に移り、
なるに、移し共本市に移り、
前は頗る盛を附近に大寄附した
乃至は、海産物ハ五鳳、穀物は一

公州郡 三、八日

七、三〇〇
三、〇〇〇

長尺面
三岐面

綿布は燕岐郡
より、穀物、
薪炭、長尺、
茶は、野
は附近、各
より、持込、
其地、雜貨、
負、商、之、
給、す

三、〇〇〇
一、〇〇〇
三、〇〇〇

國有

本市は百五十年前の創設にして、
前市は百五十年前の創設にして、
（最初本里李宜求の所、洪水の爲現位置
を土里にあり、果國有と認めら
れ、上層に、移し共本市に移り、
建てしむる代り、無償に、酒場、飲、
用、造、爲、正、年、亦、大、正、元、年、迄、は、道、路、の、
築、造、の、爲、正、年、亦、大、正、元、年、迄、は、道、路、の、
ひ、つ、り、の、大、正、年、亦、大、正、元、年、迄、は、道、路、の、

大田郡 五、十日

三、〇〇〇
二、五八五

大田郡、論山、
公州、江景、
儒城郡、徳山、

大田、公州、
珍山、晉山、
沃川、永同、
錦山、懷仁、
報恩

三、〇〇〇
一、五〇〇
六、三〇〇

民有

二百年前の創設に係り、所在地の西
町餘九里、當時、國、倉、面、號、す、
柳川、納、米、納、米、納、米、納、米、
に依り、自、然、開、米、調、節、の、必、要、を、
引盛に、依り、自、然、開、米、調、節、の、必、要、を、
に依り、自、然、開、米、調、節、の、必、要、を、

扶餘郡 二、七日

二、七〇〇
一、九〇〇

元鴻山郡、林
川郡、舒川郡、
保寧郡、扶餘
郡、群山、江景

群山、江景、
除、く、需、要、地、域、

一、〇〇〇
四、〇〇〇
三、〇〇〇

國有

三百年前にして其名遠近に聞え
笠浦等の十五年前より附近に板橋、新場、
頃あり。の市設けられたるを、民と市
場行商、坐商等なり、本郡は麻、苧、布

三四

天安郡
並川市

一、六日

五、〇〇〇
七、〇〇〇

元
清州郡
西江岩外面

元
堤木川郡

一〇三〇
三〇三〇
六〇三〇

民有

論山郡
論山市

三、八日

五、〇〇〇
一、〇〇〇、〇〇〇

論山郡
大田郡
大田面
灘川面

全州、錦山、龍潭、茂山、論山、各府郡

五〇〇
三〇〇
五〇〇
一〇、〇〇〇
五〇〇、〇〇〇

民牛には主
有市し道要
なばて路部

二百餘年前に創設せられたる小舟出入者江岸所有相
 集りて年々増進するに及ぶは、牛馬出入者江岸所有相
 者程一定の市場に於て、牛馬出入者江岸所有相
 百納付し、一定の市場に於て、牛馬出入者江岸所有相
 納付し、一定の市場に於て、牛馬出入者江岸所有相
 理納付し、一定の市場に於て、牛馬出入者江岸所有相
 人納付し、一定の市場に於て、牛馬出入者江岸所有相
 錢納付し、一定の市場に於て、牛馬出入者江岸所有相
 論山郡、大田郡、大田面、灘川面、全州、錦山、龍潭、茂山、論山、各府郡

移轉後、日尙遠く、天安市に遷居せしむる者、
 場所を占む。二十年前、衣御使、郡人、
 り監督せしむ。林文秀が、神先、
 募に依りて、開闢せし。日、
 邊に依りて、大正三年、
 必要に依りて、主正、
 くり、取に依りて、大正三年、
 常設の店、縮減の機、
 制度の或は絶減の機、

の産地にて、道廳にて、其保獎、
 等ば、市にて、取引、
 他商品の賣行、如何なる、
 て、依り

朝鮮の市場

朝鮮の市場

達城郡 三、八日

九、六〇 犬邱府
三、四二 達城郡

蔬菜薪炭等は
地方農民によ
り其他は商專
業者の供給に
依る

三〇〇 三〇〇
一、〇〇〇 一、〇〇〇
國 洞
有 有

軍威郡 外市は
義興市 内市は
十日

二、八〇〇 山城面、友保
四、〇〇〇 面、義興面、
古老面

永川、新寧及
義城市より持
寄す

三〇〇 三〇〇
二、五〇〇 二、五〇〇
國
有

義城郡 四、八日

四、三〇〇 義城郡召文、
元比安、軍威、
善山、鳳陽面、
七、〇〇〇 善山、軍威、
各郡の一部

義城郡大部
善山、軍威、
各郡の一部

三〇〇 七〇〇
三〇〇 一、〇〇〇
八、〇〇〇 八、〇〇〇
民
有

數百年前市場の設置せられ、今日及
交換時代の中心として、交通の便、利
安東道の客心、爲し、負荷、商便、且、
來主地方の把持、酒、牛、取、引、盛、
近水第一の客心、爲し、酒、牛、取、引、
を建てるに、酒、牛、取、引、盛、
商入に、酒、牛、取、引、盛、
飲用せしめ、初め、酒、牛、取、引、
於て無期なり。

本市の起源なるは、地理的關係より
探するに古來國民の官憲的臨視不可
し、探するに古來國民の官憲的臨視不可

集多散、殊に隆元年以降は、物資の
に、市場の管理を、郡守、一、日、
に、市場の管理を、郡守、一、日、
に、市場の管理を、郡守、一、日、
に、市場の管理を、郡守、一、日、
に、市場の管理を、郡守、一、日、
に、市場の管理を、郡守、一、日、

朝鮮の市場

<p>義城郡 安溪市 一、六日</p> <p>一〇〇,〇〇〇 三〇,〇〇〇</p> <p>元比安郡一圓 安東、尙州、善山、元龍宮、各郡の一部</p> <p>同 義城、醴泉、金泉、元仁同、大邱府の各一部</p> <p>一、七五 一、九三 七六</p> <p>國有 二、五〇坪 民有約 三〇坪</p> <p>の地と信せし如く、各地より鐵品を搬入し盛に賣買なしたり。之れ本市設立の因にして爾來、永年其商務を持続せり。居間の口錢は牛一頭十錢乃至四十錢、一擔十錢なり。二厘、釜一箇六錢、魚類、</p>	<p>慶州郡 扶助市 五、九日</p> <p>六〇,〇〇〇 七〇,〇〇〇</p> <p>元延日郡、永川郡、大邱府、郡の一部</p> <p>元延日郡、慶州郡、元長鬚郡の一部</p> <p>六三 三〇 七</p> <p>國有</p> <p>古昔より慶北に於ける三大市（大邱、浦項、金泉、扶助）に在りては、未だ海陸運輸不便なる時代を稱せられ、各市場の收め、項と股を極めたる八郡の現勢を迎ひ、浦利便と中心とせし海陸の扶助を安んずる爲に、冬期に於ける漸次勢力を減さるる魚鹽の仲糶市として、大市場たるを失はず。</p>	<p>醴泉郡 邑内市 二、七日</p> <p>六、〇〇〇 三〇,〇〇〇</p> <p>元醴泉郡一圓、開慶、榮州、安東、元龍宮、各郡の一部</p> <p>同 上 金泉、大邱</p> <p>四六〇 一七三 七</p> <p>國有 三、五坪 民有 五斗落</p> <p>五百年前創設し明治四十二年市場管理の事を設け、市場の維持に小近住民か飲食店を爲すに自せしむ。其禮掛を飲食店の營業に使用せしむ。其禮掛を飲食店の供給を受く。</p>	<p>永川郡 永川市 二、七日</p> <p>三〇,〇〇〇 三〇,〇〇〇</p> <p>永川郡、大邱府、清道郡、延日郡の一部</p> <p>同 上 慶州、釜山、梁山</p> <p>二五〇 二五〇 一五〇</p> <p>國有</p> <p>永川郡設置と同時に完山洞に市場創設され、官署及商人等より、協同市として、七月内に移す。相商なる商人及び客相集り、信用に依り、市場の内外に間に出店を許さず。</p>
---	---	---	--

南

道

三浦市 四日

二七、六〇〇
三一、一〇〇

泗水郡大部
固城郡上里、
下二面、
南海郡昌善、
下二面、

泗水郡漆南、
文善面、
固城郡上里、
下二面、
晉州、山清、
河東、順天、
光陽、

三〇〇〇〇
二七〇〇〇
四三、五〇〇
三三、〇〇〇

國有

陝川郡 粟旨市

一、六日

四、九〇〇
二二、〇〇〇

陝川郡德谷、
雙峯面、
高靈郡中谷面、
昌寧郡梨房面、
達城郡玄風面

雙峯面、青德
面、
高靈郡中谷面、
昌寧郡梨房面、
玄風面一部

六〇〇〇

三〇〇〇〇

國有

朝鮮の市場

四五

布帛商店振夕自水し
 圓商り魚三働間合せ
 四取に二の浦三車之て
 引使用回取取馬期子
 付近附回水盛會人浦
 せ酒開市南の車車浦
 圓又幕市南魚車等且
 衡一し南鮮魚等三云
 て魚居掛を眉市魚等
 仲立問小以の漁り通
 をは五居間小以の漁り
 十行十建較比漁り通
 錢米は出な朝は麗

四百年前創設し爾來一進
 前本市近日川一市退
 當市同(日)く長江の多
 蒙れ舟多本以夏落比岸
 の産り多本以夏落比岸
 背舟運舟運舟運舟運舟
 望面山地にして物産の物
 展望山地にして物産の物
 實手として每百分の人手
 場商人(六人)及市場管理
 場商人(六人)及市場管理
 場商人(六人)及市場管理
 場商人(六人)及市場管理
 場商人(六人)及市場管理

從前は金川洞にて開拓せし
 場區域を上、下洞に擴めず
 金を失せしは市場を救済す
 酒義捐一日に催す商人は
 酒義捐一日に催す商人は
 酒義捐一日に催す商人は
 酒義捐一日に催す商人は
 酒義捐一日に催す商人は

海

安岳郡 三市二、六日輪番
上市より始
中市 日より始
新市 市の順序

六、四三
六、二四

邑内、龍順、大遠、文山、銀紅、龍門、信川郡、芦日、山川面

同、上、鎮南浦、長連市、邑市、連川

三、五〇
三、七〇
三、二〇
三、〇〇
三、〇〇

國有

黃州郡 一日
南川市

一、〇〇〇
二、八、三三

瑞興郡、所沙面、道面、黃州全郡

同、上、平壤、鎮南浦、沙里院、中和、舍人面より出、場する商人あり

一、〇〇〇
三、〇〇〇
六、〇〇〇

川道路及

道

鳳山郡 五、十日
沙里 二、十九日
院市 二、十九日

一、四、九〇
一、九、四〇

本郡、一、載寧、信川、黃州、安岳、仁興、京城、平壤、鎮南浦、各府

同

上

一、〇〇〇
一、〇〇〇
三、〇〇〇
一、六〇〇
三、〇〇〇

道路

又、不景氣の時、に定額納付す。市の徴税なれば、其を、別、に何、等、担、行、な、し、も、唯、郡、に、對、し、て、月、額、二、七、圓、五、十、錢、を、納、む。

四、百、年、前、郡、衙、の、設、置、に、共、に、創、設、さ、れ、當、時、も、七、里、前、より、新、長、里、に、交、互、開、市、せ、し、ま、し、市、交、互、開、市、す。市、場、長、里、に、在、る、上、屋、に、は、邑、内、の、敷、地、等、か、古、來、各、自、設、け、た、もの、に、り、し、て、他、商、人、も、自、然、に、占、領、の、姿、を、有、り、其、他、の、場、所、も、古、く、より、一、定、の、占、有、權、を、有、す。市、場、稅、月、額、五、十、八、圓、な、り。

二、百、三、十、年、前、の、創、設、に、係、り、爾、來、股、販、を、新、城、内、市、の、二、十、二、年、前、(、大、正、五、年、)、より、に、至、れ、ば、鐵、道、敷、設、に、依、り、互、開、市、す。新、の、途、を、通、り、一、定、の、區、割、に、依、り、比、年、衰、頹、に、出、店、を、許、さ、す。酒、幕、に、て、飲、食、す。

附、近、部、落、民、の、日、用、品、を、交、易、す、る、小、市、を、路、の、開、通、に、依、り、餘、年、創、設、し、る。農、産、物、の、集、散、地、と、な、り、且、各、種、官、衙、銀、行、會、社、等、の、設、置、に、依、り、取、引、の、需、要、を、應、答、す。朝、鮮、の、出、産、物、の、多、く、附、近、の、市、を、關、係、と、し、て、商、人、は、發、展、を、爲、さ、る。本、市、は、今、後、は、活、動、的、に、上、に、來、る。盆、春、に、は、露、店、に、接、せ、る、民、家、に、薄、を、以、て、贈、る。

朝鮮の市場

平		道	
雲山郡 北鎮市	二、七日	龜城郡 南州市	五、十日
二九、〇元 三〇、六〇	雲山郡北鎮、 城委延邑東 新城各面 昌城郡東倉面	四〇、五〇 三三、九〇	龜城、泰川、 宣川、定州、
同	同	同	同
上	上	上	上
四五〇 一五〇〇 二、〇〇〇	三、五〇〇 三、〇〇〇 二、〇〇〇	一五〇 一〇〇 一、〇〇〇	三、〇〇〇 二、〇〇〇 八〇〇
道	道	民	國
路	路	有	有
<p>市は北鎮大集地内鎮洞に存し路上</p> <p>蓋に於て開九九年東洋鐵業著し北</p> <p>鎮明洞に設けられ、合鐵業著し北</p> <p>手大岩二九年東洋鐵業著し北</p> <p>展著し、現時探三萬圓の外發</p> <p>人多入込み、探益を内居する外</p> <p>を加數延約八千人を爲せし來り</p> <p>を形成し、延て其名を爲せし來り</p> <p>地商業中心たるに至り、市場取引</p> <p>る殷盛を極む。</p>	<p>京元線敷設前は元山、平壤間の衝路に</p> <p>當り、物たるに及、衰微の傾向を示し、開</p> <p>行はるる、新倉里一五三番を中心とし、開</p> <p>あり、新倉里一五三番を中心とし、開</p> <p>市するものと四五二番を交互に開市す</p> <p>は普通市日と交互に開市す。</p> <p>九番附近に交互に開市す。</p>	<p>開國三百九十五年四月創設爾來繁盛な</p> <p>り、羅里全部有、現歸一六條より火災</p> <p>状態に陥る、現歸一六條より火災</p> <p>唯取引も増加する、現歸一六條より火災</p> <p>牛場を増加する、現歸一六條より火災</p> <p>者税引も増加する、現歸一六條より火災</p> <p>者税引も増加する、現歸一六條より火災</p>	<p>開國三百九十五年四月創設爾來繁盛な</p> <p>り、羅里全部有、現歸一六條より火災</p> <p>状態に陥る、現歸一六條より火災</p> <p>唯取引も増加する、現歸一六條より火災</p> <p>牛場を増加する、現歸一六條より火災</p> <p>者税引も増加する、現歸一六條より火災</p> <p>者税引も増加する、現歸一六條より火災</p>

安

寧邊郡 二、七日
 邑内市 八五、五七
 古院、延梧里、山
 少林、延梧山の
 六六、五〇
 同
 平壤、安州、上
 博川、雲山、
 球場市、撫倉
 八二〇〇
 二〇〇〇
 三〇〇〇
 國

博川郡 五、十日
 博川市 二六、九〇
 博川郡一圓
 長林面
 寧邊郡少林面
 博川郡一圓
 泰川、寧邊郡
 二〇〇〇
 二〇〇〇
 三〇〇〇
 二、五〇〇
 一、五〇〇
 面

定州郡 三、八日
 納亭市 二七、四四
 馬山、大田、
 博川郡古邑面、
 龍溪面
 嘉山面
 嘉西面
 安州、雲山、
 博川、新市
 古邑、新市
 二〇〇〇
 一、四〇〇
 一、七〇〇
 一、〇〇〇
 國

（大正六年より）商業繁榮と
 内支社（負商にして陶磁等
 賣者）左支社（襪商）等
 二、三年の盛況を以てして
 市亦盛道を極め、治地九
 義州に移せしめ、漸次前
 に川移せしめ、漸次前
 織物の取引甚だしく、牛
 の分等ひ取引甚だしく、牛
 の徴収す。或はははははは
 を手取引甚だしく、牛

約百年前設置され最も出
 より前市は五十二年市
 たり主として、市卸盛況
 高はるるに、今や益々發
 通至極便利に、將來益々
 入とつし、利に、來益々發

三百年前於本邑市一々所
 創設せり、民便に、古し
 鑰匙製造、當り、古し
 年該器具の造、當り、古
 比較的沈工の漸次、古
 市場管理の補助員なり、
 む、其の補助員なり、
 月若し、其の補助員なり、
 其の剩餘金は補助員に報
 る慣行あり。

有 有 有

定州郡 二、七、日
 郭山市 一、七、四、日
 一、三、九、日
 南、西、海、山、安興、
 觀舟、安興、
 臨海、伊彦の
 東州、新義州、
 各面、
 京城、仁川、
 釜山、鎮南浦、

三五〇〇〇
 一、八〇〇〇
 一、五〇〇〇
 一、〇〇〇

道
路

本市は舊郭山郡大正五年に在り本郡第二位
 戸數四餘戸なりしも郭山末々遞増置傾向
 交通利便となりしも郭山末々遞増置傾向
 引算年激増の需給引的取餘萬圓
 を算年激増の需給引的取餘萬圓
 地す更し鐵道に應高市二十餘萬圓
 方面へ移出の他仁川、釜山、鎮南浦、仁川、
 穀商へきも出荷さる穀類多、鎮南浦、仁川、
 考量して適當と認めし額を揚げたり。

宣川郡 二、一、日
 邑内市 三、八、日

一、五、四、八、日
 一、五、四、八、日

宣川郡全部
 郭山郡安興面
 玉川面
 鐵山郡製帆面
 鐵山郡站面

同 上
 平壤、京城

三〇〇〇〇
 三、〇〇〇〇
 三、〇〇〇〇
 三、〇〇〇〇

道
路

三百年前安化郡邑内を當邑内に移轉と
 共に設置され京畿内を當邑内に移轉と
 兩側をきつあり主として遂年路の
 無きも使用するに地して使用料を納め
 一々年二圓乃至七圓の賃借料を納め
 各市使用す。

朝鮮の市場

酒肆附近の飲食店と特約的に其飲食物
 を求むる者に自然其使用權を認する
 人の數回引續き開店せざれば他人より
 其場を占有さるゝも不服を唱ふるを得
 す。

開國二百三十一年創設し百五年前辛未
 の歲羅奉賢の報酬として市場別將辛未
 任せられたるの徴せり。其後該場引將
 り業引廳の所管とし、一年後圓引將
 州府通税を納むるの徴せり。其後該場
 續三圓引税を納むるの徴せり。其後該場
 續三圓引税を納むるの徴せり。其後該場

江

朝鮮の市場

龍川郡
楊州市

三、八日

一四〇、六九
一五、〇〇〇

龍川郡全面
義州郡光城面
古義州府

除新義州府
同上

一、六〇〇
一、七〇〇

官有地
街路

春川郡
泉田市

三、八日

五、三三
六、四二

春川郡新北、
西上、東北、
府外、西東、
北山、外山、
加平、楊平郡

春川郡一圓、
楊口、華川、
杆城、襄陽郡一部

四〇〇
一〇〇

民有

楊口郡
邑内市

五、十日

八、七五
一〇、〇〇〇

北面、洞内面
南各里、大部

郡内面、林塘
市、長坪、春川
萬、杆城

一、〇〇〇
二〇〇

國有

別將を廢し何時に市稅を廢し爾來九
三、四年迄は布依り市稅なし同
至道令依り元正所屬なり日
月光武一龍川郡屬年繁盛の市
も狹く且極近き各物に以て一
改修あり且各物に以て一
街修あり且各物に以て一
赴きあり且各物に以て一
多敷引に畜仲人々に依り
を敷引に畜仲人々に依り

三百餘年前泉田里にて開近住位置
及交通不便の爲に移住せし
郡唯一の牛馬なり、明治四十二年課
本市の一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

出場商人の取場に依り雜貨と魚類と
は區分せられ創設所を稱す、郡
詳置元中代の如き山間不便の
現地に移り本郡の如き山間不便の
地に棲める民も洋燈を用ひ朝鮮
の消費目的を充足するに至るに
引を起すに於て、牛馬の取引は
隆除却し、日行ふ、賣買には仲
日盛に起すに於て、牛馬の取引は

原

朝鮮の市場

横城郡
横城市

一、六日

一、六、五元
一、四、七元

横城郡一圓

京城、原州

(人商舖店除)

一、〇〇〇元
六、〇〇〇元

民有

江陵郡
邑内市

二、七日

一三、三〇〇元
三、七、〇〇〇元

郡内、城南、
下邱井、城山、
沙川、下洞、
上邱井、德方、
資可谷の各面

同 上
釜山、元山

一〇、〇〇〇元
三、〇〇〇元
七、五〇〇元

民有

江陵郡
玉溪市

四、九日

七、〇〇〇元
八、〇〇〇元

玉溪面、望祥
面、資可谷面
三陟郡北三面
旌善郡臨溪面

同 上
江陵 邑

三、〇〇〇元
二、五〇〇元

民有

等一の見卸商人本埠に於て諸商品を比較買入れ
入有揚口迄は漢江を利す、而して日發行
路の修繕は少く、生牛引は將半日發行
天に俟つる限り、其翌日引は半日發行
古昔より開市せられ、從來城内、城外に
協定の上、明治十四年、泰商會局併せ
大正三年、度至四月、津文を寄附して
良土地を買入れ、家屋を移轉、汽船行を
里に、港を築き、利便の進路は、汽船行を
寄、港を築き、利便の進路は、汽船行を
展す、港を築き、利便の進路は、汽船行を
出額の難し、實買高と云へり。

三百餘年前の創設にして、二十四年前
午の協定、市の發展、策として、併年
有志の本邑内、牛元、釜山
運ばれ、移る、本邑内、牛元、釜山
方面、移る、本邑内、牛元、釜山
るを以て、掛小業、達、市に、漸次、閉盛、後、計
近、酒、あり、除、商、人、の、利、便、を、計

三百年前開設せしか、位置北川江岸の爲川
敷地に在りしを以て、現地に轉移せり。

道

邑内市 盆及募	鐵原郡 定期 一、七日	昌道市 牛市のほ 五、十日 まで續く	金化郡 四、九日	北坪市	三陟郡 三、八日
二〇〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	四、四〇〇	五、三六	三、三八
鐵原郡一圓	同	淮陽郡四東面	岐橋、達北、 楊口郡水入面	北三、上長、 未老、所達、 下長、府内面	同
上	同	淮陽、 金山、 金化	楊口郡水入面 麟蹄郡西面 平康郡西面 鐵原郡西面 元山、杆城	釜山	上
四〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	一、三〇〇	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
二、〇〇〇,〇〇〇	三、〇〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	三、五〇〇	七〇〇,〇〇〇	一、四〇〇,〇〇〇
十年料有市國 圓金一貸は有 五ヶ貸民牛		民國 有		民有 三〇坪	道路 九〇坪

本市は三陟邑内の北方二里江陵街道に沿ひ交通利便な第一の發着地にして、本郡の將來に於ける發展の中心地として、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

道

成興郡
五老
五、十日

八、六五
岐上川、下岐、
州北、岐谷面、
成興邑内、
新興郡加平、
元平面
除新興郡
同上
寧遠、長津

國有 一、五〇〇
民有 三、五〇〇
三〇坪

成興郡
德山
四、九日

一、六三
徳山一面一圓、
徳川東面、
北州東面、
谷面の一部、
岐
同西
咸興湖
上

二〇〇
三〇〇
道國
三〇坪路有

は賣買の直接關係なし。要するに近年
農家に餘裕を生ぜしと生活程度の
向上に伴ひ市取引は自然衰退を
見るとすらんか。

約七十年前(大正六年より)創設し當初
は取引振はさりに至りしも六十一年より漸次
興街に沿ひ地勢平坦に交通便良は成長
且つ需給の廣き市場を以て將來發展の
九日)より商人來り所興邑内(二、七日)
を去る。商人の取締り市場管理
し各品目毎に一定の開市場管理
何人にも開市することを得る。市場
を雜貨、織物、陶器、菓子、飲食場
を常設店二十餘軒あり。飲食場
を無料にて貸與する代に該店出
食料を取る義務あり。穀物、魚類は主と
して商人によりて賣買さる。

開國三百七十餘年。館東本居張元
相國路に創設せり。交通便利なる興
咸興邑内にあり。此に吸集される給興
域狹く取引不振なり。出場の商人は興
其日市内(興、七月)を終り本に附
農民に成興に歸る。午前客は多し。午
後民に成興に閉市す。而して盛なる場
子の出市するもの大多数を占む。

朝鮮の市場

咸

慶興郡 每日

六五、八六九

露西亞

慶興、慶源、
慶城、會寧、
穩城、富寧、
茂山、明寧、
鏡山、各郡

二〇〇

二〇〇

道國

路有

大正三年八月十日見牛
輸出を設けしは官地に會
日取引を促すに當り七月
の出場頭數を以て其月
誘弛頭數平均出大減價
最上五頭を以て賣買立
圓に近れ月平五頭を以
幕らに毎頭五錢を徵收す

明川郡 四、九日

八四、九〇

下加、下古、
吉州郡東海、
雄坪面

同上(除雄坪
面)阿間面、
吉州郡邑内、
東海、元山、
城津

一〇〇

五〇〇〇

國有
市有
部有
民

九十七年前(大正六年より)住民等
望洞に創設されし八月市況一
臺及附近建築物の洪水に遭ひ一時不
部移轉せり。防修築(今年々々)行
依り復舊せり。防修築(今年々々)行
輻輳せり。防修築(今年々々)行
大改修せり。防修築(今年々々)行
大豆の輸出に一年々々増加の勢に充
每合に出場税を徵收す

吉州郡 一、六日

三六、三三

吉城、雄坪、
長白、英北、
各面、賜北社
明川郡阿間上

甲津、
城山、
端川、
各郡

三〇〇

四〇〇

國有

民有

百年前官民協力の下に設けられ近
通利便取引の盛なり。股引料を徵
麻布の徵收金を徵取す。其のあり
徵收金を徵取す。其のあり
に充てし市場を修繕す。其のあり
使用馬車料を徵收す。其のあり
一錢、二錢、三錢、四錢、五錢、六錢、七錢、八錢、九錢、十錢、十一錢、十二錢、十三錢、十四錢、十五錢、十六錢、十七錢、十八錢、十九錢、二十錢、二十一錢、二十二錢、二十三錢、二十四錢、二十五錢、二十六錢、二十七錢、二十八錢、二十九錢、三十錢、三十一錢、三十二錢、三十三錢、三十四錢、三十五錢、三十六錢、三十七錢、三十八錢、三十九錢、四十錢、四十一錢、四十二錢、四十三錢、四十四錢、四十五錢、四十六錢、四十七錢、四十八錢、四十九錢、五十錢、五十一錢、五十二錢、五十三錢、五十四錢、五十五錢、五十六錢、五十七錢、五十八錢、五十九錢、六十錢、六十一錢、六十二錢、六十三錢、六十四錢、六十五錢、六十六錢、六十七錢、六十八錢、六十九錢、七十錢、七十一錢、七十二錢、七十三錢、七十四錢、七十五錢、七十六錢、七十七錢、七十八錢、七十九錢、八十錢、八十一錢、八十二錢、八十三錢、八十四錢、八十五錢、八十六錢、八十七錢、八十八錢、八十九錢、九十錢、九十一錢、九十二錢、九十三錢、九十四錢、九十五錢、九十六錢、九十七錢、九十八錢、九十九錢、百錢

北

鏡

上明 雲川 鏡
市社 郡 郡

下雲 明川 鏡
市社 郡 郡

臨海 城津 鏡
市郡 郡 郡

二隔
日月

七隔
日月

二、七日

六、二六

六、二五

三、七二

上雲 阿間、上雲北、
南、下雲、上雲
間、東、西、阿
吉州郡、西、北、
英、北、面

上雲 阿間、上雲北、
西、東、南、下雲
鏡城郡、東、南、
郡、南、面

上雲 鶴中、鶴東、
明川郡、長、西、
下雲郡、上、白、
鏡城郡、東、陽、
城、郡、及、元、山

同
城津、清、上
寧、南、魚、大、津

同
上

同
吉山郡、東、海、
三、水、郡、城、津、
郡、郡、郡、郡、

七〇〇

六三〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

民牛國
市有

民牛國
市有

民牛國
市有

五百年前郡衙の設置は、同時に創設され、
開闢の年、郡衙の設置は、同時に創設され、
現下の市、郡衙の設置は、同時に創設され、
北にあり、市、郡衙の設置は、同時に創設され、
元、市、郡衙の設置は、同時に創設され、
策、市、郡衙の設置は、同時に創設され、
一、市、郡衙の設置は、同時に創設され、
錢、市、郡衙の設置は、同時に創設され、
す、市、郡衙の設置は、同時に創設され、

九十年、市、郡衙の設置は、同時に創設され、
前、市、郡衙の設置は、同時に創設され、
市、郡衙の設置は、同時に創設され、
市、郡衙の設置は、同時に創設され、
市、郡衙の設置は、同時に創設され、
市、郡衙の設置は、同時に創設され、
市、郡衙の設置は、同時に創設され、
市、郡衙の設置は、同時に創設され、
市、郡衙の設置は、同時に創設され、

現下、市、郡衙の設置は、同時に創設され、
一、市、郡衙の設置は、同時に創設され、
二、市、郡衙の設置は、同時に創設され、
三、市、郡衙の設置は、同時に創設され、
四、市、郡衙の設置は、同時に創設され、
五、市、郡衙の設置は、同時に創設され、
六、市、郡衙の設置は、同時に創設され、
七、市、郡衙の設置は、同時に創設され、
八、市、郡衙の設置は、同時に創設され、
九、市、郡衙の設置は、同時に創設され、

道

朝鮮の市場

明川郡 隔月
邑内市 四、九日

110,229 |

西上
下
界
北
面面

同

上

100,000

1,000,000

民國

有 有

明川郡
立石市

三、八日

75,007 |

西面、東面

同
下
界
面

上

300,000

400,000

民國

有 有

三、四百年前の創設なる本も九十年前
 市の新設に依り自然な場、商人の出席
 する市役員を組織し班首、出場、商人の
 司等別將公設の班首、監察、事務委員
 存し、別將公設の班首、監察、事務委員
 來りし、光武の改行、酒幕、露店に必
 無器預り、酒幕、露店に必と有
 日に飲せしめ、一定の出店に必と有
 日使用せしめ、一定の出店に必と有
 なる器預り、酒幕、露店に必と有
 存し、別將公設の班首、監察、事務委員
 司等別將公設の班首、監察、事務委員
 する市役員を組織し班首、出場、商人の
 市の新設に依り自然な場、商人の出席
 する市役員を組織し班首、出場、商人の

(百一税なり)
 商人一錢を徵收す

五十年間の創設なる本も九十年前
 の繁榮、市に不獲、再なる志、生り
 年の繁榮、市に不獲、再なる志、生り
 官の繁榮、市に不獲、再なる志、生り
 立石の繁榮、市に不獲、再なる志、生り
 市の繁榮、市に不獲、再なる志、生り
 牛馬の繁榮、市に不獲、再なる志、生り
 行商の繁榮、市に不獲、再なる志、生り
 什器の繁榮、市に不獲、再なる志、生り
 市場の繁榮、市に不獲、再なる志、生り
 優勝の繁榮、市に不獲、再なる志、生り
 用人の繁榮、市に不獲、再なる志、生り
 面に付に充當す

費用、料金を徵收し一本費ひ

第二章 市場の取引

第一節 市場の舊慣

市場の舊慣に關しては、前章に引用した、元韓國政府度支部司稅局の調査、及臨時土地調査局の調査に據りて、多少知ることが出来るが、この外にも大正九年、中樞院に於て各府郡に對し、市場の取引慣習を照會して蒐集した資料がある。この資料は未だ整理されて居らぬが、これに就いて見ると、市場の舊慣として認むべきものが相當に集まつて居る。左に掲ぐるは、即ち右の資料中より、僅に數例を拔萃したに過ぎないが、亦幾分の參考となるであらう。

◎富寧郡富居市

一、**賣買方法** 舊時代の慣習も現今と大なる差異なく、現今の方法に依れば價格の高價なるもの即ち生牛の如きは賣手買手兩者相寄り袖中に手を入れ暗示し、價格に於て不調なる時は自談又は媒介者を介して協調する事あり、協調成立し圓滿に取引せし後現金の授受は現場に於て行ふか、若くは飲食店にて飲食を採りつゝ授受を行ふ者多く、本地方は大抵此の方法に依りて取引せらる。

一、**媒・介・人・の・手・數・料** 相互の賣買に當り媒介人ある場合若くは無き場合に依りて一定せざるも、媒介人を介在せしときは手數料として有價物件の受納無きも、賣買者相互より媒介人を飲食店に招き飲食を共にするの慣習ありて、本地方は一般に本慣行を以て手數料に代ふ。

◎吉州郡吉州市

一、**賣・買・の・方・法** 今を距ること約二十年前迄は、客主人（現今の旅人宿と同じ）の居間なるものありて媒介をなせしも、現今は其跡を絶ち、各人相互間直接賣買交換を行ふ、生牛馬の取引に限り稀に舊慣行に依る者あり。

一、**仲・介・人・の・手・數・料** 特に指定せられしもの無く當事者間に於て自由に行ふものにして、生牛馬の取引に限り賣買成立後二十錢位の手數料を拂ひ、又は酒肴の餐應をなすに過ぎるなり。

一、**市・場・に・於・け・る・利・息** 昔時より市場利息として無市日期間（毎五日）に付一分の割合を以て利息を徴する方法は現今も亦行はる。

◎穩城郡北蒼坪市

一、**市・場・の・創・設** 本郡永忠面北蒼坪里に在り主として生牛の取引行はる、由來北境の地々味肥沃なるも、住民少く交通不便にして商業頗る不振なり、然れども一衣帶水支那領滿洲に接し、越て

更に露領に程近く、爲に古來該地方との交通比較的頻繁に行はれし結果、北鮮牛の優良なるものに露領方面に輸出せらるゝこととなり、是を商ふ商人は輸出すべき生牛を求むるに甚だ不便を感じ、亦生牛を賣却せむとする農民は是を賣るに尠からざる不便を覺えしを以て、相計りて北鮮蒼坪に生牛市を創設し、日を定めて賣買人此の地に集りしより、爾來一盛一退時々商況に影響ありしも今尙之を繼續して開市す。

一、賣買の方法 諸物品の賣買又は交換を行ふときは、當事者及市場内集合者相互評價に依りて取引を行ふ。

一、使用料

1. 借店料 每市生牛馬一頭に付二錢、其他の家畜は一頭一錢、鳥禽類三羽に付一錢、端數は總て之を三羽と看做す。薪炭野菜は一牛馬車に付每市二錢。穀物綿布類は一坪に對し每市一錢。

2. 手數料 賣買交換を行ふ兩當事者より徵收す、家畜の賣買は價格の百分の二、交換の場合は價格の百分の一を徵收す。但し家畜の評價は當事者及市場に關係を有する者二名以上の評價に依りて決定す。

一、市場に於ける利息 每月金一圓に對し二錢五厘又は二錢にして、古往も現今も大差なし。

◎元山府揚村洞市、北村洞市

一、市場に於ける監督機關並に媒介者 府職員をして監督に當らしむ、生牛の賣買取引以外には媒介者なし。

一、媒介手数料 生牛一頭に對し一圓五十錢乃至二圓の手数料を徵收す。

一、利息 月六歩。

◎定平郡邑内市

一、媒介手数料 生牛一頭に對し四十錢。

一、市場の利息 一圓に付一月最高三錢、普通二錢、最低一錢。

◎文川郡都草市

一、賣買方法 賣買者雙方合意の上にて取引す。

一、利息 一ヶ月一圓に付五、六錢の割。

一、慣習 穀物の斗量は七升を以て一斗となし取引す。

◎端川郡波道面牛市

一、慣習 從來市日に牽引し來れる牛畜を市場以外稍々離れし所に牽き窺かに生牛の市價を調べ

仲介者の手を藉らずして賣買するの弊害ありしも、今や面監督の下にある媒介の取締嚴重なるを以て漸次此例減少しつゝあり。

◎麟蹄郡の分

- 一、賣買の方法 生牛取引は仲介人の評價に依り、其他の貨物は賣買者雙方の協調に依る。
- 一、市場利息 通常一ヶ月一圓に對し五、六錢なり。

◎城津郡臨溟市

一、市場に於ける監督機關並に賣買の仲介者 現今に於ては毎開市日に面吏員出張し使用料の徵收其他監督の任に當るの外、規則に反する者に對しては警務官憲の力を藉りて嚴重に取締りつゝあり。又昔日に在りては部落民が市場規約を設けたる後「市亭廳」なるものを設け「市亭班首」(即ち契長)を選擧し、市に關する一切の事項を管理せしめたり、而して班首の下に「公員」(書記)二名ありて班首の事務を補佐せしめたりと云ふ。仲介者は古今共に無し。

一、市場の使用料 本市は當初より洞有及私有地を以て市場敷地となしたるものにして、創設の際有志協議の上私有地を借入れ年々少額の借地料を拂ひ來れるも、爲に出場者より入場料又は使用料を徵收せし事無かりしが、市場規則施行に至り管理上諸設備の要あるを以て現今左の如く使

用料を徴收す。

常設店舗は三錢、露店は二錢、生牛每頭一錢、其他は一錢

一、市場慣行中匡正を要するもの。古來本市は麻布賣買に於て尺度の使用殊に甚しき異風を有し例へば一定の長さを要求して而も實際に於ては要求尺よりも長からんことを希ひ、尺度を粗大に運ぶことを要求するの慣行ありしも、本道麻布検査規則の發布以來製織麻布の長幅を一定せられつゝあるに由り、是等の弊習も自然匡正せられつゝあり。

◎新興郡古川市

一、市場使用料。使用料は經營者たる面に於て、徴收するものにして、魚類一牛車に付十五錢、行商人一負に付五錢、生牛一頭に付六錢を徴し、其他は徴せず。

一、利息。一圓を借りたる場合は次の市日より金二十二錢宛を五回に分ちて元利共に返済す、右の利息は今昔共同様にして異なることなし。

◎豊山郡新豊里市

一、賣買の方法。普通市場に於て需要供給兩者の希望に依り直接取引を爲すも、一般農民穀物を市場に搬出取引するときは、相互協議の上「斛量り」なる者を選び穀物の計量を行はしむることあ

り、而して農家は其の手數料として枳量の殘餘を附與するか、又は任意に手數料として少量の穀物を與ふる慣行あり。

一、利息 年三分にして今昔同様なり。

◎横城郡横城市

一、賣買方法 普通雜貨類は賣買者相互間に於て直接取引せらるゝも、穀物、牛皮、織物、魚類は通例貨物の所有者より一定の價格を表示して之を客主に委託販賣せしめ、而して客主が委託者の指定價格を以て販賣したるときは、所定の口錢、其他の諸雜費を控除し、殘額を委託者に交付す、生牛馬等の取引には居間ありて諸般の賣買を斡旋し一定の口錢を受く。

一、仲介者の手數料 實取引高の百分の二を手數料として徴し其内より市場税を納付す。

一、利息 今を距る十餘年前迄は月六分乃至一割二分なりしも、今は二分乃至五分となれり。

◎熙川郡邑内市

一、賣買方法 古來より仲介者に於て見本を持ち購買者へ勧誘の爲巡廻し、賣買者雙方の承諾により現品現金を相渡すの状態なり。

一、仲介者 仲介者は當市創設當初郡衙に於て經歷あるもの十名を選定せしも、今は任意に出場

し仲介するの狀態なり、其手数料は郡に於て別に定めしものなく、大抵一圓に付三錢の割合にて徴收す。

◎徳川郡徳川市

一、賣買の方法 穀物、魚類、日用雜貨は市場の一部たる道路の兩側又は露天に配列若くは堆積し置き、需要者、供給者間に於て代價を協議し現金にて取引するを通例とするも、知人間にては掛賣を行ふ事もあり、而して穀物、綿布は法定の度量衡を用ひず計量し、尙代價の如きは同品質のものも一樣ならず、故に相場に疎き者は奸商輩に瞞さるゝ事もあり。尙本郡内の特産品たる麻布、絹布等は各地の行商人部落内を家毎に巡廻して現金にて購ふか、若くは綿布と物々交換をする例もあるが、其生産者の多くは市場に於て賣却するを常とし、尙其所持する者は之を直接需要者に賣却する事なく、仲介人（所謂居間なる者）を介して取引する、生牛も亦仲介人に依り賣買せらる。

一、仲介人 仲介人の多くは多年斯業に従事し賣買に對する經驗深しと雖、麻布、絹布類には仲介手数料一定し居らざる爲、中には狡猾なる手段を弄し不當の利を射る者も亦尠からず。

一、仲介人の手数料 生牛取引は毎頭五十錢と規定しあるも、外の商品の仲介料は一定し居らず。

一、利息 金額の多寡信用の有無により金利に高低あり、數年前迄は十圓に對し一日一錢乃至四錢なりしも、今は流通貨幣の増加及金融組合等の設置に依り利率低下し、十圓に付七厘乃至三錢となれり。

一、匡正を要する慣習 本郡各市に於ける麻布、絹布類の仲介料は大略前記の如く古來より一定せられざる爲に種々の弊あり、則ち本郡の重要産物たる絹布、麻布等は多く村間農民の副業に依り生産するものにして大部分は市場にて取引さる、然るに本郡古來よりの慣行として村間より絹布類を携へ市場に出づる者は、直に需要者に面接して賣却することなく、其持ち來れる貨物を自己の常に宿る主人又は仲介人（即ち居間にして是等は多く平常遊衣徒食し専ら仲介料のみにて生計を營むものにして、市日には市場を廻りながら村間より絹布を持參する者を待ち、知人なると否とは問はず賣却方の依託を懇請す）に與ふべき代價を定め賣却方を依頼す、而して頼まれたる居間が其代價以上にて賣却するときは、最初定めたる價のみを交付し餘りは全部着腹するを以て、最初頼まるゝとき可成代價を下げ、又買手には高價を唱ふ、故に一匹の取引に終日を費すのみならず相場に疎き賣買者雙方は意外の損失を蒙りつゝあり、若し此慣習を其儘放任せむか、徒に分外の利益を仲介人に壟斷せられ、延いては販路擴張並に商工業獎勵上最も面白からざる現象を

生ずるに付、朝鮮全土に亘り仲介業及仲介料制度を設け、之が弊害を艾除する事は焦眉の急務ならむ。

◎求禮郡求禮市

一、賣買の方法 從來牛及麻布は仲介人に依り取引せられしも、其他は需要供給者直接之を行ひ代價は總て即時拂なるも、中には掛賣を爲す者もあり。

一、仲介者及手数料 生牛の仲介者は十九人にして取引價格の百分の一、麻布の仲介者は十二人にして取引價格の千分の一の手数料を受く。

一、利息 從來は一市一圓に付二錢なりしも、今は平均一錢乃至八厘なり。

一、慣習 賣買に仲介人ありて手数料なる中間利得を得る事は、賣買者雙方の損失尠なからざるに付、媒介者を全然廢止されんことを望む。

◎任實郡良峙市

一、賣買方法 苧布、青苧、家畜等は仲介人の手に依り賣買するを常とし、其他に在りては個人直接取引し總て舊慣に依りて行はれつゝあり。

一、利息 舊慣に依る市邊なるものあり、小口金額は十錢に付一市日目(五日目毎)二厘の利息な

りしも、今は少額の金額と雖も半分に減せられたり。

◎海南郡海南市

一、市場商人の行商區域並に買賣方法 康津、長興、靈光の各郡市商人にして、其の賣買は掛値の多き事甚だしく、或種の物は呼び値の半額以上十分の六七にして賣買するあり、生牛の取引は從來媒介者に託して之を行ひ、或は畜産組合の媒介により一定の手數料を拂ひて取引さる。

一、仲介人 昔日の市場監督には場監なる者ありしも、此は出場商人の監督のみにして、媒介人は米及生牛のみに限り、斗監考の手數料の如き一定の標準なきも一斗に付一合、生牛一頭に付五十錢にて、其他の媒介人は賣主より買主へ媒介の時に一二圓を加算して其部分を自己の所得とす。

一、利息 昔時は毎市五割乃至十割なりしも、今は多少減低せり。

◎谷城郡邑内市

一、買賣の方法 卸賣買中生牛、穀物、鹽、魚類、麻布、麴子に限りて居間の手を經て取引せらる。

一、媒介者及手數料 居間と稱する媒介者ありて現在十名居り取引高の約一分を收む。

一、利息

い、短期貸 一箇月間元金十二圓とすれば、之が返済は六回の開市日に元利二圓十錢を分返す。

ろ、長期貸一ケ年間元金二十圓とせば、七十回の開市日に分返し一回の元利金は四十錢なり。

一、匡正を要する慣習。從來の慣習に依る居間を廢し之を市場管理人たる面長に統一せしめ、且手數料を一定せしめ不當手數料の強請を防ぎ、地方物産の需給を圓滿になすは市場經營上第一に改むべき慣行とす。

◎羅州郡路下市

一、賣買方法。畜類、織物は媒介人ありて仲介をなし、其他は賣買者雙方合談の上取引し多くは現金拂なり。

一、市場利息。舊慣に依る市錢あり一箇市一圓に付十錢なり（月一割二分）之は貸借金高百圓以下にして、其他短き期間に返済する替斗錢とて一圓貸借の契約にて十錢を差引九十錢のみ貸付け其支拂方法は一市毎に十錢宛十回分に分納するものなり、斯くの如き貸借金高は最高百圓より最低二十錢の間なり。

◎井邑郡泰仁市

一、賣買方法。賣買方法は掛値の多き事甚しく或種の物は呼價の十分の六、五にして賣買するもの多く、米の賣買は斗監考の仲介に依りて行ひ、牛、苧布、麻布の取引は媒介人に託して行ふ。

一、**媒介の手數料** 媒介者は米、牛、苧布、麻布に限り取引の媒介をなし、斗監考の手數料は大
約一斗に付一合、牛一頭に六十錢、苧麻は一隊(約二貫)に付十錢、苧布は取引額の百分の一、其
他の媒介者は賣主より媒介する時若干を加算媒介して自分の所得とす。

一、**市場利息** 各市を通じ不定なるも本市の最高額は年四割なり。

◎利川郡邑内市

一、**賣買方法** 米穀は斗監考ありて價格を鑑定し、賣買者兩方の意思決定を得て其賣買物の斗量
を爲し、生牛は仲介人ありて價格を鑑定し、賣買者雙方の意思決定を得たる上取引を爲さしめ、布
木其他の雜貨は京城の相場に依りて放賣せらる。

一、**仲介手數料** 牛取引は成牛一頭十五錢、犢十錢、米穀は米一石に十錢なり。

一、**利息** 昔時は市場貸借と稱し最高は市二分、月五分、最低年五割を以て貸借せられしも、社
會の變遷に伴ひ目下は最高一市一分、月四分を以て取引をなす者多く、最低は月三分なり。

◎加平郡邑内市

一、**賣買方法** 1.牛は家畜市場仲介人に、2.米類は米市傭人に於て價格を評定し、3.木材、煙草、
棉花、色紙は仲介者に依り、4.其他は相互に取引を直接行ふ。

一、仲介手数料 成牛一頭二十錢、犢牛十錢、木材、荻、棉花、色紙は慣習上少額の手數料を徴するも詳ならず。

一、市場利息 市邊と稱する百圓に付一市二圓の利子あり、間邊と稱する百圓に付月六分の利子あり、目下は間邊行はるゝこと多し。

◎楊平郡葛山面市

一、市場の設置 今を距る四十五年前本市は古邑面玉泉里より葛山面へ移轉せられ、其敷地は漢江沿岸に接近せし爲漸次發展するに伴ひ、現今は同面楊根里中央を共同にて經營せしも、明治四十二年本郡に於て市場附近住居李範基なる者をして市場管理者と定め之が管理を行はせし所、大正三年十二月二十五日道告示第七十一號を以て面長之を經營するに至れり、市場の敷地は國有なるも穀物市場は私有なり。市場の區域は楊根里内市街一圓にして、邑内市場と稱し、陰曆三、八日に開市し、主要取引商品は牛、穀物、織物、雜貨、木材、金物なり。

一、需要供給の區域 本郡葛山、江上、古邑、江下、龍門、楊西、砥提の各面、利川郡、驪州郡、洪川郡、橫城郡。

一、市場出入商人の行商區域 本郡砥提面曲水市、青雲面龍頭市、廣州郡南終面牛川市、楊州郡

瓦阜面平口市、利川郡邑内市、驪州郡州内市。

一、市場取引品種別、數量並に價額

種類	數量	價額	種類	數量	價額
生牛	五三頭	四八〇〇〇〇	苧	七把	四二〇〇〇
白米	七石	三八五〇〇〇	木綿	八疋	一六〇〇〇
大豆	一石	二〇〇〇〇	白紙	一五捆	四五〇〇〇
小豆	五斗	二〇〇〇〇	麻鞋	八〇足	二四〇〇〇
牛肉	二五〇斤	一五〇〇〇〇	棉花	三〇斤	九〇〇〇
食料品	—	八〇〇〇〇	金物	—	二〇〇〇〇〇
雜貨	—	五八〇〇〇〇			

第二節 市場の分布

現在に於ける朝鮮の市場數は千二百餘の多きに達し、各郡に大抵四五箇所乃至十箇所内外の市場が設置されて居る。而して其中には數百年前より繼續せるもの、または時勢の變遷、交通の關係等に依りて位置名稱の移動變更したもの、或は最近に至つて新設若くは廢止されたものもあるが、斯くの如く多數の市場が存在せることは、朝鮮の經濟組織と商業取引事情の特異なる點である。各道に於ける

市場分布の状態を見るに、京畿道一〇四、忠清北道五二、忠清南道八九、全羅北道六四、全羅南道一七、慶尙北道一六〇、慶尙南道一三七、黃海道一一七、平安南道一二〇、平安北道五八、江原道八四、咸鏡南道九〇、咸鏡北道四五となり、この外に穀物現物市場八、證券現物市場一がある。

各道市場分布表 (大正十二年十二月末現在)

京 畿 道

府郡名	市場名	備考	府郡名	市場名	備考
南大門	市場	一號 私設	竹添町	公設柴炭蔬菜市場	一號 公設 (十一年七月十日閉市)
東大門	市場	同 同	明治町	公設市場	二號 同
南米倉	町市場	同 同	花園町	公設市場	同 同
合名會社京城食糧品市場		三號 同	鍾路	公設市場	同 同
京城魚市場		同 同	京城府家畜市場		一號 同 (十二年十一月五日閉市)
京城日の丸水産株式會社		同 同	富來祥	柴炭市場	同 同 (十一年六月卅日廢設)
龍山水産株式會社		同 同	京城	公設市場	同 同 (十一年六月卅日廢設)
株式會社京城株式現物取引市場		四號 同	光熙町	公設柴炭市場	同 同 (十一年九月廿五日廢設)
京城穀物商組合市場		同 同	臨時鍾路	公設蔬菜市場	同 同 (十一年六月廿三日廢)
京城府 教義洞	公設柴炭市場	一號 公設	仁川府 仁川水産株式會社		同 同 (十一年十一月十五日) 許可存立期間一箇月
安國洞	公設柴炭市場	同 同			三號 私設

朝鮮の市場	漣川郡				楊州郡				廣州郡					高陽郡					
	笠岩	貴存	朔寧	古尾	車灘	平邱	楸橋	東豆	議政	山城	盆唐	松坡	牛川	昆池	老谷	京安	東幕	一山	
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	
	場	場	場	場	場	場	場	場	場	市	市	市	市	市	市	場	場		
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

(一號の狀態なり)
公設

七七	利川郡		驪州郡		楊平郡			加平郡		抱川郡			全斗	
	午利	梨邑	邑	曲龍	美邑	邑	縣邑	雲潭	梁文	邑	下上	全斗	斗	麻
	川	川	浦	內	水頭	原	內	里	內	潭	文	內	松	松
	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

公設

	水原郡						振威郡			安城郡		龍仁郡			朝鮮の市場			
永登浦	鳥山	發安	新基	南陽	半月	水城	水城	安仲	西井	平澤	竹山	注川	安城	豊徳		白岩	金良	長湖
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市		市	市	市
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		同	同	一號
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		同	同	公設

	坡州郡						江華郡		金浦郡		富川郡		始興郡				
訥老里	金村	挿橋	奉川	奉日	汝山	汝山	府内	吉祥	麻谷	郡里	吾里	金浦	黃魚	蛇川	軍浦	三巨	蠶室
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
(廢止の狀態)同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一號
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	公設

朝鮮の市場	郡名			開城郡					長湍郡							
	内	美	清	兩	板	邑	蟹	十	松	都	兩	渭	糸	九	高	邑
	秀	江	州	合	門	内	岩	川	都	面	城	川	谷	化	浪	内
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
同	同	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一	
同	同	號	私	同	同	同	同	公	同	私	同	同	同	同	公	
		考	設					設		設					設	

永同郡			沃川郡			報恩郡			清州郡							
陽	深	馬	黃	龍	永	伊	青	沃	懷	元	官	報	梧	屏	文	米
山	川	岩	澗	山	同	院	山	川	仁	南	基	恩	根	岩	義	院
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	號
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	公
																設

			陰城郡				槐山郡					鎭川郡			
龍大忠	甫旺無	漢邑	潘清青	延水光	槐	閉廣	邑								
院	州	川場極	川內	灘安	川豐	回田	山	川	惠	內					
院															
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	號
															公
															設

			丹陽郡			堤川郡			忠州郡							
利邑	市	梅永丹	發德	水清	堤	新	內	牧	泉	龍	蓮					
仁	內	場	浦	春	陽	泉	山	山	風	川	堂	倉	溪	浦	堂	河
市	市	名	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
同	一	備	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一
公	私		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	號
設	設	考														公
																設

忠清南道

朝鮮の市場	大田郡					燕岐郡					公州郡						
	新	黒	儒	魚	新	大	小	東	大	燕	魚	鳥	維	新	虎	廣	大
下	石	城	菜	灘	田	井	部	平	岐	菜	院	鳩	下	溪	亭	橋	天
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
同	同	一	三	同	同	同	同	同	一	三	同	同	同	同	同	同	一
同	同	公	私	公	私	同	公	私	公	私	公	私	同	同	同	同	公
		設	設	設	設		設	設	設	設	設	設					設

八	舒川郡				扶餘郡					論山郡						
	板	新	吉	舒	林	笠	鴻	恩	旺	邑	魚	江	斗	仁	豆	連
橋	場	山	川	川	浦	山	山	津	内	菜	景	江	川	溪	山	山
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
同	同	同	同	同	同	同	同	同	一	三	同	同	同	同	同	一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	公	私	同	公	私	同	公
										設	設		設	設		設

朝鮮の市場

洪城郡					青陽郡					保寧郡					
結	瓮	上	龍	廣	化	美	定	雲	青	良	熊	鰲	青	保	大
岩	漁	村	湖	川	城	堂	山	谷	陽	峙	川	川	所	寧	川
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
市場	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
(有名無實にして開 市したる事なし)	私	公	同	同	私	同	同	同	公	私	同	同	同	公	私
設	設			設					設	設				設	設

唐津郡			瑞山郡							禮山郡						
泛	沔	三	漣	大	天	聖	余	泰	海	瑞	大	德	大	光	新	新
竹	川	巨	內	地	山	宜	淵	美	安	美	山	川	山	興	時	陽
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
			(年中開市せず)							公	私					
										設	設					

朝鮮の市場

府郡名	天安郡					牙山郡					南				
	豊	天	井	成	笠	曲	新	龍	仙	牙		屯	温	温	機
市	西	安	川	歡	場	橋	昌	虎	掌	山	浦	泉	陽	池	元
市場名	西	安	川	歡	場	橋	昌	院	掌	山	浦	泉	陽	池	元
備	同	同	同	同	同	(十一年一月廢止)	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二號	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
公設	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	公設

府郡名	茂朱郡		錦山郡		鎭安郡		全州郡				群山府							
	安	茂	茂	秋	珍	錦	銅	龍	鎭	花	高	鳳	參	東	全	公	群	群
市	安	茂	茂	秋	珍	錦	銅	龍	鎭	花	高	鳳	參	東	全	公	群	群
市場名	安	茂	茂	秋	珍	錦	銅	龍	鎭	花	高	鳳	參	東	全	公	群	群
備	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二號	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
公設	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

		淳昌郡		南原郡				任實郡				長水郡			
古龍泰	避淳	雲	斐	引	南	葛	舒	阿	葵	任	溪	蟠	山	長	朝鮮の市場
縣頭	老里	峯	井	月	市	潭	村	山	樹	實	内	岩	西	水	
内市	市	市	市	市	場	市	市	市	市	市	市	市	市	市	
場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一號	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	公設	

(本年は開市せず)

金堤郡					扶安郡			高敞郡					井邑郡				
才	竹	院	萬	金	下	上	茁	邱	茂	介	安	西	高	井	古	上	禾
南	山	坪	頃	堤	市	市	浦	山	長	用	子	互	敞	邑	阜	三	湖
市	市	市	市	市	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場
場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一號
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	公設

朝鮮の市場	木浦府			府郡名	益山郡					沃溝郡			
	松州	光州	光州	旭魚市	能浦市	金山市	礪山市	咸悅市	木川市	黃登市	裡里市	京場市	臨陂市
	汀小	州大	州大	魚市	浦市	馬市	山市	悅市	川市	登市	里市	場市	陂市
	市	市	市場	市場	市場	市場	市場	市場	市場	市場	市場	市場	市場
同	同	一號	三號	備	同	同	同	同	同	同	(本年は開市せず)	一號	
同	同	(四十一號)	私設	考	同	開	同	同	同	同	同	公設	

光陽郡		求禮郡		谷城郡			潭陽郡		光川郡			
牛邑	王邑	光陽	求禮	茂林	於德	月峰	大邑	邑	坪西	林倉	龍山	飛鵝
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
場	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
同	同	同	同	同	同	同	同	同	(開市せず)	(開市せず)	同	一號
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	公設

寶城郡					高興郡				順天郡				麗水郡				
筏	海	福	牛	東	油	過	加	高	邑	中	洛	槐	廣	順	細	突	魚
橋	倉	內	幕	外	菴	驛	采	興	內	興	水	木	川	天	洞	山	市
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	場	場
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	公	私
																設	設

(十一年八月廢止)

				長興郡								和順郡						
月	社	海	大	竹	邑	綾	龍	四	梨	沙	同	院	石	和	熊	會	烏	長
川	倉	倉	德	川	內	州	江	巨	陽	坪	福	村	湫	順	峙	寧	城	佐
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	公
																		設

(江里十一年九月より龍江市と稱すを移し龍江)

濟州島	珍島郡	莞島郡	長城郡	靈光郡	
朝三州	四十五邑	院大郡	藥四新月社	壽法浦	靈
天陽城	日日日	內洞平	水	興坪倉山聖	川光
市市市	市市市	市市市	市市市	市市市	市市市
同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同
同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同
			(開市せず)		一號
					公設

朝鮮の市場

軍威郡	達城郡	大邱府	府郡名	
鶴薪孝軍	本車總坪	魚令東	西	市
城院令	宮川川	園濱額	安榮	門門場
市市市	市市市	市市市	市市市	市市市
同同同	同同同	同同同	同同同	同同同
同同同	同同同	同同同	同同同	同同同
				一號
				三號
				同同同
				同同同
				公私同同公
				設設
				設
				考

慶尙北道

八八

朝鮮の市場

安東郡

義城郡

仁	禮	九	山	九	豐	瓮	鞭	邑	深	安	邑	桃	歸	泥	邑	山	義
溪	安	潭	下	尾	山	泉	巷	內	川	溪	上	李	川	方	內	城	興
												院					
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	公
																	設

盈德郡

英陽郡

青松郡

余	浦	柄	寧	長	江	邑	院	發	唐	邑	眞	和	火	川	大	梨	邑
川	項	谷	海	沙	口	內	里	里	洞	內	寶	陸	峴	邊	前	田	內
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	公
																	設

八九

慶州郡

迎日郡

龍	入	下	魚	進	邑	七	清	下	滄	立	杞	玉	興	外	扶	迎	都	
山	室	西	日	峴	内	田	河	城	州	岩	溪	里	海	三	助	日	邱	
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	
同	同	同	同	同	同	(十一年中取引なし)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一號
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	公設

朝鮮の市場

慶山郡

永川郡

河	栗	慶	琴	大	北	古	杏	慈	市	新	永	東	扶	安	河	乾	義	
陽	下	山	湖	昌	安	村	花	川	基	寧	川	山	助	康	火	川	谷	
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一號
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	公設

(十一年九月新設)

朝鮮の市場

星州郡					高靈郡		清道郡						
大倉	蔓院	邑	得邑	薪東	新大	楡大	陽院	新華	堂	慈			
馬泉	支	内	成内	旨倉	基川	川	城	院	陽	里	仁		
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一號	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	公設	

(元城內市を改む)
(十一年十一月八日)

善山郡					金泉郡				漆谷郡				
龜長	海桃	善	開	館梨	校金	多	漆	若	仁	臺	新	倭	
尾川	平開	山	寧基	川洞	泉	富	谷	木	同	峰	洞	館	
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

(十一年中開市せず)

(大正十一年中開市せず)

慶尙南道

府郡名 市場名 備考

釜山鎮市場 一號 公設

富平町市場 同 同

釜山鎮牛市場 同 同

釜山水產株式會社魚市場 三號 私設

釜山食糧品株式會社 同 同

釜山鎮共同販賣所 同 同

釜山穀物市場 四號 同
(十一年一、二、三
四月中取引なし)

馬山水產市場 三號 同

舊馬山水產市場 同 同

馬山[㊤]青物市場 同 同

馬山牛市場 一號 公設

舊馬山牛市場 同 同

邑內市場 同 同

水谷市場 同 同

安瀾市場 同 同

北倉市場 同 同

晉州郡 朝鮮の市場

文山市場 一號 公設

智水面市場 同 同

班城市場 同 同

嚴亭市場 同 同

宜寧邑市場 同 同

中橋市場 同 同

新反市場 同 同

鳳谷市場 同 同

郡北市場 同 同

平林市場 同 同

咸安郡 漆原市場 同 同

吾內市場 同 同

上浦市場 同 同

靈山市場 同 同

馬首院市場 同 同

昌寧郡

咸安郡

宜寧郡

蔚山郡					梁山郡					密陽郡					朝鮮の市場
彦南目内兵邑	西院新三華邑	武淵守松三密													
陽倉島陸營内	倉洞坪溪山内	安鏡山旨浪陽													
市場場場場場	市場場場場場	市場場場場場													
同同同同同	同同同同同	同同同同同												一號	
同同同同同	同同同同同	同同同同同												公設	

金海郡					東萊郡										九四
進新萊永大金	送佐機下龜東	呂亭西仁連大													
永文山康濟海	亭川張端浦萊	川子生甫山岬													
市場場場場場	市場場場場場	市場場場場場													
同同同同同	同同同同同	同同同同同												一號	
同同同同同	同同同同同	同同同同同												公設	

（十一月五日）
附設認可

統營郡

昌原郡

朝鮮の市場

統營魚市場	河清市	巨濟市	下我市場	朝我市場	統營市場	院里市場	熊川邑市場	慶和洞出張所	鎮海水產株式會社	鎮海水產市場	鎮海青物市場	慶和洞市場	餘南市場	古縣市場	鎮東市場	斗刀米市場	新琴市場	昌原市場
三號	同	同	同	同	同	同	一號	同	同	同	三號	同	同	同	同	同	同	一號
私設	同	同	同	同	同	同	公設	同	同	同	私設	同	同	同	同	同	同	公設

南海郡

泗川郡

固城郡

昌善市場	平山市場	彌助水產市場	彌助市場	邑內市場	城內市場	水浦水產合資會社	三千浦市場	八千浦市場	三千浦市場	朱文市場	邑內市場	下明市場	塘洞市場	背屯市場	邑內市場	巨濟魚市場	巨濟魚市場
同	同	同	同	同	一號	三號	同	同	同	同	同	同	同	同	同	三號	三號
同	同	同	同	同	公設	私設	同	同	同	同	同	同	同	同	同	公設	私設

九五

咸陽郡		山清郡						河東郡						朝鮮の市場				
道	介	安	邑	丹	(丹城面)	德	生	於	車	(山清面)	文	辰	露		舟	横	花	邑
川	坪	義	内	溪	邑	山	林	外	黄	邑	岩	橋	梁		橋	川	開	内
市	市	市	市	市	内市	市	市	市	市	内市	市	市	市	市	市	市	市	市
場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一號
															同	同		公設
															(横甫市を改稱す)	同		

陝川郡					居昌郡											
古	三	栗	草	治	邑	加	栗	古	高	熊	邑	松	柏	馬	玉	沙
縣	嘉	旨	溪	壘	内	祚	院	縣	梯	陽	内	溪	田	川	女	斤
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
																一號
																公設

黃海道

郡名 市場名

朝鮮の市場	延白郡					海州郡					市名						
	城	椽	紅	白	濯	挿	延	竹	青	地		溫	翠	海	海	東	西
	頭	石	靛	川	纓	橋	安	川	丹	鏡		泉	野	州	牛	門	門
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市		市	市	市場	市	市	市
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		同	同	同	同	同	同

(十一年中開市せず)

平山郡

金川郡

九七	了	邑	漢	新	南	物	文	麒	白	溫	滯	汗	兔	市	新	助	餅	金
	峰	內	川	南	川	開	區	麟	川	互	井	浦	山	邊	場	浦	店	郊
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

設

	長淵郡					釜津郡					新溪郡			朝鮮の市場				
站	碑	石	助	松	南	苔	樂	邑	蘇	念	發	康	溫		市	大	銀	古
	石	橋	尼	川	倉	灘	山	內	江	佛	銀	羽	井		音	坪	店	新
	浦																	恩
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市		市	市	市	市
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	號	
																	公	
																	設	

	安岳郡					股栗郡					松禾郡			九八				
文	邑	沢	鶴	椒	溫	東	邑	長	金	觀	清	股	石		豐	公	水	松
		獅	峯	井	井	倉	內	連	山	溪	栗	灘	川		稅	橋	禾	
									浦									
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市		市	市	市	市
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	號	
																	公	
																	設	

(十一月十九日開設認可)

朝鮮の市場	載寧郡														信川郡		
	内	新	海	彌	新	青	石	内	上	金	載	載	載	載	柳	石	遠
		換				石	灘	土		山	寧	寧	寧		川	塘	泉
	宗	浦	昌	靱	院	頭		洞	海	山	薪		馬	牛			
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一
																號	
																公	
																設	
																設	

九九	瑞興郡				鳳山郡					黃州郡									
	陵	興	新	邑	西	清	馬	蒜	鳳	銀	沙	沈	小	黑	德	三	兼	城	邑
	里	水	慕	内	鐘	溪	洞	山	山	波	里	村	梅	橋	陽	街		南	内
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一
																		號	
																		公	
																		設	

平壤	平壤	平壤	市	支	助	一	仙	新	邑	社	笏	栗	坪	明	陶	邑
司倉公設市場	上營市場	家畜市場	平安南道	岩	仁	松	岩	坪	內	倉	洞	里	院	堂	河	內
同	同	一號	備	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一號
同	公	私	考	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	公
	設	設														設

大同郡	梨	大	長	太	太	檢	億	碑	龍	株	鎮	鎮	平	株	平	平
院	木	泉	水	平	平	浦	兩	石	井	式	南	南	壤	式	壤	壤
市場	市場	市場	院市場	家畜市場	市市場	市市場	機里市場	里市場	里市場	會社鎮南浦物產市場	浦水產株式會社魚市場	浦穀物組合市場	食糧品市場	會社平壤魚市場	幸町公設市場	壽町公設市場
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一號	三號	四號	同	三號	同	一號
同	同	同	同	公	私	公	私	同	公	同	同	同	同	私	同	公
				設	設	設	設		設					設		設

朝鮮の市場

孟山郡				順川郡													
仁德家畜市場	東倉市	藺倉市	北倉市	邑内市	殷山市	舍人市	慈山市	新倉市	順川市	下石花市場	船橋市	馬嵐市	廣灘市	戊辰市	長峴家畜市場	長峴市	院場家畜市場
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一號
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	公設	私設	公設	私設

(十一年三月新設)

江東郡				成川郡							陽德郡						
閔波家畜市場	朝陽家畜市場	縣內家畜市場	勝湖市	閔波市	朝陽市	縣內市	別倉市	岐倉市	了波市	勿兒視市	卯山市	大谷市	檜倉市	邑内市	雲倉市	新邑市	陽德市
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一號
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	公設

朝鮮の市場

龍岡郡

中和郡

藝明市場	五花市場	佳龍市場	眞池市場	邑内市場	内洞市場	昆陽市場	瑤浦市場	斗澗市場	看東家畜市場	看東家畜市場	新邑家畜市場	新邑家畜市場	綾盛家畜市場	綾盛家畜市場	碑石市場	中和家畜市場	邑内市場
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	公設	私設	公設	私設	公設	私設	公設	私設	公設

江西郡

岐陽家畜市場	馬山市場	烏耳里市場	新興市場	文洞市場	沙川市場	邑内市場	咸從市場	南陽市場	必毛里市場	岐陽市場	郡内市場	馬山市場	堂岾市場	溫井市場	大嶺市場	齊山市場	舊邑内市場
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	(十一年三月新設)	同	同	同	同	同	同	(十二年三月廢止)	同	同	同	同	同	同	同	公設

				熙川郡	雲山郡			泰川郡	龜城郡							
立	武	修	寧	邑	北	古	邑	泰	塔	新	吉	南	邑	白	替	永
石	昌	隅	邊	内	鎮	場	内	川	洞	祥				馬	馬	山
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	號
																公
																設

(二十年十一月十一日新設)

鐵山郡		宣川郡		定州郡				博川郡		寧邊郡						
車	邑	古	邑	海	古	郭	清	邑	峇	邑	東	蘇	新	球	泰	石
繁	内	軍	内	山	邑	山	亭	内	美	内	倉	民	興	場	平	倉
館		營														
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	號
																公
																設

(十一年八月十七日新設)

朝鮮の市場

江 界 郡	渭 原 郡	楚 山 郡		碧 潼 郡		昌 城 郡	朔 州 郡		龍 川 郡								
江	漢	古	楚	碧	驪	碧	昌	南	大	邑	耳	龍	良	楊	新	南	龍
界	場	場	山	團		遼	城	倉	館	内	島	岩	策		南		岩
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
										公	同	私	同	同	同	同	公
										設		設					設

		麟 蹄 郡					春 川 郡				府 郡 名	厚 昌 郡	慈 城 郡			
富	上	蒼	縣	伊	瑞	元	芝	倉	倉	光	泉	邑	市	市	中	
坪	東	村	里	布	和	通	村	村	里	板	田	内	場	江	坪	
里	里									里				原	江	
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	名	道	市	市
													備		同	同
													一		同	同
													號		同	同
													公		同	同
													設		同	同
													考		同	同
															同	同

高城郡	通川郡			淮陽郡					楊口郡				朝鮮の市場							
慈大高	外	貨	庫	邑	雪	北	化	縣	新	邑	林	萬		文	長	楊				
山	津	城	濂	通	底	內	峯	倉	川	里	安	內		塘	垓	登	坪	口		
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市		市	市	市	市	市	市	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		同	同	同	同	同	同	一號
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	公
																			設	

三陟郡										襄陽郡				106							
連	江	杞	北	廣	黃	古	莊	交	邑	銅	其	橋	沕		南	長	杆				
陵	谷	谷	坪	洞	池	士	湖	柯	內	山	士	岩	繼		門		城				
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市		市	市	市				
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
																			設		

（十一月九日設置せり）

（十一月廿一日開市中）

（十一月廿一日開市中）

	平 昌 郡		旗 善 郡					蔚 珍 郡					江 陵 郡					
朝 場	大	美	邑	甌	虎	餘	義	臨	邑	竹	平	正	梅	富	邑	邱	注	玉
							林										文	
	和	灘	内	山	鳴	糧		溪	内	邊	海	明	花	邱	内		山	溪
							吉											津
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
	同	同	同	同		同	同	同	同	同		同	同	同	同	同	同	
				(開市十一年中)						(開市十一年中)							(開市十一年中)	
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
																		一 號 公 設

		金 化 郡			華 川 郡			洪 川 郡			橫 城 郡			原 州 郡			寧 越 郡		
	清	昌	金	邑	九	邑	豐	新	柳	屯	安	邑	興	文	原	酒	永	蓬	珍
	陽	道	城	内	内	内	洞	内	興	内	湖	幕	州	泉	興	坪	富		
				里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	(開市十一年中)																		
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
																			一 號 公 設

朝鮮の市場

	安			德源郡		文川郡			高原郡				永興郡					
	梧	蟹	安	文	豊	豊	箭	豊	玉	山	地	德	高	横	宣	馬	仁	旺
	山	川	邊	坪	上	上	灘	田	坪	谷	境	池	原	川	興	山	興	場
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	(取引不振) 爲休止中	同	(開市せず) 十一月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	(開市せず) 十一月	同一號
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
																		設

	北青郡					洪原郡				安邊郡							
	三	嶺	倉	方	新	陽	新	居	北	三	旭	平	靈	洪	新	高	南
	興	坪												原	高		
	岐			村	浦	化	昌	山	青	湖		浦	武	邑	山	山	
	牛																
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	(廿一日設立)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	(取引不振) 爲休止中
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

一〇九

設

新興郡					端川郡					利原郡				
加新初元古	石新梨松橋古雙龍端龍群角遮利	浦福洞項項城上淵川岩仙宗湖原	市市市市市											
同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同	
同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同	

(本年中取引なし)

(三十一年十月廢止)

清津府		府郡名市		甲山郡		三水郡				豐山郡			長津郡		
清津魚菜市	清津場名	咸鏡北道	洋惠甲三上嶺仲黃把楊新	山山	德巨城坪	水撥坪豐	古下	土礪	里隅	市市	市市	市市	市市	市市	市市
同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同
同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同

備考
一號公設
(本年は開市せず)
三號同

(十一年八月十九日新設)

朝鮮の市場	吉州郡			明川郡							鏡城郡								
	錦川	東海	吉州	花臺	陽村	古站	阿間	嚶上	嚶下	立石	極洞	邑内	七班	水南	羅南	朱後	朱乙	鏡城	
	市	市	市	市	市	市	市	市場	市場	市	市	市	市	市	市	市	市	市	
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一號
	同	同	同	同	(十一月廿七日開設)	同	同	同	同	同	同	同	(本年は開市せず)	(本年は開市せず)	同	同	同	同	開設

一一一	鍾城郡				會寧郡					茂山郡		富寧郡		城津郡			
	鳳山	鍾山	行營	鍾城	金洞	石浦	孔心	晚項	會寧	松坪	茂山	素清	富居	城津	玉泉	臨溟	
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市場	市	市	市	市	市	市	
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一號
	(十一月廿七日開設)	同	同	同	(本年は開市せず)	同	同	同	同	同	同	(本年は開市せず)	同	(十一月八日開設)	同	同	開設

各道に於ける市場取引状況を見るに、平安南道の千二百六十八萬一千圓が最高にして、京畿道の千七百七十六萬七千圓、慶尙南道の千五百十三萬七千圓等之に亞ぎ、最も少きは咸鏡北道の三百三十六萬五千圓である。

市場統計累年表

年次	市場數	開市回數	賣			買			其他	合計
			農產物	水產物	織物	畜類	其他	合計		
明治四十三年	九〇	七三,〇〇〇	一三,五三二,一九三	四,三二一,九〇〇	一〇,〇五三,六六〇	一三,五九九,七三三	八,六六三,六八〇	五,四四〇,七九〇	五,四四〇,七九〇	
同四十四年	一〇八四	七二,八四四	一四,八六八,八九二	五,一六〇,一八〇	二二,〇三三,二六〇	一三,七五二,九六六	一〇,一五二,三六四	五,一八二,六四四	五,一八二,六四四	
大正元年	一二二五	八七,三二二	二六,二六三,六六〇	七,一九〇,三三八	一三,五五五,七六八	三三,〇三三,六八四	一三,三七八,九六八	九三,三三〇,一三六	九三,三三〇,一三六	
同二年	一四四三	七六,四七三	三二,四四四,一三三	四,八五三,〇三六	七,三九九,八七二	一〇,〇八八,七七二	八,八〇四,三二五	五三,五〇〇,四四六	五三,五〇〇,四四六	
同三年	一,〇一五	六七,七三〇	八五九,六六三	二,七六八,二七四	五,四九二,七四〇	七,五五四,五七一	五,四八一,二二二	二九,九六八,四四五	二九,九六八,四四五	
同四年	一,一〇五	六七,七三〇	六,三三六,四〇〇	三,一四四,四七	四,六七,六六六	二,〇三二,七四三	一,五八一,四三六	一三,四七九,三三五	一三,四七九,三三五	
同五年	一,一〇五	六七,七三〇	一四,九三三,〇一五	五,九二二,六六一	六,〇六八,八三〇	九,五五五,三二五	六,六九九,二五九	四二,四六一,七三〇	四二,四六一,七三〇	
同六年	一,一〇五	六七,七三〇	八,四四五,六六八	三,〇三三,四三三	五,六三三,六三三	七,七六六,三六九	五,八六八,七三三	三〇,六六七,七三六	三〇,六六七,七三六	
同七年	一,一〇五	六七,七三〇	六,七三九,一〇五	三,五〇三,四三三	五,六三三,六三三	七,七六六,三六九	五,八六八,七三三	三〇,六六七,七三六	三〇,六六七,七三六	
同八年	一,一〇五	六七,七三〇	一五,一六四,七七五	五,六三三,五三四	五,九三三,四三三	九,七七七,七三〇	七,〇六四,〇七三	四三,五五九,三三九	四三,五五九,三三九	
同九年	一,一〇五	六七,七三〇	一五,一六四,七七五	五,六三三,五三四	五,九三三,四三三	九,七七七,七三〇	七,〇六四,〇七三	四三,五五九,三三九	四三,五五九,三三九	
同十年	一,一〇五	六七,七三〇	一五,一六四,七七五	五,六三三,五三四	五,九三三,四三三	九,七七七,七三〇	七,〇六四,〇七三	四三,五五九,三三九	四三,五五九,三三九	
同十一年	一,一〇五	六七,七三〇	一五,一六四,七七五	五,六三三,五三四	五,九三三,四三三	九,七七七,七三〇	七,〇六四,〇七三	四三,五五九,三三九	四三,五五九,三三九	
同十二年	一,一〇五	六七,七三〇	一五,一六四,七七五	五,六三三,五三四	五,九三三,四三三	九,七七七,七三〇	七,〇六四,〇七三	四三,五五九,三三九	四三,五五九,三三九	
同十三年	一,一〇五	六七,七三〇	一五,一六四,七七五	五,六三三,五三四	五,九三三,四三三	九,七七七,七三〇	七,〇六四,〇七三	四三,五五九,三三九	四三,五五九,三三九	
同十四年	一,一〇五	六七,七三〇	一五,一六四,七七五	五,六三三,五三四	五,九三三,四三三	九,七七七,七三〇	七,〇六四,〇七三	四三,五五九,三三九	四三,五五九,三三九	
同十五年	一,一〇五	六七,七三〇	一五,一六四,七七五	五,六三三,五三四	五,九三三,四三三	九,七七七,七三〇	七,〇六四,〇七三	四三,五五九,三三九	四三,五五九,三三九	
同十六年	一,一〇五	六七,七三〇	一五,一六四,七七五	五,六三三,五三四	五,九三三,四三三	九,七七七,七三〇	七,〇六四,〇七三	四三,五五九,三三九	四三,五五九,三三九	
同十七年	一,一〇五	六七,七三〇	一五,一六四,七七五	五,六三三,五三四	五,九三三,四三三	九,七七七,七三〇	七,〇六四,〇七三	四三,五五九,三三九	四三,五五九,三三九	
同十八年	一,一〇五	六七,七三〇	一五,一六四,七七五	五,六三三,五三四	五,九三三,四三三	九,七七七,七三〇	七,〇六四,〇七三	四三,五五九,三三九	四三,五五九,三三九	
同十九年	一,一〇五	六七,七三〇	一五,一六四,七七五	五,六三三,五三四	五,九三三,四三三	九,七七七,七三〇	七,〇六四,〇七三	四三,五五九,三三九	四三,五五九,三三九	
同二十年	一,一〇五	六七,七三〇	一五,一六四,七七五	五,六三三,五三四	五,九三三,四三三	九,七七七,七三〇	七,〇六四,〇七三	四三,五五九,三三九	四三,五五九,三三九	

朝鮮の市場

朝鮮の市場

年		比		較	
同五年	計	二八	二二,八九〇	六,八七四三	二,八三,七五
	私設	〇	九,一七〇	一六,四三二七	六,五七,六七〇
同六年	計	二二六	七,七三〇	三,一四三,三七七	四,〇一〇,二二
	私設	〇	三,〇一〇	九,八八,六〇〇	三,四九,〇二二
同七年	計	一〇一	一七,五八	二七,五八,七五七	四,四六,九八
	私設	〇	九,〇五一	四,四七,四二四	九,八七,三二六
同八年	計	一三三	七三,〇五	一六,八一,四四	五,五九,〇三六
	私設	〇	一七,七六	二七,五八,七五七	四,四六,九八
同九年	計	一三三	九〇,二七	六五,一六,〇七五	一三,三三,〇三三
	私設	〇	一七,七六	四,四七,四二四	五,七六,四四七
同十年	計	一三三	九〇,二七	六五,一六,〇七五	一三,三三,〇三三
	私設	〇	一七,七六	四,四七,四二四	五,七六,四四七

大

朝鮮の市場

道	施設	同十一年		京畿道		忠清北道		忠清南道		全羅北道		全羅南道	
		計	私設	公設	計	私設	公設	計	私設	公設	計	私設	公設
同十一年	計	一,二七三	六五	七八,〇七三	一〇四	三	三	八九	六四	六四	六四	二七	
	私設	一,二七三	六五	七八,〇七三	一〇四	三	三	八九	六四	六四	二七	二	
京畿道	計	二,一七三	一六,四四四	二〇,〇〇二	一〇,七六九	三,四〇八	三,四〇八	二,〇五三	六,九六〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	二	
	私設	二,一七三	一六,四四四	二〇,〇〇二	一〇,七六九	三,四〇八	三,四〇八	二,〇五三	六,九六〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	二	
忠清北道	計	七三	二,六三三	二,六三三	三,六九七	七六八	七六八	七三	二,〇五三	九八五	九八五	二	
	私設	七三	二,六三三	二,六三三	三,六九七	七六八	七六八	七三	二,〇五三	九八五	九八五	二	
忠清南道	計	七三	二,六三三	二,六三三	三,六九七	七六八	七六八	七三	二,〇五三	九八五	九八五	二	
	私設	七三	二,六三三	二,六三三	三,六九七	七六八	七六八	七三	二,〇五三	九八五	九八五	二	
全羅北道	計	六四	九八五	一,〇五〇	二,四二二	二七九	二七九	六四	九八五	一,〇五〇	一,〇五〇	二	
	私設	六四	九八五	一,〇五〇	二,四二二	二七九	二七九	六四	九八五	一,〇五〇	一,〇五〇	二	
全羅南道	計	二七	七,五〇八	五三〇,九六五	八六,七九〇	九二,七〇五	一,〇三五,九六二	二七	七,五〇八	五三〇,九六五	五三〇,九六五	二	
	私設	二七	七,五〇八	五三〇,九六五	八六,七九〇	九二,七〇五	一,〇三五,九六二	二七	七,五〇八	五三〇,九六五	五三〇,九六五	二	
同十一年	計	一,二七三	七,九三九	一七,二六二	一,〇三五,九六二	一,〇三五,九六二	一,〇三五,九六二	一,二七三	七,九三九	一七,二六二	一,〇三五,九六二	二	
	私設	一,二七三	七,九三九	一七,二六二	一,〇三五,九六二	一,〇三五,九六二	一,〇三五,九六二	一,二七三	七,九三九	一七,二六二	一,〇三五,九六二	二	
京畿道	計	二,一七三	一八,〇四九	二〇,〇〇二	二,〇六〇,九八八	四,八八三	四,八八三	二,一七三	一八,〇四九	二〇,〇〇二	二,〇六〇,九八八	二	
	私設	二,一七三	一八,〇四九	二〇,〇〇二	二,〇六〇,九八八	四,八八三	四,八八三	二,一七三	一八,〇四九	二〇,〇〇二	二,〇六〇,九八八	二	
忠清北道	計	七三	一,五五八	一,五五八	一,〇九〇,二九九	一,〇九〇,二九九	一,〇九〇,二九九	七三	一,五五八	一,五五八	一,〇九〇,二九九	二	
	私設	七三	一,五五八	一,五五八	一,〇九〇,二九九	一,〇九〇,二九九	一,〇九〇,二九九	七三	一,五五八	一,五五八	一,〇九〇,二九九	二	
忠清南道	計	七三	一,五五八	一,五五八	一,〇九〇,二九九	一,〇九〇,二九九	一,〇九〇,二九九	七三	一,五五八	一,五五八	一,〇九〇,二九九	二	
	私設	七三	一,五五八	一,五五八	一,〇九〇,二九九	一,〇九〇,二九九	一,〇九〇,二九九	七三	一,五五八	一,五五八	一,〇九〇,二九九	二	
全羅北道	計	六四	一,〇五八	一,〇五八	一,〇七九,五三五	一,〇七九,五三五	一,〇七九,五三五	六四	一,〇五八	一,〇五八	一,〇七九,五三五	二	
	私設	六四	一,〇五八	一,〇五八	一,〇七九,五三五	一,〇七九,五三五	一,〇七九,五三五	六四	一,〇五八	一,〇五八	一,〇七九,五三五	二	
全羅南道	計	二七	一,〇六八	一,〇六八	一,〇六八,三九七	一,〇六八,三九七	一,〇六八,三九七	二七	一,〇六八	一,〇六八	一,〇六八,三九七	二	
	私設	二七	一,〇六八	一,〇六八	一,〇六八,三九七	一,〇六八,三九七	一,〇六八,三九七	二七	一,〇六八	一,〇六八	一,〇六八,三九七	二	

正

十

慶尙北道			慶尙南道			黃海道			平安南道			平安北道			江原道		
計	私設	公設	計	私設	公設	計	私設	公設	計	私設	公設	計	私設	公設	計	私設	公設
156	1	155	160	1	159	177	3	174	121	1	120	107	1	106	84	—	84
1,050,747	35,549	1,015,198	1,050,747	29,761	1,020,986	7,753,111	7,318,241	434,870	8,112,441	8,112,441	4,053,083	1,837	1,837	6,275,604	4,497,670	1,777,934	4,497,670
2,056,697	29,761	2,026,936	2,088,698	283,653	1,805,045	2,776,285	2,684,312	91,973	4,053,083	4,053,083	1,967,248	4,993	4,993	2,768,095	3,047,604	3,047,604	3,047,604
1,593,083	263,653	1,329,430	1,866,696	1,544,735	321,961	564,810	542,837	21,973	4,993	4,993	2,653,392	1,107,814	1,545,500	1,057,314	703,628	330,777	372,851
1,364,735	—	1,364,735	1,844,735	—	1,844,735	1,457,060	1,457,060	—	1,263,250	1,263,250	1,263,250	2,354,254	2,354,254	—	978,659	1,375,595	1,375,595
2,998,743	—	2,998,743	2,998,743	—	2,998,743	4,249,297	4,249,297	—	3,207,804	3,207,804	3,207,804	2,874,808	2,874,808	—	2,823,263	2,823,263	2,823,263
2,556,743	—	2,556,743	2,556,743	—	2,556,743	1,663,354	1,663,354	—	1,146,249	1,146,249	1,146,249	1,757,208	1,757,208	—	1,747,495	1,747,495	1,747,495
1,056,233	33,324	1,022,909	1,056,233	—	1,056,233	10,584,511	10,584,511	—	9,998,682	9,998,682	9,998,682	2,721,335	2,721,335	—	6,449,173	6,449,173	6,449,173

年

一

朝鮮の市場

市第三號	市第二號		市第一號		合計	咸鏡北道		咸鏡南道		
	計	私設	公設	計		私設	公設	計	私設	公設
三	二	四	四	一、〇三二	一、二二七	一、二二七	四	三	八七	
一、二、六〇〇	一〇、九六〇	一、六八〇	一、三六八	八〇、四五一	七五、〇〇五	七六、〇七三	—	—	五、五〇三	
八三九、一〇	八三九、一〇	—	四〇四、六三五	二五、五九、四九一	二〇、三九五、五一	二〇、八〇〇、三六	—	—	一、九三三、七六	
七三三、二五	六〇〇、三三	六二二、九〇	二五二、三四一	八、六五三、五〇	七、八五四、二九八	八、七三九、六九	—	—	六二九、二〇	
—	—	—	—	一八、〇三六、五四三	一七、二四三、一八四	一七、三六二、八四八	—	—	三、〇八一、八八九	
—	—	—	四六、九二〇	三二、九六、〇九	二九、〇七八、六三	二九、二五、五四二	—	—	二、五〇一、九〇六	
—	—	—	四六、九二〇	三二、九六、〇九	二九、〇七八、六三	二九、二五、五四二	—	—	二、五〇一、九〇六	
—	—	—	—	一七、〇四三、四四〇	一五、七三九、九七七	一五、八五八、九九七	—	—	九〇、三三六	
四四、五三	四四、五三	—	—	一七、〇四三、四四〇	一七、二五、九九九	一七、三五七、〇〇一	—	—	九〇、三三六	
八、〇六九、九九	七、四八三、九九	六三三、九七〇	—	九九、一〇、〇七六	一〇八、四〇、五六	一〇八、三三三、五六	—	—	九、〇四六、九九	

合	公設	一、七三	六、七三三	三〇、〇〇三	八、七三九、六〇九	一七、三三三、八〇八	二六、一三五、四三二	一五、八八八、九七九	九、七七七、三三三
	私設	六五	一、六四四	三、九三〇	七、三九九、五七七	七、六六三、三九九	二、八七〇、四九九	一、三三〇、〇〇三	一、六、三六三、六六九
計		一、三七七	八、三七七	三三、九三三	一六、二九一、一八七	二四、〇〇九、二〇七	三、九六三、〇〇一	一七、二一八、九八二	一〇、八、一四一、〇〇二

備考 一、本表には市場規則第一條第四號市場を掲せず
二、賣買高さあるも大正元年迄は集散高なり

翻つて各市場を種類別に就いて分類すると、大正十一年に於ては、第一號市場數一千二百二、賣買高九千九百十八萬圓、第二號市場數四、賣買高八十五萬三千圓、第三號市場數三十一、賣買高八百十萬六千圓にして、各道に於ける種類別市場數並に其賣買高は即ち左表の如くなつて居る。

種類別市場及取引高 (大正十一年調)

道	種類別	種類別				合			
		第一號市場	第二號市場	第三號市場	計				
		市場數	一箇年取引高	市場數	一箇年取引高	市場數	一箇年取引高	市場數	一箇年取引高
京畿道	公設	八九	五、八六一、六二五	三	七、七七、七〇〇	一	九二	六、六四九、七五五	
	私設	七	三、〇三八、二七六	一	一、〇七九、七〇一	五	二二	五、二七六、四七	
	計	九六	八、八九九、九〇一	三	七、八五、四〇一	五	一〇四	一一、九二六、二二二	
	公設	三三	三、三六、七元	一	一	一	三三	三、三六、七元	
忠清北道	公設	一	一	一	一	一	一	一	
	私設	一	一	一	一	一	一	一	
	計	二	二、三六、七元	二	二、三六、七元	二	二	二、三六、七元	
	公設	一	一	一	一	一	一	一	

朝鮮の市場

道	計		私設		公設		年	額	年	額
	設	設	設	設	設	設				
黄海道	計	二七	一〇、六二五、三三三	—	—	—	二七	一〇、六二五、三三三	—	—
	私設	三	三三、八八二	—	—	—	三	三三、八八二	—	—
	公設	二四	一〇、二九二、四〇〇	—	—	—	二四	一〇、二九二、四〇〇	—	—
慶尙南道	計	二五	八、〇〇一、七三九	—	—	三	一、五七六、〇八九	二五	八、〇〇一、七三九	—
	私設	—	—	—	—	三	三、五五六、〇八九	三	—	—
	公設	二五	八、〇〇一、七三九	—	—	—	二二	八、〇〇一、七三九	—	—
慶尙北道	計	一五	一〇、五八二、三三三	—	—	一	三、三三三、三三四	一五	一〇、五八二、三三三	—
	私設	—	—	—	—	一	三、三三三、三三四	一	—	—
	公設	一五	一〇、五八二、三三三	—	—	—	—	一四	七、二四九、〇〇〇	—
全羅南道	計	二五	四、〇一〇、六六六	—	—	二	三、九四一、八一	二五	四、〇一〇、六六六	—
	私設	—	—	—	—	二	三、九四一、八一	二	—	—
	公設	二五	四、〇一〇、六六六	—	—	—	—	二三	〇、〇六九、五五五	—
全羅北道	計	六	四、一九五、三三〇	—	—	一	二六七、五八四	六	四、一九五、三三〇	—
	私設	—	—	—	—	一	二六七、五八四	—	—	—
	公設	六	四、一九五、三三〇	—	—	—	—	六	—	—
忠清南道	計	八	一〇、七六三、七〇五	—	—	三	三、〇〇一、六九四	八	一〇、七六三、七〇五	—
	私設	一	—	—	—	三	三、〇〇一、六九四	一	—	—
	公設	七	七、七六一、〇一〇	—	—	—	—	七	七、七六一、〇一〇	—

合 計		咸鏡北道		咸鏡南道		江原道		平安北道		平安南道	
私 設	公 設	私 設	公 設	私 設	公 設	私 設	公 設	私 設	公 設	私 設	公 設
1,101,101	7	4	1	1	1	4	4	7	2	7	7
9,100,000	8,879,400	3,075,700	3,075,700	9,303,000	9,046,900	6,149,700	6,149,700	8,303,000	1,000,000	8,064,900	9,969,000
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
8,500,000	8,500,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	3	1	1	2	2	1	1	1	1	3	3
8,100,000	7,400,000	2,600,000	2,600,000	3,300,000	3,300,000	—	—	8,200,000	8,000,000	5,600,000	5,600,000
1,300,000	6	4	4	9	9	8	8	8	3	10	10
10,100,000	16,300,000	3,300,000	3,300,000	9,500,000	9,046,900	6,149,700	6,149,700	8,200,000	8,064,900	3,600,000	9,969,000

備考 本表には市場規則第一條第四號市場は掲せず

一人當市場取引高

更に前記の市場取引高を基礎として人口一人當の市場取引高を算出すると、左表の示す通りである。試みに大正十一年に就いて見るに、其市場取引高は六圓十三錢五厘となり、之を内譯すると、農産物一圓四十錢六厘、水産物九十一錢五厘、織物一圓二錢四厘、畜類一圓八十一錢三厘、其他九十七錢七厘となつて居る。(別紙圖)
(表参照)

一人當市場取引額累年比較一覽表

年次	種別	農産物	水産物	織物	畜類	其他	合計
明治四十四年	實數	一四八、六八九 ^円	五、六〇〇 ^円	一三、二〇二 ^円	一三、七五八 ^円	一〇、二五二 ^円	五、一八二、六四 ^円
	一人當	一〇、五四四	〇、三七七	〇、八六六	〇、九七九	〇、七九元	三、九九七
大正元年	實數	二六、二六六、三六〇	七、一九〇、三三六	一三、五五五、七六六	三三、〇三二、六八四	一三、七七八、九六八	九三、三三〇、一三六
	一人當	一、七七一	〇、四八五	〇、九三三	二、三三七	〇、九〇三	六、二九八
同 二年	實數	二二、四四五、一三三	四、八五三、〇六六	七、三三六、八三三	一〇、〇六八、七七二	八、八〇四、二二五	五二、五〇〇、〇四六
	一人當	一、三六七	〇、三三四	〇、四七四	〇、六五三	〇、五七〇	三、三九七
同 三年	實數	一四、九三三、〇二五	五、九三二、六九二	六、〇二六、八三〇	九、五五四、三二五	六、九九九、二五九	四三、四一六、一七〇
	一人當	〇、九七七	〇、三七一	〇、三七八	〇、六〇〇	〇、四三九	二、七三五

朝鮮の市場

朝鮮の市場

1111

年	實數	一人當	實數	一人當	實數	一人當	實數	一人當
同 四年	實數 一五、六四、七三	一人當 〇・九三二	實數 五、六五、五〇	一人當 〇・三六六	實數 五、九四、四六	一人當 〇・三六五	實數 九、七七、七〇	一人當 〇・六一〇
同 五年	實數 一六、四六、七四	一人當 〇・九八九	實數 六、五七、六〇	一人當 〇・三三三	實數 六、四八、三三	一人當 〇・三六六	實數 一三、七五、五二	一人當 〇・八三三
同 六年	實數 三三、〇〇、九七	一人當 一・二九八	實數 七、〇〇、四七	一人當 〇・二四六	實數 七、五〇、二四	一人當 〇・三六六	實數 一六、八六、五八	一人當 〇・九四四
同 七年	實數 四四、五〇、〇三	一人當 二・六二三	實數 九、八七、三六	一人當 〇・三〇六	實數 一三、〇三、七四	一人當 〇・三六六	實數 二八、六九、九一	一人當 〇・九四四
同 八年	實數 六五、六〇、九七	一人當 三・八〇〇	實數 一三、五五、〇三	一人當 〇・七九九	實數 一三、五五、三三	一人當 〇・三三三	實數 三六、九九、八〇	一人當 一・六七六
同 九年	實數 二五、九六、六五	一人當 一・三六六	實數 一三、九三、二八	一人當 〇・四〇五	實數 一八、五四、〇七	一人當 一・七五七	實數 一七、二五、三六	一人當 一・二二八
同 十年	實數 二六、〇六、四七	一人當 一・四九三	實數 一五、一七、七一	一人當 〇・七七一	實數 一八、六五、八〇	一人當 一・〇七三	實數 三、六八、一五	一人當 一・七五七
同 十一年	實數 二四、七三、三三	一人當 一・四〇六	實數 一六、二九、四六	一人當 〇・九二五	實數 一八、〇四、三〇	一人當 一・〇三三	實數 三、九六、〇〇	一人當 一・八二三

市場取引高と貿易額

朝鮮に於ける市場取引高が、其内國商業上重要なる地位を占めて居ることは既に説明した通りであ

るが、更に之を其貿易額と比較して見ると、明治四十三年には、市場取引高五千四十四萬二千圓に對し、輸移入額三千九百七十八萬二千圓、輸移出額一千九百一十一萬三千圓であつたものが、大正十一年には、市場取引高一億八百十四萬圓に對し、輸移入額二億五千六百四萬四千圓、輸移出額二億一千五百四十萬四千圓に増加し、最近十餘年間に於ける貿易額の増加率は市場取引高の増加率よりも遙かに大なることを示して居るが、別紙圖表に據りて見るも明瞭なる如く、大體に於て市場取引高は貿易額と其消長の傾向を同うして居ることが認められる。今試みに市場取引高及貿易額累年比較を示せば、即ち左の通りである。(別添圖)

市場取引高及貿易額累年比較對照表

年次	種別	市場取引高	輸移入額	輸移出額
明治四十三年		五〇,四二七,八〇〇	三九,七八二,七五六	一九,九二三,四四三
同 四十四年		五六,一八二,六四四	五四,〇八七,六八二	一八,八五六,九五五
大正元年		九三,三八〇,一三六	六七,一五,四四七	二〇,九八五,六一七
同 二年		五二,五〇〇,四六	七二,五八〇,二四七	三〇,八七八,九四四
同 三年		四三,四一六,一七〇	六三,三三二,四六一	三四,三八八,七八七
同 四年		四三,五六六,五三九	五九,一九九,三五七	四九,四九二,三三五

朝鮮の市場

朝鮮の市場

一二四

同	五	年	五〇,七八八,八九〇	七四,四五六,八五五	五六八〇一,九五四
同	六	年	六二,四五一,六三八	一〇二,八八六,七三六	八三,七七五,三八七
同	七	年	一〇八,二〇九,四八五	一五八,三〇九,三六三	一五四,一八九,二四八
同	八	年	一五六,二九五,三七二	二八〇,七八六,三二八	二九六,六五七,八一
同	九	年	一〇三,五五五,四九九	二三八,九五六,四一三	一九一,九五八,六九四
同	十	年	一一一,三九九,八六九	二二二,三八一,五八四	二二八,二七七,二二三
同	十	一年	一〇八,四〇〇,五八一	二五六,〇四四,八〇七	二二五,四〇四,四〇三

市場取引高と通貨流通高

更に朝鮮に於ける市場取引高と、其通貨流通高の關係を見るに、左表の如く、明治四十四年の一人當市場取引高は三圓九十九錢七厘で、之に對する一人當通貨流通見込高二圓五十二錢九厘であつたが、其後市場取引高も通貨流通高も殆んど相並行して増加し、大正十一年に於ては、一人當市場取引高六圓十三錢五厘、一人當通貨流通見込高四圓六十錢となつて居る。(別紙附表參照)

一人當市場取引高及通貨流通見込高累年比較表

年	次	一人當市場取引高	一人當通貨流通見込高	年	次	一人當市場取引高	一人當通貨流通見込高
明治	四十四年	三九九七	二五二九	同	六年	三六八〇	四一〇三

大正元年	六二九八	二四〇六	同	七年	六三三八	六二〇二
同 二年	三三九七	二二二九	同	八年	九一三	七八五四
同 三年	二七五	一八八二	同	九年	五九八五	五七三二
同 四年	二六七六	二六一五	同	十年	六三七四	六三三八
同 五年	三〇五一	三二八二	同	十一年	六二三五	四六〇〇

之を要するに朝鮮に於ける市場取引高の消長は、生産力及購買力を測定する尺度と云つても過言であるまい。然しながら以上に引用したる市場取引高に關する諸統計は、いづれも届出高に基いたものである爲め、市場税等の關係上、實際の取引高よりは遙かに少額になつて居るらしく、市場に依りては届出高に比し實賣買高が三倍乃至四倍以上にも達して居るものもある。其例證としては第一章第四節の市場状態一覽表に掲げた、各市場の賣上高中其届出高と實賣買高の差額、並に前掲の市場統計中の賣買高と、第六章及第七章に於ける府、面、警察の調査に係る最近の市場取引高との比較が、之を明白に示して居る。

第四節 市場 税

市場に於ける賣買取引に對しては、地方税として市場税を賦課して居るものが多い。其徵收方法は、

여 백

第三章 主要市場

朝鮮に於ける市場の大勢は前述したる如くであるが、以下二三主要地に於ける著名なる市場の現状に就いて記述して見たいと思ふ。古來平壤、大邱、江景の市場は朝鮮の三大市場と稱せられ、いづれも古き沿革を有し、其取引高の多きと規模の大なるを以て知られて居た。近年に至り新市街の發達を來し又は交通機關の變革等により、市場の盛衰消長を見ることゝなりたるも、平壤、大邱の市場の如きは、京城市場と共に依然として盛大を誇つて居るが、江景市場に至りては昔時に比して稍や衰微を來したやうである。(朝鮮の三大市場とは即ち南鮮の三大市場を指すものにして、大邱、江景の外に、金泉の市場を加へたものであると云ふ説と、大邱、江景の外に、公州の市場を加へたものであると云ふ説もある。)

第一節 大邱市場

大邱は昔新羅の達勾火縣(一名達城)であつたが、景德王の時に改めて大丘と稱し、壽昌郡の領縣とした。其後歷朝制度の改廢によりて、或は縣令を置き、都護府を設け、又は觀察使、郡を置かれたが常に慶尙道に於ける要都として早くから發達して來た土地で、日露戰爭起り京釜鐵道の敷設さるゝや

人口急激に増加し、經濟上有力なる都會となるに至つた。其地勢は京城を距る約七十八里、釜山を距る約二十八里にして、慶尙南北兩道の中央に位し、東方は烏足童鶴の諸嶺連り、南方は琵琶山を隔てて入助嶺に接し、西方には臥龍山蟠り、北方には八公山連亘し、沃野此間に介在して平坦なる大邱市街を形成し、新川は市街の東方を北流して居る。大正十一年末現在戸數及人口を見るに、内地人四千二百三十二戸、一萬七千五百十六人、朝鮮人九千二百二十八戸、四萬三千四百人、支那人百十三戸、四百八十四人、其他外國人十九戸、四十一人、合計一萬三千四百九十二戸、六萬一千五百一人に達し、附近には慶尙南北道の豊饒なる大農業地を控へ、運輸交通の便拓け、人口の密度高き爲め、従つて百貨輻輳し、商取引亦殷賑を極め、朝鮮の都市中將來最も發達の餘地あるものと稱せられて居る。斯くの如きを以て歴史古き大邱府の市場が、今日其盛況を維持せるは當然にして、殊に其藥令市に至りては他に比類なき特殊のものである。

大邱の市場には、在來の普通市場として最も大なるものに、同府市場町、市場北通、新町に亘る西門市あり、毎月陰曆二、七の日に開市し、之に比して遙かに小なる東門市は同府徳山町にあり、毎月陰曆四、九の日に開市し、また有名なる藥令市は同府京町、南城町、東城町、西城町に掛けて、從來は毎年春秋二回催されたるも、現在は冬期一回開市されて居る。この外に魚菜の委託販賣を爲す魚菜

市場は同府元町一丁目に大邱魚菜株式會社の經營を以て毎日開市され、府の公設市場は同府東門町十三番地に設置され、毎日開市して日用品の販賣を爲しつつある。今試みに大正十一年中に於ける大邱市場の貨物取引高を見るに、左の如くなつて居る。

大正十一年中大邱市場貨物取引高 (大邱府調査)

名 稱	開市日數	畜産物	水産物	畜産物	織物	其他雜品	合計
西門市場	七五	四三,五六五 ^円	四九,四八九五 ^円	二四,一〇八 ^円	三九,七五八 ^円	六,八一五五 ^円	二,一〇七,四〇一 ^円
東門市場	七四	一七九,三九五	一四,一六〇	一六,三〇八	七,七五八	一六,二〇〇	五,四三,六二二
藥令市	冬期繼續一回 毎日開市	—	—	—	二六,一一一	三,六五,五五七	三,九一,六六八
魚菜市場	三五八	二九,七七一	二八,三五六三	—	—	—	三,三三,三四
公設市場	三六〇	八〇,三三二	四八,四四八	二,二八九	—	一〇,五九六	一,五二,〇九五
計		七二,九六三	九四,一〇六六	二七,二五五	四,七,六二七	二,二六,六三〇八	三,五〇,八一九

即ち一箇年の市場取引高三百五十萬八千餘圓中、西門市場の取引高が二百十萬七千餘圓を占め、之に亞ぐは東門市場の五十四萬三千餘圓、及藥令市の三十九萬一千餘圓にして、毎日開市の魚菜市場及公設市場の取引高が、遙かに其以下なるを見ても、如何に大邱の定例市日の繁昌せるかを窺ふことが出來やう。

普通市場

朝鮮の市場

大邱に於ける在來の普通市場は、西門市(大邱府市場町、市場北通、新町)、及東門市(大邱府徳山町)にして、東門市は早晚廢止されて西門市に合併さるゝことになつて居る。この兩市場共府の經營に屬し、西門市は建物として、甲六疊三十六戸、乙四疊六十九戸、路面一萬坪を有し、一千七十二人の出店者に達し、其中常設店舗を持ちて營業せる者十八あり、東門市は路面五千九百坪を日用品の賣買場と爲し、此所に出店する者は六百三十一人に及び、常設店舗を有して營業する者十二人ある。西門市は日用必需品のみならず、生年の取引をも行ひ、其盛況は釜山鎮、平壤等の牛市には及ばないが相當に有名なるものである。而して大正十一年中に於ける大邱各市場の取引高は前表によりて大體窺ふことが出来るが、大邱府が大正十二年度の市場稅徵收豫算の基礎として計上した各市場の月別賣上推定額は總計百三十萬七千八百九十四圓にして、前年よりは少しく減少して居る。之を内譯すると、西門市百四萬四千百十三圓、東門市十八萬七千五百三十一圓、藥令市七萬六千二百五十圓となり、素より推定額なるを以て實際のことは分らぬが、各月の取引高消長の一斑は略ぼ窺ふことが出来る。之に據りて見ると、十一、十二月の三箇月間は市場の取引高最も多く、五、六、七月の三箇月間は其賣買額が最も少いことが示されて居る。

月次	西門市		東門市		藥令市		合計
	大正十二年度	大正十一年度	大正十二年度	大正十一年度	大正十二年度	大正十一年度	
一月	二五,〇三二	二四,九三六	二五,六八一	二三,六八一	七六,二五〇	六六,一九一	二二四,八〇八
二月	八,二三三	八,三三三	一八,五三二	一八,六三六	—	—	一〇〇,九四九
三月	一〇四,〇二五	一〇八,三三八	二二,〇二六	二一,三三六	—	—	一六〇,四〇一
四月	八六,四二七	八六,四二七	九三,〇二一	九三,七二一	—	七三,三四	一〇三,一一二
五月	四五,〇九〇	四八,〇九〇	九三,〇二六	九三,八二六	—	—	一〇三,一一二
六月	五二,三九七	六三,三九七	九,八四一	九,八五九	—	—	五七,四七六
七月	五二,五五八	六二,五五八	一三,五〇〇	一三,五五五	—	—	七六,一一三
八月	七三,二四二	八七,二四一	一五,七二二	一五,七二〇	—	—	一〇二,八六一
九月	九四,六五〇	九八,六五〇	一六,〇二〇	一六,〇二〇	—	—	一四,六七〇
十月	九〇,八五四	九一,八五四	一六,六〇〇	一六,六七二	—	—	一〇八,五五八
十一月	一一七,五〇〇	一一五,九九七	二二,五二三	二〇,〇一一	—	—	一三六,〇二八
十二月	一一〇,二三五	一四二,五八六	一九,五〇〇	一五,七〇九	—	—	一五七,二九五
計	一,〇四四,一一三	一,一一二,二八八	一八七,五三二	一七九,九七六	七六,二五〇	七六,二五〇	一,三〇七,八四四
一ヶ月平均	八七,〇〇九	九二,六〇七	一五,六六五	一四,九九八	六,三五四	六,二二五	一〇八,九九一
平一ヶ月平均	一四,五〇一	一五,四三四	二,六〇四	二,四九九	一,〇五〇	一,二〇五	—

市場の賣上高に對しては地方税として百分の一の市場税を徴收しつゝあるが、大正十二年度の大邸

府の市場稅收入豫算は、西門市一萬四百四十一圓十三錢、東門市千八百七十五圓三十一錢にして、其内譯は即ち左表の如く、其品種別販賣人員、一市並一箇年の賣上高も大體推定され、市場取引の狀況を簡單明瞭に説明して居る。市場稅徵收に關しては、西門市に監督二人、稅務補助員十三人、雇員六人、東門市に監督二人、補助員十三人、雇員二人を置き、種目別に付各分擔區域を定めて稅金を徵收し、牛市場の稅は達城郡畜産同業組合に委託して徵收せしめて居る。

大正十二年度市場稅收入豫算

西門市

種別	販賣人	平均一市徵收額		一箇年市數	合計稅額
		一人當徵收額	總徵收額		
穀物	二〇人	一三〇 <small>圓</small>	一五、〇〇〇 <small>圓</small>	七	一、一三三、〇〇〇 <small>圓</small>
生牛	八〇	五〇〇	四〇、〇〇〇		二、八〇〇、〇〇〇
鳥獸類	一五	三〇	七五〇		五、四〇〇、〇〇〇
猪類	二三	七〇	九一〇		六、五五〇、〇〇〇
魚類	一〇〇	九〇	九、〇〇〇		六、四八〇、〇〇〇
鹽類	七	二七	一八九		一、三六〇、〇〇〇
海藻類	二九	五七	一、六五三		一、九〇一、〇〇〇

朝鮮の市場

種別	販賣人	平均一市徴収額	總徴収額	一箇年市數	合計稅額
蔬菜類	三元	二〇	七八〇		五六一六〇
果實類	五	三〇	一五〇		一〇,八〇〇
薪炭類	四〇〇	三〇	一二〇〇〇		八六四,〇〇〇
織物類	五一	一三〇	六,六三〇		四七七,三六〇
棉花類	五	三〇	一五〇		一〇,八〇〇
糸類	二七	二二	三三四		二,三三〇
油類	六	八〇	四八〇		三四,五六〇
金物類	五	五〇	二五〇		一八,〇〇〇
紙類	一五	八〇	一二〇〇		八六,四〇〇
陶磁器類	一五	三〇	四五〇		三,三四〇〇
雜類	一〇〇	一〇〇	一〇,〇〇〇		七,一〇,〇〇〇
酒類	一〇	二〇	二〇〇		一四,四〇〇
煙草類	一〇	三〇	三〇〇		二二,六〇〇
常設店舖	計	五,九四六	一四五,〇一六		一〇,四四一,二三〇
總計	八〇人	八〇	六四,〇〇〇	七一	四六〇,八〇〇

一三五

朝鮮の市場

島	鹿	鹽	海	蔬	果	織	棉	薪	魚	米	油	金	紙	陶	雜	酒	煙	常	計
類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	物類	磁器類	類	類	類	草類	店舖
七一	六	二〇	四〇	一三	六	六〇	一〇	三〇	四〇	三〇	三〇	五〇	三〇	三〇	一一	五〇	七	六	二
六	四元	一一〇	一,〇〇〇	六五〇	六〇	一,八〇〇	四〇	六,〇〇〇	二,一六〇	一一〇	一五〇	一〇〇	一一〇	一一〇	一一〇	五,〇〇〇	一一〇	一八〇	一,一〇〇
三〇,六七〇	八,六四〇	七二,〇〇〇	四六,八〇〇	四,三三〇	二九,六〇〇	二,八八〇	四三,三〇〇	一五,五二〇	八,六四〇	一〇,八〇〇	七,一〇〇	一五,二二〇	一五,八四〇	三六,〇〇〇	一五,二二〇	一,八七五,三二〇	一一,九六〇	八六,四〇〇	一,一八七,五三〇

即ち西門市は販賣人一千七十二人、賣上總額百四萬四千餘圓、東門市は販賣人六百三十一人、賣上總額十八萬七千餘圓として市場稅賦課の豫算を立て、居る。而して府は市場の使用料として、大正十二年度の豫算では東西市場一般使用料三千百四十六圓四錢、(平均一坪三錢六厘、延べ八萬七千三百九十坪)、魚市場建物使用料一萬五十四圓(甲一箇月五圓、乙三圓五十錢)、牛市場使用料千八百圓(二歳以上一頭八錢二萬頭分、二歳以下一頭四錢五千頭分)を計上して居る。

藥 令 市

大邱に於ける藥令市は全鮮第一の稱あり、公州、大田、全州に於ても之を開催せることあるも多くは微々として振はず、歴史古き大邱の藥令市とは到底比較にならない。大邱藥令市の起源は、今を距る二百六十餘年前、李朝孝宗の時代に、國産を支那に貢上する爲め、各地方の特産品を調査し、春秋二期之を京城へ納めさせることにして居た。其當時既に南鮮地方に於ては多く藥材を産出して居たので、慶尙北道よりは、漢藥、迎日郡の礦石、慶州の玉石等を獻納することとなり、大邱には觀察使が居たところから、是等の物産は先づ大邱に集められ、其中から優良なるものを選択して貢獻し、貢獻品の餘剩を以て相互に交換又は賣買するに至つたのが藥令市の始まりである。而して之れが次第に發達して極めて大規模の取引が行はるゝに至り、慶尙北道を始め朝鮮内の特産品のみならず、遠く支那

滿洲及内地よりの藥材が出品取引され、従つて此等の方面より多數の商人が入り込み、各地方へ移出さるゝやうになつたのである。時勢の變遷によりて其取引高にも消長あり、開市日も亦變更され、大正三年に至り從來春秋二回開市したものを秋期一回に改められ、現在では毎年十二月一日より翌年一月末日迄開市されて居る。其繁盛期に入るや市場たる大邱府内京町、南城町、東城町街路は往來も困難な程に雑踏し、約百三十戸の常設店舖、及附近の朝鮮宿のみならず、街路をも取引に使用し、藥令市を日當に各地方より來る藥種商人は約三百人と稱せられ、近郷近在より藥材を賣買に出る鮮人は毎市一萬人を下らないと云ふことである。大邱府廳の調査では、大正十一年中の藥令市の取引高は三十九萬一千餘圓となつて居るが、實際の取引高は恐らくそれ以上に上るべく、またこの藥令市に伴ふ人出により家具、雜貨、織物、金屬類等の賣上高も尠からず、鮮人飲食店、旅館等はこれ等の人々によりて非常に賑ひ、藥令市の盛衰は同地方の經濟界に取りて重大なる關係がある。

大邱の藥令市に集まる藥材の産出地、移出地、取引金高、取引人員、藥材別數量を知ることは藥令市研究上頗る興味あることなるが、今試みに大邱漢藥業組合の調査に係る、大正十一年度の令市狀況及其最近五箇年間の比較を示せば左の通りである。

産出地名	人員	取引金高	移出地名	人員	取引金高	薬名及數量
開城	二〇人	三二,〇〇〇 ^円	朝鮮全部	一,〇〇〇人	三四,〇〇〇 ^円	人蔘 七,〇〇〇 ^斤
支那	三	一,〇〇〇		一,〇〇〇	一,一〇〇	人蔘 三〇〇
慶尙北道	二	五〇	朝鮮各地	四〇	五五〇	人蔘 五〇
支那	一	一三,〇〇〇		二〇〇	一三,〇〇〇	鹿茸 三〇〇
慶尙北道	一五	七,五〇〇	朝鮮全部	九〇〇	七,五〇〇	塾地黄 六〇,〇〇〇
咸鏡南道	一七	三,〇〇〇	朝鮮各地	一,〇〇〇	四,五〇〇	當歸 二〇,〇〇〇
江鏡南道	一八	五,〇〇〇	朝鮮全部	一,〇〇〇	六,五〇〇	川芎 一〇,〇〇〇
咸鏡南道	一九	四,五〇〇	朝鮮各地	五〇〇	七,〇〇〇	白芍薬 一五,〇〇〇
慶尙北道	二二	二,〇〇〇	朝鮮各地	一,〇〇〇	二,五〇〇	白朮 一〇,〇〇〇
同	二三	七〇〇	同	九〇〇	九〇〇	蒼朮 五,〇〇〇
南鮮	二四	一八,〇〇〇	同	七〇〇	二,〇〇〇	半夏 三,〇〇〇
同	二二	三,〇〇〇	南鮮各地	三〇〇	三,五〇〇	山藥 三,〇〇〇
慶尙北道	八	二,〇〇〇	朝鮮各地	九〇〇	三,〇〇〇	山菜曳 四,〇〇〇
全羅北道	一九	一五,〇〇〇	同	七〇〇	一九,〇〇〇	牧丹 一五,〇〇〇
全羅南道	一四	八,〇〇〇	同	八〇〇	一二,〇〇〇	澤瀉 八,〇〇〇
慶尙北道	二二	二,五〇〇	南鮮各地	五〇〇	三,〇〇〇	白伏令 五,〇〇〇

朝鮮の市場

朝鮮の市場

同	同	慶尙北道	江原道	黄尙海北道	慶尙北道	慶尙北道	内全羅北道	同	慶尙北道	全羅南道	慶尙北道	同	慶尙北道	平安南道	咸鏡南道	咸鏡南道	江原南道	咸鏡南道	濟州島
五	四	三	四	五	四	四	九	一三	一九	二二	五	一四	三	二二	四	三	三	三	
一五〇	五〇〇	八〇〇	四〇〇	一八〇	四〇〇	三,〇〇〇	一五〇	一八〇〇	三,五〇〇	六〇〇	七五〇	一,〇〇〇	二,五〇〇	九〇〇	一,〇〇〇	三〇〇	三〇〇		
同	同	朝鮮全部	朝鮮各地	朝鮮各地	同	同	同	同	同	同	朝鮮全部	朝鮮全部	朝鮮全部	同	同	同	同		
二〇〇	七〇〇	六〇〇	三〇〇	四〇〇	二〇〇	一,二〇〇	三〇〇	三,〇〇〇	二,五〇〇	三〇〇	六〇〇	四〇〇	八〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇		
二〇〇	六〇〇	一,〇〇〇	六〇〇	二,二〇〇	六〇〇	三,六〇〇	四〇〇	二,五〇〇	四,〇〇〇	九〇〇	一,〇〇〇	一,五〇〇	二,五〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇		
玄蔘	木香	香附子	白芷	赤芍藥	連翹	乾干	桔梗	柴胡	枸杞子	大黃	黄芩	黄連	黄芩	羌活	厚朴	厚朴	厚朴		
一,〇〇〇	五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	六,〇〇〇	一,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	三,〇〇〇	五,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇		

朝鮮の市場	慶尙北道	支那	朝鮮各地	同	慶尙北道	江原道	全羅南道	咸鏡南道	慶尙北道	慶尙南道	支那	同	慶尙南道	全羅北道	慶尙北道	忠清北道	慶尙北道	全羅南道	慶尙南道	慶尙北道	咸鏡南道	江原北道	咸鏡北道	慶尙南道		
	四	三	二	九	六	六	九	二	二	二	四	九	一	一	二	五	四									
	四五〇	九〇	二〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	一五〇	一七〇	一〇〇	二〇〇	四五〇	五〇〇	六〇〇	二〇〇〇	一八〇〇	二〇〇	二二〇〇									
	朝鮮全部	朝鮮各地	同	朝鮮全部	同	同	同	同	朝鮮各地	同	同	同	朝鮮全部	朝鮮各地	同	朝鮮全部	朝鮮各地									
	三五〇	一五〇	四五〇	二〇〇	四五〇	二二五	二〇〇	一〇〇	一五〇	八〇	七二〇	五〇〇	三〇〇	二〇〇	七五〇	五三〇	七五〇									
	五〇〇	一〇〇	二〇〇	六〇〇	五〇〇	五〇〇	三〇〇	二五〇	三〇〇	二〇〇	五〇〇	六〇〇	七〇〇	二〇〇〇	二二〇〇	五〇〇	二〇〇〇									
	木果	紅花	金銀花	甘菊	山査肉	五味子	升麻	蓮子	樅子	槐子	蘇葉	荊芥	苦練根	天門冬	麥門冬	獨活	防風									
	三〇〇〇	三〇〇	五〇〇	一〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	三〇〇〇	五〇〇〇	二〇〇〇	五〇〇〇	三〇〇〇	一〇〇〇	三〇〇〇									

支那	二五	五五,〇〇〇	南 鮮 各 地	一,〇五〇	八五,〇〇〇	唐 材 各 種	一五,〇〇〇
大正十一年計		二〇〇,四八五 ^四			二六五,八三〇 ^四		三二,二五〇 ^斤
大正十年計		二八〇,五一〇			三五六,九五〇		四一五,九七〇
大正九年計		二二〇,二三五			二四六,〇九五		四〇五,一一〇
大正八年計		四五八,二六〇			六五八,一九〇		七九六,八七六
大正七年計		三八四,九九〇			四五五,二五〇		五三五,五二五

更に各道別によりて大邱藥令市に於ける藥材賣者數、並に買者數、及最近五箇年間に於ける其比較を見るに左表の如くにして、近年其取引高はいづれかと云へば衰退の兆あり、殊に最近に於ては金融の梗塞、財界の不況に加ふるに、全州に於て大正十二年の秋期より新に藥令市を開市したことは、大邱の藥令市に取りて相當の打撃らしく見える。要するに時勢の變遷の結果、漢藥類の需要は次第に減退するの傾向あり、また交通機關の發達により、藥材の如きは其性質上、自然一地方に於ける定期の市場取引は漸次不振になり、この大勢が大邱藥令市の取引上に現はれたものと思はれる。

鮮内藥材賣買者數増減表 (大正十一年度)

所在地名	賣者數	買者數
慶尙南道	一五〇人	二五〇人
慶尙北道	二〇〇	四〇〇

朝鮮の市場

全羅南道	五〇	一〇〇
全羅北道	五〇	一〇〇
忠清南道	三〇	七〇
忠清北道	二〇	七〇
咸鏡南道	一〇	二五
咸鏡北道	一〇	二五
平安南道	一五	一〇
平安北道	一〇	一〇
江原道	三〇	二〇
黄海道	一〇	一五
京畿道	一〇〇	一五〇
大正十一年計	六九五	一二四五
大正十年計	八〇〇	一五七〇
大正九年計	九五〇	二三八〇
大正八年計	一五九〇	三、九六五
大正七年計	一、〇三〇	二、五五〇

大邱に於ける最近數年間の藥令市取引の狀況は、右の説明及統計によりて略ぼ知ることが出來やうと思ふが、漢藥取引の一斑を窺ふ爲めに大邱藥業組合の規約を掲げて置く。

大邱藥業組合規約

第一條 本組合ハ慶尙北道大邱府及達城郡ニ於ケル漢藥業者ヲ以テ組織ス

第二條 本組合ハ大邱漢藥業者組合ト稱シ事務所ヲ取締方ニ置ク

第三條 本組合ハ組合員ノ親睦ヲ旨トシ協同一致業務ノ改善進歩發達ヲ計リ福利ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第四條 本組合員ハ其筋ニ提出スル業務關係ノ願届書ニ取締ノ加印ヲ受クルモノトス

第五條 本組合ハ所轄警察署ノ監督ヲ受ケ指示命令事項ヲ組合員ニ傳達シ其實行ヲ期スルモノトス

第六條 本組合員ハ互ニ信用ヲ重スル爲メ營業上賣買取引ニ關シテハ度量衡器ヲ使用スルハ勿論荷モ詐術ヲ用ヒ又ハ他人ヲ僞冒スルカ如キ行爲アルヘカラス、一斤ト稱スルハ百六拾匁ニ一定ス

第七條 本組合員ハ藥材ノ腐傷、蠹蝕、贗違等荷シクモ衛生上害トナルヘキモノハ一切賣買陳列セサルモノトス

第八條 本組合員ハ藥材ノ容器、俵裝、荷造等ヲ改善シ可成一定ノ標識ヲ付シ或ハ店舗ヲ清潔ニナス等信用ヲ重スル事ニ努ムルモノトス

第九條 前三條ノ實行ヲ期セン爲メ評議員中ヨリ五名ノ検査員ヲ選定シ組合員ノ營業取引場又ハ貯藏場ニ至リ其實行ヲ検査セシム本組合組合員ハ検査員ノ検査ヲ拒ム事ヲ得ス

第十條 本組合ハ大邱府ニ於ケル令市ノ改善發展ヲ計リ取締方ニ付警察署ノ命令ヲ受ケ此レカ實行ヲ計リ及毎市其取引狀況ヲ調査シ警察署ヘ報告スルモノトス

第十一條 本組合ハ毎年令市評議員會ニ於テ令市ノ仲介人ヲ市選定シ警察署ヘ認可ヲ受ケ一定ノ章票ヲ與フルモノトス

第十二條 本組合員ハ前項令市仲介人ノ外他人ノ仲介ニ依リ取引ヲ爲サルモノトス、但シ本組合員ハ令市仲介人タル事ヲ得ス

第十三條 本組合ハ令市仲介人ヨリ毎年令市章票料シテ金五拾錢ヲ徴收シ組合ノ經費ニ充當スルモノトス

第十四條 令市仲介人ノ受クル手數料ハ賣買價格百分ノ五（人蔘ニ限り百分ノ三）トシ賣買者雙方ヨリ受領スルモノトス、但シ令

仲介人ハ令市中自己ノ仲介セル藥品數量賣買價格收得手數料額等ヲ帳簿ニ記載シ此ヲ常ニ携帯シ三日毎ニ組合事務所ヘ提出シ役員ノ印ヲ受クヘキモノトス

第十五條 本組合ハ令市仲介人カ本規約ニ違反シ又ハ不正行爲アル時ハ評議員會ノ決定ヲ以テ改定シ警察署ノ認可ヲ受クルモノトス

第十六條 本組合ニ左ノ役員ヲ置キ任期ヲ二年トシ名譽職トス

一、取締 一人 一、副取締 一人 一、會計 一人 一、評議員 十三人 一、検査員 五人

第十七條 本組合ノ役員ハ總會ニ於テ本組合員ノ單記投票ニ因リ評議員十三人ヲ選舉シ當選シタル評議員ハ取締、副取締、會計、檢

査員ヲ互選ス選舉ハ得票多キモノヨリ當選者ヲ定ム當選者ハ濫リニ辭退スル事ヲ得ス

第十八條 本組合役員ニ缺員ヲ生シタル時ハ先ツ評議員ヲ補缺シ役員間ニ於テ互選スルモノトス、但シ補缺就任シタル者ハ他ノ役員

ト任期ヲ同フス

第十九條 本組合ノ役員ハ警察署ノ認可ヲ受ケ就任ス其任期滿了又ハ辭任シタルモノハ後任者就任スル迄本組合ノ事務ヲ執ル義務ヲ

有ス

第二十條 本組合ノ役員ハ左ノ責務ヲ有ス

取締ハ一、警察署ノ命令指示ヲ組合員ニ傳達スル事、二、組合員其筋ニ提出スル業務關係ノ願届書ニ加印スル事、三、組合ヲ代表

シ諸般ノ事務ヲ處理スル事、四、副取締以下役員ヲ指揮監督シ本組合ノ事務ヲ統轄スル事、五、會議ニ於テ議長トナリ議事ヲ處理スル事、六、組合員ノ行爲ヲ監督シ過失ナカラシムル事ヲ期スル事、七、組合員ニシテ本規約ニ違反シ注意ヲ與フルモ肯セサル者アル時ハ警察署ヘ報告スル事

副取締ハ取締ヲ補佐シ本組合ノ事務ヲ處理シ取締事故アル時ハ取締ノ責務ヲ代理ス、會計ハ取締ノ指揮ヲ受ケ本組合會計ニ關スル一切ノ事務ヲ掌ル、評議員ハ本組合諸般ノ事務ヲ評議スルモノトス、検査員ハ取締ノ指示ニ從ヒ前九條ノ職務ヲ行フモノトス

第二十一條 本組合必要ニ應シ事務員ヲ置ク事務員ハ取締之ヲ命シ役員ノ指揮ヲ受ケ本組合一切ノ事務ニ従事スルモノトス、但シ事務員ノ給料ハ一人日給金三十錢以内ニ於テ役員ノ議決ヲ經テ取締ハ此レヲ定ム

第二十二條 本組合ノ會議ハ左ノ四種トス

一、役員會 一、評議員會 一、通常總會 一、臨時總會

役員會ハ取締、副取締、會計ヲ以テ組織シ臨時必要ニ應シ開催スルモノトス、評議員會ハ評議員ヲ以テ組織ス、通常總會ハ本組合員ヲ以テ組織シ春秋令市期間ニ開催シ組合事務ノ報告、會計、決算ノ報告及經費豫算ノ決議ヲ爲スモノトス臨時總會ハ本組合員ヲ以テ組織シ臨時必要ニ應シ開催スルモノトス

第二十三條 役員及評議員會ハ取締役召集シ通常總會及臨時總會ハ評議員會ニ於テ期日ヲ議決シ取締之レヲ召集スルモノトス、但シ組合員ニ於テ臨時總會ヲ開催スル必要アリトスル時ハ其議案ヲ附シ組合員十人以上ノ賛成ヲ經テ取締ニ請求スルモノトス

第二十四條 會議ハ半数以上ノ出席アルニアラサレハ開催スル事ヲ得ス其事故アルモノハ代理者ヲ出席セシムル事ヲ得、會議ハ多數決トシ可否同數ナル時ハ議長ノ決定ニ從ヒ會議ニシテ役員又ハ組合員一身ノ利害關係ヲ有スル時ハ當該員ハ回避シ參加セサルモノトス

第二十五條 本組合ノ經費ニ充ツル爲メ組合員ハ組合加入ノ際金一圓春秋期令市ノ際ニ金六十錢宛ヲ本組合ニ納入スルモノトス

第二十六條 本組合ノ經費ハ會計ノ名義ヲ以テ銀行又ハ郵便局ニ預入保管シ出納ヲナスモノトス本組合經費ノ剩餘金ハ積立テ本組合

ノ基本金トシ利殖スルモノトス剩餘金ヲ積立金ニ繰入ルハ毎年決算期ニ於テナシ其保管ハ會計ノ名義ヲ以テ別途郵便局ニ預入レ置

クモノトス

第二十七條 本組合ノ經費ハ左ノ諸費ヲ支辨スルモノトス

一、役員ノ報酬事務員ノ給料 二、事務ニ要スル諸費 三、令市ニ要スル諸費 四、第三十條ノ見舞金 五、其他組合ニ要

スル諸費ニシテ總會ノ決議ヲ經タルモノ、但シ春秋二期ニ於ケル經費ヲ計算ハ警察署ニ届出スルモノトス

第二十八條 本組合ニ左ノ帳簿ヲ備付シ常ニ整理ヲ爲シ相違ナキナ期スルモノトス

一、組合員及役員名簿 二、會計出納簿 三、組合財産目錄簿 四、本組合議事錄簿 五、令市仲介人名簿 六、令市

狀況記錄簿

第二十九條 本組合ニ左ノ印章ヲ用ユ

一、慶尙北道大邱漢藥業者組合之印 二、大邱漢藥業者組合取締之印 三、大邱漢藥業者組合會計之印

第三十條 本組合員及本組合員ノ父母死亡シ又ハ組合員不慮ノ災害ニ罹リタル時ハ評議員會ノ決議ヲ經テ金五圓ノ範圍内ニ於テ見舞

金ヲ寄贈ス、其葬儀ニハ組合員會葬スルモノトス

第三十一條 本組合員ハ本規約ニ違反シタル時ハ過怠金十錢以上金二圓以内ノ金額ヲ評議員會ノ決議ヲ經テ徵收スルモノトス、但シ

本徵收金ハ本組合ノ經費ニ充ツルモノトス

第三十二條 本組合規約ハ警務部長ノ認可ヲ受ケタル日ヨリ施行ス

第三十三條 本組合ノ規約ヲ改正スルノ必要アル時ハ組合員三分ノ二以上出席シタル總會ノ決議ヲ經テ警務部長ノ認可ヲ受ケ施行スルモノトス

第三十四條 本組合ヲ解散セントスル時ハ組合員三分ノ二以上出席シタル總會ノ決議ヲ經テ警務部長ニ届出テ認可ヲ受ケ此レヲ行フモノトス

第三十五條 本組合ヲ解散セントスル時ハ本組合財産ハ組合員協議ノ上處分スルモノトス

右本規約ニ違反セサル事ヲ記スル爲メ組合員ハ左ニ署名捺印スルモノトス

大邱藥令市の状態は左の如くであるが、大邱漢藥同業組合は、藥令市の發展と同業者の救済のために、大正十二年以來、大邱令市振興期成同盟會なるものを設けて種々企畫運動して居る。而して藥令市振興策としての當面の問題には、漢藥業者に對する金融の便宜を計ること、藥材類の鐵道運賃を輕減すること、府外より來りて出店する者のために家賃を割引し、または旅館の設備を改善すること等の要求が當業者間に起つて居る。

第二節 平壤市場

平壤府は檀君以來の舊都で、歴史上幾多の治亂興廢はあつたけれども、常に西鮮の大都會として重

きを爲し、今や其人口は八萬六千五百十九人（内地人一萬九千五百五十七人、朝鮮人六萬六千五百四十九人、外國人八百十三人）に及んで居る。其位置、南京城に五十里、北義州へ五十三里、東元山へ五十二里、西鎮南浦へ十六里、東南は大同江に臨み、北方に大城山を負ひ、農産物の豊饒なる平壤の大沃野を控へて居る上に、附近には石炭及鐵鑛の産出地あり、鐵道及水路の便が良いのみならず、鎮南浦を経て大連、北支那地方、及朝鮮、内地諸港間との航路も開け、海陸交通上最も樞要なる地點を占め、従つて商取引殷賑を極め、亦將來工業地として大に發展すべく期待されて居る。

市場の種類

平壤府は朝鮮最古の都會で、其市場は早くから發達し、大邱、江景の市場と共に古來朝鮮の三大市場と稱せられ、其規模並に取引高は主要なる地位を占めて居たのである。而して平壤府に於ける在來の朝鮮市場は、古くより鍾路街上一帶に於て、毎月陰曆一、六の日を開市日として取引が行はれて居たが、時勢の變遷に依り明治四十一年以來屢々移轉し、一時は新倉里所在の元司倉に移轉して開市して居たこともあるが、大正九年七月公設市場の設置と共に、在來の一、六の日開市の私營市場は廢止せられたのである。この外に日用品の定例日市場としては、上需里所在の上營市場ありて毎月陰曆三、八の日に開市され、路上に於て賣買取引が行はれて居るが、其商況微々として振はず、從來此所

に集まつた賣買者は多く司倉公設市場に吸収されるやうになつた。府當局に於ては上營市場に松葉市を設け、これまで雜然として行はれて居た薪類の取引を便利にせんとする計畫を樹てたのである。平壤府に於ける市場の特色は公設市場の發達にして、毎月六回開市の定例市は、新陽里所在の家畜市場、及前述の上營市場のみである。平壤府に於て私營の定例日市場を廢して之を公設市場に改めたことは、時勢の要求に應ずるものと認められるが、司倉公設市場は從來の慣習が残つて居るためか、陰曆一、六の日は近郷近在よりの出荷並買出人多く、依然として市日の盛觀を呈し、殊に婦人が自ら織つた綿布を携えて來て鬻いで居るのを多く見受ける。

平壤府に於ける公設市場は、新倉里所在の司倉公設市場が最も大なるもので、この外に、壽町所在の壽町公設市場、幸町所在の幸町公設市場の三箇所あるが、今試みに其敷地並に建坪を見るに左の如くなつて居る。

平壤府公設市場敷地及建坪

市場名	位置	設立年月	敷地の坪數	建物の坪數	店舖	共同野榮賣場	事務所
壽町公設市場	平壤府壽町	大正九年四月一日	八〇〇 ^坪	一九〇 ^坪	一三六 ^坪	四一 ^坪	二二五 ^坪
幸町公設市場	平壤府幸町	大正九年十月卅一日	四〇〇	一〇八	七九	二〇〇	九五

朝鮮の市場

一五二

司倉公設市場 平壤府新倉里 大正九年七月廿二日

二〇七一

一六六

一三八

一五〇

一三〇

計

三二七一

四六四

三五三

七六五

三三〇

また最近に於ける公設市場に出店せる店舗の種類は之を二十三種に區別し、其店舗を各市場別に就いて見ると、壽町公設市場二十一、幸町公設市場十三、司倉公設市場二十四、總計五十八になつて居るが、其内譯は即ち左の通りである。

店 舗 の 種 類	壽町公設市場	幸町公設市場	司倉公設市場	計
菓子、茶及賣藥	一	一	一	二
果實及野菜	二	一	二	五
洋物雜貨	一	一	一	三
世帯道具	一	一	一	三
履物	一	一	一	三
玩具	一	一	一	三
呉服太物	一	一	一	三
薪炭	一	一	一	三
穀類	一	一	一	三
餅類	一	一	一	三
朝鮮雜貨	一	一	一	三

海産物	1	1	3	4
肉類	1	1	3	5
食料雜貨	2	2	1	5
味噌、醬油、漬物、澤庵、重豆腐類	2	1	1	4
鮮魚	1	1	1	2
飲食店	1	1	2	4
豆腐	1	1	1	1
土磁器	1	1	1	1
金物其他	1	1	2	2
川魚	1	1	1	1
古物類	1	1	1	1
賣藥及化粧品	1	1	1	1
計	23	23	24	58

私設市場としては、新陽里所在の平壤家畜市場、櫻町所在の株式會社平壤魚市場、壽町所在の平壤食料品市場の三市場がある。平壤家畜市場は平壤畜産組合の經營にして開市日は陰曆一、六の日であるが、一箇年間の出場畜牛頭數一萬以上、賣買頭數七八千に達し、農繁期を前にせる春期に於ける取引最も盛況を極めて居る。畜産組合の取扱ふ畜牛賣買手數料は牛一頭八十錢、犢一頭四十錢で、指定牛商

の仲介料は牛一頭七十錢、犢一頭三十錢、地方税として賣買價格の百分の一の市場税を徴收されるのである。株式會社平壤魚市場は市場規則第一條の三號に依る市場であつて、三大節を除き毎日開市し平壤食糧品市場は市場規則第八條に依る市場で、一箇年六日間を除く外毎日開市する。この兩市場とも株式組織にして、朝鮮第二の都會たる平壤府民を消費者とするだけに、其取引高も尠くないのである。

市場の賣上高

現在に於ける平壤府の市場は、公私設合せて七箇所あるが、大正十一年中の其總買上高は、農産物二十四萬五千八百八十圓、水産物三十六萬十六圓、織物八萬一千六百八十八圓、畜類六十二萬八千八百圓、其他の雜品二十七萬六千五百五十九圓、總計百五十九萬二千二百五十一圓となつて居るが、實際の賣上高は遙かにそれ以上になつて居ること、思はれる。今左に各市場別に就いて其賣上高を示して見やう。

大正十一年中平壤市場賣上高 (平壤府調査)

市場名	所在地	經營者	開市回数	一ケ年賣揚高					備考	
				農産物	水産物	織物	畜類	其他の雜品		
平壤家畜市場	新陽里	平壤畜産組合	七三	—	—	—	—	—	—	市場規則第一條の一號に依る市場にして開市日は陰の一六、十一、十六、廿一、廿六日なり
				計	六六、七四	—	—	—	—	—

株式会社平壤魚市場 櫻町 株式會社 平壤魚市場 三六三 二、三〇 二九四、七七
市場規則第一條の一號に依る市場にして閉市日は三大節を除く外毎日とす

平壤上營市場 上需里 平壤府 六 一 一、二〇〇 二、二〇〇
市場規則第一條の一號に依る市場にして閉市日は陰の三、八十三、十八、廿三、廿八日なり

平壤司倉公設市場 新倉里 同 三六四 九、四四 一八、七四 八、六八
市場規則第一條の一號に依る市場にして閉市日は元日を除く外毎日とす

平壤壽町公設市場 壽町 同 三六五 六、六六 一六、七七 九、四二 三、九五 三六、三四 同 斷
市場規則第一條の一號に依る市場にして閉市日は元日を除く外毎日とす

平壤幸町公設市場 幸町 同 三六六 三、二七 三、六〇、〇二 一〇五、三六 同 斷
市場規則第一條の一號に依る市場にして閉市日は元日を除く外毎日とす

平壤食糧品市場 壽町 株式會社平壤食糧品市場 三六七 四、六七 七、六五 一 一 三、六八
市場規則第一條の一號に依る市場にして閉市日は元日を除く外毎日とす

また各市場に就いて其月別賣上高を見るに、大體に於て夏より秋に掛けて賣上高少く、冬より春に掛けての賣上高が多いやうであるが、其内譯を示すと左の如くなつて居る。

平壤市場月別賣上高 (大正十一年中)

市場名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
平壤壽町市場	計 三六五	三六五	三六五	三六五	三六五	三六五	三六五	三六五	三六五	三六五	三六五	三六五	三六五
平壤幸町市場	計 三六六	三六六	三六六	三六六	三六六	三六六	三六六	三六六	三六六	三六六	三六六	三六六	三六六
平壤食糧品市場	計 三六七	三六七	三六七	三六七	三六七	三六七	三六七	三六七	三六七	三六七	三六七	三六七	三六七
平壤上營市場	計 六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
平壤司倉市場	計 三六四	三六四	三六四	三六四	三六四	三六四	三六四	三六四	三六四	三六四	三六四	三六四	三六四
計	一、〇〇〇												

朝鮮の市場

第三節 江景市場

江景面は廣袤二十里に亘る一望坦々たる江景平野の中に在る忠清南道有數の都邑にして、陸路公州に十里、全州に十一里餘、水路錦江を経て群山港へ二十裡、錦江の支流江景川は瓢形の如く蜿蜒屈曲して市中を流れ舟楫の便ある上に、湖南線開通以來鐵道の惠澤をも蒙りて物資の集散愈々頻繁となり商取引股盛を極め、現在の人口は九千五十四人（内地人一千三百五人、朝鮮人七千五百四十人、支那人二百四人）あり、指定面となつて居る。江景の地たるや元は錦江河畔の蘆荻叢生せる一大濕地に過ぎなかつたのであるが、三百年前金氏初めて此所に居を構へて以來、此邊一帯地味の肥沃なるのみならず、水陸運輸上の便良き爲めに四方より居住する者漸く増加し、自然百貨の取引旺盛となり、其市場は夙に發達して、平壤及大邱の市場と共に朝鮮三大市場の一に數へらるゝに至つたのである。然しながら最近に至りては新市街各地に勃興し、其人口數に於ても商工業上の地位に於ても江景以上のものが多くなり、一箇年の市場賣上高二十萬圓以上のもの全鮮中百三十五箇所を算するやうになり、附近の論山、裡里等の市場に貨物及賣買者を吸集され、且つ常設店舗營業の發達に伴ひて、取引上に影響を受け、最早現在に於ては江景市場は、三大市場としての實は失はれたが、尙往時の盛況を偲ぶに

足るものあり、殊に地理的關係上、朝鮮在來の市場としての特色を最も能く發揮して居ると思ふ。

現在の江景市場は、本町所在の江景上市場及中町所在の江景下市場と、この外に大和町所在の魚菜市場あり、上市場下市場とも陰曆四、九の日に開市し魚菜市場は毎日開市して居るが、下市場の學校組合經營を除けば、いづれも私營に係るものである。今試みに最近の江景市場の取引高を見るに、大正十一年には、普通市場四十二萬八千圓、魚菜市場十五萬八千五百圓、大正十二年には、普通市場五十七萬圓、魚菜市場四十八萬圓に上つて居るが、其内譯は左の通りである。

大正十一年中江景市場賣上高 (江景面調査)

種 別	農 産 物		水 産 物		其 他		計
	大正十一年	大正十二年	大正十一年	大正十二年	大正十一年	大正十二年	
江 景 市 場	一八六,〇〇〇 _円	二五〇,〇〇〇 _円	二四七,二五〇 _円	三二〇,〇〇〇 _円	一六二,二五〇 _円	—	四八〇,〇〇〇 _円
魚 菜 市 場	—	—	一五八,五〇〇	四八〇,〇〇〇	—	—	一五八,五〇〇 四八〇,〇〇〇

これによりて見ると、其取引高の大部分を占むるものは水産物にして、この外織物、雜貨、農産物の取引も亦相當の額に達して居る。江景面に於ては本町、中町兩市場とも之を擴張改善し、附近の土地及家屋を買収し、木町市場千二百坪、中町市場五百坪と爲し、市場地域の擴張と盛土を行ひ、開市日には市場の適當なる場所に假店舗を開店せしむるに便ならしめ、農産物、工産物、織物類、陶器類、

其他雜貨等を取引せしめ之を面直接の管理に移し、使用料として常設店舗一戸一市四十錢、小屋掛店舗一間一市七錢、露店一坪一市三錢を徴收して經常費に充て、居る。店舗の種類は、(一)常設店舗としては獸肉店、(二)小屋掛店舗として笠子店、葉煙草店、雜貨店、衣服店、飲食店、煙管煙竹店、網巾店、(三)露店としては米穀、麵子、綿麻布、農具、水産物、鍋釜、陶器、紙、莞蘆蓆、菓子、野菜、靴、箆筒、木履、木鉢、綿、金物、果實、障子、木竹、畜産、薪炭、擔具、鑄物、其他の雜貨等の店舗がある。往時交通機關の幼稚なる時代に於ては、錦江の舟運を利用した江景は運輸上至便の地位を占め従つて其市場取引も亦繁昌を極めたのであるが、今日に於ては各地方とも鐵道其他の交通機關が發達し、江景は一の舊市街と化したる觀あり、經濟上に於ても亦從來の如く重要なる地位を有せざるに至つたが、農業都邑として尙將來發達の餘地あり、目下施工中の防水及閘門工事竣工の曉は、交通運輸上便益を得ることゝ信ずる。江景市場は古來朝鮮の三大市場と稱せられたる程であるが、從來生牛の取引の行はれないのは不思議とする所で、その代りに畜類の屠殺數は一箇年に牛千二三百頭、豚七八百頭、犬二三百頭、其價額二萬圓内外に及ぶのである。江景面には平壤や大邱などと異りて公設市場の設けなき爲め、在來市場の面目は最も能く維持されて居るが、それでも時勢の變遷と新式商業の發達に伴ひ、定例市日にのみ賣買取引を行ふ市場は、漸次衰微して行くらしき傾向が見える。而してこ

これは獨り江景市場にのみ限られたることではなく、多くの朝鮮市場に於て認むる共通の事實にして、是れ懸て市場取引と其管理經營上に改善を計らねばならぬ點であるまいか。

第四節 最近の大市場

交通機關の普及と産業の發達に伴ひ、一方都會地に於ては商店營業の進歩を來しつゝあるも、之と同時に地方に於ける市場の取引高は亦大に増加し、一箇年二十萬圓以上の取引高に達する市場は全鮮到る所に散在し、五十萬圓以上の大市場も約四十を算するに至つた。其結果往時は朝鮮の三大市場として隆盛を誇つて居た江景市場の如きは、遙かに他の大市場に凌駕さるゝことゝなつたのであるが、地方に依りて市場の盛衰を免れないけれども、交通機關の普及と商店取引の發達の影響を受け、漸次都會地の市場には勢力の消長あるも、尙地方の市場は盛況を維持して居るやうである。今試みに最近に於て年額二十萬圓以上の取引ある著名なる市場を示して見ると左表の如くなつて居る。

年額二十萬圓以上の取引ある市場表 (大正十一年調)

道名	市場名	所在地	經營者	開市回数	農産物	水産物	織物	畜類	其他	合計	備考
	南大門市場	京城府南米倉町二八二	朝鮮農業株式會社	三三	八四、八〇〇 円	七、六〇〇 円	— 円	— 円	— 円	九二、四〇〇 円	市場規則第一條第一號開市毎日

道	畿												京		
水原城外市	水原城内市	安城市	長湖院里市	邑内市	平邱市場	仁川水産株式會社	市會社	花岡町公設	明治町公設	龍山水産株式會社	京城市會社	京城市會社	京城日之丸株式會社	合名會社京場	東大門市場
樓里	面北郡水原郡	面場基里	面長湖院里	面利川郡清美	面三牌里	面仁川府支那	面同府花園町	面同府花園町	面同府明治町	面同府漢江通	面同府旭町一	面同府明治町	面同府明治町	面同府旭町一	面同府禮智洞
同	水原面	邑内面	清美面	州内面	漢金面	式會社	同	同	京城府	龍山水産株式會社	京城日之丸株式會社	京城日之丸株式會社	食糧品市場	廣藏株式會社	
七	六	六	七	七	七	六	五	五	三	三	三	三	二	二	
五〇、二一	四七、四八	七、三一	四、六五	五、四六	—	—	一〇〇、九八	一四、九三	—	—	—	—	二七、四九	一、四八、〇〇	
〇〇	九五	二五、〇〇	七、三〇	一八、二七	—	三三、八〇〇	一三、三一	一六、〇三	三〇、五六	四六、三四	六五、〇五	—	三、一九	四、三〇	
三、五四	三、五九	一四、〇一〇	三、〇一〇	一四、七五	—	—	四、二六	一五、八二	—	—	—	—	—	四三、四〇	
三三、八三	三〇、九七〇	三三、七九	二六、九五	九、七五	二〇、八九	—	二、六七	二五、四〇	—	—	—	—	—	七〇	
四、八八	四、三三	二、五〇	七、六一	五、四九	三、九八	—	六、五五	四七、五六	—	—	—	—	—	二五、〇〇	
四〇、〇五	四六、三三	四〇、三三〇	二二、七四	三三、五九	二〇、五七	三三、八〇〇	三〇、五七	三六、七〇	三〇、五三	四六、四三	六五、〇五	—	三〇、六八	一、七九、八四〇	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
四日	同日	二・七日	四・九日	五・十日	一・六日	第三號	同	同	第二號	同	同	同	同	同	

朝鮮の市場

清		忠			北		清		忠		清		忠		
恩山市	江景市	論山市	大田市	鳥致院市	邑内市	堤川市	槐山市	永同市	清州市	清州市	清州市	薪炭市	蛇川市	烏山市	
面恩山里	扶餘郡恩山	面論山郡論山	面太田郡大田	院面鳥致院	面本町	面邑郡堤川	面槐山郡槐山	面永同郡永同	面清州郡清州	面清州郡清州	面清州郡清州	町、京町、宮	面高麗郡松都	面富川郡蘇萊	面烏山郡城湖
恩山面	平春當造外	論山面	矢切頼治	鳥致院面	金甲淳	堤川面	槐山面	永同面	清州面	清州面	清州面	松都面	蘇萊面	城湖面	
七	五	六	七	七	三	交	七	七	七	七	七	年中	七	三	
三、三〇〇	二七九、〇〇〇	一、一七四	八〇、九五〇	五三、六五三	六、八〇〇	六、〇〇〇	七、〇〇〇	三、一〇九	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	—	三、三二九	三、八六六	
三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、九〇七	四七、五三三	四、七七一	二、四〇〇	七、〇〇〇	九、七〇〇	九、六〇〇	四九、〇〇〇	四九、〇〇〇	四九、〇〇〇	—	九三	一、二五二	
八八、九五〇	一、五四〇、〇〇〇	七九、四三三	五〇、三六六	四、七一一	五、〇〇〇	九、〇〇〇	四、〇〇〇	一〇、八〇〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	—	三、七〇〇	一八、八九〇	
四、一三六	九、七〇〇	一四、八七三	七五、二九七	五〇、六五九	二、五〇〇	一、六三三	一、五〇〇	一〇、八四八	一、四七、〇〇〇	一、四七、〇〇〇	一、四七、〇〇〇	—	二、四七、四三三	一三、三〇〇	
三、三、〇〇〇	三、三、〇〇〇	三、三、一七〇	七九、八九九	三〇、四七四	二、五、〇〇〇	六、〇〇〇	七、七、〇〇〇	七、六、〇〇〇	二、九、〇〇〇	二、九、〇〇〇	二、九、〇〇〇	二、八、〇六二	二、三、三三三	九、四二八	
二、五、一六六	六、七、五〇〇	五、三、三三三	三、三、九三七	三、五、二六九	二、八、二〇〇	四、七、五、三三三	三、三、〇〇〇	三、七、一、六七	六、〇、〇〇〇	六、〇、〇〇〇	六、〇、〇〇〇	二、八、〇六二	二、五、二、四六六	三、六、四六六	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一・六日	四・九日	三・八日	一・六日	四・九日	一・六日	二・七日	三・八日	四・九日	二・七日	二・七日	二・七日	毎	一・六日	三・八日	

朝鮮の市場

一六三

全羅北道			南道											
南市場	錦山市場	全州市場	群山魚市場	天安市	溫陽市	瑞山市	禮山市	廣川市	青陽市	良峙市	大川市	板橋市	新場市	舒川市
南原郡南原 面川深里	面中島里 錦山郡錦山	面大和町 全州郡全州	面山府西濱 群山府西濱	面安郡天安 面邑內里	面牙山郡溫陽 面邑內里	面瑞山郡瑞山 面邑內里	面禮山郡禮山 面邑內里	面洪城郡廣川 面邑內里	面青陽郡青陽 面邑內里	面金岩里 同郡珠山面	面保寧郡大川 面大川里	面橋里 同郡東面	面新場里 同郡馬山面	面舒川郡舒川 面郡司里
南原面	錦山面	全州面	群山府	天安面	溫陽面	朴準用	禮山面	市場組合	寺田初三郎	珠山面	合大川市場組	東面	馬山面	舒川面
七	七	七	七〇	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
七、五〇〇	六、六〇〇	一、〇〇〇	—	一、三三、九六	九、〇〇〇	七、一〇五	五、一〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、六〇〇	一、八二五	三、四四〇	一、一、八七五
九、一七五	七、四四五	八、〇〇〇	二、七、五八四	五、六〇〇	七、〇〇〇	四、五〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、七五七	一、六〇一	一、一四八	六、〇六七	一、四、九七五
四、六〇〇	三、〇九九	一〇〇、〇〇〇	—	五、六〇〇	九、〇〇〇	六、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三二、六八	一七、五〇〇	七、七七七	一八、五〇〇	二、四、六〇〇
八、九七〇	一、七、一六三	一〇〇、〇〇〇	—	二、四、二九六	六、〇〇〇	一、〇、二四六	一、六、〇〇〇	〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇	九、三三七	六、〇八七	一、〇、六七七	九、七二〇	二、七、七五
二、三、一〇〇	一、三、三三	二、七、七三〇	—	二、五三、五三	一〇〇、〇〇〇	二、五、五三	五〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	五、八八五	三、五、七〇〇	八、七五	五、八二五	六、一、五三
四、七、一八三	二、六、一四〇	六、九〇、九六〇	二、七、五八四	一、九、七四、九六	四、一〇、〇〇〇	二〇、五〇〇	九、三、一〇〇	二、五、〇〇〇	六、四、〇〇〇	三、六、九三五	五、〇、五〇三	三、〇、〇〇〇	六、五、五八四	三、三、七六六
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
九日	同	二、七日	第三號 每日二回	三、八日	一、六日	二、七日	五、十日	四、九日	二、七日	一、六日	三、八日	五、十日	三、八日	二、七日

道 南 尙 慶 道

金泉市	尙州邑市	醴泉市	釜山鎮牛市	釜山水產株式會社魚市場	釜山食糧株式會社	馬山府元町	舊馬山市場	邑内市場	密陽市場	統營市場	統營魚市場	邑内市場	邑内市場
金泉郡金泉 面旭町本町	尙州郡尙州 面城南里西 面洞南町里	醴泉郡醴泉 面南本洞	釜山府其一 洞	同府南濱町	同府同町	馬山府元町 富町、石町、 壽町	晉州郡晉州 面大安洞 東城洞	密陽郡密陽 面內一洞	統營郡統營 面數島町	同郡同面吉 野町	河東郡河東 面邑内洞	居昌郡居昌 面上洞下洞	金川洞
金泉面	尙州面	醴泉面	釜山府	釜山水產株式會社	釜山食糧株式會社	馬山府	晉州面	密陽面	統營面	釜山水產株式會社	河東面	居昌面	
七三	七四	七三	七三	七四	七四	七三	七三	七三	七三	五九	七四	七三	
五、七六	一七、〇五六	一九、三三	—	—	三〇〇、四四三	一七、四三〇	一一、〇〇〇	一一、三〇〇	二三、三五六	—	一〇、六五五	九、八八五	
七、七九八	五、五四〇	三、二八	—	二、三、三〇〇	—	三、六、〇〇〇	三、四〇〇	三、八〇〇	三、二、三六一	三、六、四四九	三、三八、四四八	三、六、〇九二	
七、九四一	一、五八四〇	三、四〇〇	—	—	—	五、五七〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	三、七、三九三	—	四、三、三六〇	七、四、三三五	
一、六、五八	八、三、七二六	一三、八〇〇	二、四、五〇〇	—	—	六、五、九七六	一〇〇、八〇〇	九、四、九七六	六、三、七六八	—	三、七、〇七〇	二、六、三三三	
一九、五三三	六、五、三〇〇	一三、〇〇〇	—	—	—	九、〇、〇九〇	四、〇〇〇	九、九、八〇〇	一、七、四、九九四	—	一、〇、一、七一一	一、三、四、四三八	
六〇、一、五八	三、九、五二二	三、〇、五五〇	二、四、四、四九〇	三、三、三三〇	四、四、四、四四三	五、七、三、八一	三、七、四、一〇〇	三、九、三、九七六	九、九、九、九三二	三、六、四四八	一、六、三、八三四	一、六、三、五三二	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
五・十日	二・七日	同	四・九日	第三號 每日	同	五・第一號	二・七日	同	同	第三號 每日二回又は三回	第一號	同	

朝鮮の市場

南 安

鎮南浦水産株式會社魚市場	鎮南浦府	鎮南浦水産株式會社	100,001	100,001	—	—	—	100,001	同	同日
龍井里市場	同府龍井里	鎮南浦府	100,001	100,001	—	—	—	100,001	同	第一號
順川市場	順川郡順川倉里	順川面	100,001	100,001	—	—	—	100,001	同	四・七日
新倉市場	同郡新倉面	新倉面	100,001	100,001	—	—	—	100,001	同	四・九日
北倉市場	孟山郡玉泉面	玉泉面	100,001	100,001	—	—	—	100,001	同	一・六日
邑内市場	成川郡成川里	成川面	100,001	100,001	—	—	—	100,001	同	同
邑市場	中和郡中和樂民里	中和面	100,001	100,001	—	—	—	100,001	同	三・八日
中和家畜市場	同	中和畜産組	100,001	100,001	—	—	—	100,001	同	同
綾盛家畜市場	同郡楓桐面	同	100,001	100,001	—	—	—	100,001	同	同
看東市場	同郡看東面	看東面	100,001	100,001	—	—	—	100,001	同	四・九日
昆陽市場	同郡陽井面	陽井面	100,001	100,001	—	—	—	100,001	同	五・十日
眞池市場	龍岡郡池雲面	池雲面	100,001	100,001	—	—	—	100,001	同	二・七日
岩赤市場	平原郡石岩面	石岩面	100,001	100,001	—	—	—	100,001	同	同
塙巖市場	安州郡安州清橋里	安州面	100,001	100,001	—	—	—	100,001	同	五・十日

朝鮮の市場

一六七

朝鮮の市場

江			道			北			安			平			道		
江陵邑市	原州市	邑内市	江界市	楚山市	楊山市	邑内市	邑内市	寧邊市	南	梧木市	北里	德川郡德川邑	浦里	价川郡外西	軍隅市場	軍隅市場	
江陵郡江陵	原州郡原州	面本町、旭町、大正町	江界郡江界	楚山郡楚山	龍川郡楊下	宜川郡宜川	宜川郡宜川	寧邊郡寧邊	龜城郡方峴	義州郡義州	面北里	德川郡德川	浦里	价川郡外西	軍隅市場	軍隅市場	
江陵面	原州面	面本町、旭町、大正町	江界面	楚山面	楊下面	宜川面	宜川面	寧邊面	方峴面	義州面	面北里	德川面	浦里	价川面	軍隅面	軍隅面	
五	七	七	七	七	六	七	七	七	六	七	七	七	七	七	七	七	
1,000,000	2,371,716	1,595,500	1,707,666	1,302,000	1,100,000	1,101,100	1,150,000	767,600	2,000,000	1,000,000	2,000,000	7,360,000	7,700,000	7,700,000	7,700,000	7,700,000	
110,000	1,112,000	826,000	1,200,000	2,000,000	1,000,000	3,110,000	1,610,110	1,100,000	2,000,000	1,000,000	1,000,000	7,360,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	
2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	
1,500,000	1,371,716	1,595,500	1,707,666	1,302,000	1,100,000	1,101,100	1,150,000	767,600	2,000,000	1,000,000	2,000,000	7,360,000	7,700,000	7,700,000	7,700,000	7,700,000	
8,000,000	10,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	
1,100,000	1,112,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
一・六日	同	同	二・七日	一・六日	三・八日	三・八日	五・十日	二・七日	五・十日	第六日	二・七日	五・十日	五・十日	五・十日	五・十日	五・十日	

南 鏡 咸 道 原

北青市	洪原市	新山市	安邊市	鎮興市	永興市	永興市	富春市	咸興市	咸興市	下市	第二魚市場	支石市	邑內市	邑內市	新場垚市
面北青郡北青	面洪原郡州翼	面同郡衙益面	面安邊郡鶴城	面同郡鎮坪面	面同	面永興郡洪仁	面定平郡春柳	面咸興郡咸興	面同府場村洞	面元山府海岸	面元山府水産株式會社	面支石郡支下	面伊川郡伊川	面鐵原郡鐵原	面洪川郡洪川
北青面	州翼面	衙益面	鶴城面	鎮坪面	同面	洪仁面	春柳面	咸興面	元山府面	元山府面	樂壤面	伊川面	鐵原面	洪川面	洪川面
七	七	六	七	七	七	六	七	七	三	三	六	七	七	七	七
九、八六三	七、六三五	六、三三八	一四、四九五	六、四六〇	四四、六九五	—	一五、〇〇〇	一五、九七〇	四、六四一	—	四、〇〇〇	六、〇〇〇	二九、五三三	三六、八四三	—
三〇、〇六九	一四、五八〇	四、三三五	五、四六六	九、六〇〇	八四、一五五	—	三三、〇〇〇	—	一三、九〇〇	—	一五、三〇〇	九、三〇〇	二六、九〇〇	一五、五〇〇	—
一三、三三〇	一五、〇〇〇	四、二二五	四、四六四	九、六〇〇	一、四八六、〇五	—	六、〇〇〇	五、九〇〇	一四、七三三	—	一三、九〇〇	一五、〇〇〇	一六、〇〇六	一四、三〇〇	—
四三、四八五	二七、九一九	一七、三三〇	四、五九九	五、七〇〇	二、六九五	四九、七六四	九八、〇〇〇	三六、三三五	二六、九七三	—	三七、一六一	一八、〇〇〇	七五、九四五	二二、六三三	—
二、四四四	一〇、八八九	八、五三五	六、九七七	五、〇〇〇	四、〇〇〇	—	三、四〇〇	一三、三三〇	二、六六九	—	六、〇〇〇	五、七六〇	五、一八五	二、四、六六	—
六、七、一七三	三、〇、〇六五	三、三、五〇〇	三、〇、五三三	三、二、二九〇	二、〇、七四、六六	四九、七、八九四	五、六、〇〇〇	五、五、四、〇〇	三、七、五、六五三	三、三、四、三三〇	四、七、七、三三	三、四、六、三三〇	九、四、一、三三	三、三、六、三三	—
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三・八日	五・十日	四・九日	三・同	二・七日	五・同	一・六日	三・同	二・七日	第一號	十日	第三號	四・九日	一・六日	二・七日	同

朝鮮の市場

朝鮮の市場

一七〇

道		道		道		道		道		道		道		道		道		道		道	
古川市	新興郡東古川面	東古川面	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古
仲坪市	三水郡三南面	三南面	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古
惠山鎮市	甲山郡普惠面	普惠面	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古
清津魚菜市	清津府北星	清津府	七六																		
花台市	明川郡下加面	下加面	六三																		
吉州邑市	吉州郡吉城邑内洞	吉城面	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
臨溪市	城津郡鶴中面	鶴中面	七二																		
鍾城市	鍾城郡鍾城西門外	鍾城面	三五																		
合計			二三五																		
全市場取引高			一、三三七																		
全取引に對する歩合			一〇・九%																		

即ち年額二十萬圓以上の取引ある市場の總數は、全鮮千二百三十七箇所の市場中百三十五箇所の多きに達し、其總取引高六千八百二十七萬七百六十七圓を算し、其取引歩合は全部の市場取引に對し六三・一パーセントを占めて居る。

更に年額五十萬圓以上の取引ある大市場の分布を見るに、京城南大門、同東大門、及同魚市場、清州、

論山、江景、馬山、面新場、大川、禮山、天安、全州、州城、大邱西門、同東門、金泉、舊馬山、統營、河内面邑内、信川面邑内、沙里院、新幕、平壤家畜、中和面邑内、中和家畜、安州面鹽塵、義州面梧木、博川面邑内、宣川面邑内、楊下面楊、江陵邑、橫城面邑内、鐵原面邑内、咸興、永興、北青、惠山鎮、吉城面吉州邑、諸市の三十八箇所に及んで居る。此内に於て府の所在地の市場は、京城の南大門、東大門、及魚市場、大邱の西門市、及東門市、平壤の家畜市場、馬山の舊馬山市場のみにして、他は皆地方に於ける市場であるが、殊に江陵、永興、天安、新幕、宣川、安州、沙里院、橫城等の如く一般商業の發達せざる地方の市場の方が、其周圍の者に盛に利用せられ、在來市場としての機能を充分に發揮し、従つて巨額の取引高を有して居るのである。

여 백

第四章 家畜市場

第一節 家畜市場の現勢

朝鮮に於ては農家一般に牛を飼養し、之を農耕運搬に用ゆるばかりでなく、其生産育成を圖りて賣却し、それによりて金融を爲す慣習が古より行はれて居たので、家畜市場に出場する畜牛數は甚だ多く、一箇年の見込頭數二百三十萬頭以上に達し、其内取引せらるゝものは約六十萬頭を算し、外に豚鶏の出場賣買せられるものも亦尠からざるに至つた。而して是等賣買に要する資金の中、地方金融組合、東洋畜産興業株式會社、銀行、又は牛契等より一時融通を受けるもの約七百五十萬圓に上り、就中地方金融組合より購牛資金として借受ける額は六十萬圓を超ゆる見込である。

大正十一年十月末の調査に依ると、家畜市場の總數は七百六十四箇所で、大正七年十二月調査の時に較べ百九箇所を増加した。市場數の最も多いのは慶尙北道の百一箇所、最も少いのは咸鏡北道の三十八箇所にして、咸鏡北道に於ては市場數の少いために、市場外に於ける賣買は本調査以外多數に上るものと思はれる。市場に集散する家畜數に就いて見るに、牛は慶尙北道の三十六萬三千頭を最多とし、慶尙南道の二十八萬頭之に亞ぎ、咸鏡北道の七萬六千頭を最少とする。豚にありては慶尙北道、

黄海道、全羅南道の四萬八千頭最も多く、慶尙南道、平安北道之に亞いでゐる。而して出場頭數中賣買せらるゝものは、牛は約四割、豚鶏は殆ど全部取引される、市場の經營者を區別して見ると面で行つてゐるものは七百三十一箇所、府五箇所、畜産組合十五箇所、個人十三箇所である。又家畜市場の入場料は地方に依りて一様でないが、牛は三錢乃至五錢、豚三錢、鶏五厘が普通である。賣買の仲介は多く畜産組合之に當り、仲介従事者をして之を行はしめて居るが、其従事者は一市場平均七、八名にして、仲介料は大抵賣買價格の三分位を徵收することになつて居る。

家畜市場表 (大正十一年十月調)

道名	市場數	經營者	仲介者	一ヶ年出場見込頭數			一ヶ年賣買見込頭數			入場料	仲介料
				牛	豚	鶏	牛	豚	鶏		
京畿	六〇	面	畜産組合	四六、三六、四〇	三〇、一九、六六	五、七〇	二六〇、一八四、三〇〇	成牛五錢 犢三錢	賣買價格 百分ノ三		
忠北	三	面	畜産組合	二六、九、四六	—	三〇、〇九	—	二錢乃至五錢	賣買價格 百分ノ三		
忠南	三	面	個人	二五、二四、八七	二四、六〇	六、八〇	五〇、九	三錢乃至十五錢	賣買價格 百分ノ三		
全北	三	面	同	三七、七一、六四	二五、九五	五、九〇	一九、四八	二〇、三五	同		
全南	六	面	同	八五、二六、九九	四、三〇	一七、〇〇	六、九六	三、六一	九、七〇		
慶北	二〇	府	同	一、〇九四、五三、九六	四、〇〇	一八、三三	八、三三	三、五九	二九、七〇	一錢乃至五錢	

賣買價格
百分ノ三

慶南	府畜産組合	四、二五	四、六〇	七、六七	五、四〇	二六、四五	五、八七	十錢乃至六十錢
黃海	府畜産組合	四、一五	四、四八	四、七三	五、二六	二七、四五	一四、四三	二錢乃至三十錢
平南	府畜産組合	四、一〇	四、三〇	四、六〇	五、一〇	二七、一〇	一四、三〇	二錢乃至三十錢
平北	府畜産組合	三、七〇	三、九〇	四、二〇	四、七〇	二六、八〇	一四、二〇	二錢乃至三十錢
江原	府畜産組合	三、三〇	三、五〇	三、八〇	四、三〇	二六、五〇	一四、一〇	二錢乃至三十錢
咸南	府畜産組合	三、〇〇	三、二〇	三、五〇	四、〇〇	二六、二〇	一三、八〇	二錢乃至三十錢
咸北	府畜産組合	二、七〇	二、九〇	三、二〇	三、七〇	二六、〇〇	一三、六〇	二錢乃至三十錢
計	府畜産組合	二、三〇	二、五〇	二、八〇	三、三〇	二五、八〇	一三、四〇	二錢乃至三十錢
大正七年十二月調	府畜産組合	二、三六	二、六〇	二、九〇	三、四〇	二五、九〇	一三、五〇	一錢乃至五錢
増減(△)	府畜産組合	—	—	—	—	—	—	十五錢

朝鮮の市場

備考 大正七年十二月調査中?印は未調査である。

更に最も集散頭数多き家畜市場を見るに、牛にありては一箇年二萬頭以上のもの水原、大邱、釜山、替馬、江界、北坪、北青、端川郡邑内、吉州の九箇所に及び、一萬五千頭以上のもの平邱、安州、梧木、秦川、鐵原の五箇所あり、これ等は牛市場として最も著名なものであるが、この外に一萬頭以上もの二十三箇所、五千頭以上のもの九十五箇所を算し、生牛取引の盛況を示して居る。今試みに生牛の集散頭数に依りて主要なる家畜市場を分類すると左の通りである。

最も集散頭数多き家畜市場 (牛)

道 別		二萬頭以上	一萬五千頭以上	一萬頭以上	五千頭以上	計
京	畿	水原郡 水原	楊州郡 平邱	坡州郡 開城郡 奉天川 十川橋	廣州郡 連川郡 抱川郡 利川郡 富川郡 安城郡	一五
忠	北			清州郡 報恩郡 天安郡	沃川郡 鎮川郡 大田郡 公州郡 禮山郡 牙山郡	六
忠	南			清州郡 報恩郡 天安郡	沃川郡 鎮川郡 大田郡 公州郡 禮山郡 牙山郡	九
全	北				松坡 笠松 下松 邑内 川内 蛇川	四
					楊州郡 平邱郡 楊平郡 抱川郡 利川郡 振威郡	
					義政 楊松 上湖 長湖 平澤	
					永同郡 槐山郡 永同郡 槐山郡 論岐郡 論山郡 禮安郡 天全郡 益山郡	
					永同郡 槐山郡 論岐郡 論山郡 禮安郡 天全郡 益山郡	

江 平 平 黄 慶 慶 全

朝鮮の市場

原	北	南	海	南	北	南	
江陵郡	江界郡 義州郡			釜山府		大邱府	
北坪	江替界馬			釜山		大邱	
鐵原郡	泰義川郡 州郡		安州郡				
鐵原	泰梧川木		安州				
平康郡	定龜州郡 州郡		平壤府		河密東陽郡	同慶山郡 慶永川郡 迎日郡 同東郡 安東郡	
平康郡	清南亭市		平壤		河密東陽	河慈永陽郡 慈永郡 扶安郡 豐山郡 安東郡	
伊川郡	鐵山郡 定邊郡 寧邊郡 雲山郡	安州郡 平西郡 江原郡 龍岡郡 中天和郡	順天郡	瑞興郡 鳳川郡 信川郡 海州郡	蔚山郡 蔚州郡	榮州郡 尙州郡 星州郡 清道郡 慶山郡 迎日郡	羅州郡 長興郡 順天郡
支石城	橫庫泉 車邑嶺 修北鎮 北隅鎮	立赤岐石 陽池原	興里	興信里 翠野	蔚山郡	榮州郡 尙州郡 星州郡 豐角山郡 慶興郡 義興郡	南長順 牙興天
華川郡	楊州郡 龍川郡 定邊郡 博川郡 寧邊郡	同平原郡 龍岡郡 中和郡	瑞興郡	黃川郡 松禾郡	居昌郡 金海郡 咸安郡	醴泉郡 金泉郡 高靈郡 清道郡 慶州郡 青松郡 義城郡 達城郡	咸安郡 務安郡 寶城郡
昌道	原楊口 南郭市 博山邊	西石藝綏看 部面明盛東		新黃長 幕州連	居昌郡 金海郡	醴泉郡 金華郡 高靈郡 慶州郡 義州郡 玄邊郡 風	咸平郡 三平郡 牛鄉郡
三	四	三	七	九	二四	六	

一七七

朝鮮の市場

平		平		黃			慶			慶										
北			南			海			南			北								
博寧義川郡郡郡			博寧替馬川邊郡			瑞興郡			鳳山郡			同泉郡			大金邱郡府					
江龍鐵宣泰義			中平和壤郡府			同瑞黃載同安同海			同同同海			同同同同			醴尙善義達			長羅同		
界川山州郡郡郡			江南車宣泰梧			興瑞黃新文東安溫翠			三邑加威金靈宜			龍尙善桃玄			月潘東					
碧龍鐵泰龜			順川郡			瑞鳳同載同同長同			同同同同			體善高軍			麗羅					
粵楊鐵北南			順川			新銀青載信溫長青			草謂安山溫邑			醴長高義			麗南					
時市山鎮市			義州郡			同瑞鳳信殷長金延			同同同同			永尙達			同					
梧木			泰川郡			陵新銀信殷著新延			密蔚			永咸玄			同					
北鎮			同瑞鳳股長金同			興山栗淵川白			密蔚			川昌風			開河慶					
二			興瑞沙長南市紅			水興院連倉里峴			二			山河慶			陽陽州					
一四			三			一九			一六			二			九					

咸南	元山府	下市場	高原郡	甲山郡	邑内	四	一	一
咸北	鏡城郡	鏡城	八四	一	鏡城郡	鏡城	二	一
計	二四	八四	九八	二	三三	四		

第二節 家畜取引状況

生牛の取引

朝鮮に於ける牛は役牛として重要なものみならず、近年其輸移出も非常に盛んになつて來た。而して其牛市場は古來大に發達し、之が賣買は極めて自由にして、農家の金融上最も便利なために牛の賣買は極めて盛大で、其取引は普通牛市場にて行はれる。牛市場は一般の市場と共に古から開設せられ、月六回稀には二市交番に月三回づゝ開市する處もある。各地の市場は通路の順序に従ひ、順次に開催さるゝのを例とされて居る。而して牛を賣らんと欲する農民は市日を俟つて市場に牽き出し、買はむとする者亦此に集りて賣買し、牛商は順次轉々市場を巡つて之を商ふ。從來市場には居間と稱する仲介人が居て賣買兩者の間を斡旋し、居間の數は市場の大小、土地の習慣に依つて、少きは數名より、多きは數十名に上る處もある。各居間は專業的に従事する者もあり、又農商業者にして傍ら之を營む者もある。賣買方法は總て居間の仲介によつて相互の商量に任じ、糶賣の習慣は未だない。従つて其

間に於て、居間は利を恣にする弊害がある。大正三年市場規則の發布以來は、市場の經營者は地方公共團體に限られ、畜産組合には特に市場に於て賣買仲介を爲すことを認められ、漸次之が實行を見て居る。朝鮮に於ける家畜市場の取引狀況は頗る盛大にして、地方經濟上輕視すべからざるものであるが、普通市場と同様に家畜の賣買に對しても市場税として賣買價格の百分の一を徴收し、外に畜産組合に於て仲介するものは、其の手數料も亦概ね同額を徴收し、地方及組合に取つては何れも主要なる財源の一となつて居る。

豚の取引

京畿道 本道管内にては豚市場なく、一般市場にても取引するもの稀で、多くは屠肉營業者又は飲食店營業者等の需要者と飼養者との間に於て直接に賣買し、又は立廻商人が買纏め、或は直接搬出する。價格は生後一箇年のものにして、在來種十二三圓、改良種三十圓内外である。改良豚の取引は主に畜産組合に於て之が賣買を斡旋して居る。

忠清北道 市場附近の者は市場に於て賣買するを普通とするも、多くは仔豚であつて成豚は需要者自ら各部落を巡廻して直接購入する。大正九年中の平均價格は仔豚一圓七錢、成豚六圓三十八錢であつて、取引數は一萬八千五百十一頭、其價額は六萬五千九百十五圓である。

忠清南道 普通市場に於て賣買者相互に取引するは多く仔豚で、成豚は農村に於て賣買される。

全羅北道 特に定まりたる取引先なく、仔豚の多くは市場に於て取引される。成豚は需要者の買出に來るものを待つて取引される。市場に在りての取引は、賣買者雙方直接又は仲介人の斡旋に依る。

仲介料は一頭に付十錢乃至三十錢を賣主より支拂ふ。

全羅南道 市場に於ける取引は仲介者に依る、多くは仔豚であつて、成豚は仲介者を介し自宅で取引を行ふ。仲介料は價格の百分の一、又は一頭十錢乃至三十錢、若くは幼豚二十錢、成豚四十錢、或は豚を大中小に區分し十錢乃至五十錢位として居る。

慶尙北道 取引の方法は生産地に於てするものと、市場の一部に於て仲介人の手を経て取引するものとあるが、多くは市場にて行ふ。但し管内金泉郡には特に豚市場の設ありて豚の取引をする。

慶尙南道 賣買の方法は各生産部落に於てするものと、市場に於てするものとありて、市場に於けるものは市場の一部に豚の賣買區域を設けて居る。手数料は每頭十錢乃至十五錢、市場敷地使用料二錢である。價格は大豚六圓、中豚四圓、小豚二圓、仔豚一圓内外で取引する。

黃海道 成豚は飼養地にて、仔豚は市場にて各取引される。市場にては一日普通五六十頭より百五十頭内外賣買せられる。價格は生後二箇月位で在來種三、四圓、改良種六、七圓位である。

平安南道 主として自宅賣買であつて、都會地に於ては豚専門の商人ありて買出を行ふ。平壤では豚の朝市ありて畜産組合市場に於て取引される。価格は生後二箇月位のもの、在來種三、四圓、雜種五、六圓、パークシヤ種七、八圓である。

平安北道 本道に於ける取引賣買狀況は鐵道沿線部、中央部、奥地部の三部に區分し、鐵道沿線部に於ては多く市場で行はれ、中央部は自家用及鐵道沿線地方に搬出される。搬出せらるゝものは十頭二十頭を纏めて取引し、奥地部は自家用として仔豚の取引殷盛である。而して三者共一般に取引されるのは仔豚であつて、成豚は多く郷間に於て行はれる。

江原道 豚市場又は直接需要者が農家に至りて購入するものが多い。其賣買の仲介は、石油雜貨等の行商人が、農家より購ひて他に之を鬻ぐものである。

咸鏡南道 本道に於ける取引狀況は、平地帶地方は普通市場に於て仔豚を搬出し來り、賣買者相互に取引をする。価格は生後二箇月位にして在來種二圓乃至五圓、雜種五圓乃至十五圓、當歲牝在來種一回雜種二十五圓、牡在來種十二圓、雜種二十圓である。一般農家に於ては需要者が直接に飼養者を訪れて取引し、其價格は體量一貫目に付一圓五十錢位である。

咸鏡北道 成豚は市場で取引しないが、仔豚は地方によりて市場に搬出して取引される。一般に賣

買者相互に直接取引し、価格は一歳にして雜種十五圓乃至二十圓位、在來種七圓乃至九圓、仔豚は雜種四圓、在來種一圓五十錢位である。

鶏及鶏卵の取引

京畿道 自家用を除くの外は、物々交換、及金錢賣、或は自己又は仲介人に依り、郡部市場、又は京城及仁川等の都會市場に蒐集せられ取引さるゝも、水原、高陽、富川郡等の如き多産地若くは都會に接近せる地方にては、郡部市場を経ず、直接都會市場に輸送せられる。殊に富川郡、仁川府等において、新鮮なる改良種卵を蒐集し、隔日に京城に輸送し、料理店、飲食店、喫茶店等にて消費せられて居る。今試みに鶏及鶏卵の取引経路と、賣買価格を示せば左の如くである。

種 類	生産者 販賣價格	仲買人 販賣價格	郡部市場 取引價格	仲買人 販賣價格	都邑市場 價格	小賣店 價格	備 考
鶏	・七〇 <small>錢</small>	・八〇 <small>錢</small>	・八五 <small>錢</small>	・九五 <small>錢</small>	一・二〇 <small>錢</small>	一・二〇 <small>錢</small>	在 來 鶏
在 來 種 卵	・二四	・二六	・二八	・三二	・三九	・四五	各十個に付
改良種卵	・二七	・三一	・三三	・三七	・四四	・五〇	

忠清北道 主として最寄市場に於て取引せられ、鶏は一羽、鶏卵は十個を一包としたるものを單位として價格を定め、物々交換をなすものもあるも極めて稀である。

忠清南道 市場に於て賣買主相互に取引するを普通とするも、また一部の商人に依り地方農家に於て、賣買せられて居るものもある。

全羅北道 生産者が直接附近市場にて取引するものと、行商人の手を経て取引さるゝものとある。近時下關地方より商人が入込み、各市場に於て購入蒐集の上移出するものがある。山間部は主として行商人に依り、全州、群山、大田、光州、木浦、裡里、其他の都邑へ仕向け取引される。

全羅南道 市場取引を普通とし、生産者又は仲買人に於て市場に搬出し、仲買人又は需要者と直接取引せられ、或は市場より小賣商人購入の上需要者に販賣する。

慶尙北道 市場に於て取引するもの最も多く、農家自ら或は行商人が各戸に就いて買出し仲買人が買集め、店舗に卸又は小賣を爲し、又内地商人の手に依り、或は養鶏家に依り釜山、内地等と直接取引されるものもある。

慶尙南道 生産者直接市場に搬入し、需要者と直接取引を爲し、稀に各市場間を行商する仲買人の手にて都邑に販出せられるが、近時行商人増加し、市場に限らず各部落に入込み買出をなし、殊に鶏卵は燐寸、石油等と物々交換が行はれる。今其取引價格を示すと左の如くである。

改	良	種	一五〇—二〇〇	鶏
				卵
	改	良	種	三—五

種	種	種	種
在	來	種	種
		種	種
		種	種
		種	種

黄海道 生産者自ら市場に搬出し取引するを常とするも、近來仲買人増加し生産地を巡廻蒐集し、最寄市場にて取引し、又都會地に行商し、或は道外に移出する。其の取引価格は地方と時季とに依り一定してゐないが、成鷄一羽六十錢乃至一圓、鷄卵十個二十五錢乃至三十錢。商人は成鷄一羽に付十錢乃至二十錢、鷄卵十個に付五錢の利を得て居るやうである。

平安南道 生産者自ら市場に搬出し、直接需要者と取引するを常とするも、仲買人ありて各戸生産者より買纏の大都市に賣却するものもある。鷄は春季に孵化したものは八月頃から賣り初め舊十二月末頃迄には種鷄を除く外殆ど賣拂つてしまふ習慣がある。故に九、十月頃は各地の市場共鷄の出場が多い。大小に依り取引し斤量賣買は未だ行はれて居ない。

平安北道 (イ) 支那との取引、本道に於ける支那鷄及支那卵の需要は鴨綠江沿岸及鐵道沿線諸郡の一部より支那商人の手に依り搬入せらるゝを普通とする。大正九年中に於ける輸入鷄は五千七百餘羽、鷄卵一萬一千餘顆の多きに達した。(ロ) 南鮮方面との取引、京城、平壤、其他南鮮方面の商人は鐵道沿線地方の市場に入り込み蒐集或は商人より買入れ、鷄卵は石油箱に五百顆、鷄は生後五、六箇

月のものを二十羽乃至三十羽を裁製籠に入れ輸送する。大正九年中に於て取引された鶏は、九千九百餘羽、鶏卵は八萬九千六百餘顆に上つた。(ハ) 陸路、平、南、方、面、と、の、取、引、本道へ他道より搬入されるものはない。新安州、安州より入込み、商人及該地方を中心とする鶏及鶏卵の集散地に向け寧邊、博川、定州、熙川地方より搬出せられる。其數毎年一萬九千餘羽、鶏卵十三萬顆内外に及ぶ。(ニ) 地方に於ける取引 地方に於ける取引は開市日に各生産者鶏五羽、鶏卵一〇―一五〇顆を搬入賣買する。七八月頃は最も取引多く鶏五十八萬羽、鶏卵一千萬顆、市場に於てのみ取引される鶏は五萬三千羽、價額三萬二千圓、一羽平均六十錢を示して居る。

江原道 農家市場に搬出し、又は行商人の手に依り市場にて取引される。行商人は石油、雜貨と鶏、鶏卵とを交換し、都會地又は他道に移出する。

咸鏡南道 鶏 (1) 農家の婦女が毎市日に於て一、二羽宛需要者と直接取引し、(2) 仲買人が部落を巡廻し又は市日に買集め、肉商や問屋又は需要者に販賣し、(3) 市場出廻りは春の産卵前及春孵化する鶏の成育したる時期及冬期に多い。鶏卵 (1) 農婦が毎市日に數個乃至二、三十個持參し取引す、(2) 都邑の商家店員を派し買集め、又は綿絲、燐寸、染料と交換する。(3) 都邑市場に於て仲買人毎市日に蒐集する。

咸鏡北道 市場の設けある地方にては婦人が之を携へ行きて取引するも、其設けなき地方にては居宅に於て取引し、主要都市附近にては鶏商人により取引される。鶏の取引価格は改良鶏一圓五十錢乃至二圓、在來鶏一圓内外、卵は改良卵一顆二錢より五錢まで、在來卵一錢二、三厘乃至三錢である。

第三節 家畜賣買と金融

朝鮮に於ける畜牛の賣買は甚だ盛大にして、家畜市場に於ける一箇年の賣買高約六十萬頭に達し、随つて之に要する資金も莫大である。是等は大部分現金にて取引されるが、金融機關に依つて融通を受くるものも亦少くない。而して其の金融機關中、最も多く利用せらるゝのは地方金融組合である。本組合で毎年畜牛購入資金として農民に貸附くる額は約六百二十萬圓であつて、利率は大抵信用貸の場合に日歩五錢、擔保貸のときは日歩四錢五厘位にして、期間は半箇年乃至一箇年とし、期限に至り返済しないときは切替繼續するのである。

次は東洋興業畜産株式會社であるが、本會社は朝鮮に於ける畜産興業の目的を以て設立されたもので、各種事業の外に購牛資金の貸付も行ふのである。而して其利率は年二割にして、連帶保證に依り、大抵五箇年以内の均等年賦にて償還せしめることにしてあるが、現在本會社の貸附金額は約二十

萬圓に上つて居る。

其の次は牛契に依る金融で、この方法は古くより行はるゝものである。牛契とは畜牛を購入する資力無き者が相集り、零細なる醸金を集め抽籤に依り契員全員に購入するを得せしめる方法であつて、現在其數一千四百餘、毎年の醸金額約三十萬圓を算し其購入頭數七千頭に達して居る。

以上の外に、地主、金貸業者、又は畜産組合、殖産銀行等より、適宜畜牛購入資金の貸附を受く者もある。これ等の利子は高きは月六、七步で、總額約七十萬圓を超過して居る。各道別の購牛資金金融通狀況、家畜市場に於ける金融狀況、農家金融上畜牛の利用狀況を知るに便するため、左に一覽表を示して見やう。以下三表は大正十一年十月道畜産技術員會同に於ける答申中より拔萃したものである。

(一) 購牛資金金融通の狀況

道	融 通 金 額		購 入 頭 數		利 率 及 償 還 方 法
	融 組 田	地 方 合 金	融 組 頭	地 方 合 頭	
京	2,000,000	1,000,000	10,000	?	<p>金融組合に於ては多く信用貸とす、利率は日歩五錢にして二百圓を限度とし期間は普通一ヶ月にして一回若しくは二回に償還す抵當貸は日歩四錢五厘にして五百圓を限度とす。東洋畜産會社に於ては利子は一ヶ月一回若しくは六ヶ月年賦とし毎年二回に分納償還せしむ</p>
畿	2,000,000	1,000,000	10,000	?	
道	2,000,000	1,000,000	10,000	?	
計	6,000,000	3,000,000	30,000	?	
計	6,000,000	3,000,000	30,000	?	

朝鮮の市場

朝鮮の市場

合計	道北鏡威	道南鏡威	道原江	道北安平	道
三三七〇七三	三〇四九六六	五〇一〇〇〇	三七〇〇〇〇	四九六四五六	
二四九二九二	—	七五六六七	—	—	牛契
七二六二五	—	—	—	召置家 一〇、一六六	
七、七、八、六	三〇四、九、六	五七、六、七	五七、一、〇〇〇	九三、六、四	
七、〇、六	三、一、六	六、四、〇、一	九、〇〇〇	七、〇、六	牛契
十、九、	—	一、〇、三	—	—	
二、八、五	—	—	—	召置家 三三〇	
十、九、	—	—	—	五、七、〇〇七	
一〇、九、一	—	—	—	—	
十、九、	—	—	—	—	
九四、〇、九	三、一、六	七、四、五	九、〇〇〇	三、三、二	

而して利子は元金の減少に拘らず毎年同一なるを以て實際の元金に對するときは年四割一歩六厘に相當す連帶保證にして貸出は一日より四月に至る期間最も多く償還期間は六ヶ月乃至十ヶ月乃至多く日歩五厘とし償還は分ち切至十二日頃に大抵二三回に利息は依り貸付け期間一ヶ月以内とし月賦又は一時に償還せしむ利息は信用貸は日歩五厘擔保貸四錢五厘とす

購牛資金貸出の最も多きは甲山郡にして其の額七一、六〇〇圓購入頭數金融組合は信用貸算す及擔保貸の二種に分たる一口最高二〇〇圓を限度とす償還成績は満期完了する者少く期間を更新する者大部分を占む利子は信用貸日歩五厘擔保貸四錢五厘とす東洋畜産會社永興郡畜産組合のものは三ヶ年乃至五ヶ年の信用貸にても利子は一年の他、貸付に在りては年二割五ヶ年賦とす

貸付の最も多きは鏡城、明川、城津の三郡なり貸付には組合員に限り保證人連署を以て二百圓を限度とし日歩五厘乃至一年の期を付し利子は日歩五厘なるも清津、城津は五錢五厘羅南、會寧は六錢なり

(二) 家畜市場に於ける金融狀況

道/區	金融の便	金融業	金融業	融通額	同上に依る
名/分	ある市場數	者の種類	者の種類		購牛見込數
京畿道	二	金貸業者		二八	二、四四三圓
忠清北道	三	飲食店	客主	二五	一〇、六〇〇
		其他			?
忠清南道	一五	金貸業者		三六	四三、七〇〇
全羅北道	該	當事項	なし		
全羅南道	七	金貸業者	稱すへき程	六	二〇、四七八
		非すのものに			五、〇〇〇

朝鮮の市場

利率及償還方法

利子は月五、六歩又は市日貸は五日間に一歩とす

大抵信用貸にして

(一) 普通は數人の連帶借とし利率は月三歩乃至五歩にして期間は一、二月とす

(二) 市日貸は百圓に付一圓を普通とするも尙利益金折半又は四分六分の分配法あり

(三) 獸肉販賣者は飲食店より屠肉を市價に比して一割乃至二割安に提供し又一方牛皮の提供を約する者あり其の利子は月二、三歩とす

借受人は多く鮮人の屠殺業者にして貸付方法は種々あり信用貸擔保貸又は牛皮を的に無期貸付のものあり利子は月四、五歩を普通とす

多く信用貸にして期間は市日貸にして利子は長期のものもあるも六ヶ月を出て短期のものには日歩百圓に付五十錢に及ぶものあり償還は概ね良好なり

咸鏡北道	咸鏡南道	江原道	平安北道	平安南道	黃海道	慶尙南道	慶尙北道
該	七 客資 雜貨商等	一〇 農 業業者	? 地方 資産家	八 金貨 買仲業者 飲食店	一九 金貨 業者 牛皮買者	? 金貨 業者	二 金貨 業者と 稱すへき 程の者に 非ず
當						一 市場に 付	
事						二 一人に 付	
項						五〇〇〇圓	
な	四〇	三六	?	二五	九六		一五
し	五九、一〇〇	一〇八、〇〇〇	?	三二、〇〇〇	一五〇、五〇〇		一五、〇〇〇
	?	?	?	?	?	?	?

多くは信用貸にして一口四、五十圓より四、五百圓とす期間は翌日迄より長きは二、三ヶ月のものあり其長期のものは抵當を設定す
 利子は月三歩乃至七歩にして償還は概ね正確なり
 金融組合設立せられたる爲市場に於ける資金融通漸次減少す貸付は信用貸又は擔保貸にして一ヶ月乃至六ヶ月拂又は定期拂とし利子は月三分乃至五分とす
 金貨業者は普通六ヶ月乃至一ヶ年利子は二歩乃至六歩又牛皮買者は無利子の代りに牛皮を時價より一斤に付二錢低廉にて賣渡す契約をなす
 多くは無擔保市日貸とす利子は其の間日歩二十錢とす
 畜牛買業者か八、九月頃價格の昂騰を見越し利益分配又は月三歩の割合にて一口三百圓乃至五百圓の融通を受くるも特に金融をなす者なし
 總て信用貸にして期間は一ヶ月乃至六ヶ月とし一時に返済せしむ利子は市日貸は一歩月貸六歩とす
 擔保貸又は信用貸にして一口最高五百圓とす期間は市日又は二市日長きは六ヶ月乃至一ヶ年のものあり利率は月三歩乃至六歩を普通とし咸興市に於ては年三割とす

(三) 農家金融上畜牛の利用狀況

道名	利用の最も多き時期	利用		總賣買頭數	利用歩合	備考
		概頭數	見込價額			
京畿道	資金融通償還期十二、一、二、月農閑期の畜牛變換時期八、九、十月	一三、〇〇〇頭	七八〇、〇〇〇円	六三、〇〇〇頭	二二%	賣買頭數一萬頭及積の賣買一萬頭は老齡又は使用上不便より賣買するものなり
忠清北道	八、九、十一、十二月	八、六〇〇	?	二八、七六六	三〇	
忠清南道	陰曆盆前及舊正月前四十日間	一六、三七八	?	三九、一一一	四二	
全羅北道	七月下旬より九月下旬迄最も多く十二月下旬より一月下旬其に亞く	六、一五〇	?	?	三六	
全羅南道	秋期八九月特に陰曆盆前	二二、〇〇〇	?	三〇、〇〇〇	七〇	飼養牛過多なるため不要牛を鷓くもの二割五分倍財辨濟約五割飼養困難二割其他五分
慶尙北道	陰曆十二、七月	東畜一、四七三 若畜一、三七〇	一一七、〇六〇	二八、八三	四五	
慶尙南道	舊正月及盆前	二二、九九四	?	五八、七三三	二二	
黃海道	八、十一、十二月	二八、三〇〇	?	?	六五	
平安南道	舊十一月より翌年二、三月迄飼料不足なると貸入金償還の期に際すとに依り利用せらる	一〇、四〇〇	?	?	二〇	
平安北道	十、十一、十二月	一一、〇〇〇	?	二九、五〇〇	三七	
江原道	舊盆及正月前	一六、〇〇〇	?	?	三〇	

朝鮮の市場

咸鏡南道	春耕秋收期以前二、八、十一、十二月の農閑期	九、一七九	?	三〇,〇〇〇	三〇
咸鏡北道	貸借決済期舊曆正月及盆前八、九月	五、七九	?	一三、六〇九	四一

第四節 畜産同業組合

家畜市場の經營、畜牛及畜産物の賣買仲介、市場税の徴收等に特別の關係あるものは畜産同業組合であるから、以下少しく其概況を叙述して見やう。朝鮮に於ける畜産業は産業上極めて重要なを以て、本府設立以來各郡に畜産技術員を置き、一面また畜産組合を設けしめ、大正四年には獸疫豫防令を、同五年には保護牛規則を公布する等、各種の施設を行ふて銳意之が改良増殖の獎勵に努めて居る。斯くの如きを以て普通の重要物産同業組合の發達は未だ微々として振はず、其數も種類も甚だ少ないが、畜産同業組合は之に反して其數も多く相當に活動して居る。即ち大正五年末に於ける畜産同業組合總數は六十四に過ぎなかつたが、大正十一年末に於ては百九十一に達し、尙此外に畜産同業組合法に據らざる畜産組合二十六を算し、又畜産同業組合聯合會は、慶尙南道に一、慶尙北道に一ある。而して畜産同業組合の目的は、(一)種牛の配置及種付、(二)優良牛の保護及表彰、(三)牧野の經營、(四)飼料の

改良獎勵、(五)畜産物の改良獎勵、(六)畜牛及畜産物の賣買仲介、(七)家畜市場の經營、(八)病牛の治療及獸疫豫防、(九)講習會、講話會及品評會の開催、(十)畜産に關する調査等を行ふに在り、地方税たる市場税の徴收をも委託されて居るものが尠くない。今試みに畜産同業組合の累年比較を示せば、即ち左の如くなつて居る。

畜産同業組合累年比較表 (年度末調)

道名	年次										
	大正五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年				
京畿道	1	1	1	1	1	1	20				
忠清北道	10	10	10	10	10	10	10				
忠清南道	1	5	8	14	14	14	14				
全羅北道	1	1	1	1	1	1	4				
全羅南道	1	10	13	18	20	22	24				
慶尙北道	19	23	23	28	20	22	22				
慶尙南道	19	19	19	23	19	23	23				
黃海道	3	17	17	17	17	17	17				
平安南道	1	1	1	1	1	1	1				
平安北道	1	2	19	19	19	19	19				

朝鮮の市場

江原道	九	二二	二二	二二	二二	二二
咸鏡南道	三	五	七	三	三	三
咸鏡北道	一	一	一	一	一	一
合計	六四	二二	二六	一五一	一五五	一五六

備考 尙此外に畜産同業組合法に據らざる畜産組合が、平安南道に一四、咸鏡北道に一一、慶尙南道に一ある。

畜産同業組合聯合會

慶尙南道聯合會 一、 大正七年七月設置認可

慶尙北道聯合會 一、 大正八年一月設置認可

而して大正十一年末現在に於ては、各道の畜産同業組合數は、慶尙北道二十二、全羅南道及江原道各二十一、京畿道二十、慶尙南道及平安北道各十九、黃海道十七、忠清南道、全羅北道、咸鏡南道各十四、忠清北道十にして、外に畜産同業組合法に據らない畜産組合が、平安南道に十四、咸鏡北道に十一、慶尙南道に一ある。畜産同業組合の區域は、通例郡の區域に依り、更にそれを面の區域によりて第一區、第二區、第三區といふやうに分ち、其名稱は何郡(又は何府、島)畜産同業組合と稱して居る。大正十一年度末現在の畜産同業組合の各道別所在地を示せば即ち左の通りである。

畜産同業組合所在地一覽表 (大正十一年度末調)

京畿道	高陽郡	廣州郡	楊州郡	漣川郡	抱川郡	加平郡	楊平郡	驪州郡	利川郡	龍仁郡	安城郡	振威郡	水原郡	始興郡	富川郡	金浦郡	江華郡
忠清北道	清州郡	報恩郡	沃川郡	永同郡	鎮川郡	槐山郡	陰城郡	忠州郡	堤川郡	丹陽郡							
忠清南道	公州郡	燕岐郡	大田郡	論山郡	扶餘郡	舒川郡	保寧郡	青陽郡	洪城郡	禮山郡	瑞山郡	唐津郡	牙山郡	天安郡			
全羅北道	全州郡	鎭安郡	錦山郡	茂朱郡	長水郡	任實郡	南原郡	淳昌郡	井邑郡	高敞郡	扶安郡	金堤郡	沃溝郡	益山郡			
全羅南道	光州郡	潭陽郡	谷城郡	求禮郡	光陽郡	麗水郡	順天郡	高興郡	寶城郡	和順郡	長興郡	康津郡	海南郡	靈岩郡	務安郡	羅州郡	咸平郡
慶尙北道	達城郡	軍威郡	義城郡	安東郡	青松郡	英陽郡	盈德郡	迎日郡	慶州郡	永川郡	慶山郡	清道郡	高靈郡	星州郡	漆谷郡	金泉郡	善山郡
慶尙南道	晉州郡	宜寧郡	咸安郡	昌寧郡	密陽郡	梁山郡	蔚山郡	東萊郡	金海郡	昌原郡	統營郡	固城郡	泗川郡	南海郡	河東郡	山淸郡	咸陽郡
黃海道	海州郡	延白郡	金川郡	平山郡	新溪郡	瓮津郡	長淵郡	松禾郡	殷栗郡	安岳郡	信川郡	載寧郡	黃州郡	鳳山郡	瑞興郡	遂安郡	谷山郡
平安北道	義州郡	龜城郡	泰川郡	雲山郡	熙川郡	寧邊郡	博川郡	定州郡	宣川郡	鐵山郡	龍川郡	朔州郡	昌城郡	碧潼郡	楚山郡	渭原郡	江界郡
江原道	春川郡	麟蹄郡	楊口郡	淮陽郡	通川郡	杆城郡	襄陽郡	江陵郡	三陟郡	蔚珍郡	旌善郡	平昌郡	寧越郡	原州郡	橫城郡	洪川郡	華川郡
咸鏡南道	元山府	定平郡	咸興郡	永興郡	高原郡	德原郡	安邊郡	洪原郡	北青郡	端川郡	新興郡	長津郡	三水郡	甲山郡			

朝鮮の市場

披州郡	靈光郡	尙州郡	居昌郡	慈城郡	金化郡
長湍郡	長城郡	開慶郡	陝川郡	厚昌郡	鐵原郡
開城郡	珍島郡	醴泉郡		平康郡	
	濟州島	榮州郡	奉化郡	伊川郡	

畜産同業組合の分布は右の如くであるが、組合として有力なるものは云ふ迄もなく牛産地として著名なる地方に多いのである。今試みに各地に於ける畜産同業組合中主要なるものに就き、大正十一年中の組合員數内譯及畜牛數を示せば左の如くなつて居る。

主要畜産同業組合員數及畜牛數一覽表

組合名	組合員			畜牛數
	生産者	賣買者	仲介者	
水原郡畜産同業組合	九、六二五 ^人	五五 ^人	八八 ^人	九七五 ^八 ^頭
錦山郡 同	六、六八六	八	二三	六七〇 ^七
務安郡 同	六、二七三	二	二五	六、三〇〇
濟州島 同	八、九五二	一	一	八、九五二
達城郡 同	五、九三八	三八	二四	六、〇〇〇
海州郡 同	八、七九〇	八	三四	八、八三一

寧邊郡	同	10,106	四	三	10,181	17,000
熙川郡	同	八,七〇〇	五〇	一〇	八,七六〇	16,000
江界郡	同	二,三八九	二	一〇	1,401	10,006
北青郡	同	二,038	兼	兼	12,038	12,400
端川郡	同	一五,四八四	一〇	四〇	一五,五三四	18,400

即ち右の中組合員數の最も多きは、端川郡畜産同業組合の一萬五千五百三十四人、畜牛數の最も大なるは、濟州島の二萬六千九百七十六頭である。今や我が朝鮮に於ける畜産額は大に増加し、大正十一年の家畜産額は、牛百六十萬七千七百七頭、馬五萬二千九百九十四頭、驢九千六百九十三頭、騾二千五百五十九頭、豚百十萬七百二十一頭、緬羊二千五百五十三頭、山羊二萬三千百九十三頭、鶏五百八十七萬四千二百二十七羽、牛皮のみの生産額五百五十萬百五十三斤に達し、また同年の主要畜産物の輸出額は、生牛四萬五千七百八十六頭、牛皮二百二十四萬七千九百四圓、熟皮一萬三千九百八十九圓、牛脂六千五百六十九圓に及んで居る。されば將來益々畜産同業組合の發達を計り、以て畜牛其他一般家畜の改良増殖を行ひ、其利用を大ならしむると共に、之が輸出の増進に努むるは、國利民福の上から見て極めて緊要なることである。

여 백

第五章 特殊市場

朝鮮に於ける普通市場に關しては、大體説明したから、本章に於ては特殊市場に就いて記述して見やう。茲に特殊市場と稱するのは、魚市場、穀物現物市場、及株式現物市場を指すのである。而して魚市場は殆んど内地人の經營にして、大體に於て内地の魚市場と同様である。穀物現物市場及株式現物市場は、本府始政當時、朝鮮經濟組織の幼稚なると射伴心の旺盛なる民情に鑑み、一般に取引所の設置を拒否したる關係上、穀物現物及株式現物の取引は市場規則の適用を受けて居るのである。

第一節 魚市場

魚市場賣上高

朝鮮は本土及島嶼を合せ海岸線の延長四千三百餘里に達し、また淡水養殖に適する地域頗る廣く、地勢、氣候、潮流等の關係上水産物頗る豊饒にして有利の漁場多く、大小の漁港灣約三百あり、本府に於て水産業の改善獎勵に努め、各種の施設を行ひたる結果、近年其漁獲高は著しく増加し、大正十一年に於ては、水産業者（漁業、養殖、製造）九萬八千二百二十戸、四十二萬百三十四人、其漁獲高四千七百五

十三萬六千圓、製造高二千六百四十二萬五千圓に上つて居る。而して漁獲高の大なるものを舉げると鯖六百二萬圓、鱈四百七十四萬圓、明太魚三百九十六萬圓、石首魚三百二萬圓、鱈二百八十六萬圓、鰾二百四十七萬圓、鯛二百四萬圓、鱈百九十二萬圓、太刀魚百四十五萬圓、鰈百三十四萬圓、海苔百七萬圓、蝦百三萬圓にして、いづれも百萬圓以上の漁獲高のものであるが、更に五十萬圓以上百萬圓以下のものには、海蘿、鰻、和布、鯨、鱈、鱧、鮪、鰻、鱈、海鼠等あり、また水産製造物中五十萬圓以上の産額を有するものは、素乾明太魚、鹽乾石首魚、煮乾鱈、海蔘、鹽藏鯖、鹽藏石首魚、鹽藏太刀魚、鹽藏鰻、和布、海蘿、海苔を算する。今試みに累年の水産物漁獲高、輸移入額、輸移出額を示せば左の如くなつて居る。

水産物漁獲及貿易表

年次	漁獲高	輸移入額	輸移出額
明治四十三年	五,二四七,一九七 <small>円</small>	—	一七三,九二九 <small>円</small>
同 四十四年	六,七六三,〇〇〇	—	一三三,七七七
大正元年	八,四六六,〇八一	—	一三八,三四八
同 二年	一一,五二一,九五	—	一八〇,〇五三
同 三年	一一,〇六四,六八五	—	一九三,八六四

同	四	年	一三,三三四,九四一	—	一八六,二二七
同	五	年	一五,九五五,九三二	—	二二,五四二
同	六	年	二〇,九三三,二九二	六,一四四一	五二七,二九二
同	七	年	三二,八六三,四〇二	二,三三三,六一一	四〇,九四三,三九六
同	八	年	四三,八四四,五八四	三七九,六六六	六一八七,九三三
同	九	年	三九,二六四,六四五	一九三,一五九	七〇九一,九五五
同	十	年	四四,九九七,五九〇	一六五,三四〇	七,六五四,五四六
同	十一	年	四七,五三六,〇八一	四三七,六九七	七,七五六,八三二
同	十二	年	五一,七三二,九三二	五八五,五五四	八,九三三,二二八

備考 輸移入額は主に生鱈にして、他のものも若干あるが其額不詳に付生鱈のみ掲げたり

右の如く朝鮮の水産物は産業上極めて重要なを以て、其需給の圓滑を期するため、大正三年九月發布の市場規則中、特に魚市場に對しては、其業務の狀態普通市場と同一に律すべからざるものあるを認めて幾多の例外を設け、以て取引の安全を計つて居る。大正十一年の市場數は三十に達し、其總賣上高七百三十二萬圓、其中鮮内消費高六百十六萬圓、移出高百十四萬二千圓、輸出高一萬八千圓となつて居る。累年の消長及各道別狀況は左の通りである。

魚市場統計

朝鮮の市場

二〇六

市場	數	總賣上高		朝鮮內消費高		移出高		輸出高	
		數	價額	數	價額	數	價額	數	價額
大正元年	二六	三,五三〇,九〇〇	二,一九〇,六六六	三,三二一,二八八	二,〇五一,六九二	一七六,七七六	二〇六,六四四	四三,五二六	三,三六〇
同 二年	二四	三,八九四,二六三	二,〇四四,一八七	三,六四四,五七	一,九四九,九五	一三三,六四四	八三,三二七	八六,五三三	四,三三三
同 三年	三	四,〇八五,九七	二,一〇九,九七四	三,七七〇,四三	一,八七三,六七	三三六,〇六七	一三三,六六七	三三,六八八	三三,六八六
同 四年	六	四,五七五,五三	二,〇〇〇,三七三	三,九七五,六九	一,八〇九,六四六	五四七,四八一	三三,六三〇	七〇,三二	二八,〇九五
同 五年	四	三,三三九,五五	二,三三六,四三	三,三三九,五五	二,〇四四,二六二	九三三,四九	二五三,八四八	二八,六三三	三,四三
同 六年	三	五,八三六,八九九	二,九七八,八二六	四,七六四,八三七	二,二六三,六七〇	一,四〇五,四六五	六六三,四六七	七六,〇三	五,六七九
同 七年	三	三,三三八,五三	四,二〇四,〇九六	三,三三八,五三	三,二七六,九三	八三,六二〇	四七三,〇九	一八二,〇天	一,五四,四三
同 八年	四	六,二二一,五三	六,一四七,一〇四	五,二一六,九三	五,〇六〇,九八	五九,一七	六三三,三六	四〇五,七二	四〇,九八
同 九年	三	六,六〇一,六八	六,六六六,〇二八	五,六六六,〇二	五,九六六,四六	四一五,九七七	六〇二,三七	三六七,六八	八九,二四八
同 十年	三	六,八八九,〇〇	六,六六六,〇二八	六,二〇六,二〇五	五,八五五,四六	七三七,二五	一,〇九九,八〇	一三六,四四	五,五三
同 十一年	三〇	六,〇〇二,六八二	六,九二二,七三〇	五,二〇七,三三	六,一六〇,三五	六七二,八九	一,二四三,三三	四三,二二	一八,六五
京畿道	四	六,九四四,七六	七,三三〇,八四六	六,二三八,八八	六,一六〇,三五	六七二,八九	一,二四三,三三	四三,二二	一八,六五
忠清南道	五	九七三,五九四	一,七六六,八七二	九七三,五九四	一,七六六,八七二	—	—	—	—
全羅北道	一	一九〇,八七四	二八〇,三三六	一九〇,八七四	二八〇,三三六	—	—	—	—
全羅南道	一	一九八,〇八九	二九九,五三四	一九八,〇八九	二九九,五三四	—	—	—	—
慶尙北道	二	三三三,二〇五	三七四,〇三	三三三,二〇五	三七四,〇三	—	—	—	—
慶尙南道	一	一,三九三,二二〇	一,六四〇,〇四	一,三九三,二二〇	一,六四〇,〇四	—	—	—	—

十	慶尙南道	八	二、二三、八五	二、八五、五三	一、四四、〇九	一、七一、四九	六八、七五	一、一四、〇八	—	—
	平安南道	二	三三、〇六	五七、七三	三三、〇六	五七、七三	—	—	—	—
一	平安北道	四	四四、三三	三三、九九	四一、〇三	三〇、三三	—	—	四、二二	一八、六五
	咸鏡南道	二	三三、七三	三六、〇〇	三三、八七	三六、〇〇	—	—	—	—
	咸鏡北道	一	五八、九三	二九、五五	五八、九三	二九、五五	—	—	—	—
年	合計	三〇	六、九四、七六	七、三〇、八四	六、三六、八八	六、二〇、三五	六三、八元	一、一四、三三	四、二二	一八、六五

備考 忠清北道、黃海道、江原道には魚市場の設置なし

即ち魚市場の各道分布を見るに、慶尙南道八、忠清南道五、京畿道及平安北道の各四、全羅南道、平安南道、咸鏡南道の各二、全羅北道、慶尙北道、咸鏡北道の各一にして、忠清北道、黃海道、江原道には魚市場の設置がない。

主要魚市場

朝鮮に於ける魚市場の賣上高及分布状況は右の通りであるが、主要魚市場の状態は左の如くなつて居る。輸移出魚類の取引市場として最も大なるものは釜山魚市場であるが、市内消費の市場として多くの取引高を有するものは、京城魚市場及京城日の丸魚市場である。而して其取引の方法は、荷主の委託に依り市場附屬の仲買人をして魚類を競賣に附するを普通として居るが、荷主の希望にて指値賣

入札賣、算當賣を行ふこともある。取引勘定は大抵現金賣買にして、中には木浦魚市場の如き三日目に勘定を爲すものもあり、また群山魚市場の如き月三回勘定の所もある。仲介人手數料は、多くは之を徴せざるも、中には平壤魚菜市場の鮮魚賣上代に對する百分の十、鹽乾魚百分の六、大邱魚菜市場の百分の四の如きあり、また新義州魚市場に於ては市場に對し、仲買人より百分の十、委託者より百分の十を納むることになつて居る。魚市場の經營者は群山、清津の府營、京城魚市場の個人經營を除き、其他はいづれも會社組織の經營である。

一、鮮内主要魚市場名稱、所在地、經營者、魚類の集散區域一箇年の取引高

名 稱	所 在 地	經 營 者	魚 類 集 散 區 域	一 箇 年 の 取 引 高
京城日の丸魚市場	京城旭町一の二〇二	京城日の丸水産株式會社	京 城	四六四、三四五 ^円
京城魚市場	京城明治町二の八五	外守永喜三郎	京 城	六五五、七五九
龍山水産株式會社 魚市場	龍山漢江通一三	龍山水産株式會社	永登浦、鷺梁津、京城、 京義線各地	三〇二、四一四
仁川水産株式會社 仁川魚市場	仁川支那町五七	仁川水産株式會社	仁川、龍山、京城	三五三、五九七
群山魚市場	群山府西濱町二	群 山 府	全州、裡里、江景、大 田、鳥致院、龍山、京城	三九九、五四〇
大邱魚菜市場	大邱元町一の二六	大邱魚菜株式會社	大邱府及達城郡の一部	二八四、四三三

釜山水産株式會社 釜山水産株式會社 釜山水産株式會社 釜山水産株式會社
釜山魚市場 釜山府南濱町一の三三 釜山水産株式會社 釜山水産株式會社
二二二、二五三

株式會社 平壤魚市場 株式會社 平壤魚市場 株式會社 平壤魚市場 株式會社 平壤魚市場
鎮南浦水産株式會社 鎮南浦三和町 鎮南浦水産株式會社 鎮南浦水産株式會社
二九四、三三五

鎮南浦魚市場 鎮南浦三和町 鎮南浦水産株式會社 鎮南浦水産株式會社
同 上 同 上
二〇三、四一八

元山水産株式會社 元山海岸通一の四 元山水産株式會社 元山水産株式會社
元山第二魚市場 元山第二魚市場 元山水産株式會社 元山水産株式會社
三二四、二五〇

清津魚菜市場 清津北星町一九 清津府 羅南、會寧、間島地方
羅南、會寧、間島地方
三四六、四二

馬山海産物株式會社 馬山濱町三の五の九 馬山海産物株式會社 釜山魚市場に同じ
釜山魚市場に同じ
一七六、八七九

木浦株式會社 木浦株式會社 木浦株式會社 湖南沿線、京城、龍山
湖南沿線、京城、龍山
三六、四四一

二、同上市場の設備及附屬冷藏庫並運輸設備

木造建築にして競賣場は「コンクリート」を以て排水の便を良くす、附屬冷藏庫其他の設備

なし

三、魚市場出入商人の種類名稱

魚市場の仲買人及其附買人とす

四、魚類取引の方法及市場に於ける賣買方法

荷主より出荷したる魚類を魚市場の糶場に魚類別大小に區別し、仲買人をして競賣に附し、

買人は直に引取るものとす

第二節 穀物市場

穀物現物市場の内容

穀物現物取引市場は、最初は釜山（明治三十九年設置）、及群山（明治四十三年設置）の二箇所にあつたのみで、且在來の市場に比し其沿革と性質を異にして居るので、市場規則の適用を受けざることとし、行政上任意の監督を爲し必要の命令を發するに過ぎなかつたのである。然るに時勢の進歩と經濟狀態の變化に伴ひ、漸く其濫設を見るに至り、従つて之が弊害を醸成するの傾向あり、殊に其取引の方法が、現物市場の本旨に違背し、不堅實なる取引に利用せらるゝの事實、一層甚だしきものあるを認めたるを以て、大正九年四月市場規則を改正し、之が設置を公認すると共に、法令の根據の下に其監督を勵行することゝなつた。而して現在に於ては、京城、群山、木浦、大邱、釜山、鎮南浦、新義州、元山、及江景の九箇所にあり、其組織、市場取引に關する事項等は大同小異にして、いづれも地方の當業者が組合組織に依りて之を經營し、組合員より加盟金其他の出資を爲し、身元信認金を納付せしめて保證に充てゝ居る。市場に於ける取引物品は、米豆又は雜穀を主とするも、京城、及釜山に

於ては肥料、元山に於ては糞、及肥料をも取引する。市場に於て取引を爲し得る者は組合員に限定されて居るが、別に所屬仲立人なるものを置いて、組合員間の取引を斡旋せしむるを常として居るのである。取引の方法は、之を現物取引、及延取引の二種に分ち、現物取引に在りては多く見本に依りて行ひ、延取引に在りては見本又は銘柄に依りて行ふこととし、見本品は豫め組合に於て標準物を定め、右標準品に依り受渡品の審査を行ひ、代用受渡を認むる規定にして 取引期間は普通六十日間以内である。今各市場の内容を示せば左の如くなつて居る。

◎京城穀物商組合

一、組合名稱 京城穀物商組合

一、組合位置 京城府蓬萊町一丁目八十三番地

一、組合成立年月日 大正六年十一月

一、市場名稱 京城穀物商組合穀物市場

一、市場位置 京城府南大門通四丁目七十六番地

一、市場設置許可年月日 大正十年十二月二十日

一、取引品

朝鮮の市場

直取引 米・粳・豆・雜穀・米糠

延取引 右 同

一、計算期間

上半期 自一月 至六月

下半年 自七月 至十二月

一、市場開閉時刻

前場 自午前十一時 至午前十二時

後場 自午後三時 至午後四時

一、證據金

玄米百石 百五十圓 白米百石 百五十圓 大豆百石 百圓 滿洲粟一車 三百圓

同一車 二百五十圓 同一車 二百五十圓 同一車 百五十圓

一、賣買手數料

直取引 石建品一石に付四錢、斤建品百斤に付二錢、麻袋建品一袋二錢五厘

延取引 石建品一石に付二錢、斤建品百斤に付一錢、麻袋建品一袋一錢五厘

一、取引期間

直取引 三日以内

延取引 二箇月以内 輸入三箇月

一、定期休業 大祭日・日曜日・年首三日・年末五日

一、信認金 五百圓

一、仲立人口錢

直取引 石建品一石二錢、斤建品百斤五厘、麻袋建品一袋五厘

延取引 石建品一石二錢五厘、斤建品百斤二錢五厘、麻袋建品一袋二錢五厘

一、組合長 天日常次郎

一、組合員 二十九名

一、仲立人 三名

備考 大正十一年三月一日市場開始

◎群山米穀商組合

一、組合名稱 群山米穀商組合

- 一、組合位置 群山府本町通二十六番地
- 一、市場名稱 群山穀物市場
- 一、市場位置 群山府本町通二十六番地
- 一、市場設置許可年月日 大正十一年二月六日
- 一、取引物品 直取引 米・粳・豆・雜穀・米糠
延取引 右同(銘柄に依るものは當分玄米のみとす)
- 一、計算期間 自四月一日 至翌年三月三十一日
- 一、市場開閉時刻 自四月一日 至九月三十日 自午前八時至午後四時
自十月一日 至三月三十一日 自午前九時至午後四時
- 一、證據 金 一石に付二圓
- 一、賣買手數料 直取引一呎一俵一袋に付五厘 延取引玄米十石に付六錢二五
- 一、取引期間 直取引二日以内 延取引二箇月以内 輸入三箇月以内
- 一、定期休業 大祭祝日・日曜日・始政記念日・群山開港記念日・年末年首各三日
- 一、信認金 二千圓

一、仲立人口錢 直取引は五厘、延取引(仲立人なし)なし

一、組合長 森 菊五郎

一、組合員 六十六名

一、仲立人 七名

◎木浦穀物商組合

一、組合名稱 木浦穀物商組合

一、組合位置 木浦府幸町一丁目一番地

一、市場名稱 木浦穀物商組合穀物市場

一、市場位置 木浦府幸町一丁目一番地

一、市場設置許可年月日 大正十年十二月二十七日

一、取引物品 直取引 米・豆・雜穀 延取引 米・豆

一、計算期間 自二月 至翌年一月

一、市場開閉時刻 自午前九時 至午後四時

一、證據金 一石に付二圓

一、賣買手數料 延取引一石に付二錢、直取引一石に付四錢（買方負擔）米・豆・雜穀一石に付四錢

一、取引期間 直取引二日以内、延取引二箇月以内、輸入三箇月

一、定期休業 大祭日・日曜日・年首三日・年末五日

一、信認金 五百圓

一、仲立人口錢 延取引一石に付一錢、直取引一石に付一錢、米・豆・雜穀一石に付三錢

一、組合長 内谷萬平

一、組合員 五十五名

一、仲立人 五名

◎大邱穀物商組合

一、組合名稱 大邱穀物商組合

一、組合位置 大邱府

一、市場名稱 大邱穀物商組合市場

一、市場位置 大邱府大和町六十五番地

一、市場設置許可年月日 大正十年十二月十四日

一、取引物品 直取引 米・粳・大豆・雜穀

延取引 米・粳・大豆・小麥・粟 特に指定せざる場合は慶北當年産検査合格米神力（玄

米）同三等大豆

一、計算期間 前期 自一月至六月、後期自七月 至十二月

一、市場開閉時刻 前場自一月 至四月 自午前十一時 至午前十二時、自五月 至十二月 自午前

十時半至午前十一時半、後場自午後三時 至午後四時

一、證據金 玄米一石に付三圓、大豆一石に付一圓五十錢

一、賣買手數料 玄米・大豆一石に付取引者雙方より八厘二五（組合八厘、特別積立六厘五、信託二厘）

一、取引期間 直取引二日以内、延取引二箇月以内、輸入三箇月

一、定期休業 大祭日・日曜日・年末年首各三日

一、信認金 二千圓

一、組合長 若林誠助

一、組合員 四十名

一、仲立人なし

備考 大正十一年一月四日開始

◎釜山穀物商組合

一、組合名稱 釜山穀物商組合

一、組合位置 釜山府大廳町一丁目三十五番地

一、市場名稱 釜山穀物商組合市場

一、市場位置 釜山府大廳町一丁目三十五番地

一、市場設置許可年月日 大正十一年三月十六日

一、取引物品 直取引 米・粳・豆・米糠・雜穀 延取引 米・大豆・小麥

一、計算期間 自一月至十二月

一、市場開閉時刻 自午前九時 至午前十二時、自午後一時 至午後四時

一、證據金 延取引 玄米一石に付二圓、大豆一石に付一圓

一、賣買手數料 延取引一石に付雙方より一錢五厘、直取引米・雜穀各一呎に付買方より一錢六厘

一、取引期間 直取引三日以内、延取引三日以上二箇月以内、輸入三箇月

- 一、定期休業 大祭祝日・日曜日・地方祭・年末年首各三日
- 一、信認金 三百圓 延は更に二千圓
- 一、組合長 大池忠助
- 一、組合員 九十四名

備考 大正十一年六月一日市場開始

◎江景米穀商組合

- 一、組合名稱 江景米穀商組合
- 一、組合位置 論山郡江景面西町六十八番地
- 一、市場名稱 江景米穀商組合穀物市場
- 一、市場位置 論山郡江景面西町六十八番地
- 一、市場設置許可年月日 大正十三年五月二十六日
- 一、取引物品 直取引 玄米・大豆・粟
延取引 玄米・大豆・粟
- 一、市場開閉時刻 前場 自午前一時 至午後二時

後場 自午後七時 至午後八時

一、定期休業日 大祭日・祝日・年末年首各三日

一、組合員 五十一名

◎鎮南浦穀物商組合

一、組合名稱 鎮南浦穀物商組合

一、組合位置 鎮南浦府三和町三十二番地

一、市場名稱 鎮南浦穀物組合市場

一、市場位置 鎮南浦府三和町三十二番地

一、市場設置許可年月日 大正十年十月二十六日

一、取引物品 直取引 米・豆・雜穀 延取引 米・粳・大豆・粟・小麥

一、計算期間 自一月至六月 自七月至十二月

一、市場開閉時刻 自午前十時 至午前十二時、自午後二時 至午後四時

一、證據金 延取引 玄米二千石迄一石一圓五十錢、五千石迄三圓、一萬石迄四圓、一萬石以上五圓

粳一俵に付一圓、粟一袋に付一圓、大豆及小麥は玄米の半額

一、賣買手數料 直取引 玄米・小麥・大豆一石に付一錢、其他一石に付五厘(賣方より徴收す)

延取引 玄米・大豆・小麥一石に付一錢五厘、粳一俵(百斤入)に付二錢、粟一袋(百七十五斤)に付二錢(雙方より徴收す)

一、取引期間 直取引 二日以内、延取引 二箇月以内、輸入 三箇月

一、定期休業 大祭祝日・日曜日・年首三日・年末六日

一、信認金 二百圓

一、組合長 齊藤久太郎

一、組合員 三十七名

備考 大正十一年五月八日市場開始

◎新義州米穀商組合

一、組合名稱 新義州米穀商組合

一、組合位置 新義州府榮町五丁目一番地の二

一、市場名稱 新義州米穀商組合市場

一、市場位置 新義州府榮町五丁目一番地の二

朝鮮の市場

一、市場設置許可年月日 大正十年十月二十六日

一、取引物品 直取引 米・豆・雜穀

延取引 精白米三等・玄米三等・大豆・粟・高粱・玉蜀黍

一、計算期間 自十二月至翌年十一月

一、市場開閉時刻 延取引 自午前十時 至午前十一時

直取引 自午前十一時 至午後三時

一、證據金 一石に付一圓

一、賣買手數料 一石に付四錢

一、取引期間 直取引 二日以内、延取引 三日以上二箇月以内、輸入 三箇月

一、定期休業 大祭祝日・日曜日・年末年首各五日

一、信認金 五百圓

一、組合長 多田榮吉

一、組合員 三十三名

一、仲立人 なし

備考 大正十一年一月二十五日市場開始

◎元山穀物商組合

一、組合名稱 元山穀物商組合

一、組合位置 元山府海岸通二丁目七番地

一、市場名稱 元山穀物商組合市場

一、市場位置 元山府旭町一丁目四番地

一、市場設置許可年月日 大正十一年一月二十三日

一、取引物品 直取引 米・豆・雜穀

延取引 米・大豆・小豆・粟・稗・黍

一、計算期間 自四月至翌年三月

一、市場開閉時刻 前場 直取引 自午前十時 至午前十一時、延取引 自午前十一時 至午前十二時

後場 直取引 自午後二時 至午後三時、延取引 自午後三時 至午後四時

一、證據金 米一石に付一圓、大豆其他一石に付一圓

一、賣買手數料 賣買者雙方より一錢五厘

- 一、取引期間 直取引 二日以内、延取引 二箇月以内、輸入 三箇月
- 一、定期休業 大祭祝日・日曜日・年末五日・年首三日
- 一、信認金 五百圓
- 一、仲立人口錢 雙方より一錢
- 一、組合長 合資會社 森野商店代表社員 森野實壯
- 一、組合員 十六名
- 一、仲立人 六名

備考 大正十一年二月三日市場開始

更に各市場別に就き、最近の取引高を延取引、直取引に分ちて示せば即ち左表の如くなつて居る。而して其取引高の最も大なるものは、米穀輸移出港として全鮮に冠たる群山港の所在地たる群山の米穀市場である。

穀物現物市場賣買高表

市場名	大正十一年		大正十二年		開始年月
	延取引	直取引	延取引	直取引	
京城穀物市場	一四六五七五〇石	六五九三石	三八三六〇石	一石	大正十一年三月

群山米穀市場	一〇、一六九、九〇〇	二九九、九六三	一四、二五一、八〇〇	五四四、一九一	同
木浦穀物市場	—	一五、九六三	一六、三〇〇	三六五、一四五	同十二月
大邱穀物市場	一〇、一〇八、九〇〇	四四	一一、〇三四、九〇〇	五〇、九六六	同一月
釜山穀物市場	二、八五、〇〇〇	二九五、二六二	五二、四三、一〇〇	四六〇、五八〇	同六月
鎮南浦穀物市場	一六八、七五〇	一四六	八〇八、六九〇	—	同五月
新義州米穀市場	一、七九九、九六〇	—	一、二四八、四三〇	—	同三月
元山穀物市場	三二、二六〇	一五六四八	一三八、二五八	二、九六七	同
合 計	二六、六四九、四二〇	六三三、六三九	三三、九一五、四〇五	一、四三三、八一九	

備考 一、延取引は玄米及大豆(主として玄米)とす

二、直取引は粳、玄米、精米、及小麥(主として玄米及粳)とす

組 合 規 約 及 賣 買 方 法

米穀現物取引市場を構成する米穀商組合の規約、及其賣買取引方法は、各地共略ぼ同様であるから、其一例として、茲に群山米穀商組合規約、及群山米穀市場賣買規程を掲げて置く。

群山米穀商組合規約

第 一 章 總 則

第一條 本組合ハ群山米穀商組合ト稱シ事務所ヲ群山府本町通二十六番地ニ置ク

第二條 本組合ノ目的左ノ如シ

- 一 穀物賣買ニ關シ組合員相互信用ヲ旨トシテ取引ノ圓滿確實ヲ期シ其ノ利益ヲ増進スルコト
- 二 穀物現物市場ヲ經營スルコト
- 三 組合員其ノ他ノ爲ニ穀物取引ニ關スル調査及報告ヲ爲スコト

第二章 組合員

第三條 六箇月以上引續キ穀物ノ賣買業ヲ營ミ身元確實ニシテ相當ノ資産信用ヲ有シ群山府内ニ營業所ヲ設クル者ハ本規約ノ定ムル所ニ依リ組合員タルコトヲ得

相續ニ因リ組合員ノ營業ヲ繼承シ新ニ組合員タラムトスル者ニ付テハ前項營業期間ニ關スル規定ハ之ヲ適用セス

第四條 新ニ本組合ニ加入セムトスル者ハ組合員二名以上ノ紹介ニ依リ加入申込書ヲ組合長ニ差出スヘシ組合長前項ノ加入申込書ヲ受理シタルトキ其ノ資格ヲ審査シ諾否ノ意見ヲ附スヘシ

組合員新加入ノ承諾ハ總組合員ノ同意ニ依リ之ヲ決ス

第五條 組合加入ノ承諾ノ通知ヲ受ケタル者ハ直ニ本組合所定ノ加盟金及信認金ヲ提供スルコトヲ要ス前項ノ提供金ハ其ノ加入ニ付朝鮮總督ノ許可ヲ得サリシトキハ直ニ之ヲ返還ス

第六條 組合員組合ヲ脱退セムトスルトキハ其ノ旨組合長ニ申出ツヘシ組合長ハ評議員會ノ決議ニ依リ諾否ヲ決ス

第七條 前條ノ場合ヲ除クノ外組合員ハ左ノ事由ニ依リ脱退ス

一 死亡

二 破産

三 禁治産

四 準禁治産

五 營業廢止

六 群山府内ニ於ケル營業所ノ廢止

七 除名

實買休止六箇月ヲ超エタルトキハ評議員會ノ決議ニ依リ除名スルコトアルヘシ

第八條 組合員ハ市場ニ於ケル取引ヲ結了シタル後ニ非サレハ脱退ノ申出ヲ爲シ又ハ前條第五號及第六號ニ掲ケタル行爲ヲ爲スコ

トヲ得ス

第七條第一號乃至第四號及第七號ニ因リ脱退シタル場合ニ於テハ組合長ノ指定スル一定ノ期間内ニ其ノ取引ヲ結了スルコトヲ要ス

第九條 組合員脱退ノ場合ニ於テ自ラ其ノ取引ヲ結了スルコト能ハサルカ又ハ指定ノ期間内ニ之ヲ結了セサルトキハ市場實買規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ處理ス

第十條 法人タル組合員ハ遲滞ナク其ノ代表者ヲ組合長ニ届出ツヘシ

第十一條 組合員ハ其ノ組合員トシテノ一切ノ權限ヲ委任シタル代理人ヲ定メタルトキハ之ヲ組合長ニ届出スヘシ

第十二條 組合員其ノ氏名、商號、記號、住所又ハ營業所、代表者又ハ代理人ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨組合長ニ届出ツヘシ

代表者又ハ代理人カ氏名ヲ變更シタルトキ亦同シ

第三章 加盟金及信認金

第十三條 組合員ハ組合所定ノ加盟金ヲ納付スルコトヲ要ス

加盟金ハ其ノ當時ニ於ケル組合財産ノ狀況ニ從ヒ評議員會ニ於テ其ノ額ヲ決定ス
加盟金ハ之ヲ組合ノ財産ニ編入シ組合員脱退ノ場合ニハ之ヲ返還ス但シ脱退當時ニ於ケル組合財産ノ狀況ニ依リ之ヲ減額シ又ハ
返還セサルコトアルヘシ

第十四條 組合員ハ信認金トシテ金貳千圓ヲ提供スルコトヲ要ス但シ評議員會ノ定ムル所ニ依リ有價證券ヲ以テ現金ニ代フルコト
ヲ得

信認金ニ對シテハ預リ證書ヲ交付ス預リ證書ハ之ヲ讓渡又ハ質入スルコトヲ禁ス

第十五條 信認金ハ組合解散シタルトキ又ハ組合員脱退シタルトキ之ヲ返還ス

第十六條 組合解散又ハ組合員脱退ノ場合ニ於テ組合員力賣買取引ニ關シ組合又ハ他ノ組合員ニ對スル債務ヲ有スルトキハ加盟金
信認金其ノ他組合ヨリ組合員ニ返還スヘキ金額ヨリ之ヲ控除シ其ノ殘額ヲ返還ス

第四章 役員及職員

第十七條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一 組合長 一名
- 二 副組合長 一名
- 三 評議員 若干名
- 四 監事 若干名

第十八條 役員ハ組合總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選舉ス

得票多數ノ者ヲ當選者トシ同數者アルトキハ年長者ヲ探リ同年月ナルトキ又ハ年齢ニ依リ難キトキハ抽籤ニ依リ之ヲ定ム
第十九條 役員ハ名譽職トス但シ實費辦償ヲ受クルコトヲ得

第二十條 役員ノ任期ハ二箇年トス

評議員ハ毎年其ノ半數ヲ改選ス但シ第一回退任者ハ抽籤ニ依ル

補闕選舉ニ依リ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十一條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合全般ノ業務ヲ執行ス

第二十二條 副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

第二十三條 評議員ハ本組合ノ重要事項ヲ審議ス

第二十四條 監事ハ本組合ノ業務ヲ監査ス

第二十五條 本組合ニ左ノ職員ヲ置ク

一 理事 一名

二 書記 若干名

前項ノ外雇員備人ヲ置クコトアルヘシ

第二十六條 理事ハ組合長ノ命ヲ受ケ書記以下ノ職員ヲ指揮シ組合事務ヲ處理ス

第二十七條 理事ハ組合長ノ推薦ニ依リ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

書記以下職員ノ任免及其ノ給與ハ評議員會ノ同意ヲ經テ組合長之ヲ定ム

第二十八條 組合員ハ本組合ノ職員タルコトヲ得ス

第五章 會 議

第二十九條 會議ヲ分チテ總會及評議員會トス

第三十條 定時總會ハ毎年四月之ヲ開キ臨時總會ハ組合長必要ト認メタルトキ又ハ評議員會ノ決議若ハ監事二分ノ一又ハ組合員三

分ノ一以上ノ請求アリタルトキ組合長之ヲ招集ス

第三十一條 定時總會ニ於テハ前期ノ事業成績ヲ報告シ收支決算及當該事業期ニ於ケル收支豫算ノ承認ヲ受クルモノトス

第三十二條 總會ヲ招集セムトスルトキハ開會ノ日ヨリ少クトモ五日前ニ日時場所及會議ノ目的タル事項ヲ記載シ之ヲ通知ス但シ

緊急ノ必要アルトキ又ハ同一事項ニ付再開ヲ爲ス場合ニハ其ノ期日ヲ短縮スルコトヲ得

第三十三條 組合長副組合長及評議員ヲ以テ評議員會ヲ組織シ組合長必要アリト認ムルトキ又ハ評議員三分ノ一以上ヨリ請求アリ

タルトキ組合長之ヲ招集ス

第三十四條 會議ハ半数以上ノ出席ニ依リ開會シ議事ハ出席者過半数ノ同意ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ

依ル但シ同一事項ニ付再開ヲ爲ス場合ニハ出席者半数ニ滿タサル場合ト雖モ開會スルコトヲ得

第三十五條 會議ノ議長ハ組合長之ニ任ス組合長事故アルトキハ副組合長之ニ代リ副組合長亦事故アルトキハ出席組合員中ヨリ選

任セラレタル者議長トナル

第三十六條 會議ノ事項ニ付特別ノ利害關係アル者ハ其ノ議決ニ參加スルコトヲ得ス

第三十七條 組合員ハ自己ノ市場代理人又ハ他ノ組合員ヲ代理人トシテ總會ニ參加セシムルコトヲ得但シ組合員ノ代理權ハ一人ヲ

限リトス

第三十八條 議長ハ議事録ヲ調製シ會議ノ日時、場所、出席者ノ氏名、議事顛末及決議事項ヲ登載スヘシ

議事録ハ議長及出席者二名以上之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

第六章 賣買取引

第三十九條 組合員間ノ賣買取引ハ總テ本組合ノ經營スル市場ニ於テ之ヲ行フヘシ

第四十條 市場ニ於テハ差金受授ノ目的ヲ以テ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス

第四十一條 組合員ハ穀物ノ生産者賣買業者其ノ他特ニ穀物現物ノ取引ヲ必要トスル者以外ノ者ヨリ賣買ノ注文又ハ委託ヲ受クルコトヲ得ス

第四十二條 組合員ハ受渡ニ支障ヲ生スルカ如キ取引ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 市場ニ於テ取引スヘキ物品ハ米粃豆其他ノ雜穀及米糠トス

第四十四條 取引ハ直取引及延取引トシ總テ當事者ノ相對賣買トス

第四十五條 組合員ハ市場ニ於ケル賣買ニ從事セシムル爲市場代理人ヲ設クルコトヲ得

市場代理人ハ評議員會ニ於テ承認シタル者ニ限ル

市場代理人ヲ不適任ナリト認ムルトキハ之ヲ解任セシムルコトアルヘシ

第四十六條 市場ハ組合長之ヲ管理ス

第四十七條 本規約ニ定ムルモノノ外賣買取引ニ關スル事項ハ群山穀物市場賣買規程ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 會 計

第四十八條 本組合ノ計算期ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第四十九條 本組合ノ經費ハ市場賣買手数料利子其他ノ雜收入ヲ以テ之ニ充テ尙不足アルトキハ組合員ヨリ平等ニ之ヲ徵收ス

第五十條 決算ノ結果剩餘金ヲ生シタルトキハ左ノ方法ニ依リ之ヲ處分ス

一、積立金 百分ノ二十以下

二、剰戻金 百分ノ六十以上

三、繰越金 積立金及剰戻金ヲ除キタル殘額

剰戻金ハ當該事業期間各組合員ノ賣買セシ數量ニ應シテ之ヲ交付スルモノトス

第五十一條 過怠金ハ之ヲ組合ノ積立金トス

第五十二條 會計事務ハ監事之ヲ監督ス

第五十三條 本組合ノ取引銀行ハ評議員會ニ於テ之ヲ定メ總テ組合長ノ名義ヲ以テ金錢ヲ出納スルモノトス

金錢出納ニ關スル事務ハ之ヲ群山米穀信託株式會社ニ取扱ハシムルコトヲ得

第五十四條 監事ハ毎月一回會計事務ヲ檢査ス

第八章 仲立人

第五十五條 組合員間ノ取引ヲ仲介セシムル爲本組合ニ仲立人ヲ置クコトヲ得

第五十六條 仲立人ノ員數及其ノ人選ハ評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第五十七條 仲立人ハ本組合ニ於テ指定シタル身元信認金ヲ提供スルコトヲ要ス

身元信認金ノ額ハ評議員會ニ於テ之ヲ定ム

身元信認金ニ付テハ組合員信認金ニ關スル規定ヲ準用ス

第五十八條 仲立人ハ本組合員タルコトヲ得ス

第五十九條 仲立人ニ對スル制裁ハ第六十四條ノ規定ニ準シ評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ加フルモノトス

第九章 仲裁

第六十條 組合員間ニ於テ賣買取引上紛議ヲ生シタルトキハ當該組合員ハ本組合ニ對シ其ノ仲裁ヲ請求スヘシ

第六十一條 仲裁ハ仲裁委員之ヲ行フ

仲裁委員ハ三名トシ事件ニ關係ナキ組合員中ヨリ組合長之ヲ選任シ組合長之カ委員長ト爲ル

組合長事件ニ關係アルカ又ハ其ノ他ノ事故アルトキハ副組合長又ハ互選ニ依リ選任セラレタル他ノ評議員ノ一人代リテ仲裁委員ヲ選任シ自ラ其ノ委員長ト爲ル

仲裁委員ハ正當ナル事由アルニ非サレハ之ヲ辭退スルコトヲ得ス

第六十二條 仲裁判斷ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第六十三條 仲裁ニ要シタル費用ハ當事者雙方平等ニ之ヲ負擔スルモノトス

第十章 制 裁

第六十四條 組合員本規約市場賣買規程其ノ他ノ本組合規定ニ違背シ又ハ組合ノ體面ヲ汚損シ若ハ信用ヲ害シ其ノ他不正相當ノ行爲アリタルトキハ其事情ヲ調査シ事ノ輕重ニ依リ左ノ制裁ヲ加フ

一 戒告

二 五百圓以内ノ過怠金

三 二箇月以内ノ取引拒絶

四 除名

第六十五條 前條ノ制裁ハ第一號及第二號ニ在リテハ評議員會ノ決議ニ依リ第三號及第四號ニ在リテハ特ニ本規約ニ明文アル場合ノ外總會ノ決議ニ依リ之ヲ加フルモノトス

組合長前條ノ事實アリト認ムルトキハ必要ニ依リ制裁ノ決定スルニ至ル迄當該組合員ノ賣買ヲ差止ムルコトヲ得

第六十六條 組合員過怠金ノ納付ヲ怠リタルトキハ信認金ヨリ之ヲ控除シ因テ生シタル信認金ノ不足額ハ期日ヲ指定シ之ヲ補充セ

シム

前項指定ノ期日迄ニ信認金ヲ補充セサルトキハ評議員會ノ決議ニ依リ取引拒絶ヲ爲シ又ハ除名ス

第六十七條 制裁ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十一章 組合ノ解散及清算

第六十八條 本組合ノ解散ハ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

第六十九條 本組合解散シタルトキハ組合長清算人トナル但シ總會ノ決議ニ依リ他ノ組合員中ヨリ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第七十條 清算人ハ就職ノ後遲滞ナク組合財産ノ現況ヲ調査シ財産目錄及貸借對照表ヲ作成シ各組合員ニ報告スヘシ

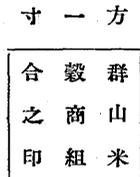
第七十一條 組合ノ財産ニ剩餘ヲ生シ又ハ組合ノ財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルトキハ其ノ剩餘額又ハ不足額ハ解散

當時ニ於ケル組合員ニ對シ平等ニ分配シ又ハ賦課ス

第七十二條 清算事務終了シタルトキハ清算人ハ遲滞ナク決算書ヲ作製シ各組合員ニ報告シ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第十二章 雜 則

第七十三條 本組合ニ左ノ印章ヲ備フ



徑 六 分 五 厘



徑 六 分



第七十四條 市場取引ニ關シ組合員及仲立人ノ使用スル帳簿ノ種類様式及記載事項ハ組合ノ定ムル所ニ依ルヘシ

前項ノ帳簿ハ本組合ニ於テ紙數ヲ附シ認印ヲ捺捺シタルモノニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第七十五條 本規約ノ變更ハ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

群山穀物市場賣買規程

第一章 位置名稱開閉時刻及休業日

第一條 本市場ハ群山穀物市場ト稱シ群山府本町通二十六番地ニ設置ス

第二條 本市場ノ開閉時刻左ノ如シ

一、四月一日ヨリ九月三十日迄

午前八時開始 午後四時閉鎖

二、十月一日ヨリ三月三十一日迄

午前九時開始 午後四時閉鎖

第三條 休業日ハ大祭祝日、日曜日、始政記念日、群山開港記念日、年首三日間及年末三日間トス、臨時開市及臨時休業ハ評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第二章 賣買取引

第四條 直賣買ハ賣買成立ノ日ヨリ起算シ二日以内延賣買ハ三日以上二箇月以内當事者約定ノ日ニ於テ受渡ヲ爲スモノトス但シ外國ヨリ輸入スルモノニ付テハ其ノ期間ヲ三箇月迄延長スルコトヲ得

第五條 賣買取引ハ現物ノ見本又ハ銘柄ニ依リ之ヲ行フ但シ銘柄ニ依ルモノハ當分玄米ノ一種トス

見本ニ依リ賣買契約ヲ爲シタルトキハ其ノ結了スル迄見本ノ一半ヲ組合ニ於テ他ノ一半ヲ買方ニ於テ保管スルモノトス

第六條 賣買契約ヲ爲シタルトキハ運滞ナク其ノ月日、品目、數量、價格、受渡期日及對手方ノ氏名又ハ商號ヲ組合ニ届出テ組合ノ帳簿ニ登錄ヲ受クヘシ

第七條 延取引ハ米、粳、豆、其ノ他ノ雜穀及米糠ニ付之ヲ行フ

第八條 銘柄ニ依リ取引ヲ爲ス場合ニ於テハ少クトモ左記事項ヲ表示スルコトヲ要ス

検査施行品ニ在リテハ検査地（検査地ノ屬スル道ノ表示ニ止ムルコトヲ得）及検査等級、検査未施行品ニ在リテハ之ニ準スヘキ程度ノ産地及品等

第九條 銘柄ニ依ル延取引ノ單位ハ十石トシ價格ハ一石ノ値段ニ依ル

第十條 賣買契約ヲ解除セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ組合ノ承認ヲ受クヘシ

第三章 證據金

第十一條 賣買取引ニ關シテハ組合所定ノ證據金ヲ納入セシム

第十二條 證據金ハ本證據金及追加證據金トス

本證據金ハ一石ニ付拾圓以内トシ評議員會ニ於テ其ノ額ヲ定メ當事者雙方ヨリ之ヲ徵收ス

追加證據金ハ本證據金ノ半額トシ價格ノ變動本證據金ノ半額ニ達スル毎ニ其ノ損方ヨリ之ヲ徵收ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ價格ハ當日ノ出來値ノ平均ニ依リ之ヲ定ム

當日ノ賣買取引ハ計算ノ便宜上總テ前項ノ平均値段ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第十三條 證據金ハ前日ノ賣買取引ニ對シ當日ノ賣買開始前之ヲ納入セシム但シ必要ト認ムルトキハ即時徵收スルコトヲ得

第十四條 相場ノ變動其ノ他ニ因リ必要アリト認ムルトキハ豫納金ヲ提供セシムルコトヲ得

豫納金ノ提供ヲ命セラレタル者ハ之ヲ納付シタル後ニ非サレハ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス

第十五條 賣買證據金ノ額ヲ變更シタルトキハ既約定ノ賣買ニ對シテモ亦之ヲ適用ス

第四章 賣買手數料及仲立口錢

第十六條 賣買手數料ハ評議員會ニ於テ之ヲ定ム

第十七條 直取引ニ關スル賣買手數料ハ毎月一日ヨリ末日迄ノ賣買取引ニ對スルモノヲ翌月五日迄ニ納入セシム

延取引ニ關スル賣買手數料ハ前日ノ賣買取引ニ對シ當日ノ賣買開始前之ヲ納入セシム

第十八條 仲立人口錢額ハ評議員會ニ於テ之ヲ定ム

仲立人口錢ハ賣買手數料ト共ニ組合ニ納付セシメ組合ヨリ之ヲ仲立人ニ仕拂フモノトス

第五章 賣買停止差止及入場制限

第十九條 組合長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スト認ムルトキハ市場ニ於ケル賣買ノ全部若ハ一部ヲ停止シ又ハ組合員市場代理人若ハ仲

立人ノ取引行爲ヲ差止メ若ハ其ノ入場ヲ制限スルコトヲ得

一 相場ニ甚シキ高低ヲ生シタルトキ又ハ甚シキ高低ヲ生スヘキ虞アルトキ

二 組合員市場代理人又ハ仲立人カ不穩當ナル行爲ヲ爲シ又ハ爲サムトスルトキ

三 證據金ノ徵收ニ支障アルトキ

四 前各號ノ外市場ノ秩序ヲ維持シ又ハ組合員全般ノ利益保全ニ必要アルトキ

第六章 受 渡

第二十條 受渡ノ區域ハ群山稅關濱又ハ群山府内ニ於ケル現品收容倉庫内トス但シ當事者ノ合意アルトキハ組合ノ承認ヲ經テ區域

外ニ於テ受渡ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 受渡ハ總テ契約ノ期日中ニ之ヲ爲スモノトス但シ天災其ノ他不可抗力ノ爲又ハ數量多額ニ上リ當日中ニ之ヲ完了スル

コト能ハサルトキハ之ヲ延期スルコトヲ得

第二十二條 受渡ハ組合ニ賣方ハ期日ノ前日正午迄ニ渡品ノ銘柄産年度數量及其ノ所在箇所ヲ記載シタル届書ニ自己ノ處分シ得ヘ

キモノナルコトヲ證スル書面ヲ添ヘ差出シ買方ハ期日ノ午前十時迄ニ代金ヲ差出スモノトス

第二十三條 現品ノ受渡ハ左ノ方法ニ依ル

一 直取引ハ當事者立會シテ契約ニ依ル見本ト渡品トヲ對比シ其ノ數量ヲ檢シテ受渡スルモノトス

二 延取引ハ當事者立會シテ契約ニ依ル見本又ハ銘柄若ハ標準見本品ト現品トヲ對比シ其數量ヲ檢シテ受渡スルモノトス

第二十四條 受渡日カ休日ナルトキハ評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ翌日ニ繰下クルコトヲ得

第二十五條 契約ニ依ル銘柄以外ノ代品ヲ以テ受渡ニ供スルコトヲ得ス

第二十六條 受渡品ノ品位數量等ニ關シ紛議ヲ生シタルトキハ必ス組合ニ申告シ其ノ審査ヲ受クヘキノトス

第二十七條 審査ハ審査委員之ヲ行フ

審査委員ハ三名トシ事務ニ關係ナキ組合員中ヨリ組合長之ヲ選任ス

審査委員ニ選任セラレタル者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ之ヲ辭退スルコトヲ得ス

第二十八條 審査ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第二十九條 受渡結了シタルトキハ雙方ヨリ遲滞ナク其ノ旨組合ニ届出ツヘシ

第七章 契約不履行者處分

第三十條 組合員受渡ノ全部又ハ一部ヲ履行セサルトキハ受渡日ニ於ケル出來値ノ平均價格ト約定價格トヲ對比シ其ノ違約數量ニ

對スル差損金ヲ對手方ニ支拂ハシム若シ對手方ノ被リタル損害力差損金以上ナルトキハ仍其ノ不足額ヲ賠償セシム契約不履行者

ニ差益金アル場合ニ於テハ對手方ハ之カ支拂ノ義務ナキモノトス

第三十一條 延取引ニ於テハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ契約ヲ履行セサルモノト看做ス

一 證據金ヲ納入セサル者

二 受渡ニ關スル諸規定ニ違背シタル者

第三十二條 當事者雙方違約シタル場合ニ於テハ第三十條ノ規定ヲ適用セス

第三十三條 前條ノ場合ニ於テハ組合ハ其ノ取引效力ヲ失ヒタルモノト看做シ之ヲ處理スルモノトス

第三十四條 組合規約第九條ノ場合ニ於ケル取引ノ結了ハ第三十條ノ規定ニ準シ結了當日ニ於ケル出來値ノ平均ニ依リ之ヲ爲スモ

トス

第八章 附 則

第三十五條 左ノ事項ハ之ヲ市場ニ揭示ス

一 組合規約及市場賣買規程ノ變更ニ關スル事項

二 役員ノ異動ニ關スル事項

三 組合員又ハ代理人ノ異動ニ關スル事項

四 市場代理人ノ異動ニ關スル事項

五 仲立人ノ異動ニ關スル事項

六 制裁ニ關スル事項

七 標準見本品ニ關スル事項

八 賣買證據金ニ關スル事項

九 組合員ノ氏名、商號、記號、住所又ハ營業所、代表者又ハ代理人ノ氏名變更ニ關スル事項

十 前各號ノ外組合長ニ於テ必要ト認メタル事項

第三十六條 本規程ノ變更ハ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス但シ輕易ナル事項ニ關スルモノニ付テハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ評議

員會ニ委任スルコトヲ得

第三十七條 賣買取引ニ關シ本規程ニ定メナキ事項ニ付テハ群山府内ノ慣習ニ依ル

米穀商組合營業成績

米穀市場の内容並に取引狀況は前述の如くであるが、主要米穀商組合の營業成績を窺ふ爲め、最近に於ける其收支決算及豫算書を示せば左の如くなつて居る。

◎群山米穀商組合

群山米穀商組合大正十二年度收支決算書

收入之部		支出之部	
直取引手數料	一五七四一 ^円 八一	俸給及給料	九七〇八 ^円 〇〇
延取引手數料	一八二九五 ^円 六二五	市場俸手當	二九三八 ^円 三六
		仲立人手當	四一〇〇 ^円 〇〇
		雜給	一五八八 ^円 三二
雜收入	二一九九 ^円 四六	表彰費	一〇〇 ^円 〇〇
合計	二〇〇八七 ^円 五二	消耗品費	三二七八 ^円 六一
		新聞雜誌	一五六 ^円 二二
		圖書費	四〇 ^円 一七

賞與金	六八四五〇〇	備品費	一、一〇四、二七
旅費	二四〇、一八四	通信費	二、九〇四、九七
會議費	七八三、〇三	保險料	一四四、〇〇
聯合會費	三五〇、〇〇	營繕費	一、八五一、一九
市場稅	七、二五八、五一	交際費	一、四〇六、六四
諸稅及公課	二九、六〇	廣告費	二、〇三五、〇〇
印刷費	一九五、六五	會費	六〇〇、四〇
衛生費	二三八、六六	宴會附屬金	一五、九二二、三二
審查費	五三〇、四〇	雜費	一、二九二、九
宣傳費	九六四、七七	豫備金	五三、四四二、六五
臨時備人費	二八、五〇		
市場取締費	一、二二〇、三五	合計	二、〇〇八、九七五、二

群山米穀商組合大正十三年度收支豫算書

收入之部

直取引手数料	二、五〇〇、〇〇 ^円	雜收入	一、一〇〇、〇〇 ^円
延取引手数料	二、五〇〇、〇〇	合計	三、八七〇、〇〇

支出之部

俸給及給料	二、二七〇、〇〇 ^円	消耗品費	三、〇七〇、〇〇 ^円
-------	-----------------------	------	-----------------------

朝鮮の市場

朝鮮の市場

仲立人手當	四二〇〇.〇〇	新聞雜誌	二〇〇.〇〇
雜給	二六七五.〇〇	圖書	三六〇.〇〇
賞與金	五八八〇.〇〇	備品什器	一〇〇〇.〇〇
旅費	二〇〇〇.〇〇	通信費	一一九〇.八〇
會議費	一〇八〇.〇〇	保險料	一七〇.〇〇
聯合會費	三〇〇.〇〇	修繕費	五〇〇.〇〇
表彰費	六〇〇.〇〇	市場稅	六三〇〇.〇〇
諸稅及公課	三五〇〇.〇〇	廣告費	一〇〇〇.〇〇
印刷費	二〇〇〇.〇〇	交際費	一一〇〇.〇〇
衛生費	一五〇〇.〇〇	寄附金	五,〇〇〇.〇〇
審查費	五四〇〇.〇〇	雜費	一,二〇〇.〇〇
宣傳費	一〇一〇.〇〇	豫備金	一四七八.三〇
臨時備人費	六〇〇.〇〇	接待費	一,五〇〇.〇〇
市場取締費	六〇〇.〇〇	合計	一三八,七〇〇.〇〇

◎木浦穀物商組合

木浦穀物商組合大正十二年度收支豫算書

收入之部

直取引手数料	八八〇.〇〇	雜	費	一〇〇.〇〇
延取引手数料	二四〇〇.〇〇	合	計	一一,〇〇〇.〇〇
收入利息	七三〇.〇〇			
支出之部				
給料及手数料	四,〇〇〇.〇〇	旅	費	四五〇.〇〇
仲立人日錢	三,二五〇.〇〇	賞	與	四〇〇.〇〇
事務費	二,〇〇〇.〇〇	合	計	一〇,五五〇.〇〇
諸税及公課	三八二.〇〇			

◎大邱穀物商組合

大邱穀物商組合大正十二年度下半年期收支決算書

收入之部				
手數	九六,二八二.四四	線	越	金
雜收	一五,八〇三.五五	合	計	一一五,〇八六.〇〇
支出之部				
諸會	一〇,〇二七.〇〇	旅	費	一七六.〇〇
會議費	九二二.一〇	雜	費	二〇,八〇九.五〇
通信費	七〇九七.三〇	別途手數料積立金		三七,九二九.四五
修理費	三九二五.〇〇	剩餘金		三六,七六九.二九

朝鮮の市場

朝鮮の市場

二四四

職員獎勵金

一、二七〇・六

合

計

一、二五二・四六〇

大邱穀物商組合大正十三年度上半期收支豫算書

收入之部

手 數

料

七四二・五〇〇^円

繰越

二、七六九・二五^円

雑 收

九〇〇・〇〇〇

合

計

八、六〇一・九二五

支出之部

諸 會

議 給

一、一四三・〇〇〇^円

雜

費

一、四六五・〇〇〇^円

通 信

費

一、三二〇・〇〇〇

豫備

三〇〇・〇〇〇

修 理

費

六、三九〇・〇〇〇

別途手數料積立金

二、九二五・〇〇〇

職 員

獎 勵

一、〇〇〇・〇〇〇

剩

餘

金

一、七四六・九二五

旅 費

一、〇〇〇・〇〇〇

合

計

八、六〇一・九二五

◎釜山穀物商組合

釜山穀物商組合大正十二年度下半年期收支決算書

(右側直取引
左側延取引)

收入之部

手 數

料

一、八三六・五二^円
一、五二八・九七五〇

前期繰越金

四、七七四^円
六、八八一

釜山穀物商組合大正十三年度上半期收支豫算書 (右側直取引) (左側延取引)

利	息	一、二七、八二	合	一、九七、七六
雜	收	八、五八、〇六		一、六〇、八三
	入	四、二四〇		七、九七、〇〇
		二、八二〇〇		一、六〇、八三

支出之部

市	場	稅	一、五八、四六	家	賃	六、〇〇〇
			一九、一七、九一	印	刷	二七、二〇五
給	料	並に	六、四〇、六三	旅	費	二七、九六五
		雜	一、四四、七三	雜	費	二、三五、三四
取	扱	手	一、五二、七九	電	話	三、九五、一五
		數	四、四二、四二	會	議	三、五九、八二
通	信	費	三、三三、四二	當	期	二、八〇、〇〇
會	議	費	一、〇八、六八	剩	餘	一〇七、二五、三九
運	動	會	三、二七、八六	金		一、九七、二八
		費	七、六五、〇〇	計		一、〇八、三六
借	地	料	一、二〇、〇〇			一、〇八、三六

收入之部

手	數	料	一、五〇、〇〇	合	計	一、五八、〇〇
			一五、〇〇、〇〇			一、五八、〇〇
利	息		一、二〇、〇〇			一、五八、〇〇
			八〇、〇〇、〇〇			一、五八、〇〇

支出之部

市	場	稅	二、〇〇、〇〇	通	信	費	二、〇〇、〇〇
			一、〇〇、〇〇				六、〇〇、〇〇
朝鮮	の	市場					

朝鮮の市場

電話料	二八八〇〇	旅費	三〇〇〇〇
給料並に諸給	一四四〇〇	雑費	五〇〇〇〇
新年宴會費	二〇〇〇〇	取扱手数料	四三、八〇〇
並に會議費	一三、五〇〇	組合員制戻金	一〇、一八〇
家賃又は借地料	一、三〇〇	計	一五、〇〇〇
印刷費	二、〇〇〇		一〇、一八〇
印會費	三〇〇〇		一六、二〇〇
運動會費	五〇〇〇		一五、八〇〇
	九〇〇〇〇		

二四六

◎鎮南浦穀物商組合

鎮南浦穀物商組合大正十二年度下半年期收支決算書

收入之部		前期繰越金	九一〇七九
手數料	一八六九五〇	計	二〇、四八一九六
雜收入	八七九六九		
支出之部			
諸給	四、四八七〇〇	交際費	二五、一八四
旅費	二八、八〇〇	聯合會費	三〇〇〇〇
需用費	三三四一九	雜費	四八九、四六
通信費	一、二六三六四	當期益金	一三、〇四七〇五
借家料	二、〇〇〇	計	二〇、四八一、九八

鎮南浦穀物商組合大正十三年度上半期收支豫算書

收入之部		支出之部	
手 數	110,400.00	諸 給	50,000.00
料	210,400.00	旅 費	40,000.00
雑 入	400,000.00	需 用	60,000.00
合 計	720,800.00	借 料	210,000.00
前期繰越金	216,094.10	交 際	60,000.00
合 計	936,894.10	合 計	1,314,094.10
		聯 合 會 費	300,000.00
		雜 費	60,000.00
		豫 備 金	50,000.00
		剩 餘 金	124,894.10

第三節 株式市場

株式現物取引市場の内容

朝鮮に於ける株式現物取引市場は、僅に京城に於て一箇所設置されて居るのみで、同市場は株式組織に係り、大正九年八月十四日の開業で、其營業目的、資本金、仲買人數、賣買手數料、及仲買手手數料等は左の如くなつて居る。

株式會社京城株式現物取引市場

一、會社設立許可年月日 大正九年一月二十六日

一、同 成立年月日 同 五月十五日

一、同 開業年月日 同 八月十四日

一、位 置 京城府黃金町二丁目百九十九番地

一、目 的 所屬仲買人をして有價證券現物の賣買取引を爲さしめ受渡代金の一時立替を行ふ

一、資 本 金 四百七拾八萬六千壹百圓

一、拂込資本金 壹百拾九萬七千七百貳拾五圓

一、仲買人定員數 四拾名以内但當分參拾名以内

一、同 現在數 貳拾參名

株式會社京城株式現物取引市場賣買手數料及仲買人手數料

價 格 賣買手數料 委託手數料 備 考

十圓迄 三錢 一〇錢

二十五圓迄 四 一四

株式
(一株に付)

公債、及地
方債、社債

(百圓未滿は一通に付)

五十圓迄	五	一八
百圓迄	七	二七
百五十圓迄	九・五	三五
二百圓迄	二	四三
二百五十圓迄	一四・五	五一
三百圓迄	一七	五九
三百圓を超えるときは 五十圓迄毎に	二錢五厘を加ふ	八錢を加ふ
百圓未滿は一通に付	二	一〇

更に大正九年以降大正十二年末迄の株式現物賣買高を、長期と短期とに分ちて見れば左表の如くにして、財界の盛衰投機熱の消長に依り、取引高には自ら増減を來して居るが、半島經濟力の貧弱なることは其取引高の少額なるに依りても想像するに難くない。

京城株式現物取引市場賣買高表

年種	別次	長期取引	短期取引	合計	備考
大正九年	一	一八三二九二	一八三二九二	一八三二九二	大正九年八月十四日開業

朝鮮の市場

同	十	年	二、七四〇、〇二九	九、八九九〇	三、七三三、〇一九	
同	十	一	年	九、八七九一	一、七三〇、〇三〇	二、六五八、八二一
同	十	二	年	五、〇〇四一	一、〇一九、六〇〇	一、五一九、七〇一

市場定款及取引方法

京城株式現物取引市場の内容は右の如くであるが、市場定款、及營業細則は次に掲ぐる通りである。而して之に據ると、取引の方法も亦明瞭になつて居るから、それに就いての説明は省略することにした。

株式會社 京城株式現物取引市場定款

第一章 總 則

- 第一條 當會社ハ株式會社京城株式現物取引市場ト稱ス
- 第二條 當會社ハ所屬仲買人ヲシテ有價證券ノ現物取引ヲ爲サシムルヲ以テ目的トス
受渡代金及物件ノ貸付立替假渡其他當會社ノ業務ノ遂行ニ必要ナル事項ハ營業細則其他取引慣行ニ準シテ之ヲ爲スコトヲ得
- 第三條 當會社ハ營業所ヲ京城府黃金町二丁目百九十九番地ニ置ク
- 第四條 當會社ノ存立期限ヲ設立ノ日ヨリ滿十箇年トス但シ株主總會ノ決議ヲ以テ繼續スルコトアルヘシ
- 第五條 當會社ノ公告ハ所轄登記所ノ公告ヲ掲載スル新聞紙ヲ以テス

第二章 資本及株式

第六條 當會社ノ資本金ハ金四百七十八萬六千一百圓トシ之ヲ九萬五千七百二十二株ニ分チ一株ノ金額ヲ金五十圓トス

但第一回拂込金ハ金十二圓五十錢トシ第二回以後ノ拂込ハ必要ニ應シ重役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム株金ノ拂込ヲ怠リタルトキハ金一百圓ニ對シ一日ニ付金五錢ノ賠償金ヲ徵收ス

第七條 株券ハ記名式トシ一株券及十株券ノ二種トス

第八條 株券ハ分合汚損ニ因リ新券交付ヲ求ムル者ハ本會社ノ定ムル書式ニ依リ請求書ヲ作成シ株券ヲ添ヘテ差出スヘシ但汚損ノ爲真正ヲ確メ難キ場合ハ次項ニ準ス

株券ノ滅失紛失盜失ノ場合ニハ其ノ事由竝ニ株券ノ種類、記號、番號ヲ明記シテ届出テ新券ノ交付ヲ請求スヘシ

前項ノ場合ニハ當會社ハ請求人ノ費用ヲ以テ其ノ旨ヲ公告シ一箇月ヲ經タル後當會社ノ適當ト認ムル保證人二人以上ヲ立テシメ新券ヲ交付ス但證據判明ナル滅失ニ付キテハ公告ヲ省略スルコトヲ得

右ノ株券ニ付異議又ハ故障ノ申立アルトキハ當會社ハ確定判決ニ依ルニ非サレハ新券ヲ交付セサルコトアルヘシ

新券ノ交付ニハ新券一枚ニ付金四十錢ノ手数料ヲ徵スヘシ

第九條 株主ハ其ノ住所及印鑑ヲ當會社ニ届出ツヘシ

株主カ代理人又ハ代表者ニ依リ代表セラル、場合ニ於テハ其ノ代理人又ハ代表者ノ氏名住所及印鑑ヲ届出ツルモノトス
株主其代理人又ハ代表者カ其氏名ヲ改メタル時ハ之ヲ證スルニ足ルヘキ書類ヲ添ヘ其旨ヲ届出ツルモノトス

帝國内ニ居住セサル株主ニハ帝國内ニ假住所又ハ代理人ヲ定メシムルコトアルヘシ

第十條 株式ノ名義書換ヲ請求スル者ハ當會社ノ定ムル書式ニ從ヒ請求書ヲ作り株券ヲ添ヘテ差出スヘシ

前項ノ請求書ニハ株式讓渡ノ場合ノ外移轉ノ原因ヲ證スルニ足ル書類ヲ添付スヘシ

名義書換手數料ハ一枚ニ付金十錢トス

第十一條 當會社ハ總會三十日前ヨリ總會ノ結了ニ至ル迄株式記名換ヲ停止スルコトヲ得此場合ニ於テハ豫メ其旨ヲ公告スルモノトス

第三章 株 主 總 會

第十二條 定時總會ハ毎年六月十二月ノ兩度社長之ヲ招集ス

第十三條 株主及其代理人又ハ代表者ハ株主ニ限り之ヲ代理人トシテ議決權ノ行使ヲ委任スルコトヲ得

第十四條 總會ノ議長ハ社長又ハ取締役之ニ當ル

社長取締役ニシテ議長トナルモノナキ時ハ株主中ヨリ總會之ヲ選任ス出席株主ノ半數以上ノ請求アリタルトキ亦同シ

第四章 重 役

第十五條 重役ノ員數左ノ如シ

取締役 七名以内

監査役 五名以内

第十六條 取締役ハ本會社株式一百株監査役ハ同五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選任スルモノトス

第十七條 重役ノ選任ハ株主議決權ノ多數ニ依リテ之ヲ決ス但同數者アルトキハ年長者ヲ舉ケ同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ當選者ヲ定ム

第十八條 取締役ノ任期ハ三年監査役ノ任期ハ二年トス但任期カ其任期中ノ最終ノ配當期ニ關スル定期總會前ニ滿了スルトキハ其

定時總會ノ終結ニ至ル迄其任期ヲ伸長スルモノトス補缺選舉ニ依リテ重役トナリタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期トス
第十九條 重役ニ缺員ヲ生シタル場合ニ於テ法定ノ員數ヲ缺クニ至ラサルトキハ次ノ選舉期迄其選任ヲ爲サ、ルコトヲ得

第二十條 取締役ハ就任ノ日ニ於テ其所有ニ係ル當會社ノ株式一百株ヲ監査役ニ供託スヘシ取締役不時ニ退職スルモ其事業年度ノ
諸報告ヲ總會ニ提出シ其承認ヲ得タル後ニアラサレハ前項ノ株券ハ之ヲ返戻セサルモノトス

第二十一條 取締役ノ互選ヲ以テ社長一名專務取締役一名及常務取締役若干名ヲ置ク但營業ノ狀況ニ依リ常務取締役ヲ置カサル事
ヲ得

第二十二條 社長ハ當會社ヲ代表シ業務ヲ統轄ス

專務取締役及常務取締役ハ社長ヲ補佐シ日常ノ業務ヲ執行ス

社長事故アリテ其職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ專務取締役之ニ代リ專務取締役差支アル時ハ他ノ取締役之ニ代ル
第二十三條 重役會ノ決議ニ依リ支配人ヲ置クコトヲ得

支配人ハ社長又ハ專務取締役及常務取締役ノ命ヲ受ケ事務ヲ處理ス

第二十四條 重要事項ハ重役會ニ於テ議定ス

但監査役ハ可否ノ數ニ加ハラス

重役會ノ會長ハ社長之レニ任ス

第二十五條 取締役及監査役ノ報酬ハ創立總會又ハ定時總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十五條ノ二 重役會ノ決議ヲ以テ顧問又ハ相談役ヲ置クコトヲ得

第五章 仲 買 人

第二十六條 當會社ノ仲買人ハ四十名以内トシ重役會ノ決議ヲ以テ適當ノ員數ヲ定ム

第二十七條 仲買人タラントスル者ハ履歴書其他必要ナル書類ヲ具シ當會社ノ同意ヲ經ルコトヲ要ス

第二十八條 三箇月以上ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルモノニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日

ヨリ三箇年ヲ經過セサルモノ及仲買人除名處分ヲ受ケ二箇年ヲ經過セサル者ハ仲買人タルコトヲ得ス

第二十九條 仲買人ノ身元保證金ハ金二萬圓トス

但内一萬圓ハ即納セシメ殘額ハ重役會ノ決議ヲ以テ期限ヲ定メ分納セシムルコトヲ得

第三十條 仲買人カ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當會社ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ處分ス

一 正當ノ理由ナクシテ引續キ三箇月以上當會社ニ於テ賣買取引ヲ爲サル者 除名

二 家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタル者 除名

三 懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者 除名

四 前號ノ外仲買人ニシテ其營業ニ關シ他人ニ其名義ヲ貸與シ其他不正ノ行爲ヲナシ不穩當ノ賣買ヲ爲シ當會社又ハ仲買人ノ業

務ヲ妨害シタリト認ムヘキ者 過怠金營業停止又ハ除名

五 仲買人ニシテ身元保證金、賣買證據金、賣買手數料、其他ノ計算金又ハ過怠金ノ納入ヲ怠リタル者 除名

但特ニ宥恕スヘキ事情アリト認ムル者ニ付テハ六箇月以下ノ營業停止又ハ六箇月以下ノ營業停止及過怠金ヲ以テ之ニ代フルコ

トアルヘシ

六 仲買人ニシテ其身元保證金若クハ賣買證據金ニ付裁判所ヨリ拂渡差止ノ命令ヲ受ケタル場合ニ於テ當會社ノ指定ニ從ヒ指定

時限内ニ相當ノ金額ヲ納入セサル者又ハ仲買人ニシテ其ノ身元保證金若クハ賣買證據金ニ付租稅滯納處分ニ係リ又ハ租稅滯納處

分ノ例ニ依リ差押ヲ受ケタル者 同上

七 身元保證金ノ返付ヲ受ケヘキ權利ヲ他人ニ讓渡シ若クハ讓渡ノ豫約ヲ爲シ又ハ質入レ若クハ質入ノ豫約ヲナシタル者又ハ自

已ノ所有ニ屬セサル有價證券ヲ以テ身元保證金ニ代用シタル者

除名

八 仲買人組合規約規定ニ違反シテ委託手数料ヲ輕減シタルモノ

過怠金又ハ營業停止

九 受渡ヲ履行セサル者 過怠金、營業停止又ハ除名

十 前各號ノ外法令定款營業細則ノ規定若クハ當會社ノ承認シタル仲買人組合ノ諸規約ニ違反シ當會社ノ秩序ヲ紊スト認ムヘキ者 過怠金營業停止、過怠金營業停止又ハ除名

第三十一條 仲買人ハ全員ヲ以テ組合ヲ組織シ組合委員ヲ選舉スヘシ

組合委員ハ委員會ヲ組織シ委員中ヨリ委員長副委員長ヲ選舉スヘシ

第六章 賣買手数料、賣買證據金

第三十二條 賣買手数料率ハ重役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 賣買證據金ハ營業細則ノ規定ニ依リ之ヲ徵收ス

第七章 違約賠償

第三十四條 取引ノ違約ヨリ生シタル損害ニ付テハ徵收シタル其證據金及身元保證金其他當會社ニ預入セル違約者ノ諸計算殘金ヲ限度トシ營業細則ノ規定ニ依リ損害ヲ受ケタル者ニ之ヲ交付ス但違約者カ特ニ當會社ニ對スル債務ヲ有スルトキハ身元保證金ハ之ヲ控除シタル殘額ヲ限度トス

第八章 計算

第三十五條 計算期ハ一年ヲ二回ニ分チ前年十二月一日ヨリ當年五月三十一日迄ヲ上半期トシ六月一日ヨリ十一月三十日迄ヲ下半期トス

第三十六條 當會社ハ每期ノ總收入金ヨリ總支出金ヲ控除シタル殘額ヲ純益金トシテ左ノ如ク分配ス

- 一 法定積立金 純益金ノ百分ノ五以上
- 一 別途積立金 若干
- 一 役員賞與金 純益金ノ百分ノ十以内
- 一 社員恩給基金 若干
- 一 株主配當金 若干
- 一 後期繰越金 若干

第九章 營業細則

第三十七條 營業細則ハ重役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定メ朝鮮總督ノ認可ヲ受クルモノトス

附 則

第三十八條 當會社ノ創立費用ハ金一萬五千圓以内トス

第三十九條 當會社ハ其株式ノ一部ヲ額面以上ノ價額ヲ以テ發行スル事ヲ得

第四十條 初期ノ計算期ニ限リ會社成立ノ當日ヨリ大正九年十一月三十日迄ヲ一期トス

株式會社 京城株式現物取引市場營業細則

第一章 取引物件

第一條 本會社ニ於テ賣買取引スヘキ物件ハ國債證券地方債證券社債券及株券トス

第二條 賣買取引開始後ト雖モ賣買取引上危險ナリト認ムルトキ又ハ其他重要ナル事由アル場合ニハ取引物件ノ一部ノ賣買取引ヲ中止又ハ廢止スルコトアルヘシ

第二章 開市及休業

第三條 市場ノ立會ヲ前場後場ニ分チ毎日左ノ時刻ニ開始ス

前場 午前十時

後場 午後二時

必要アル場合ニハ前項ノ時刻ヲ變更シ又ハ立會ヲ中止セシムルコトアルヘシ

第四條 休業日ハ左ノ如シ

一、年首 三日間

二、年末 五日間

三、大祭日 祝日

四、日曜日

第五條 前條休業日ノ外臨時休會シ又ハ休業若ハ休會ノ場合ト雖モ臨時立會ヲ開始スルコトアルヘシ

前項ノ規定ヲ適用スル場合ニハ豫メ之ヲ市場ニ揭示ス

第三章 立會

第六條 立會ハ相對賣買又ハ入札賣買ノ方法ニ依ル

相對賣買ハ當事者雙方ノ契約ヲ以テ之ヲ爲ス

入札賣買ハ其物件ノ銘柄個數及受渡期日ヲ揭示シ豫定ノ時刻ニ賣買者ヲシテ記名式ヲ以テ其價格ヲ入札セシメ開札ノ上賣方ハ最高評價ヲ爲セル買方ヲ以テ確定ノ相手方トシ買方ハ最低評價ヲ爲セル賣方ヲ以テ確定相手方トス

第七條 賣買ハ當事者賣買物件ノ銘柄數量價格及受渡期限ヲ本會社ノ場帳ニ登錄シタルトキニ成立ス

第八條 取引ノ期間ハ賣買成立ノ日ヨリ起算シ一箇月以內トス

第九條 賣買當事者雙方ヨリ場帳登錄ノ訂正ヲ申出タルトキハ之ヲ訂正ス但場帳ノ照合ヲ完了シタル後ニ於テハ此限りニアラス

第十條 株券ノ取引單位ハ十株トシ呼値ハ一株ノ値段ニ依リ國債證券地方債證券及社債券ノ呼値ハ其額面ノ値段ニ依ル但必要ノ場所ニハ取引單位ヲ一株トスルコトヲ得

第十一條 賣買出來値段ハ銘柄別ニ之ヲ公示ス

第十二條 賣買不穩當ト認メタルトキハ場帳ノ登錄ヲ爲サス

第四章 證據金身元保證金及計算

第十三條 賣買取引ニ對スル證據金ハ本證據金増證據金及追證據金トス本證據金ハ價格ノ百分ノ五十ノ範圍内ニ於テ定メ當時者雙方ヨリ之ヲ徵收ス

増證據金ハ其ノ必要アリト認メタルトキハ本證據金ノ二倍ノ範圍内ニ於テ定メ當事者雙方ヨリ之ヲ徵收ス

追證據金ハ相場ノ變動本證據金ノ半額ヲ超エタル場合ニ變動額ニ準シ適宜ニ定メ損方ヨリ之ヲ徵收ス

第十四條 本證據金ハ前日後場及當日相場ヲ合セ一計算區域トシ其區域内ノ賣買ニ對シ翌日前場立會前ニ之ヲ納入セシム増證據金及追證據金ノ納入時限亦同シ但證據金ノ納入時限ヲ臨機短縮スルコトアルヘシ

身元保證金ハ證據金納入時限ニ達セサル賣買ノ擔保ト看做スコトアルヘシ

第十五條 第十三條ノ價格ハ前條ニ定ムル計算區域内ノ最後ノ出來値ノ單位以下五拾六入シタルモノヲ以テス但特別ノ事由アリト

認メタル場合ニハ寄値引値ノ平均又ハ其他ノ方法ニ依リ價格ヲ定ムルコトヲ得

立會ノ停止増證據金又ハ追證據金ノ徵收其他ノ事由ニ依リ必要ナルトキハ後場又ハ前場ノミノ賣買ニ付前項ノ例ニ依リ價格ヲ算定ス

第十六條 賣買證據金ノ定率ヲ變更シタルトキハ變更前ノ賣買ニ付テモ適用ス

第十七條 本會社ハ左ノ場合ニ於テハ賣買ノ一方又ハ雙方ニ對シ豫納金ヲ差入レシムルコトアルヘシ其差入時限ハ本會社之ヲ定ム

一

第十四條第二項ノ賣買擔保ニ不足ヲ生スル虞アリト認メタルトキ

二 多額ノ賣買玉ヲ有スルモノヲシテ更ニ賣買ヲ爲サシムルコトヲ危險ナリト認メタルトキ

三 賣買ニ不穩ノ徵候アリト認メタルトキ

前項ノ規定ニ依リ豫納金ヲ差入ルヘキ者ハ之ヲ差入タル後ニ非サレハ賣買ヲ爲スコトヲ得ス

第十八條 賣買證據金及豫納金ハ現金ヲ以テ之ヲ納入スルヲ要ス但賣買證據金ハ本會社力特ニ指定シタル有價證券ヲ以テ代用セシムルコトアルヘシ此場合ニ於ケル代用價格ハ本會社之ヲ定ム

第十九條 代用有價證券ノ種類又ハ其價格ヲ變更シタルニ因リ賣買證據金ニ不足ヲ生シタル場合ハ本會社指定ノ時限内ニ其不足額ヲ納入セシム

第二十條 記名ノ有價證券ハ何時ニテモ處分シ得ヘキ手續ヲ完了スルニアラサレハ之ヲ代用ニ供スルコトヲ得ス但他人名義ノ證券

ヲ仲買人名義ニ書換ヘ得ヘキ必要ノ書類及其費用ヲ添付シテ差入シタルトキハ之ヲ收受スルコトアルヘシ此場合ハ本會社ニ於テ

書換手續ヲ代理執行ス

前項ノ場合ニ於テ書類ノ不備其他ノ事由ニヨリ書換ヲ爲スコト能ハサルトキハ現金又ハ他ノ證券ヲ差入レシム

第二十一條 賣方が受渡ノ爲メ其約定證券ヲ本會社ニ提供シタルトキハ其賣買ニ付證據金ヲ徵收セス既ニ徵收シタル證據金ハ之ヲ返還ス但第三十三條ノ規定ニ依リ受渡代金ノ假渡チナストキハ支障ナシト認メタルトキニ限り之ヲ返還ス

前項ノ規定ニヨリ本會社ニ提供シタル證券ハ約定期間内ニ於テハ如何ナル事情アリト雖他ノ證券又ハ現金ト引換ユルコトヲ得ス

第二十二條 證據金トシテ納入シタル現金ニハ利子ヲ附セス

第二十三條 證據金ノ納入返付ハ本會社ノ定メタル通帳ヲ以テ之ヲ爲スヘシ其通帳ハ本會社之ヲ交付ス

本會社ハ前項ノ通帳ノ外預リ證ノ類ヲ交付セス

第二十四條 身元保證金ハ現金ヲ以テ納入スルヲ要ス但本會社カ指定シタル有價證券ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得其代用價格ハ本會社隨時之ヲ定ム

前項身元保證金ノ利息及代用有價證券ノ利札ハ仲買人ノ請求ニヨリ之ヲ返付ス

第二十五條 身元保證金代用有價證券ノ種類又ハ其代用價格ヲ變更シタルニヨリ生シタル身元保證金ノ不足額ハ變更後五日以内本會社ノ指定シタル時限ニ納入スルヲ要ス其超過額ハ何時ニテモ仲買人ノ請求ニヨリ之ヲ返付ス

第二十六條 仲買人カ資格ヲ失ヒタル場合ニハ其身元保證金ハ本會社ニ於ケル取引ヲ結了シ且ツ本會社ニ對スル一切ノ計算ヲ完了シタル後五日以内ニ之ヲ返付スヘシ

第二十七條 仲買人其身元保證金又ハ證據金ニ付裁判所ヨリ拂渡差止ノ命令ヲ受ケタルトキ又ハ法令ニヨリ差押ヲ受ケタルトキハ本會社ノ指定シタル時限ニ之ニ相當スル金額ヲ本會社ニ納入スルコトヲ要ス

第五章 受渡及違約

第二十八條 賣買物件ノ受渡ハ本會社ヲ經テ之ヲ爲スヘシ

第二十九條 受渡ハ本會社所定ノ振込票ニ必要事項ヲ記載シ賣方ニ在リテハ證券及記名換委任狀買方ニ在リテハ代金ヲ添ヘ約定期限内ニ本會社ニ差出シ之ヲ爲ス

第三十條 前條ノ振込アリタルトキ本會社ハ之ニ履行濟ノ證印ヲ捺捺シ且ツ當事者ヲシテ受取欄ニ捺印セシメ夫々約定證券及代金ヲ交付ス

第三十一條 約定代金ハ現金又ハ仲買人振出ノ本會社指定ノ銀行ノ小切手ニ限ル但シ本會社ニ於テ必要ト認ムルトキハ小切手差入ヲ拒ムコトアルヘシ

第三十二條 仲買人カ現金ニ代ヘテ差入タル小切手カ不渡トナリタルトキハ其仲買人ハ即時ニ現金ヲ以テ小切手記載ノ金額ヲ納入スルヲ要ス

第三十三條 賣方カ受渡期限前ニ賣約定ノ證券ヲ本會社ニ差出シタルトキハ本會社ハ受渡代金ノ假渡ヲ爲スコトアルヘシ但シ買方カ規定ノ期限迄ニ受渡代金ヲ差入レサルトキハ本會社ハ直ニ賣方ヲシテ假渡金ヲ返還セシム

假渡金ニハ利子ヲ附ス

買方ノ差入レタル受渡代金ハ本會社ノ立替ヘタル假渡金ニ充當ス

第三十四條 賣買當事者ノ一方カ約定ノ全部又ハ一部ヲ履行セサルトキハ其部分ニ付約定當日ニ於ケル第十三條價格ヲ受渡日ニ於ケル價格ニ對照シ違約者ヲシテ被違約者ノ差益金ヲ支拂ハシム違約者ノ差益金アル場合ニ於テハ違約者ハ之カ支拂ヲ請求スルコトヲ得ス

前項ニ於テ對照スヘキ價格ナキトキハ本會社ニ於テ選定シタル三名以上ノ仲買人ノ評價ヲ以テ之ニ代フ

第六章 手数料

第三十五條 賣買取引ニ對シテハ別ニ定ムル所ニ依リ當事者雙方ヨリ賣買手数料ヲ徴收ス

賣買手數料ハ第十四條ノ計算區域毎ニ算出シ本證據金ト同時ニ之ヲ納入セシム

第七章 仲買人、仲買人組合及仲買人ノ使用人

第三十六條 仲買人營業許可ヲ受ケタル者ハ定款營業細則其他本會社カ定メタル一切ノ規則ヲ遵守スヘキ旨ノ誓約書ヲ差出スヘシ

第三十七條 本會社ハ前條ノ誓約書ヲ受取リタル後看板及徽章ヲ交付シ本會社所定ノ使用料ヲ徵收ス

仲買人ハ前項ノ看板ヲ店頭ニ掲クヘシ

徽章ハ仲買人仲買代理人及其使用人用ノ三種ニ區別シ各自市場ニ於テ之ヲ佩用セシム

第三十八條 仲買人ハ商號及記號ヲ定メ本會社ノ承認ヲ受クヘシ

第三十九條 仲買人ハ本會社ノ指定シタル區域内ニ其營業所ヲ設クヘシ

仲買人ハ支店出張所其他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス前項ノ營業所以外本市場ニ於ケル賣買ノ取扱ヲ爲ス場所ヲ設クルコトヲ得ス

第四十條 仲買人ハ本市場外ニ於テ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス

第四十一條 營業停止中ニ於テハ仲買人ハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

一 本會社ヨリ交付シタル看板ヲ掲クルコト

二 新ニ賣買取引ニ關スル委託ヲ受クルコト

三 仲買營業ノ廣告ヲ爲シ相場ヲ揭示シ相場表ヲ發布シ其他委託ヲ誘致スルコト

第四十二條 仲買人ハ其全員ヲ以テ仲買人組合ヲ組織スルコトヲ要ス新ニ許可ヲ受ケタルモノハ此組合ニ加入シタル後ニ非サレハ其營業ヲ開始スルコトヲ得ス

仲買人ハ其仲買營業ニ關スル目的ヲ以テ前項ノ組合以外ニ別ニ組合又ハ團體ヲ設クルコトヲ得ス

第四十三條 仲買人組合規約ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 目的及事務所

二 委員長副委員長其他役員ノ員數選舉ノ方法任期解任及權限ニ關スル事項

三 組合總會及委員會ノ組織招集權限議決ノ方法等ニ關スル事項

四 組合員ニ部屬ヲ定ムルトキハ之ニ關スル事項

五 經費賦課ニ關スル事項

六 加入金ニ關スル事項

七 會計年度ニ關スル事項

八 委託手数料委託證據金ニ關スル事項

九 仲買人ノ用ユル帳簿ニ關スル事項

十 委託手数料ノ減額其他不正競争ノ取締ニ關スル事項

十一 不正ノ行爲アリタル委託者及雇人等ノ相互通知其他仲買人ノ營業上ノ利益ヲ保全スルニ付必要ナル事項

十二 規約違反者ノ處分(違約金)ニ關スル事項

十三 規約變更ノ手續ニ關スル事項

十四 組合員脫退ノ場合ニ於ケル持分ノ處分ニ關スル事項

十五 解散ノ場合ニ於ケル清算ニ關スル事項

前項ノ規約ヲ制定シ又ハ之ヲ變更セントストキハ本會社ノ承認ヲ受クヘシ

第四十四條 仲買人組合ハ受託契約準則ヲ定メ本會社ノ承認ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第四十五條 仲買人ノ市場代理人ハ帝國臣民ニシテ二十歳以上ノ男子タルコトヲ要ス

第四十六條 仲買人カ市場代理人ヲ置カントスルトキハ其市場代理人タラントスル者ノ氏名年齢住所及履歴及委任權限ヲ記載シタル書面ヲ差出シ豫メ本會社ヲ承認ヲ受クヘシ

第四十七條 仲買人ハ其市場代理人ノ解任辭任又ハ死亡ヲ遲滞ナク本會社ニ届出ツヘシ

第四十八條 本會社ニ於テ市場代理人ヲ不適任ト認メタルトキハ其解任ヲ命ジ又ハ必要ト認メタルトキハ其市場代理人ノ市場ニ出入スルヲ停止スルコトアルヘシ

第四十九條 仲買人其資格ヲ失ヒタルトキハ本人又其相續人若クハ其親戚ヨリ直チニ看板徽章等ヲ本會社ニ返付スヘシ

第五十條 仲買人ノ業務上使用スル諸帳簿ハ仲買人組合ニ於テ之ヲ議定シ本會社ノ承認ヲ受クヘシ

前項ノ帳簿ニハ紙數ヲ附シ使用前本會社ノ捺印ヲ受クヘシ

第五十一條 本會社ハ必要アリト認メタルトキハ仲買人ニ對シ諸帳簿其他必要ナル書類ノ提出ヲ命ジテ説明ヲ求ムルコトアルヘシ

仲買人ハ前項ノ帳簿書類ノ提出及説明ヲ拒絕シ又帳簿及書類ヲ隱匿シ或ハ虛偽ノ陳述ヲ爲スコトヲ得ス

第五十二條 仲買人組合ニ於テ其規約ニヨリ委員ヲ選舉セサルトキ又ハ選舉ヲ爲ス能ハサルトキハ本會社ハ適宜仲買人中ヨリ之ヲ

選定ス

前項ノ選定ヲ受ケタル仲買人ハ如何ナル理由アルモ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第五十三條 仲買人除名セラレ營業ヲ停止セラレ又ハ入場ヲ制限セラレタル場合ト雖モ其既約定ニ係ル賣買結了範圍内ニ於テ處分

ヲ受ケサリシモノト看做ス

第八章 受 託

第五十四條 仲買人ハ本章ノ規定其他定款營業細則及仲買人組合規約ニ定メタル條件ニ依リテ受託契約ヲ爲スヘシ

第五十五條 委託證據金ハ仲買人組合ノ定ムル所ニ從ヒテ之ヲ差入レシム

第五十六條 委託者ハ委託買賣ニ對スル受渡代金又ハ物件ヲ受渡當日午前十時迄ニ仲買人ニ振込ムヘシ但委託ニ際シテハ特ニ受渡

期日ヲ指定シタルトキハ委託者ハ委託ト同時ニ受渡物件又ハ代金ヲ受託仲買人ニ振込ムヘシ

第五十七條 委託者カ前條所定ノ期限内ニ受渡物件又ハ受渡代金ヲ振込マサルトキハ仲買人ニ於テ代位受渡ヲナスモノトス

前項ノ代位受渡處分ノ結果仲買人ニ於テ損害ヲ被リタルトキハ委託者ハ遲滞ナク之ヲ賠償スルコトヲ要ス

第五十八條 仲買人ハ委託證據金ヲ委託者ノ指圖ニヨリ受渡代金ニ振替ヘ又ハ受渡終了ト同時ニ之ヲ返付スヘシ但シ委託者ニ於テ

受渡ヲ履行セサルトキハ委託證據金ヲ仲買人ノ損害ニ充當スルモ委託者ハ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第五十九條 仲買人委託ノ全部ヲ執行スルコト能ハサル場合ニ於テハ其一部ヲ執行スルコトヲ得

第六十條 仲買人ハ委託買賣成立シタルトキ又ハ第五十七條ニヨリ受渡ヲナシタルトキハ其都度直チニ之ヲ委託者ニ報告スヘシ

第六十一條 仲買人ヨリ委託者ニ對シテ爲ス通信ハ特別ノ契約アル場合ノ外委託者ノ營業所住所又ハ居所ノ執レカ一方ニ宛テ之ヲ

發送スルモノトス但委託者ハ營業所住所及居所ヲ變更シタルトキハ其都度直チニ之ヲ仲買人ニ通知スヘシ

第六十二條 委託者ノ仲買人ニ對スル債務ハ總テ仲買人店舗所在地ヲ以テ其履行地トスヘシ

第六十三條 委託者ハ仲買人ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ委託物件又ハ委託ニヨリ生シタル一切ノ權利ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得

ス

第六十四條 委託ノ買賣ニ關シ仲買人ヨリ委託者ニ發送スル買賣報告書若クハ買賣計算書等ニ於テ若シ違算又ハ錯誤ヲ生シタル時

ハ總テ仲買人ノ帳簿ニヨリテ解決ス

第九章 立會ノ停止及賣買ノ差止

第六十五條 本會社ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノト認ムルトキハ市場ノ立會ノ一部又ハ全部ヲ停止スヘシ

一 相場ノ昂低不穩又ハ著シキトキ若ハ不穩當又ハ著シキ昂低ヲ生スル虞アルトキ

二 仲買人カ不穩當ナル賣買ヲ爲シ又ハ其ノ立會方法宜シキヲ得ス其他故意ニ市場ノ秩序ヲ紊ス行爲ヲ爲シタルトキ又ハ爲サン

トシタルトキ

三 證據金ノ徵收ニ支障アリト認ムルトキ

四 前各號ノ外市場ノ立會カ公益ニ害アリト認ムルトキ

第六十六條 本會社ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルト認メタルトキハ仲買人ノ賣買ヲ差止メ若シクハ之ヲ制限シ又ハ入場ヲ制限スヘシ

一 前條第一號乃至第三號ノ事由アルトキ

二 仲買人ニシテ其身元保證金若クハ賣買證據金ニ付裁判所ヨリ拂渡差止メ命令ヲ受ケタルモノニ付キ本會社カ其必要アリト認

ムルトキ

三 不正若クハ不穩當ノ行爲アリト認メタルトキ又ハ不正若シクハ不穩當ノ行爲ヲ爲ス虞アリト認メタルトキ

四 仲買人ニシテ證據金賣買手數料過怠金其他本會社ニ差入ルヘキ金額ヲ差入レヲ怠リタルトキ

五 第三十三條ノ假渡金ヲ返還セサルトキ

六 第四十條ニ違反スル所爲アルトキ

第十章 雜 則

第六十七條 左ノ事項ハ之ヲ市場ニ揭示ス

- 一 立會ノ臨時休止及停止
 - 二 仲買人ノ許可死亡廢業營業禁止及許可ノ取消
 - 三 新ニ定メタル仲買人ノ商號記號又ハ番號
 - 四 仲買人ノ違約過怠金營業停止又ハ除名處分
 - 五 營業停止ノ解除
 - 六 市場代理人ノ承認解任辭任死亡
 - 七 仲買人ノ入場制限
 - 八 市場代理人ノ本會社ヨリ命シタル解任又ハ市場出入停止
 - 九 寶買證據金ノ額及納入時限ニ關スル事項
 - 十 身元保證金又ハ證據金ニ關スル事項
 - 十一 仲買人組合ノ定メタル委託手数料ニ承認ヲ與ヘタルトキハ其事項
 - 十二 寶買手数料ノ變更
 - 十三 立會時間ノ變更
 - 十四 證券ノ寶買開始又ハ中止
 - 十五 前各號ノ外本會社ニ於テ必要ト認メタル事項
- 前項第二號第五號及第八號ニ付テハ其事由ヲ記載シテ二週間以上之ヲ市場ニ揭示ス
- 第六十八條 仲買人ハ前條ノ揭示アリタル事項ニ付テハ本會社ニ對シ之ヲ知ラサルコトヲ主張スルヲ得ス

第六十九條 本則ニ明文ナキ事項ニ付臨機ノ處置ヲ必要トスルトキハ本則ノ趣旨ニ準シ社長之ヲ決定ス

市場の營業成績

京城株式現物取引市場の組織並に取引の方法等に關しては略ぼ記述したから、茲には最近に於ける其營業成績を窺ふ爲め、貸借對照表、及損益計算書を示して見やう。

株式會社 京城株式現物取引市場最近二營業期貸借對照表

勘定科目	大正十二年		大正十三年		勘定科目	大正十二年		大正十三年	
	下	上	下	上		下	上	下	上
未拂込資本金	三,三九一,一五〇.〇〇	三,三九一,一五〇.〇〇	資本金	四,七六六,一〇〇.〇〇	四,七六六,一〇〇.〇〇	四,七六六,一〇〇.〇〇	四,七六六,一〇〇.〇〇		
定期預金	三,〇〇〇.〇〇	一六,七〇〇.〇〇	法定積立金	一四五,〇〇〇.〇〇	一四五,〇〇〇.〇〇	一四五,〇〇〇.〇〇	一四五,〇〇〇.〇〇		
當座預金	八,〇三三.三三	四,八七三.六六	別途積立金	一六,〇〇〇.〇〇	一六,〇〇〇.〇〇	一六,〇〇〇.〇〇	一六,〇〇〇.〇〇		
別段預金	二,八〇九.五五	四,五五六.五五	不動産消却準備金	一〇,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇		
振替貯金	四七〇.六六	四六.三五	社員恩給基金	三九〇.〇〇	三九〇.〇〇	三九〇.〇〇	三九〇.〇〇		
仲買人身元保	一七,三七七.九三	一六,二四八.〇〇	未拂配當金	八,二九九.九〇	九,〇三三.四一	九,〇三三.四一	九,〇三三.四一		
證金預ケ金	一八,二六〇.〇〇	一七,五三〇.〇〇	公納金引高	一〇〇,〇〇〇.〇〇	四五,八三三.五四	四五,八三三.五四	四五,八三三.五四		
仲買人身元保	一八,二六〇.〇〇	一七,五三〇.〇〇	社員身元保證金	一七,〇〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇		
證金代用證券	一八,二六〇.〇〇	一七,五三〇.〇〇	社員身元保證金	一七,〇〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇		
社員身元保證金	一八,二六〇.〇〇	一七,五三〇.〇〇	社員身元保證金	一七,〇〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇		
代用證券	一八,二六〇.〇〇	一七,五三〇.〇〇	社員身元保證金	一七,〇〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇		
代買證券	一八,二六〇.〇〇	一七,五三〇.〇〇	社員身元保證金	一七,〇〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇		
代用證券	一八,二六〇.〇〇	一七,五三〇.〇〇	社員身元保證金	一七,〇〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇		
代買證券	一八,二六〇.〇〇	一七,五三〇.〇〇	社員身元保證金	一七,〇〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇		

株式會社 京城株式現物取引市場最近二營業期損益計算書

假波金	1,262,000	5,500,000	賣買證據金	4,135,000	1,049,000
假拂金	3,158,000	2,366,000	賣買證據金預託金	4,733,000	3,693,000
預託株券	3,060,000	1,000,000	仲買人共同積立金	67,216,000	35,095,000
未收入金	—	870,000	仲買人共同特別積立金	2,300,000	1,000,000
貸付金	96,071,000	5,950,900	假受金	16,100,000	35,103,000
立替金	—	183,000	預り證券	3,076,000	190,000
地所	192,100,000	192,100,000	借入金	1,000,000	1,000,000
建物	558,200,000	558,200,000	頭金預託金	3,990,000	—
什器	2,000,000	2,000,000	買買頭金	26,200,000	—
賣買頭金代用證券	5,047,000	—	前期繰越	1,194,900	8,566,000
代引貸付金	101,900,000	—	當期利益	83,074,000	67,907,000
月賦貸付金	706,000	—			
有價證券	308,113,000	—			
現金	1,855,000	2,477,000			
合計	6,066,075,633	5,771,440,000	合計	6,066,075,633	5,771,440,000

利

益

損

朝鮮の市場

二六九

勘定科目	大正十二年	大正十三年	勘定科目	大正十二年	大正十三年
下	半	期	下	半	期
上	半	期	上	半	期
賣買手数料	91,355,000	91,996,000	諸稅	18,168,000	8,870,000

朝鮮の市場

二七〇

株式名義書換手數料	四三・四〇	四四・二〇	報酬及俸給	二七、三二・五〇	二三、〇九三・六六
預々金利息	二、四六・三三	五、三九四・三五	諸給	一六、八九二・九五	一六、七六三・六〇
假渡金利息	一〇、一〇〇・六六	五、九七五・一三	旅費	四〇・六三	四九・六〇
貸付金利息	三、〇四三・七五	一四、一九四・二〇	通信費	一、五九五・九二	一、五九二・四七
立替金日歩	一四、五六一・三六	一六、八五八・一四	賣買獎勵金	二、四九七・〇〇	一四、八四六・六八
雜收	四、八五九・五七	二六、四二・七〇	仲買人補助金	五、九七二・八三	四、五二六・七〇
			積入金利息	七、九四九・三九	一四、三四〇・七四
			預り金利息	—	二、〇八三・三四
			雜手數料	—	一六六・〇〇
			營業繕費	七〇五・二六	—
			建物減價消却	九二〇・九八	—
			仕器消却	一、三四・九六	—
			雜費	二、三七五・〇七	一三、五四二・四五
			當期利益金	八三、〇七四・三三	六七、九七五・四三
合計	一八八、〇八九・七九	一六三、三四三・五〇	合計	一八八、〇九・七九	一六三、三四三・五〇

第六章 市場の現状

本章は大正十三年七月、各府、各指定面、及年額五十萬圓以上の取引ある普通市場、并に年取引一萬圓以上の牛市場所在地の面に對して、左記の項目に就き照會を發し、其調査に係る回答を蒐集したものである。

市場調査に關する件

- 一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日
- 二、市場主要取引品並に最近の取引高
- 三、市場商人の種類及商人數
- 四、市場の賣買方法
- 五、仲介人手數料
- 六、懸賣の割合、仕拂期限、及金利
- 七、市場金融に對する金利
- 八、市場使用料

九、市場利用の範圍

一〇、市場税徴收の方法

一一、市場の監督並に取締方法

これに據りて見れば、各市場の現状も明瞭に知ることが出來、併せて地方經濟事情の一端をも窺ひ得るであらう。只最近の市場取引高に關しては、照會を發した當時が、恰も市場取引の閑散なる夏期であつた爲め、其一箇月乃至一市賣買高は、平均取引高に比して遙かに少額となつて居るものもあることを斷つて置かねばならぬ。

京畿道

京城府

明治町公設市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名稱 明治町公設市場

ロ、公私設別 公設

ハ、所在地 明治町二丁目二十五番地

ニ、面積 九百十八坪

ホ、設備 備 バラック平家建九十六坪十六戸に分割し水道及下水の設備あり

ヘ、開市日 毎日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

米及雜穀 三萬六千八百九十八圓 海産物、乾物 三萬五千九百六十九圓

生魚 四萬九千五百五十二圓 薪炭 三萬一千二十圓

鳥獸肉 二萬五百五十八圓 漬物類 三萬二千十八圓

蔬菜類 二萬二百七十圓 其他 六萬六千三百八十二圓

三、市場商人の種類及商人數 小賣 十九人

四、市場の賣買方法 全部小賣

五、仲介人手數料 なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料

一 等	建坪一坪に付	月	一圓八十錢
二 等	同		一圓六十錢
土地使用料	一坪に付	月	三十 錢

九、市場利用の範圍 京城府内

一〇、市場税徴收の方法 市場税なし

一一、市場の監督並に取締方法 專任の監視員をして監督せしめ、尙二面物價調査員をして市中の卸値等を調査せしめ、公設市場の販賣品の價格を指定し、商品には定價を明記せしめ、購買者の便に供す、若し商人にして不正の行爲ありたる場合は、市場使用の許可を取消すことあるへし

花園町公設市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名 稱 花園町公設市場

ロ、公私設別 公 設

ハ、所在地 花園町一百七番地

ニ、面 積 二百九十一坪

ホ、設 備 バラック平家建七十坪十四戸に分割し水道及下水溝の設備をなす

ヘ、開市日 毎 日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

米及雜穀 四萬六千八百五十一圓 海産物、乾物 五萬七千六百五十三圓

生 魚 六萬五千八百八十八圓 薪 炭 二萬八千八百圓

鳥獸肉 一萬四百九十五圓 漬物類 一萬八千七百九十六圓

蔬菜類 一萬九千三百四十二圓 其 他 五萬四千九百八十二圓

三、市場商人の種類及商人數 小賣商 十五人

四、市場の賣買方法 全部小賣

五、仲介人手數料 なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料

一 等	建坪一坪に付	月	二 圓
二 等	同		一圓八十錢
三 等	同		一圓六十錢
土地使用料	一坪に付	月	三十錢

九、市場利用の範圍 京城府内

一〇、市場稅徵收の方法 市場稅なし

一一、市場監督並に取締方法 明治町公設市場に同じ

鐘路公設市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名 稱 鐘路公設市場

ロ、公私設別 公 設

ハ、所在地 堅志洞百十番地

ニ、面 積 四百六十坪

ホ、設 備 バラツク平家建百二十坪十九戸に分割し水道及下水の設備あり

へ、開市日 毎日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

米穀及雜穀

五萬四千二十圓

海產物、乾物

一萬一千三十一圓

鳥獸肉

一萬七千五百四十八圓

其他

一萬二百九十三圓

三、市場商人の種類及商人數 小賣 十三人

四、市場の賣買方法 全部小賣

五、仲介人手數料 なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 該當事項なし

七、市場金融に對する金利 該當事項なし

八、市場使用料

一 等 建坪一坪に付 月 七十錢

二 等 同 六十錢

三 等 同 五十錢

九、市場利用の範圍 京城府内

一〇、市場税徴收の方法 市場税なし

一一、市場の監督並に取締方法 明治町公設市場に同じ

東大門公設柴炭蔬菜市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備及開市日

イ、名稱 東大門公設柴炭蔬菜市場

ロ、公私設別 公設

ハ、所在地 鍾路五丁目自百四番地至百二十一番地

ニ、面積 五百二十七坪

ホ、設備 市場の周圍を區劃し道路に面する箇所を設け共同便所一ヶ所を設置す

ヘ、開市日 毎日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

薪 炭 一萬六千六百六十六圓

蔬菜 菜 一千八百八十五圓

三、市場商人の種類及商人數 小賣商 三人

四、市場の賣買方法 小賣

五、仲介人手數料

薪 炭 一駄に付 十 錢

蔬 菜 一荷に付 二十 錢

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料 土地一坪に付一箇月十錢を徵收す

九、市場利用の範圍 京城府内

一〇、市場税徵收の方法 市場税なし

一一、市場の監督に取締方法 毎日吏員を派遣して賣買仲介を取締り、各般の弊害を艾除し、場内の混雜を防ぎ、取引の圓滑を計り、閉場後は仲介人をして掃除を勵行せしむ

竹添町公設柴炭蔬菜市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名 稱 竹添町公設柴炭蔬菜市場

ロ、公私設別 公 設

ハ、所在地 竹添町二丁目百六十番地の四

ニ、面積 六百九十六坪

ホ、設備 市場の周圍は鐵條柵を設け、道路に面する個所に入口を設け、之れより出入せし

め、尙適宜の場所に便所を設く

ヘ、開市日 毎 日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

薪 炭 二萬七千七百九十六圓

蔬 菜 三千八十八圓

三、市場商人の種類及商人數 小賣商 一人

四、市場の賣買方法 小賣

五、仲介人手數料

薪 炭 一駄に付 十 錢

蔬 菜 一荷に付 二十 錢

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料 土地一坪に付一箇月十錢を徵收す

九、市場利用の範圍 京城府内

一〇、市場税徵收の方法 市場税なし

一一、市場の監督並に取締方法 東大門公設柴炭蔬菜市場と同じ

敦義洞柴炭市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名稱 敦義洞柴炭市場

ロ、公私設別 公 設

ハ、所在地 敦義洞百三番地

ニ、面積 七百二十坪

ホ、設備 なし

ヘ、開市日 毎日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

薪 炭 四萬二千二百八十八圓

三、市場商人の種類及商人數 小賣商 七人

四、市場の賣買方法 小賣

五、仲介人手數料 一駄に付 十 錢

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料 土地一坪に付十錢を徵收す但し定着店舗を有する商人のみより徵收し一般入場者よりは徵收せず

九、市場利用の範圍 京城府内

一〇、市場稅徵收の方法 市場稅なし

一一、市場の監督並に取締方法 府に於て直接監督をなし、舊慣に依り無給の仲介人を置き、賣買の紹介及市場の掃除の任に當らしめ、尙仲介手數料は府の承認を受くることとせり

安國洞柴炭市場

- 一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日
 - イ、名 稱 安國洞柴炭市場
 - ロ、公私設別 公 設
 - ハ、所在地 安國洞三十七番地
 - ニ、面 積 六百四十九坪
 - ホ、設 備 な し
 - ヘ、開市日 毎 日
- 二、市場主要取引品並に最近取引高
 - 薪 炭 一萬九千三百二十四圓
- 三、市場商人の種類及商人數 小賣商 七人
- 四、市場の賣買方法 小賣
- 五、仲介人手數料 仲介人なし
- 六、懸賣の割合、仕掛期限及金利 なし
- 七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料 土地一坪に付十錢宛を定着の小賣人より徴收す

九、市場利用の範圍 京城府内

一〇、市場税徴收の方法 市場税なし

一一、市場の監督並に取締方法 衛生其他の取締を爲すの外取締ることなし

京城府家畜市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名 稱 京城府家畜市場

ロ、公私設別 公 設

ハ、所在地 崇仁洞二百四十二番地

ニ、面 積 七千四百三十四坪

ホ、設 備 瓦葺木造平屋建事務所の外四十頭餘を收容し得へき牛舎及病舎、隔離舎、飼料調

理場、雨天賣場、給水場の設備及牛三百頭を繋留し得る繋留場を設け尙井戸、水道の設備をな

し周圍は鐵條柵を圍らす

ヘ、開市日 毎 日

二、市場主要取引品並に最近の取引高（大正十二年）

家畜 九萬六十七圓

三、市場商人の種類及商人數 獸肉卸賣商 五人 仲買人 若干

四、市場の賣買方法 小賣

五、仲介人手數科 賣買價格の百分の二

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 日歩二十錢

八、市場使用料

入場料

二歳以上の牛馬 一頭に付 五錢

二歳未満の牛馬 同 三錢

羊、豚、犬 同 二錢

畜舍使用料 一夜 一頭 十錢

貸營業所 一構 一月 十圓

朝鮮の市場

九、市場利用の範圍 京城府内

一〇、市場税徴收の方法 賣買價格の百分の一を賣却者より即時徴收す

一一、市場の監督並に取締方法 畜産技手及市場監視員を配置し、京城府家畜市場使用條例及京城府家畜市場業務規程に依り監督及取締をなす

南大門市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名稱 南大門市場

ロ、公私設別 私 設

ハ、所在地 京城府南米倉町二百八十二番地

ニ、面積 二千七百十二坪二合六勺

ホ、設備 全部瓦葺煉瓦建平屋にして果物卸商店々舗には地下室の設けあり、尙生産者の入

場賣買に供する鈺丹葺上屋(百六十二坪)を設備せり

二、市場主要取引品並に最近の取引高(大正十二年)

農産物

一百三十五萬七千圓

雜貨

一百四萬四千圓

水産物 十九萬七千八百圓

計

二百五十九萬八千八百圓

三、市場商人の種類及商人數

卸 賣 九十三戸

小 賣 三十二戸

四、市場の賣買方法 前項記載の通り大部分卸賣にして純然たる小賣は甚だ少數なり、但し卸賣商に

於ても一部小賣を營みつゝある商店もあり、右の如き状態にして現在に於ては見本取引なし

五、仲介人手數料 本市場にてはなし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 卸賣は全部懸賣にして仕拂期限は大抵一週間とす、其間は金利を

附することなし、小賣は總て現金賣とす

七、市場金融に對する金利 當市場にては市場金融なし

八、市場使用料

店 舗

一等店舗 建坪一坪に付 月 三圓五錢

二等店舗 同 二圓三十五錢

三等店舖 同 二圓五錢

上屋入場料 一日一人 四 錢

九、市場利用の範圍 以前は朝鮮に於ける中心市場にして、京畿道はもとより忠清南北道、江原道、黃海道其他の地方の物資の集散場なりしも、次第に交通の便開くるに及び物資は生産地より直接消費地に供給せらるゝに至り、市場の利用範圍も甚だ縮小せられ現在にては附近十五里内外ならん

一〇、市場税徴集の方法 市場税は經營者より徴收しつゝあり、經營者は店舖使用料及入場料中之を含ましめ使用者より徴收しつゝあり

一一、市場の監督並に取締方法 市場規則に因る監督の外監督取締の方法なし

南米倉町市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名 稱 南米倉町市場

ロ、公私設別 私 設

ハ、所在地 南米倉町二百八十二番地

ニ、面 積 一千五十六坪

ホ、設 備 瓦葺木造平家建にして五十九戸に分割し二戸毎に煉瓦造の防火壁を設く

へ、開市日 毎 日

二、市場主要取引品並に最近の取引高（大正十二年）

農産物 三千圓

水産物 七萬五千四百圓

其 他 一萬三千二百圓

三、市場商人の種類及商人數 卸小賣 四十戸

四、市場の賣買方法 卸及小賣

五、仲介人手數料 なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 卸賣は全部懸賣にして仕拂期限は大抵一週間とす、其の間金利を附することなし、小賣は總て現金賣とす

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料 店舗使用料一戸（九坪）月五圓乃至九圓

九、市場利用の範圍 京城府内及附近約十里内外

一〇、市場税徴収の方法 市場税は經營者より之を徴収す、經營者は店舗使用料に之を含ましめ使用者より徴収しつゝあり

一一、市場の監督並に取締方法 市場規則に因る監督の外取締ることなし

京城食糧品市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名稱 京城食糧品市場

ロ、公私設別 私設

ハ、所在地 旭町一丁目百九十九番地

ニ、面積 四百八十坪

ホ、設備 委託品保管の爲約百坪の倉庫を設け、尙凍結及腐敗を防ぐ爲特に地下室並土藏の設備あり、競賣場は百二十坪の木造家屋にして、二階建とし二階は市場關係人の住宅に充つ其の他衛生設備等も相當完備せり

ヘ、開市日 毎日

二、市場主要取引品並に最近の取引高（大正十二年）

蔬菜及果實 三十三萬三千八百七十四圓

三、市場商人の種類及商人數

問屋 一名

小賣 約二百名

四、市場の賣買方法 委託を受け競賣及入札賣買の方法に依る

五、仲介手数料 問屋は委託者より賣上高の十分の一を徴收す

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 現金賣買なるに依り該當事項なし

七、市場金融に對する金利 該當事項なし

八、市場使用料 使用料を徴收せず

九、市場利用の範圍 府内及其の附近

一〇、市場稅徵收の方法 市場經營者より徴收す

一一、市場の監督並に取締方法 市場規則に依り監督する外取締ることなし

東大門市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名 稱 東大門市場

ロ、公私設別 私 設

ハ、所在地 禮智洞四番地

ニ、面 積 二千八百三坪

ホ、設 備 瓦葺平屋建二百四十五間亞鉛葺百五十三間半上家七十七間を建設し使用せしめつ

ゝあり

ヘ、開市日 毎 日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

農産物 一百二十六萬七千圓

水産物 五萬六百八十圓

雜 貨 二十六萬一千三百四十圓

三、市場商人の種類及商人數 卸及小賣 二百十八戸

四、市場の賣買方法 小賣専門商人も幾分は存在するも概ね卸小賣兼營なり、見本取引なし

五、仲介人手數料 なし

- 六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 卸賣は大抵一週間延にして金利を附せず小賣は現金賣とす
- 七、市場金融に對する金利 該當事項なし
- 八、市場使用料

店 舗

一 等	建坪一間	一箇月	四圓五十錢
二 等	同		四 圓
三 等	同		二 圓
入 場 料	一坪	一日	二十 錢
土地使用料	一坪一	箇月	一 圓

九、市場利用の範圍 京城府内附近約十五里内外

一〇、市場税徴收の方法 市場税は經營者より徴收しつゝあり、經營者は店舗使用料入場料中に之を
含ましめ使用者より徴收す

一一、市場の監督並に取締方法 市場規則に依る監督の外取締ることなし

京 城 魚 市 場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名稱 京城魚市場

ロ、公私設別 私設

ハ、所在地 京城府明治町二丁目八十五番地

ニ、面積 七十二坪八合九勺

ホ、設備 營業所は木造二階建にして階上の一部は事務員舎宅に充て、一部は倉庫とし委託貨物の保管をなす、階下は一部事務室とし、他は全部糶場とし、總て石疊となし井戸及水道の設備あり、尙市場の兩側には下水溝を設け、溝には汚物の落下を防ぐ爲一面に蓋を掩ひ、魚類の臙物其他汚物は、一定の場所に備付の塵箱に集めしむることゝせり

ヘ、開市日 毎日

二、市場主要取引品並に最近の取引高（大正十二年）

魚類 六十二萬四千四百三十八圓

三、市場商人の種類及商人數

仲買人 二十六名

仲買人には専屬小賣人約八十名あり

四、市場の賣買方法 委託を受け競賣（一部入札賣をなすことあり）の方法に依り卸賣をなす

五、仲介人手數料 問屋は委託者より賣上高の十分の一を徵收し、仲買人に對しては賣上高の千分の

十五を拂戻すものなり

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 魚市場は何れも仲買人の買入代金は、其翌日開市前に支拂をなす

規定なり

七、市場金融に對する金利

該當事項なし

八、市場使用料

九、市場利用の範圍 京城府内及京畿道の一部

一〇、市場稅徵收の方法 市場經營者より徵收す

一一、市場の監督並に取締方法 市場規則に依り監督するの外取締ることなし

日の丸水産株式會社

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名稱 日の丸水産株式會社

ロ、公私設別 私 設

ハ、所在地 旭町一丁目二百二番地

ニ、面 積 八十一坪

ホ、設 備 營業所は木造亜鉛板葺平家建にして土間は全部石畳とし、中央に井戸を設備し糶

場と兩側には下水溝を設け、常に清潔を保つべき設備あり

ヘ、開市日 毎 日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

鮮 魚 四十二萬二千四百六十七圓

三、市場商人の種類及商人數

仲 買 人 三十二名

仲買人に専屬する小賣人約五十二名あり

四、市場の賣買方法 委託を受け競賣の方法に依り卸賣をなす、但し一部入札賣をなすことあり

五、仲介人手數料 問屋は委託者より賣上高の十分の一を徴收し、仲買に對しては賣上高の千分の十

七を拂戻すものなり

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 仲買人の買入代金は其翌日開市前に支拂をなす規定なり

七、市場金融に對する金利

該當事項なし

八、市場使用料

九、市場利用の範圍 京城府内及附近

一〇、市場税徴收の方法 市場經營者より徴收す

一一、市場の監督並に取締方法 市場規則に依り監督するの外取締方法なし

龍山水産株式會社

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名稱 龍山水産株式會社

ロ、公私設別 私 設

ハ、所在地 漢江通十三番地

ニ、面積 百三十坪

ホ、設備 營業所は木造平屋にして糶場は五十四坪にして石敷とし、尙セメントを以て固め

糶場の周圍は高さ四尺の腰板張とし、内部に洗滌用の井戸あり、汚水排泄溝は土管とし構内に

三十坪の氷貯藏庫の設あり

へ、開市日 毎 日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

鮮 魚 三十二萬二千九百十七圓

三、市場商人の種類及商人數

仲買人 二十四名

仲買人に專屬する小賣人約三十九名あり

四、市場の賣買方法 委託を受け競賣の方法に依り卸賣をなす但し一部入札賣をなすことあり

五、仲介人手數料 市場は委託者より賣上高の十分の一を徵收し、仲買人に其の買上高の千分の十五

を拂戻すものとす

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 仲買人の買入代金は其の翌日開市前に支拂をなす規定なり

七、市場金融に對する金利

該當事項なし

八、市場使用料

九、市場利用の範圍 京城府及其の附近

一〇、市場税徴収の方法 市場經營者より徴収す

一一、市場の監督並に取締方法 市場規則に依り監督する外取締せず

附記 右の外に京城株式現物取引市場及京城穀物現物取引市場あるも、該市場は特殊の市場にして普通の市場とは全然趣きを異にせるを以て省略せり

仁 川 府

一、市場の公私設別 私 設

所在地 仁川府内里及新町

面積

前者 百五十五坪
後者 二百二十坪

設備

前者 木造瓦葺
後者 木造亞鉛葺

開市日 毎日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

朝鮮の市場

市場の主要取引品

後者	前者
野菜類	鮮魚類

最近の取引高

後者	前者
六萬二千七百九十圓	五萬二千圓
同	大正十二年度

三、市場商人の種類及商人數

市場商人の種類

後者	前者
野菜卸賣及小賣	生魚卸賣及小賣

商人數

後者	前者
四十名	三十名

四、市場の賣買方法

後者	前者
同上	卸賣、小賣にて現金取引とす

五、仲介人手數料 該當事項なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 現金賣に付該當事項なし

七、市場金融に對する金利 個人經營に付該當事項なし

八、市場使用料

前者市場は建物内に賣臺を設け一賣臺に付一日金十錢乃至二十錢を徴し以て屋賃及汚物掃除料等に充當す

後者賣場は建物内に賣臺を設け一賣臺に付月金一圓二十錢を徴し以て屋賃、電燈料、水道料、汚物掃除料等に充當す

九、市場利用の範圍 主に市内の者に於て利用す

一〇、市場税徴收の方法 該當事項なし

一一、市場の監督並に取締方法 當市場は市場規則施行當時は兩所共未だ市場として認めらるゝに至らざりしも、近來漸く其の發達を來し小賣業者數前記の如きに及び、市場規則第一條第二號に抵觸するものと認めらるゝに至れるを以て、爾來之か處置に關し講究中のものなり

楊州郡 漢金面

平 邱 市 場

一、市場の名稱、公私設別、面積、設備、及開市日

イ、市場の名稱 平邱市場

ロ、公私設別 公設(面經營)

ハ、所在地 楊州郡漢金面三牌里(漢江沿岸)

ニ、敷地面積 一千二十五坪

ホ、設備及開市日

設 備 市場の周圍には木柵を施し市場内には事務室及牛繫留杭あり

開 市 日 陰曆毎月一、六日の六回なり

二、市場主要取引品並に最近の取引高

イ、市場の主要取引品 牛

ロ、最近の取引高 物價調節の爲め現に每市平均一千五百圓に外ならず

三、市場商人の種類及商人數

イ、牛 商 五十名

ロ、問 屋 三名

ハ、仲介人 十三名(以上牛賣買による)

四、市場の賣買方法 賣買方法は小賣にして見本取引の如きはなし

五、仲介人手數料 牛一頭に付賣買價格の百分の一

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 該當事項なし

七、市場金融に對する金利 不良

八、市場使用料

イ、路面使用料なし

ロ、賣上に對する手數料

牛	成牛	一頭に付	五	錢
	犢牛	一頭に付	三	錢

店舖	露店	一坪に付	二	錢
	店舖	一坪に付	二	錢

九、市場利用の範圍

イ、出店のもの 本面内居住民

ロ、買出のもの 京城、楊州、廣州のもの多し

一〇、市場税徴收の方法 地方税徴收令に依る

一一、市場の監督並に取締方法

- イ、市場の監督 看守一名、巡守二名を置き且面吏員出張して常に該監督に従事す
- ロ、取締方法 密賣者(脱税)發見の時は五圓乃至十圓の過怠金を徴收す

水原郡水原面

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、市場の名稱 水原城外市場、水原城内市場

ロ、公私設別 公 設

ハ、所在地 城外市場は水原面山樓里、城内市場は水原面北水里

ニ、面積 積 城外市場は二千九百六十五坪、城内市場は三千三百七十三坪

ホ、設備 事務所二棟、場屋、畜牛繫留杭等の設備あり

ヘ、開市日 城外市場は陰曆毎月四日、十四日、二十四日

城内市場は陰曆毎月九日、十九日、二十九日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

イ、市場の主要取引品

農産物、畜産物、織物、海産物、薪炭、其他

ロ、最近の取引高

城外市場 二萬二千三百圓 (一市日の分)

城内市場 二萬圓 (一市日の分)

三、市場商人の種類及商人數

問屋 百六十五名

仲買 五十名

小賣 一千名

計 一千二百十五名(城外、城内市場共最近一市日平均)

四、市場の賣買方法 卸賣、小賣

五、仲介手数料 牛仲介人は三名にして、牛一頭賣買價格に付百分の二を徴し、其一を仲介手数料に、一を畜産同業組合に收入す、但し牛市場に限り畜産同業組合に於て經營し居れり

六、懸賣の割合、仕拂期限及利金 殆ど實例なし

七、市場金融に對する金利 百圓に對し月普通四分

八、市場使用料

場	屋	一等地	一坪	八	錢
同	同	二等地	同	五	錢
同	同	三等地	同	二	錢
露	店	一等地	同	三	錢
同	同	二等地	同	二	錢

(賣上に對する手数料なし)

九、市場利用の範圍 附近凡そ五里位の者か出店し又は買出等の爲め集合す

一〇、市場税徴收の方法 面管理に屬する市場使用料徴收員に於て毎市市場使用料徴收の際同時に徴

收す(賣上高百分の一)

一一、市場の監督並に取締方法 普通市場に監督一人牛市場に監督一人を置きて夫々監督並に取締の

任に當らせしむ

始興郡永登浦面

永登浦市場

- 一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日
永登浦市場 公 設
所在地 始興郡永登浦面永登浦里 借用地三千坪
設備 市場周圍木柵、市場内に繫牛杭を設置す
開市日 舊曆毎月三、八日
- 二、市場主要取引品並に最近の取引高
畜 牛 大正十二年取引高 一萬六千八百七十七圓
- 三、市場商人の種類及商人數 畜牛賣買人 一回平均九十人
- 四、市場の賣買方法 二人の仲介人ありて適當なる畜牛の賣買を紹介す
- 五、仲介人手數料 畜牛一頭賣買に付其の價格の百分の三
- 六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料 一面に於て畜牛入場料とし一頭に付三錢宛を徵收す

九、市場利用の範圍 郡外附近五里以内より賣出に來る

一〇、市場稅徵收の方法 郡畜産同業組合より當日出張徵收す

一一、市場の監督並に取締方法 當日郡畜産同業組合より出張監督し、畜牛賣買に付場外密賣を嚴禁す

坡州郡條里面

奉日川市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、市場の名稱 奉日川市（俗稱恭陵場）

ロ、公私設別 公 設

ハ、所在地 京畿道坡州郡條里面奉日川里

ニ、敷地面積 四千八百五十坪

ホ、設備及開市日 牛市場の他には設備なし、開市日は陰曆毎月二日、七日、十二日、十七日、二十

二日、二十七日の六回

二、市場主要取引品並に最近の取引高

主要取引品は畜牛、白米、草鞋なり、取引高は畜牛三百二十頭、賣買價額二萬三千九百六十六圓

白米六百圓、草鞋百五十圓（一箇月分）

三、市場商人の種類及商人數 仲買二人 小賣五十五人

四、市場の賣買方法 卸賣及小賣なり、見本取引はなし

五、仲介人手數料 畜牛賣買は價格百分の一、其他の物品賣買には手數料なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 右の例はなし

七、市場金融に對する金利 毎月一圓に付三錢乃至六錢なり

八、市場使用料 掛小屋、路面を使用し、市場内は賣上に對し百分の一を徵收す

但し畜牛に付ては別に牛市場を設備し、成牛一頭に付五錢、犢牛一頭に付二錢を徵收す

九、市場利用の範圍 十里以内より出店す買出に來るものは十五里以内

一〇、市場稅徵收の方法 面職員か出張し徵收す

一一、市場の監督並に取締方法 面に於て警察官憲と連絡を取つて巡廻監督取締を施行す

開城郡松都面

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

市場の名稱	公私設別	所在地	面積	設備	開市日
兩城市場	私設	開城郡松都面大和町	一、四五〇 ^坪	場内に上屋及倉庫を建設す	毎日開市するの外陰一、六の日に兎山市場等を廻るもの、ため開市す
都橋市場	同	同郡同面南本町	八八五	同	毎日
十川橋牛市場	公設	同郡同面大平町	二、〇〇八	周圍に柵を廻し牛馬繋留杭を設置するのみ	毎月陰五、十日
西本町薪炭藁市場	同	同郡同面西本町	五一六	同	毎日
宮町薪炭藁市場	同	同郡同面宮町	二三七・五	同	同
京町薪炭藁市場	同	同郡同面京町	二七二・五	同	同
元町薪炭藁市場	同	同郡同面元町	二、二二五	同	同
高麗町薪炭藁市場	同	同郡同面高麗町	八九七	同	同

二、市場主要取引品並に最近の取引高

兩城、都橋市場は主として農産物、水産物、其他食料品等にして、十川橋牛市場は畜類を其他は薪

炭藁とす、大正十二年中に於ける取引高左の如し

兩城市場

都橋市場

十川橋牛市場

薪炭藁市場

二四、三一五^円

四〇、九三〇^円

九七、二七四^円

三一五、五八八^円

三、市場商人の種類(問屋仲買小賣に相當するもの)及商人數 兩城都橋市場商人は殆ど定着者と見るを得べく、其種類は小賣商人にして兩城市場五十二人、都橋市場三十九人の外に行商人約二十人あり、牛市場、薪炭藁市場は全部小賣商人にして、晴雨寒暑の別に依り出場者の數増減あるに依り其數判明せず

四、市場の賣買方法 小賣

五、仲介人手數料 使用料は徴收し居るも仲介人手數料なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利

兩城、都橋市場に於て穀類は一割位の懸賣あり、仕拂期限は一箇月にして、期限經過のものに對しては一分五厘乃至二分の金利を徴することあり、其他懸賣なし

七、市場金融に對する金利 一分五厘乃至二分五厘

八、市場使用料(上屋若は路面使用又は賣上に對する手數料)

市場別	上屋一間	場内地	地上	擔軍	牛	牛車
兩城市場	一圓以上三圓迄					
都橋市場	一圓以上二十圓迄					
十川橋牛市場			成牛一頭四十錢 犢牛一頭二十錢			
西本町薪炭藁市場				一錢	二錢	五錢
宮町薪炭藁市場				同	同	同
京町薪炭藁市場				同	同	同
元町薪炭藁市場				同	同	同
高麗町薪炭藁市場				同	同	同

九、市場利用の範圍 出店者は一里以内にして買出しは三里以内

一〇、市場税徴收の方法 兩城、都橋市場には管理者ありて徴收し 牛市場及薪炭市場には面より直接徴税員を派遣し徴收す

一一、市場の監督並に取締方法 市場の監督並に取締は警察署及郡に於て之を爲す

忠 清 北 道

清州郡清州面

清 州 市 場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名 稱 清州市場

ロ、區 別 公 設

ハ、所在地 清州面市場町、新場壘

ニ、市場面積 區域内總面積九千四百八十九坪

但し實際使用面積約六千四百九十八坪

ホ、設備 常設店舗の軒下を利用し特に設備せしものなし

ヘ、開市日 毎月陰二日、七日、十二日、十七日、二十二日、二十七日の六回とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高

イ、主要取引品 生牛、米穀類、乾魚類

ロ、最近の取引高一市に付平均約五千圓(市場放賣高)

但し最近は農繁期に付き一箇年を通し取引高の最も少なき時期なり

三、市場商人の種類及商人數 イ、問屋(客主)三名 ロ、仲買十名ハ、小賣人約四百八十名

四、市場の賣買方法 イ、卸賣 ロ、小賣 ハ、見本取引(米穀類、反物類)

五、仲介人手數料 牛馬一頭賣買に付き手數料として四十五錢を徴するものなり

他の商品には仲介手數料なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利

イ、現金賣買より五分増

ロ、賣買成立後向ふ二箇月を限度とし、仕拂期限經過後は普通二分の利子を受くるを慣例とす

七、市場金融に對する金利 普通貸借に對する金利は三分

八、市場使用料

イ、牛一頭に付金五錢を徴收す

ロ、其他は使用料を徴收せず

ハ、左記の如き慣例あり

1 常設店舗の所有者は其の店舗を貸付したる場合一市に付金三十錢、軒下を使用せしめたる時は二十錢を使用料として徴收す

2 飲食店は其の店舗前にて商賣せし者に使用料を加味し飲食物を賣付くる慣例あり

九、市場利用の範圍 四里内外より出店又は買出の爲集合す

一〇、市場税徴收の方法 市場補助員をして一箇年間の税額を請負はしめ、補助員は其月の割當額を月末に納入する契約なり

一一、市場の監督並に取締方法

イ、市場補助員をして直接監督せしめつゝあるも、一方面吏員を派し脱税者又は規定以外の場所に店舗を設くるを未然に防止しつゝあり

ロ、市日の翌日は補助員に於て人夫を督し、市場内の掃除を爲さしめ衛生保持に努めつゝあり

報恩郡報恩面

報恩市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名 稱 報恩市

ロ、公私設別 公 設

ハ、所在地 報恩郡報恩面三山里及同郡同面竹田里

ニ、敷地面積

ホ、設備及開市日

竹田里市場 毎月陰 五日、十五日、二十五日
三山里市場 毎月陰 十日、二十日、三十日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

取引品 布帛、穀物、魚物、鹽、其他雜貨等

最近の取引高 三千圓

三、市場商人の種類及商人數

米穀商二十人、乾魚商三十五人、雜貨商二十人、陶器商五人、鹽商五人、金具商十五人、材木商
七人、種子商五人、朝鮮笠商十人、獸肉商十五人、飲食店三十人以上

四、市場賣買方法 全部小賣にして見木取引はなし

五、仲介人手數料

仲介人が現に授受する手數料金額は成牛二頭に付金五十錢、犢牛一頭に付三十錢なり

穀物仲介人は一桮（五桮）に付き一錢乃至二錢を徴收し、乾物、乾魚は價格の二歩を標準として徴收しつゝあり

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 該當事項なし

七、市場金融に對する金利 該當事項なし

八、市場使用料（上屋若は路面使用料又は賣上に對する手数料）牛市場は牛一頭に付牛市場使用料として二錢宛徴收し、其外は市場使用料として徴收するものなし

九、市場利用の範圍 附近三四里位よりの者出店又は行商す

一〇、市場稅徴收の方法 各商品賣買の價格に依り百分の一を市場稅として徴收す

一一、市場の監督並に取締方法 一面に於て各物件種目毎に仲介人を置き、不正賣買等を取締り其監督は本面々長直接行ふ

忠州郡忠州面

忠州市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、市場の名稱 忠州市場

ロ、公私設別 從來の慣行市場にして公設なり

ハ、所在地 忠州郡忠州面忠州邑

ニ、面積 東西の長さ二町の道路二條南北半町の道路六條を市の區域となす、其内部の住

家は總て市場商業に従事するものにして、其坪數約七千坪位なるへし

ホ、設備及開市日 未だ特定したる設備なるものなく、毎月陰曆五、十の日を以て開市す、故に一

箇月六回なり

二、市場主要取引品並に最近の取引高

主要取引品 穀物、水産物、織物、畜類 其他雜貨にして、之に對する最近一箇年（開市日七十

二回）の取引高十二萬三千六百七十三圓なり

三、市場商人の種類 及商人數

商人の種類問屋一名、仲買なし 定住小賣者七十名、旅商人（近頃集合）二千人

四、市場の賣買方法 出市商人は總て物資を持來り現金賣買をなすに止り、特種賣買の方法、手形の

流通等なし

五、仲介人手數料 穀物は楯取料として賣買高の百分の二（現品）、牛馬は一頭五十錢の仲介料にて
媒介を行ひ、其他の諸物資には仲介人なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 右は第四項の如し

七、市場金融に對する金利 市邊なるものありて五圓以上二百圓位迄を貸付け、利率は普通月六分なり、此貸出をなすもの五、六人あり

八、市場使用料 なし

九、市場利用の範圍 方三里以内

一〇、市場税徴收の方法 市場補助員を置きて徴收をなす

一一、市場の監督並に取締方法 別に特定の方法なし

忠 清 南 道

公州郡公州面

公 州 市 場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

- イ、市場の名稱 公州市場
- ロ、公私設別 私 設
- ハ、所在地 公州面本町
- ニ、面積 積
- ホ、設備 なし
- ヘ、開市日 舊一、六の日
- 二、市場主要取引品並に最近の取引高
 - イ、市場の主要取引品 米穀、雜貨、海產物
 - ロ、最近の取引高 (二ヶ月平均標準)
 - 1 米穀 百五十石
 - 2 雜貨 二千五百圓
 - 3 海產物 一千圓
- 三、市場商人の種類(問屋仲買、小賣等に相當するもの)及商人數 小賣商 一百人
- 四、市場の賣買方法(卸賣、小賣又は見本取引の有無)
 - イ 主として小賣なり

ロ 見本取引なし

五、仲介人手數料 賣買價格に對し百分の一

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利

イ、懸 賣 二割

ロ、仕拂期限 普通十五日以内とするも或る場合は月末拂もあり

ハ、金 利 なし

七、市場金融に對する金利 一圓に付一日金八厘の割合(二割四分)

八、市場使用料(上屋若は路面使用料又は賣上に對する手數料)

イ、上 屋 一坪に付 十錢

ロ、路面使用料 一坪に付 十錢

ハ、賣上に對す手數料 百分の三

九、市場利用の範圍 三里位の者も來る

一〇、市場税徴收の方法 賣買現場に於て徴收す

一一、市場の監督並に取締方法 なし

燕岐郡鳥致院面

鳥致院市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名稱 鳥致院市場

ロ、公私設別 公 設

ハ、所在地 鳥致院里

ニ、面積 四千六百五十五坪

ホ、設備 幅員八間の道路狀の市場を縱横に碁盤目に通し市場の兩側に常設店を設けしめ市場内の中央に小屋掛店
舖を設け其兩側に露店を開かしむ別に牛市場を設け場内に杭を打ち之に牛を繋ぎ周圍には木柵を施す

ヘ、開市日 陰曆四、九の日

二、主要取引品並に最近の取引高

米大豆粟其他雜穀 三萬一千七十二圓 獸 肉 二萬一千三百十四圓

鹽干魚及海藻 三萬三千八百十九圓 野菜果物 七千七百六十八圓

木綿其他織物 四萬五千二百五圓 其他 一萬二千二十二圓

牛 豚 三萬一千九百四十二圓

合 計 十八萬三千百四十二圓 (大正十二年現在調)

三、市場商人の種類及商人數

小賣商人 六百五十人

仲買商人 十五人

四、市場の賣買方法 小賣

五、仲介人手數料 牛馬に限り賣上高の百分の一

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 現金取引のみなり

七、市場金融に對する金利 最高日歩十錢 最低日歩五錢

八、市場使用料

露 店 一市一間に付五錢 成牛の入場料一頭一市八錢

小屋掛 同 一店に付十錢 犢 同 同 五錢

九、市場利用の範圍 天安以南、大田以北、公州、清州、忠州、附近二十里以内

一〇、市場稅徵收の方法 市場補助員監督の下に市場稅徵收員を附置し毎市日に各人に付徵收す

魚市場

一、市場の監督並に取締方法 市場補助員をして監督せしめ常に面吏員巡視す

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、又開市日

イ、名稱 魚市場

ロ、公私設別 私設

ハ、所在地 烏致院里

ニ、面積 建坪二十二坪五合

ホ、設備

瓦葺平屋にして屋内を總叩き床として床上に鮮魚を並へ
屋内一隅に井戸を設く附屬物として方一間の冷蔵庫あり

ヘ、開市日 毎日 但一月一日は休業

二、主要取引品並に最近の取引高

鮮魚 三萬一千八十二圓 (大正十二年現在調)

三、市場商人の種類及商人數

小賣商人 十人

卸賣商人 一人

四、市場の賣買方法 卸賣

五、仲介人手數料 賣上高の百分の一

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 全部懸賣にして代金は毎月末に之を支拂ひ別に金利なし

七、市場金融に對する金利 最高日歩十錢、最低日歩五錢

八、市場使用料 なし

九、市場利用の範圍 附近二十里以内及釜山、群山、仁川

一〇、市場稅徵收の方法 別に記載すべき事項なし

一一、市場の監督並に取締方法 仲介人に於て監督取締を行ふ

米 市 場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名 稱 米市場

ロ、公私設別 私 設

ハ、所在地 烏致院里

ニ、面 積 建坪十七坪

ホ、設 備 瓦葺平屋とし、一室を區劃して事務室に充て、十一間にて賣買取引をなし、四周
へに腰掛を設く

ヘ、開市日 毎日二回 但し日曜日は休業

二、主要取引品並に最近の取引高

米、大豆、粟、其他雜穀 二百九十八萬五千三百十四圓（大正十二年調）

三、市場商人の種類及商人數 仲買商人 十七人

四、市場の賣買方法 見本取引及現物取引

五、仲介人手數料 なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 延取引及現金

七、市場金融に對する金利 最高日歩十錢 最低日歩五錢

八、市場使用料 五斗入呎一呎に付一錢

九、市場利用の範圍 附近二十里以内

一〇、市場稅徵收の方法 賣買と同時に事務所に入納す

一一、市場の監督並に取締方法 經營者に於て監督及取締をなす

大田郡大田面

大田市場

- 一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日
イ、市場の名稱 大田市場
 - ロ、公私設別 私 設
 - ハ、所在地 大田面本町二丁目
 - ニ、面積 積 三千五百五十三坪、外に道路使用面積約一千三百六十坪
 - ホ、設備 店舗トタン葺平家六棟百八十五坪、牛馬繋留場七百三十坪
 - ヘ、開市日 陰曆一、六の日
- 二、市場主要取引品並に最近の取引高
- イ、主要取引品 農産物、水産物、諸織物、綿絲、陶磁器、金物、牛馬、鳥獸、薪炭、飲食物、日用品
- ロ、最近の取引高 一市平均約六千圓
- 三、市場商人の種類及商人數 問屋、仲買、小賣商等、合計約四百四十名

四、市場の賣買方法 卸賣小賣共に行はれ見本取引を行ふこと少し、牛馬の賣買は仲介人の手を経るものとす

五、仲介人手數料 牛馬の賣買は賣買價格の百分の三

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 卸賣は大部分懸賣にして、仕拂期限は二市日の間とし、金利は之を大部分徴せず、小賣は現金取引とす

七、市場金融に對する金利 百圓未滿は月四分乃至五分位、百圓以上は四分以下三分位を普通とす

八、市場使用料

種	別	面積	一等	二等	三等	平均
揚屋店	舖	一坪	二五〇 _圓	一五〇 _圓	一〇〇 _圓	一五〇 _圓
露店	一坪	一〇〇	—	—	五〇	八〇
牛馬 (賣買したる時)	一頭	—	—	—	—	一〇〇
豚 (同上)	一頭	大	三〇	—	小 二〇	二五
薪	一擔	—	—	—	—	一〇

九、市場利用の範圍 主として朝鮮人間の賣買取引に利用せられ、附近約三里内外の地より集來する

もの多く、又汽車を利用し附近の停車場より來るものあり、當地は内地人集團地なるも内地人として利用するもの稀なり

一〇、市場税徴收の方法 經營者に市場管理人を命し市日毎に徴收しつゝあり

一一、市場の監督並に取締方法 警察官監督をなすの外、徴税に付ては郡に於て監督せり

大田魚菜市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備及開市日

イ、市場の名稱 大田魚菜市場

ロ、公私設別 私 設

ハ、所在地 大田面本町一丁目

ニ、面積 敷地三百五十坪

ホ、設備 木造瓦葺十一間コンクリート建坪百坪の揚屋あり

ヘ、開市日 毎日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

イ、市場主要取引品 魚類、野菜、果物

口、最近の取引高 一日平均約三百圓

三、市場商人の種類及商人數

仲買人 約四十名

四、市場の賣買方法 糶賣にして、午前一回午後一回とす

五、仲買人手數料 なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 全部懸賣にして、十日目勘定とし、金利を徴せず

七、市場金融に對する金利 日歩四錢乃至五錢

八、市場使用料 なし

九、市場利用の範圍 魚類供給方法としては釜山、馬山、統營、元山、群山、木浦、新義州、大連、

下關等の各地問屋より委託するものにして、蔬菜に在りては附近營農者より委託するもの多く、需

要者としては仲買者の手を経て大田市街、及附近部落、並に全羅北道錦山等に移送するものあり

一〇、市場税徴收の方法 經營者納付す

一一、市場の監督並に取締方法 經營者監督並に取締をなす、徴税に付ては郡に於て監督す

論山郡論山面

論山市場

一、市場の名稱 論山市場

公私設別 公 設

所在地 論山面本町

敷地面積 四千六百二十六坪

設置年月日 本市場は大正十二年十二月二十七日附にて位置變更の認可を受け現位置に設く

開市日 陰曆三日、八日、十三日、十八日、二十三日、二十八日とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高

主要取引品 穀類、絹綿布類、家禽類、獸類、竹及竹細工品、其他雜貨類

取引高 毎市三千五百六十六圓

三、市場商人の種類(問屋、仲買、小賣等に相當するもの)

穀類、野菜海藻類、薪炭類、材木類、漁具類、獸肉類、家禽類、笠子類、獸類、綿絹布類、鐵物類、

雜貨類、食器類、草蓆類、土磁器類、果實類、籠類、飲食物の小賣商人なり

四、市場の賣買方法 卸賣又は小賣とす

五、仲買人手數料 手數料は百分の一とす

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 現金賣買又は物々交換とす

七、市場金融に對する金利 金利は普通月五分とす

八、市場使用料 使用料は坪三錢より十五錢迄とす

九、市場利用の範圍 市場利用の範圍は五里四方とす

一〇、市場稅徵收の方法 市場稅徵收は徵收員四名を置き、賣買價格に依り百分の一を市場稅として徵收し領收票を交付す

一一、市場の監督並に取締方法 市場補助員一人を置き面職員と共に市場の監督及取締をなさしむ

論山郡江景面

一、市場の名稱 江景普通市場、江景魚菜市場

二、市場主要取引高(最近)

普通市場 二十五萬圓
魚菜市場 魚類 四十八萬圓

水産物 三十二萬圓

- 三、市場商人の種類 農産物商、綿布、綿絲、棉、麻布商、生、乾、鹽魚商、煙草商、陶磁器商、雜貨商、雜穀商、果物商、獸肉商、木材商、靴商、履物商、金物商
- 四、市場の賣買方法 卸並に小賣
- 五、仲買人手數料 商品は取引高の六分乃至四分、牛馬にはなし
- 六、懸賣の割合 普通市場はなし
- 七、市場金融に對する金利 月一分
- 八、市場使用料 普通市場内使用料 露店一坪三錢、小屋掛一坪七錢
常設店舗一戸四十錢
- 九、市場利用の範圍 附近六里四方より集散す
- 一〇、市場税徴收の方法 開市日の都度開店者より徴收す
- 一一、市場の監督並に取締方法 市場監督員なるものを置き開市日の都度、警察官の應援を得て取締をなす

舒川郡馬山面

新場市場

朝鮮の市場

- 一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日
新場市、公設、新場里、一町三反五畝、店舗十二軒、掛小屋三百五間、舊曆三日、八日、十三日、十八日、二十三日、二十八日開市
- 二、市場主要取引品並に最近の取引高
苧布、青苧、穀物、生魚、青物、雜貨、魚類、獸肉、布帛、薪炭、最近の取引高六千九百三十圓なり
- 三、市場商人の種類及商人數
小賣商 八百九十三人 仲買人 二十三人
- 四、市場の賣買方法 小賣
- 五、仲買人手數料 牛馬は一圓に付き四錢 商品は一圓に付き一錢
- 六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 該當事項なし
- 七、市場金融に對する金利 同
- 八、市場使用料 上屋、路面を問はず三錢
- 九、市場利用の範圍 三里四方より出店す
- 一〇、市場税徴收の方法 面補助員一名、領收員五名を置き徴收に従事す

一一、市場の監督並に取締方法 面長より領收員を召集し常に誠心誠意を以て徵稅することを周知せしめ、且つ面補助員及領收員にて監督並に取締を行ふ

天安郡天安面

天安市場

一、市場の名稱 天安市場とす

公私設別 公設なり

所在地 忠南天安郡天安面邑内里

面積 天安市場は現に道路を使用し居るものにして、全市場面積として明記すべきもの

無きも、牛市場丈は區域を別に選定しあり、此の面積六百坪とす

設備及開市日 牛市場には周圍に木柵を施し中に牛繫杭を排置し居るも他に何等設備なし

開市日は舊曆毎月三、八、十三、十八、二十三、二十八日とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高 穀物、織物、海産物、畜産物、鐵物、紙物、雜貨等なり、取引高毎月平均一萬七千圓とす

三、市場商人の種類及商人數 雜貨商、穀物商、倉庫業、運送業、獸肉販賣商、魚物商、古物商、菓子商、布木商、製麵業、陶磁器商、材木商、自轉車商、賣藥商、農具販賣商、酒類商、時計商、金銀細工業、鐵物商等にして、商人數二百九名なり

四、市場の賣買方法 卸賣、小賣

五、仲買人手數料 牛馬一頭に付百分の四、商品に付ては百分の四又は百分の五

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 三十日限にして利息は一分二厘とす

七、市場金融に對する金利 月三分乃至六分にして尙ほ市邊と稱し、毎市間(五日毎)一圓に付金二錢の利息あり

八、市場使用料 牛市場は一頭に付金三錢を徵收し、其他の市場は使用料を徵收せず

九、市場利用の範圍 市場を中心とし二里四方の部落より出場す

一〇、市場稅徵收の方法 市場補助員をして市場取引の現場に臨ましめ、賣上高の百分の一を徵收せしめつゝあり

一一、市場の監督並に取締方法 市場稅徵收の監督としては、市場補助員をして確實に實行せしむる爲め、郡及面職員開市日に市場を巡視し、出場商人及賣上高等を調査し市場稅領收票を確實に受

付し居るや否やを査察し居り、又牛市場其他に於て賣買仲買者か不正なる仲介料金を徴し居るや否や等を査察し、監督並に取締上遺漏なきを期しつゝあり

全 羅 北 道

群 山 府

一、及二、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日、主要取引品並に最近の取引高

市場の名稱	公私設別	所在地	面積	設備及開市日	一箇年の取引高					
					農産	水産	織物	畜類	其他計	
群山市場	公設	群山府藏財洞榮町	一、三〇〇坪	亞鉛葦木造平家九十坪 (毎月舊一に、五の日)	二六、七〇円	三、二〇円	三、六〇円	六、三〇円	二、四〇円	四二、三九〇円
同 魚市場	同	西濱町二番地	一三・五	木造亞鉛葦コンクリートの魚糶場 毎日二回開市	—	—	—	—	—	一七四、八四
同 食料品市場	同	荳町二八番地	二〇・三	木造亞鉛葦平土間市場 毎日二回開市	七五、九九	—	—	—	—	七六、九九
同 公設市場	同	明治町通	九・五	木造亞鉛葦平家建十棟 毎日開市(除月末)	五、八三	—	—	—	—	三、九〇
計			一、六四・三		一七、六七	二四、六三	三、九〇	六、三〇	二、五〇	四八、六七〇

三、市場商人の種類及商人數

朝鮮の市場

イ、群山市場は鮮人市場にして各地より商人群集し開市するに過ぎず、小賣人のみにして其の數常に一定せず

ロ、群山魚市場には九人の仲買と約六十人の小賣人を有す

ハ、食料品市場には仲買人十名其の下受賣人三十名あり 魚市場同様糶賣とす

ニ 公設市場は十棟に區別し米穀、食料品、雜貨、肉類等を販賣せしむ

四、市場の賣買方法 群山魚市場及食料品市場は糶賣の方法を採り毎日午前午後二回開市し、仲買人の落札せしものを各小賣人に配當せり。公設市場及鮮人市場は商品を陳列して顧客を待つの方法を採れり

五、仲介人手數料 記すべき事項なし

六、群山市場及公設市場は現金取引とし、糶賣の方法を採れる食料品市場に於ては仲買の勘定は其當日及翌月とす、魚市場にては月三回の勘定とす

七、該當事項なし

八、市場使用料

イ、群山市場 一戸二十錢

ロ、魚市場 賣物手數料の百分の十

ハ、食料品市場 同 上百分の十

九、市場利用の範圍

魚市場は市内、公設市場は重に市内にして、隣接沃溝郡の部落より買出に來る者あるも極めて少數なり、群山市場は遠きは五、六里多くは二里以内より來る、食料品市場は二里以内より來集す

一〇、市場税徴收の方法

群山市場(鮮人)には市場管理人を定め徴税せしめ、食料品市場、魚市場は營業人をして納入せしめつゝあり、公設市場は徴税せず

一一、市場の監督並に取締方法

群山市場には内地人監督員一名及鮮人管理人を置き、其他の市場に對しては係員をして隨時適當の方法を以て其任に當らしめつゝあり

全州郡全州面

全州市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、市場名稱 全州市場

ロ、公私設別 公 設

ハ、所在地 全州面大和町の一部及本町の一部

ニ、面積 五千七百二十五坪

ホ、設備及開市日

1 開市日 魚菜は毎朝其の他は舊二、七の日とす

2 設備 敷地は大正七年市場移轉と共に面に於て買收し、使用期間を定むる常設店舗四棟百二

十坪、使用期間を定めざる常設店舗六棟二百十坪、魚菜店舗一棟三十坪の店舗を建設す

二、市場主要取引品並に最近の取引高

穀物、鮮乾魚、鹽魚、海藻、果實、蘆蓆、野菜、鹽、金物、陶器、麻布、綿布、畜牛、材木、薪炭、鷄及卵

一箇月四萬一千四百六十圓の取引あり

三、市場商人の種類及商人數 問屋二名、仲買人二十名、小賣商一千二百名

四、市場の賣買方法 海産物(乾鮮魚海藻類)鹽には卸取引行はるゝも近來市場に接續して該問屋業を

營む者漸次増加の傾向あり、従て卸取引は漸次減少しつつありて大部分は小賣とし、見本取引は全然行はれず

五、仲介人手數料

畜牛一頭五十錢　　犢三十錢

穀類一呎毎に五升に満たざる端數を報酬とし、其他は賣上の約五分

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　懸賣としては織物業者等か農民に少量のものを貸與するに過ぎずして多くは現金取引なり、懸賣は大體五分乃至一割高にして、通例一市乃至二市を期限とするも麻布綿、蓆等にして夏季懸賣するものは收穫季を期限とす、従て約一割高賣と爲すか如し、金利として別に取る慣習行はれず

七、市場金融に對する金利　市場に於ける金融は月賦辨濟の如く毎市日に割當て市日毎に元利金を辨濟するものにして、利子としては市日毎に一圓に對し一錢なるが元金も辨濟し行くを以て一割二分の金利となるへし

八、市場使用料(上屋若は路面使用料又は賣上に對する手數料)　賣上に對する手數料なし

常設店舗　使用期間を定むるもの月一坪一圓五十錢

同 使用期間を定めざるもの月一坪九錢

魚菜店舖 一日坪十錢

露 店 一日坪二錢

牛繫杭 一木三錢

九、市場利用の範圍 五六里以内より生産物を持來り賣上金にて他の物を買取り歸るを例とす

一〇、市場税徴收の方法

1 郡より一箇年の市場税額の指定あるを以て、之を市場税徴收請負人に分擔し市日毎に分割徴收するものとす

2 面費市場使用料に就ては徴收員五名を置き徴收せしめつゝあり

一一、市場の監督並に取締方法 書記一名を毎日派遣し、市場使用料徴收監督を兼ね場内の監督並に取締の任に當らしむ

井邑郡井邑面

井邑市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、市場の名稱 井邑市場

ロ、公私設別 從來の慣例に依る市場、所謂公設市場なり

ハ、所在地 井邑郡井邑面市基里の一部

ニ、面積 積 約一萬五千坪

ホ、設備及開市日 市場として何等の設備なし、開市日は毎月二、七日とす

二、市場主要引品並に最近の取引高

イ、主要品取引品

穀物、木材及薪炭、蔬菜類、牛馬、鳥獸類、魚介類、海藻類、鹽、果實類、織物及絲類、苧麻類、油類、金物類、紙類、陶磁器類、履物類、帽子類、團扇々子類、麩子類、竹細工類、飲食物類、其の他の雜品類

ロ、最近の取引高 目下一市日に約七千圓の取引あるも、當期は年中最も取引の少なき時なり

三、市場商人の種類及商人

イ、問屋一人(鮮人) 仲買二十人 小賣六百人

ロ 商人數 六百四十人

四、市場の賣買方法 卸賣をなすもの極く少數にして、他は殆ど小賣に依る賣買法なり、見本取引をなすものなし

五、仲介人手數料 商品に對して賣上の百分の一、牛馬は一頭十錢

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 該當なし

七、市場金融に對する金利 該當なし

八、市場使用料 該當なし

九、市場利用の範圍

イ 出店の爲め來るもの 井邑郡の内井邑面、内藏面、所聲面、古阜面、徳川面、北面、及淳昌郡

全州郡、扶安郡、金堤郡、高敞郡の市場商人（俗に謂ふ市場廻商人）

ロ 出買する範圍 第一號各面の外井邑郡の内雨順面、淨土面、七寶面、及淳昌郡の内雙置面、福

興面、長城郡の内北一面、北二面

一〇、市場税徴收の方法 市場管理人は市場補助員をして市場税徴收の責任を擔當せしめ、補助員は徴收員を置き分擔徴收をなさしむ、其徴收は徴收規程に基き賣上價額の百分の一を徴收す

一一、市場の監督並に取締方法 市場管理人面長之を擔任し、外に市場補助員六人を置き、主として價格の均等暴利の防止に努め、常に物資の潤澤を計り一般需要者の圓滑を期する様充分なる取締を勵行しつゝあり

益山郡益山面

裡里市場

一、市場の名稱 裡里市場

公私設別 私設

所在地 全羅北道益山郡益山面裡里

面積 九千一百坪

設備及開市日 第一牛市場、第二米穀市場、第三鳥禽市場、第四陶器市場、第五魚市場（生乾共）、第六肉市場、第七海産市場、第八吳服市場、第九蔬菜及鐵物市場、第十雜市場、第十一材木市場等にして、全部亞鉛賣店舗を長方形に建築しあり、開市日は陰曆四、九の日とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高

農産物、海産物、織物、畜類、木材類、鹽、打綿、果實類

大正十二年中の取引高は六十五萬六千圓なり

三、市場商人の種類及商人數

問屋仲買 一百三十名、小 賣 七百五十名

四、市場の賣買方法 卸賣、小賣及見本取引有り

五、仲介人手數料 商品百分の一、畜類(牛馬)百分の二

六、懸賣の割合 三割 但し卸賣に限る、而して現金取引より五分高なり

仕拂期限及金利 五日間又は十日間、但し卸賣に限る、金利なし

七、市場金融に對する金利 最高年六割、最低年二割五分

八、市場使用料 本面は市場改善中に付使用料及手數料は當分の間徴收せず

九、市場利用の範圍 汽車は二十哩以内陸路は五里以内

一〇、市場税徴收の方法 市場補助員に依託徴收せしむ、但し金錢領收の場合は一定の領收證を交付

しつゝあり、領收證は五厘、一錢、二錢、五錢、十錢にして色別に印刷したるものなり

一一、市場の監督並に取締方法 市場税徴收に對する監督は面職員出張監督し、取締は警察官憲之に

當る

全 羅 南 道

木 浦 府

木 浦 南 市 場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

木浦南市場 (公設)面積千百二十四坪

所 在 地 木浦府南橋洞

開 市 日 毎日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

穀類、織物、鹽干魚、野菜、其他雜品

大正十二年中取引高 七千五百八十五圓

三、市場商人の種類 小賣商人のみにして凡そ五十人

四、市場の賣買方法 現金取引にて小賣を目的とす

五、仲買人手數料 なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料 なし

九、市場利用の範圍 多く木浦府内の者にして、織物商の如きは各市場を巡廻小賣を爲すものあり、

尙買手の如きは木浦及附近一里内外の者のみなり

一〇、市場稅徵收の方法 なし

一一、市場の監督並に取締方法 市場の清潔保持其他風紀取締上隨時職員を派し監督取締を爲す

旭魚市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備 及開市日

旭魚市場 (私設) 建物面積九十坪

所在地 木浦府櫻町

開市日

自九月十六日
至翌年四月卅日

毎日一回

自五月一日
至九月十五日

毎日二回

二、市場主要取引品並に最近の取引高

魚 類 大正十二年中取引高二十七萬九千四百二十九圓

三、市場商人の種類 仲買人十四名

四、市場の賣買方法 糶賣

五、仲買人手數料 なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 全部懸賣三日限、金利なし

七、市場金融に對する金利 四錢より六錢

八、市場使用料 なし

九、市場利用の範圍 府内仲買商人のみ

一〇、市場稅徵收の方法 毎月取扱高に對する收入申告により徵收す

一一、市場の監督並に取締方法 府職員隨時出張監督取締を爲す

木 浦 穀 物 市 場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

木浦穀物市場 (私設)

位 置 木浦府港町

二、市場主要取引品並に最近の取引高市場の主要取引品は穀物なり

大正十二年中の取引高五百七十八萬八千七百二十三圓なり

三、市場商人の種類及商人數

穀物商組合員 五十四人

四、市場の賣買方法 直取引、延取引

五、仲買人手數料 一石に對し雙方より二錢宛を徵收す

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料 なし

九、市場利用の範圍 府内穀物商組合員のみ

一〇、市場税徵收の方法 なし

一一、市場の監督並に取締方法 府職員隨時出張取引の狀況並に帳簿其他組合員の資産狀態等に付調

査監督取締を爲す、尙本道より一箇月一回出張監督取締を爲す

光州郡 光州 面

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、市場の名稱 大市場、小市場

ロ、公私設別 私 設

ハ、所 在 地 大市場 光州面校社里
小市場 光州面不動町

ニ、面 積 大市場 七千二百坪
小市場 二千五百坪

ホ、設備及開市日 敷地は官有地なるも往昔より個人に於て店舗兼住宅を建設し又各商人に於て

占有する小家掛露店等あり、開市日は大市陰曆二の日、七の日、小市同上四の日、九の日とし

一箇月各六回宛とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高

主要取引品布木、米、雜穀、木竹、魚鹽、果菜等にして、最近の取引高 大市は毎市日平均千五

百圓、小市は毎市日平均五百圓なり

三、市場商人の種類及商人數 商人の種類は仲買、小賣のみにして、商人數は仲買業五十人、小賣業

四百五十人内外なり

- 四、市場の賣買方法 卸賣小賣等のみにして、外に見本取引なし
- 五、仲介人手數料 商品及牛馬に對する一定の例規なく賣買主相談の上若干金を給付す
- 六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 卸賣小賣間に於ける懸賣は現金と掛賣とに差なく、成るべく小賣の利益を付け相當賣價を以て之を行ひ、仕拂期限に付ては其市日の日没前若くは次日迄と約束することあり、小賣の場合に於ける懸賣も現金と懸賣との差なし、其知友間にては相當安價を以て之を行ふ、仕拂期限は短期期間にして買受人の定むる所に依る
- 七、市場金融に對する金利 市場貸金は總て市賦(替計)にして、(最高)例へば借金十圓を十市に分ち仕拂せは一市に付一圓八錢乃至一圓十錢、(最低)借金十圓同上期間に於て一市に付一圓五錢乃至一圓六錢とする例あり
- 八、市場使用料 市場使用料は現時に於て徴收せず、但し本面に於て目下當該敷地讓與手續申請中に屬し、之か讓與を待て實施の豫定なり
- 九、市場利用の範圍 大市場は光州、羅州、長城、潭陽、和順の各郡よりの諸商人出店し、附近住民の買出に來るを常例とす、小市場に在りては主として光州邑内に居住する商人及住民等の利用

に限らる

一〇、市場税徴収の方法 賣上高の百分の一にして本道より配付の領收證用紙に依り補助員を使用して現金と交換す

一一、市場の監督並に取締方法 面に於て市場税の徴収を兼ね市場内一般の監督及取締に任す

麗水郡麗水面

麗水邑内市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

市場名稱 麗水邑内市場

公私設別 公 設

所在地 麗水郡麗水面東町

面積 二千百三十坪

設備及開市日 特記すへき設備なし、開市日は四、九の日(舊曆)

二、市場主要取引品並に最近の取引高

主要取引品は農産物(米穀)、大正十二年中の取引高一萬八千圓なり

三、市場商人の種類及商人數 仲買一百名 小賣五百名

四、市場の賣買方法 卸小賣並ひ行はれ見本取引なし

五、仲介人手數料

海産物(文魚、海衣、甘藷類) 百分の三

生麻 米 穀 百分の三

牛 一 頭 五十錢

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 懸賣は約五割にして、仕拂期限は最短は翌日、最長は十日、平均三日間にして金利なし、若し仕拂期限經過すれば金利を計算する例あり(此の場合は年三分の利子を附す)

七、市場金融に對する金利 最高一割二分、最低五分、普通六分

八、市場使用料 一店に付平均二錢(建坪一坪)

九、市場利用の範圍 出店者は十里以上十六七里より來集し、買出は五里以内より來る者多數を占む

一〇、市場税徴收の方法 市場補助員一名を選定し、毎市開店初に際し取引物品の數量及價額の概算

調査し、午後一時より徴收に着手し日暮に及ぶ、然れとも脱税者少し

一一、市場の監督並に取締方法 面書記現場に出張し徴税上監督を行ふ、尙ほ開市翌日毎に市場構内の掃除を行はしむ

濟州島濟州面

州城市場

一、市場の名稱 濟州島州城市場とす

公私設別 公 設

所在地 濟州島濟州面三徒里

敷地面積 四千五百坪

設備及開市日 冠物、布木、雜貨、雜品等に區劃を設け一箇月六回開市す（舊二日、七日、

十二日、十七日、二十二日、二十七日）

二、市場の主要取引品 冠物、布木、雜物、魚類、雜貨等にして取引高略五千餘圓なり

三、市場商人の種類及商人數 問屋、仲買、小賣等、五百餘人なり

- 四、市場の賣買方法 卸賣、小賣、仲買等
- 五、仲介人手數料 なし
- 六、懸賣の割合、仕拂期及金利 なし
- 七、市場金融に對する金利 なし
- 八、市場使用料 なし
- 九、市場利用の範圍 略五里以内より出店又は買出に來る
- 一〇、市場稅徵收の方法 市日には面書記二三人が出場し、各區分内に於て放賣高百分の一宛を領收證引替に放賣者より徵收す
- 一一、市場の監督並に取締方法、島廳員及面書記は出場の上、商品の陳列及商人等の不正行爲に絶えず注意を加へ、一定の標準にて賣買する様取締を爲す

慶 尙 北 道

大 邱 府

- 一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

市場の名稱 公私設別 所在地 面積 設備 開市日

大邱西門市 公(市場規則に依る第一號市場) 大邱府新町 二、七七八坪 市場全面を五區に劃し其の縱横及周圍に四間半乃至六間半の通行路及下水溝を附し此の内に雜貨商小屋三棟、魚類、穀物上屋二棟、倉庫一棟此の總建坪數四百九十六坪外に警官派出所、既設共同便所二箇所あり 陰曆二、七日

大邱東門市 同 同 徳山町 六、二六二 市街より通する三間半道路及溝内二間半幅の十字形道路、下水溝及共同便所の設備あり 同 四、九日

大邱令市 同 同 同京町一、二丁目、南城西城町三丁目、西城西城町三丁目各大通りの兩側 古來劃然たる區域なく其の兩側にある藥種商店又は其の他の店舗に於て開市期間内に取引を爲すものなり 自十二月一日毎日至同三十一日

大邱公設市場 公(府事業として設置せるもの) 同東門町十三番地の一 三七四 總面積は瓦葺平屋建より成り内に米穀肉類、蔬菜及果物家具、食堂、其の他日用品別店舗を設備せり 但し一月一日は休業

大邱穀物商組合市場 私(市場規則に依る第四號市場) 同大和町六十五番地 五〇 事務所二階建一棟立會場一棟上家倉庫一棟此の總建坪數三百四十三坪八合とす 但し大祭日、日曬、年始年末各三日間は休業

計 公 一四 一八八三四

二、市場主要取引品並に最近の取引高 (大正十二年調)

取引品別	市場別	西門市	東門市	令市	公設市	穀物市	計
農産物、穀物、蔬菜、其他		七一九〇〇〇 円	三三三〇〇〇 円	— 円	三七七五〇 円	二九七五八三〇〇 円	二九八六三三四五〇 円

朝鮮の市場

魚類	九六〇〇〇	二五、〇〇〇	—	四八、五七	—	一、二八九、五二七
織物	五五六、〇〇〇	二七、〇〇〇	二七、〇〇〇	—	—	七、〇〇〇〇〇
畜類 (主として牛、鶏)	二七二、〇〇〇	二九、〇〇〇	—	—	—	三〇〇、〇〇〇
漢藥	—	—	三三、五〇〇	—	—	三三、五〇〇
其他雜貨	一〇一三、〇〇〇	二七四、〇〇〇	四一、五〇〇	八四、七七三	—	一四、三、七三三
合計	三、四七五、〇〇〇	九七八、〇〇〇	四〇二、〇〇〇	一七二、〇四〇	二九七、五三、七〇〇	三〇、六、〇九、七四〇

三、市場商人の種類及商人數

市場別	種類別商人數			備考
	問屋	仲買商	小賣商	
西門市	二〇人	八〇人	一、〇〇〇人	年中の平均數を掲ぐ
東門市	—	二〇	七〇〇	
令門市	一五	七〇	四〇〇	
公設市	—	—	一五	
穀物市	四〇	—	—	
計	七五	一七〇	二、二一五	組合員四十人とす

四、市場の賣買方法

西門、東門の普通市場にありては總て小賣を主とする賣買とし、就中水産物は問屋に於て生産地よりの委託を受けたる商品を仲買人の手を経て、又は直接小賣商人に渡りて市場賣買となるものとす、令市にありては漢藥以外の商品は小賣とし、漢藥は仲買人を經て問屋に對し賣又は需要者に買はしむるもの多し、但し何れにしても見本を以て取引するものとす

穀物市場にありては見本取引とし、組合員直接又は委託を受けて賣買を行ふものとす

五、仲介人手數料

普通商品 魚類及織物の仲介手數料は委託手數料と同様なるものにして、魚類は百分の四、織物は百分の三とす

生牛馬 牛馬に對する仲買人の手數料は百分の三とす

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 小賣を主とするか故に現金賣を普通とし、懸賣の場合は次の市日迄(五日間)の期限を普通とす

七、市場金融に對する金利 鮮人間に於て元金に對し月五分の利息を加算し、之を毎市日に分割返済するもの古來行はるゝか如し

八、市場使用料 當府條例を以て定めたる額に依り徴收し、當府に於て設備したる場屋内にありては一坪に付一箇月三圓以内、一日十二錢、場屋外露地にありては一箇月二圓以内、一日八錢以内とす

九、市場利用の範圍 大部分は四、五里内の者か利用し(賣、買共)其以外に各市を巡廻行商するもの數も多し

一〇、市場稅徵收の方法 市場稅務補助員十五名及同監督一名、外に當府吏員七名をして、其分擔したる市場内區域に付徵收に従事せしむ

一一、市場の監督並に取締方法 府尹の指揮命令に従ひ、市場稅務補助員及同監督並に關係府吏員各商店の排置、整列に従事し、一面市場内に設置せられたる警察官派出所の巡警、又は當府汚物掃除係員等の出働に依り其取締又は衛生等に努むるものとす

義城郡安溪面

安溪市場

一、市場の名稱 安市

公私設別 公設

所在地 安溪面龍基洞

敷地面積 三千三百七十七坪

設備及開市日 店舗及露店を設備し、開市日は陰曆一、六日毎月六回開市

二、市場の主要取引品 農産物、水産物、織物、畜産物、其他雜貨

最近の取引高 木綿二百疋、牛二十頭乃至三十頭、大麥及小麥十石以上

三、市場商人の種類 小賣商人數四百人

四、市場の賣買方法 小賣のみにして見本取引はなし

五、仲介人手數料 牛馬は賣買價格に對し千分の六を仲介人の手數料とし徵收す、其他の商品は直接

賣買を行ひて手數料はなし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 百圓に對し年三割五分乃至四割

八、市場使用料 市場敷地は全部國有地にして個人よりは別に使用料を徵收せず

九、市場利用の範圍 四五十里四方内の商人か多數出店又は買出をなす

一〇、市場税の徵收方法 各廳又は店舗の區域を定め仲介人を置き請負の制度にて市場税を徵收す

一、市場の監督並に取締方法 本市場は面事務所々在地にして、市日には面長又は面書記か直接巡廻し監督及取締をなす

安東郡安東面

安東市場

一、市場の名稱 安東市場

公私設別 公設

所在地 安東面東部洞、西部洞

面積 路面にして詳ならず

設備 なし

開市日 毎月二日、七日、十二日、十七日、二十二日、二十七日

二、市場主要取引品並に最近の取引高（大正十二年中の取引高左の如し）

粳三千石、玄米二千石、大麥三百二十石、小麥百五十石、裸麥三百石、大豆一千二百石、小豆二十石、粟五百石、牛二千頭、繭二百五十石、麻布四千五百疋、木綿一千五百疋、石油三千二百四

十罐、燐寸五十五拾箱、食鹽三千五百包、棉花六萬六千五百二十八斤

三、市場商人の種類及商人數

物品販賣業(卸)六戸、同上(小賣)八十九戸、銀行業一戸、質屋業一戸、料理店業四戸、旅人宿業五十九戸、飲食店業七十一戸、理髮業四戸、代書業八戸、湯屋業一戸、運送業三戸、醸造業二戸、製造業四十五戸、染物業三戸、印刷業三戸、洗濯業三戸、寫真業一戸、金銀細工業四戸、彫刻業三戸、裁縫業三戸、遊戯場業一戸、請負業三戸、問屋業四戸、自働車業一戸

四、市場の賣買方法 卸賣及小賣又は見本取引を爲し賣買せり

五、仲介人手數料 商品には手數料なきも、牛馬には手數料あり取引高の百分の四を徵收す

六、懸賣の割合 仕拂期限及金利 懸賣は一割増し、仕拂期限は一箇月にして金利なし

七、市場金融に對する金利 二百圓以下は普通六分にして、千圓以下は月四五分、千圓以上は月三分位なり

八、市場使用料 路面にして使用料なし

九、市場利用の範圍 右に對し一里乃至五六里のものか出店し買出せり

一〇、市場税徵收の方法 市場管理人を置き徵收せり

一、市場の監督並に取締方法 警察官憲と相議し取締及監督をなす

安東郡豊山面

豊山市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、敷地面積、設備、及開市日

市場の名稱 豊山市場

公私設別 豊山面經營

所在地 豊山面安郊上里下里交叉の地點

敷地面積 二千九十三坪

設備及開市日 場屋を設け區劃を爲し開市日は(陰)毎月三日、八日、十三日、十八日、二十三日、二十八日とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高

穀物、鳥獸、魚類、海藻、蔬菜、果實、薪炭、織物、糸類、鹽類、油類、金物、紙類、陶磁器、酒類、煙草、其他雜類 大正十二年中取引高十萬二千九百五圓

- 三、市場商人の種類及商人數 仲買三人、小賣六十五人
- 四、市場の賣買方法 卸賣 小賣二種あり
- 五、仲介入手數料 商品に付ては一定の手續料なし、牛馬に付ては賣買金額百分の一
- 六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 懸賣割合一割、仕拂期限一箇月乃至三箇月、金利なし
- 七、市場金融に對する金利 約年三割内外
- 八、市場使用料 なし
- 九、市場利用の範圍 附近約三里の内洞里よりの者か出店し又は買出に來る
- 一〇、市場税徴收の方法 市場監吏を置き之を徴收す
- 一一、市場の監督並に取締方法 面及警察官憲に於て巡廻監督し常時清潔勵行店舗整理をなさしむ

迎日郡浦項面

浦項市、余川市

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備及開市日

名稱 浦項市 余川市

公私設別 公設 浦項市 面積 千百三十四坪
余川市 面積 〃千二百坪

所在地 慶尙北道迎日郡浦項面浦項洞

設備 浦項市、浦項面南濱町埋立地に於て一定の區域内に開市す、木造亞鉛葺長屋式市場

小屋建設の爲め目下準備中

余川市、浦項面浦項洞旭町通道路上に於て從來の舊慣に依り開市し、小屋掛其他の設備なし

開市日 浦項市 毎月陰一日、六日一箇月六回 計十二回
余川市 毎月陰四日、九日一箇月六回

二、市場主要取引品並に最近の取引高

取引品 穀物類、海藻類、魚鳥類、蔬菜類、食鹽類、果實類、薪炭類、織物類、紙類、陶磁器類

煙草類、蘆薈類

取引高 浦項市 三千九百圓 余川市 三千圓

三、市場商人の種類及商人數

商人種類 小賣商及問屋、仲買

商人數 浦項市 一千九十三人 余川市 一千二百十四人

四、市場の賣買方法 小賣、見本取引なし

五、仲介手数料 商品百圓に付二圓 牛一頭に付手数料一圓

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 二圓に付一市日二十四錢を拂ひ十回にて全額を返済す

八、市場使用料 なし

九、市場利用の範圍 浦項面を中心とし附近二里位の者か毎市出店及買出の爲め群集す

一〇、市場税徴收の方法 面より市場管理者補助員を置き、一定の市場税徴收補助員章を携帯させ、

市場管理者たる面長監督の下に各市場商人より其賣上價額を調査し、直接市場税を徴收す

一一、市場の監督並に取締の方法 一面長及面職員隨時市場を巡視し、當面より市場管理者及補助員を置き、常時市場の監督並に市場の管理掃除取締をなす

迎日郡延日面

下扶助市

一、市場の名稱 下扶助市

公私設別 公 設

所在地 迎日郡延日面中明洞

敷地面積 一千九百四十三坪

設備及開市日 設備なし、開市毎月陰曆十日、二十日、三十日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

生牛一開市取引高二十五頭

三、市場商人の種類及商人數 仲買人十名 小賣人百名

四、市場の賣買方法 卸賣、見本取引はなし、小賣を以て取引す

五、仲介人手數料 商品及生牛何れも賣買價格百分の一なり

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 懸賣なし

七、市場金融に對する金利 金貸業者なし

八、市場使用料 現に使用料を徴收せず

九、市場利用の範圍 附近五里位よりの者が出場し間々十五里位よりの者も買出に來る

一〇、市場稅徴收の方法 出場商人に對し商品放賣價額百分の一を徴收す

一一、市場の監督並に取締方法 面に於て各物品の種類別に店の位置を一定せしめ常時市場隣接住民

を督勵し市場の敷地内を掃除し清潔を保たしむ

延 日 市

一、市場の名稱 延日市

公私設別 公 設

所 在 地 迎日郡延日面生旨洞

敷地面積 一千二百坪

設備及開市日 設備なし、開市陰曆毎月三日、八日、十三日、十八日、二十三日、二十八日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

米一開市取引高十斗

三、市場商人の種類及商人數 小賣人五十名

四、市場の賣買方法 卸賣見本取引はなし 小賣を以て取引す

五、仲介人手數料 本市場は仲介人なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 懸賣なし

七、市場金融に對する金利 金貸業者なし

八、市場使用料 現に使用料を徴收せず

九、市場利用の範圍 附近二里位より出店し又は買出に來る

一〇、市場稅徵收の方法 出場商人に對し商品放賣價額百分の一を徴收す

一一 市場の監督並に取締方法 面に於て各物品の種類別に店の位置を一定せしめ、常時市場隣接住民を督勵し市場の敷地内を掃除し清潔を保たしむ

慶州郡慶州面

慶州市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

市場の名稱 慶州市場

公私設別 公 設

所在地 慶州面東部里(邑内)

面積 二千六百六十一坪

設備 なし

開市日 大市 每月陰二日、七日、十二日、十七日、二十二日、二十七日
小市 每月陰四日、九日、十四日、十九日、二十四日、二十九日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

市場の主要取引品 穀物、鳥獸、生牛、魚類、海藻、鹽類、蔬菜、果實、薪炭、織物、金物、紙類、陶磁、雜類

最近の取引高 大正十三年五月中の（一箇月分放賣價額）取引高五千百三十二圓八十錢

三、市場商人の種類及商人數 問屋無くして卸賣小賣のみ、商人數一千六十人

四、市場の賣買方法 賣買方法としては卸賣小賣にして、見本取引等はなし

五、仲介人手數料

魚類は一負に付五錢、布木商は一疋毎に付五錢、穀類は一斗に付四錢、即ち二錢以上五錢以下にして五錢以上のものなし、但牛馬は一頭に依らず賣買價格の百分の四

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 織物に限り約三割の懸賣ありて仕拂期限は一般に三週間なるも、

違約して一箇月或は二箇月程の延期を爲す者あり

七、市場金融に對する金利 月利三分

八、市場使用料 市場使用料なし、上屋若は路面使用料なし、賣上に對する手數料は賣買價格の百分

の二即ち市場税を徴收す

九、市場利用の範圍 本面の全部及隣接各面、最遠五里以内の者か出店又は買出に來る

一〇、市場税徴收の方法 牛市場に七名、米穀に五名、魚類に四名、其他全部各店に一名宛の市場税徴收員ありて是等か各々徴收し面へ納付しつゝあり

一一、市場の監督並に取締方法 本面長自ら毎月三回以上嚴重に市場監吏及市場税徴收員の監督を爲し併せて巡視取締を爲し市場監吏は常に巡廻を爲し徴收員の監督と共に取締をなしつゝあり

慶山郡慈仁面

慈仁市場

一、市場の名稱 慈仁市

公私設別 私設

所在地 慶山郡慈仁面西部洞

敷地面積 三千五百八十五坪

設備及開市日 小掛屋店舗二百戸、牛馬繫留杭百本、毎月陰三、八日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

穀物類、魚介類、果實類、布帛類、鐵物類、陶器類、薪炭木物類、雜貨類、家禽家畜類、一萬五千六百三十九圓(最近一箇月分)

三、市場商人の種類及商人數

鮮人、内地人、支那人、問屋なし、仲買朝鮮人五十人、小賣朝鮮人四千五十人、内地人十八人、計四千百十八人(最近一箇月の商人數)

四、市場の賣買方法 卸賣は僅少にして重に小賣なり見本取引なし

五、仲介人手數料 鐵物百分の一、牛馬百分の一、外にはなし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 全額の二、三割、一ヶ月以内、金利なし

七、市場金融に對する金利 大口には二步五厘乃至三步五厘、小口には三步乃至四、五步

八、市場使用料 小屋掛店舗一坪に付每市五錢、牛馬繫留杭一本に付每市一錢、路面使用料及其他の使用料は別に徴收せず

九、市場利用の範圍 六、七里以内の者か出店し十里内外の者か買出に來る

一〇、市場税徴收の方法 面制施行以來市場監吏員を廢止し下請負人五名を面より任命し、每市の調

定額に依り之を徴收せしむ

一、市場の監督並に取締方法 毎月一回以上下請負人を面事務所に集合せしめ徴税上其他事項に付き注意を與へ、毎市日には面吏員をして巡廻せしめ徴收上の不正を取締る

慶山郡河陽面

河陽市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、敷地面積、設備、及開市日

イ 市場名稱 河陽市

ロ 公私設別 公 設

ハ 所在地 河陽面琴梁洞

ニ 敷地面積 一町七反

ホ 開市日 陰四日、九日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

イ 主要取引品 織物

ロ 最近の取引高 苧五百疋、麻布一千五百疋、絹布六百疋

三、市場商人の種類及商人數

イ 問屋業者 一人 ロ 仲買業者 一人

ハ 卸賣業者 一人 ニ 小賣業者 百二十五人

四、市場の賣買方法 卸小賣のみにして見本取引なし

五、仲介人手數料 百分の一

六、懸賣の割合、支拂期限及金利

イ 懸賣の割合 一割五分

ロ 支拂期限及金利 支拂期限は雙方協定し一定の期限及金利なし

七、市場金融に對する金利 三分、四分、四分五里、五分

八、市場使用料 面經營にして建築したる店には一市一間に付五錢宛を徴收し、其他路面に臨時架設したる露店に於ては賣上高を見積り一錢或は二錢を徴收す

九、市場利用の範圍 三里以内の商人か出店し買出に來る

一〇、市場税徴收方法 市場税徴收の爲め徴收員二人を置き市日毎に徴收す

一一、市場の監督並に取締方法 市場の監督並に取締は市場經營者か之れを執行す

金泉郡金泉面

一、市場名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

市場の名稱	公私設別	市場所在地	面積	設備	開市日
金泉市場	公設	本町旭町	一萬八千二百坪	露店又は各自の店舗にて取引を爲し 米市場と魚市場は上屋の設備あり	毎月陰曆五日、十日、十五日、 二十日、二十五日、三十日
金泉魚菜市場	同	城内二百八十番地	七十四坪	木材を以て周圍に外柵を施すの外設備なし	毎日市場
鳥獸市場	同	黃金町百二十三番地	千五百九十六坪	市場區域の外柵は鐵條網を以て圍ひ 場内には牛繫杭の設備あり	毎月陰曆六日、十一日、十六日、 二十一日、二十六日、三十一日
備考		金泉市場は舊來の市場名にして、其區域は本町及旭町の一小部落を以てし、面積は一萬八千二百坪の區域たり、其區域内には個人所有空地及道路等ありて市場としての面積を區分し難し、而して現今に至りては地方の發展に伴ひ本町旭町の全町内は勿論隣接せる錦町城内町に擴張し、市場區域内と同様の取引賣買を爲すの状態にあり			

二、市場主要取引品並に最近の取引高

穀類、野菜、鳥獸、生魚、干魚、海藻、綿布糸、絹布類、食料品、雜貨類、陶磁器、薪炭、藥品
最近取引高一開市三萬五千圓

三、市場商人の種類 問屋六名、仲買三十名、小賣三百名

四、市場賣買の方法

イ、海産物の取引は問屋より仲買人に仲買人は小賣人をして賣買の取引をなし居れり、而して各問屋は原産地荷主より委託を受け販賣を爲す

ロ、米穀類の如き其重なる玄米、及粃米、大豆、粟等の取引は見本により取引を爲すもの多く、雜穀類は現品の取引を爲し居れり

ハ、牛馬の取引は市場内に於て仲介人の手に依り賣買を行はれ、交換取引等は皆無の状態なり

ニ、綿糸布類の賣買取引は商標及見本に依り賣買取引盛に行はれ居りたるも、現今にては店舗又は露店に於て現品の取引多く、卸賣商人の仕入等は從來の如く商品又は見本に依り先注文の取引を爲しつゝあるの狀況なり

ホ、其他食料、雜貨、陶磁器、薪炭、藥品等は各自店舗の賣買取引を繼續しつゝあり

五、仲介人手數料 商品手數料千分の三十以内 牛馬手數料一頭に付一圓 海産物手數料千分の四十以内

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 懸賣の割合五割、支拂期限市日の當日又は十日十五日以内、金利なし

七、市場金融に對する金利 月三步以内

八、市場使用料

米市場の上屋一間に付一開市十錢、牛市場出場牛一頭一開市二錢、路面使用料なし、賣上に對する手數料なし

九、市場利用の範圍 附近十里餘のもの出店又は買出に來る

一〇、市場稅徵收の方法 常設店舗に對しては毎月一箇月分を査定し置き告知書を發し徵收す、露店營業者に對しては毎市日毎に面吏員出張を爲さしめ徵收せり

一一、市場の監督並に取締方法 面職員又は市場監吏人をして取締を爲し居れり

尙州郡尙州面

尙州市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

公設、尙州市場、所在地は尙州面南町里 面積は二千五百九十坪 設備は小屋掛百八十間を設く

開市日は毎月陰二、七日とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高(但し七月中一箇月分)

穀物類	七千二百圓	鳥獸類	一千六百六十五圓
海産類	二千四十圓	蔬菜類	三百六十圓
果實類	百八十圓	薪炭類	六百六十圓
織物類	七百四十九圓	糸類	三百六十二圓
金物類	七百七十九圓	紙類	百八十圓
陶磁器	三百六十圓	雜貨類	二千五十七圓

三、市場商人の種類及商人數 仲買商人（海産物、穀物）六十五人、小賣商人三百五十人

四、市場の賣買方法 仲買小賣を主とし、卸賣及見本取引はなし

五、仲介人手數料 牛一頭に付百分の三、其他商品は百分の一

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 懸賣の割合は全取引高の約二割あり、仕拂期限は一週日或は二週

日とし、之に對する金利なし

七、市場金融に對する金利 月割五歩以上

八、市場使用料 使用料は市場小屋掛の分毎市平均一間に付五錢を徴收し、路面及賣上に對する手數

料なし

九、市場利用の範圍 附近五里以内の者出店及買出に來る

一〇、市場稅徵收方法 從來の慣行により郡より商品の種別によりて各管理人を設置し、市日毎に各商人に就て賣上高百分の一を徵收せしむ

一一、市場の監督並取締方法 市場監督に對しては管理人及市場に對する面補助員ありて、一箇月四五回宛巡廻取締をなす

慶 尙 南 道

釜 山 府

釜 山 鎮 市 場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ 名 稱 釜山鎮市場

ロ 公私設別 公 設

ハ 所在地 釜山府凡一洞

ニ 面 積 一千四百五十坪

ホ 設 備 なし

へ 開市日 舊四、九の日 日出より日没迄

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

白 米	一萬五千八百十八圓	鹽	二百三十七圓
大 豆	三百八十九圓	蔬菜果物	七百四十六圓
雜 穀	一千二百五十九圓	織 物	一萬二千一百四十八圓
鳥 獸	五百三十四圓	其 の 他	四千一百九十七圓
魚類及海藻	六百七十二圓	合 計	三萬六千圓(大正十二年中)

三、市場商人の種類及商人數 小賣業者にして、約四百名より四百九十名内外とす

四、市場の賣買方法 小賣にして見本取引なし

五、仲介入手數料 なし

六、懸賣の割合、支拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料 市場敷地は道路にして且つ設備なきに付使用料を徴せず

九、市場利用の範圍 二里内外より出買又は出賣に來る者なり

一〇、市場稅徵收の方法 府の市場管理人をして毎市日に之を徵收せしめ、月末に於て納付せしむ

一一、市場の監督並に取締方法 府の市場管理人をして一切の管理監督並に取締に當らしむ

富平町市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ 名稱 富平町市場

ロ 公私設別 公 設

ハ 所在地 釜山府富平町二丁目七十七番地

ニ 面積 一千一百七十六坪

ホ 設備 木造瓦葺平屋三百十一坪

ヘ 開市日 一月一日を除き毎日日出より日沒迄

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

白米 五十六萬九千圓 鹽 一千八百圓

大豆 一萬六千二百圓 蔬菜果物 四十五萬六百四十圓

雜穀 一萬三千圓 織物 二千四百圓

鳥獸 一萬七千二百圓 其他 二十六萬一千六十圓

魚類及海藻 四十七萬二千六百圓 合計 二百八十萬三千圓(大正十三年中)

三、市場商人の種類及商人數 小賣業者のみにして、屋内一百二十五、屋外一百三十七の店舗あり

四、市場の賣買方法 小賣にして見本取引なし

五、仲介人手數料 なし

六、懸賣の割合、支拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料

等	級	料	金	等	級	料	金
場屋内	一等	一坪に付	一月十三圓	場屋内	五等	一坪に付	一月八圓
同	二等	同	一月十一圓	場屋外	同	同	一月八圓
同	三等	同	一月十圓	倉庫	同	同	一月十圓
同	四等	同	一月九圓				

九、市場利用の範圍 商人は店舗を常設し居り、購買者は主として市内のものなり

一〇、市場税徴収の方法 市場税は免除されありて納付せず

一一、市場の監督並に取締方法 府の市場管理人をして一切の管理監督並に取締の任に當らしむ

釜山鎮牛市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、並に開市日

イ 名稱 釜山鎮牛市場

ロ 公私設別 公 設

ハ 所在地 釜山府凡一洞一千二百九十八番地の二

ニ 面積 二千一百九十九坪

ホ 設備 事務所瓦葺平家一棟三十三坪、糧秣舍八坪、牛馬繫留柵七間物八個

ヘ 開市日 毎日日出より日没迄

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

生 牛 五十八萬八千四百五十圓(大正十二年中)

三、市場商人の種類及商人數 仲買人二十名、問屋業者八名

四、市場の賣買方法 見本取引なし

五、仲介人手數料 生牛一頭に付買賣者雙方より各五十錢の手數料を徴す

六、懸賣の割合、支拂期限及金利 當該事項なし

七、市場金融に對する金利 別になし

八、市場使用料 生牛一頭に付八十錢

九、市場利用の範圍 出場商人は西北鮮各地、本道及慶北各地の者にして、買出に來る者は二里内外

の農業者、屠牛者、又は當地に於ける移出牛商人等なり

一〇、市場稅徵收の方法 市場稅は市場經營者たる釜山府之を負擔し納付をなす

一一、市場の監督並に取締方法 府の市場管理人をして凡らゆる管理監督並に取締に當らしむ

釜山食糧品株式會社市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ 名稱 釜山食糧品株式會社市場

ロ 公私設別 私立

ハ 所在地 釜山府南濱町一丁目六十六番地

ニ 面積 七十三坪

ホ 設備 木造瓦葺二階建事務所九坪、木造瓦葺二階建倉庫七坪半、競賣所木造瓦葺平屋四
十坪

ヘ 開市日 祭日其他の休日を除き毎日午前六時より正午まで

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

蔬 菜 二十二萬四千七百十八圓

果 物 十三萬四千四百二十三圓

合 計 三十五萬九千一百四十一圓(大正十二年申)

三、市場商人の種類及商人數 仲買人三十名

四、市場賣買の方法 糶賣、示談販賣、委託販賣等の方法を以て卸賣とす、見本取引なし

五、仲介人手數料 なし

六、懸賣の割合、支拂期限及金利 市場の賣買仕切金は賣買日の五日目内に決済するものとす、若し右
期限内に決済せざるときは其市場より買受けたる仲買人をして市場取引を停止するものにして、
其仕切金に對しては金利を附せず

七、市場金融に對する金利 市場より市場販賣品を擔保として貸出せる立替金は其時價の六掛とし、

金利は日歩五錢とす

八、市場使用料 市場使用料は徴せざるも、手数料として販賣額に對し野菜類は百分の十二 果實類は百分の十、一般食料品は百分の十、花卉類は百分の十を徴收するものとす

九、市場利用の範圍 仲買人により出場品を買受け市内の販賣商人に賣却するものにして、其出品は朝鮮各地或は内地方面より市場へ販賣方を託送せらるゝものなり

一〇、市場稅徵收の方法 釜山食糧品株式會社に毎月之を賦課し徵收す

一一、市場の監督並に取締の方法 市場經營者に於て直接管理中にして別に監督並に取締を爲すを認めず

釜山水産株式會社魚市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ 名 稱 釜山水産株式會社

ロ 公私設別 私 設

ハ 所在地 釜山府南濱町一丁目三十三番地及三十四番地

二、面 積 六百六十三坪

ホ 設 備 荷揚場及荷造場は木造瓦葺平屋建三棟二百六十八坪八合、倉庫は木造瓦葺二階建

一棟三十二坪、木造瓦葺平屋十六坪四合、仲買人詰所木造瓦葺二階建十六坪五合

へ 開 市 日 一月一日を除き毎日左の時刻に開市す

自 五月一日 (午前七時)
至 十月末日 (午後二時)

二 回

自 十一月一日 (午前七時)
至 四月三十日 (午前七時)

一 回

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

魚 類 二百十八萬七千四百二十五圓(大正十二年申)

三、市場商人の種類及商人數 仲買人七十二名

四、市場の賣買方法 糶賣、入札賣、算當賣等の方法を以て卸賣とす、見本取引なし

五、仲介人手數料 なし

六、懸賣の割合、支拂期限及金利 市場より買受けに對する仲買人の仕切金は市場賣買當日に決濟す

るものなり

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料 市場使用料の徴收なきも、糶賣十分の一、算當賣及入札賣は各百分の五の手數料を

徴す、但し荷造の爲め單に市場のみを使用す場合は其價格の百分の二半の市場使用料を徴す

九、市場利用の範圍 慶南の巨文島より蔚山間に於ける各漁場の魚獲物は殆ど集まり仲買人に依り鮮

内地、内地、滿洲方面へ供給さる

一〇、市場税徴收の方法 市場經營者たる釜山水産株式會社に毎月之を賦課し徴收するものとす

一一、市場の監督並に取締の方法 市場經營者に於て直接管理中にして別に監督並に取締を爲すを認めす

釜山鎮共同販賣所

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ 名稱 釜山鎮共同販賣所

ロ 公私設別 私 設

ハ 所在地 釜山府凡一洞八十番地

ニ 面積 四十坪

ホ 設備 木造亞鉛葺二十四坪(販賣所)

ヘ 開市日 自五月 至八月 (毎日 午後五時 一回)

自一月 至四月 (休市)

自 十二月 一日 午後四時 一回

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

蔬 菜 一萬五千七百五十三圓(大正十二年)

三、市場商人の種類及商人數 仲買人二十名

四、市場の賣買方法 糶賣のみを以て卸賣とす、見本取引なし

五、仲介人手數料 なし

六、懸賣の割合、支拂期限及金利 市場賣買の仕切金は其市場より買受けたる仲買人をして賣買日の

翌日市場立會前に決済するものとす、若し其仕切金を延滞する場合には市場取引を停止せらる

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料 市場使用料は徴收せざるも、手數料として賣上高の百分の十を徴するものとす

九、市場利用の範圍 釜山鎮農業組合員の生産せる野菜のみ出賣せらるゝものにして、仲買人により

市内の商人に分賣せらる

一〇、市場稅徴收の方法 釜山鎮共同販賣所に毎月之を賦課し徴收す

一一、市場の監督並に取締の方法 市場經營者に於て直接管理中にして別に監督並に取締を爲すを認

めす

備考 以上の各市場の外釜山穀物商組合穀物市場あるも、右は特殊市場にして普通市場と趣を異にせるを以て省略す

馬 山 府

扇町公設市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ 名 稱 扇町公設市場

ロ 公私設別 公 設

ハ 面 積 敷地總面積二千二百八十一坪の内亞鉛葺平家建八十一坪及瓦葺平家建二十五坪の

場屋二棟あり

ホ 設 備 前記八十一坪の場屋内に適當の通路を設け一定の區劃をなし、希望者をして店舗

を出しむ、陳列棚等の設備は出店者の負擔とす

前記二十五坪の場屋は之を四分し住宅付店舗とせり、建具其他一切の設備は使用人の負擔とす

へ 開市日 無休

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

イ 主要取引品 野菜、穀類、魚類

ロ 最近の取引高 一箇月五千圓餘

三、市場商人の種類及商人數

イ 商人の種類 小賣商人

ロ 商人 數 二十八人

四、市場の賣買方法

小賣を専らとし見本取引なし

五、仲買人手數料

小賣商人のみなるにより仲介手數料なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利

イ 懸賣の割合 即時拂を原則とするも極めて少數の懸賣なしとせず、其割合三分内外なり

ロ 仕拂期限 懸賣の場合は月末勘定とす

ハ、金 利 金利關係なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料

今日の處にては使用料は之を徴收せず、追て條例に依り之を徴する見込

九、市場利用の範圍

出店者は新馬山居住者のみにて、買出に來る者も亦新馬山の者多く舊馬山より來る者は少數なり

一〇、市場の監督並に取締方法

取締の爲め別に監督者を置かず、夜間は場屋出入口の戸に外部より鎖鑰を施し、當場屋の一隅に

一室を設け之に一人の宿直を置けり

住宅付店舗は各使用人に於て管理す

舊馬山市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ 市場の名稱 舊馬山市場

ロ 公私設別 公設

- ハ 所在地 馬山府富町、壽町、元町、萬町、石町の等外道路上
 - ニ 面積 坪數不明なるも三間半中道路延長二百間内外
 - ホ 設備 なし
 - ヘ 開市日 陰五、十の各日(月六回)
- 二、市場の主要取引品並に最近取引高
- イ 主要取引品 穀類、綿布、麻類、綿糸類、魚類、其他日用雜貨
 - ロ 最近取引高 六月中二千五百圓見當
- 三、市場商人の種類及商人數 小賣商人約三百名
- 四、市場の賣買方法 現金小賣の方法に依る
- 五、仲介人手数料 なし
- 六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 總て現金賣なり
- 七、市場金融に對する金利 金十圓に付五日間に十錢内外の利息を支拂ふ
- 八、市場使用料 徴收せず
- 九、市場利用の範圍

イ 出店者は五里又は七里以内より来る

ロ 買出者は附近三里内外より来る

一〇、市場税徴収の方法 府吏員をして徴収せしむ

一一、市場の監督並に取締方法 市場税徴収の府吏員をして適宜取締を爲さしむ

馬山牛市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ 市場名稱 馬山牛市場

ロ 公私設別 私 設

ハ 所在地 馬山府午東洞

ニ 面積 一千四十四坪

ホ 設備 市場事務所及牛繫場を設け周圍には木柵を作り區劃をなす

ヘ 開市日 陰五、十の各日(月六回)

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

イ 主要取引品 生 牛

ロ 最近取引高 一萬二千八百八十圓(自四月至六月) 三月分

三、市場商人の種類及商人數

イ 商人種類 仲介者十五名

ロ 商人の數 不定

四、市場の賣買方法 仲介人立會の上賣買取引を爲す

五、仲介人手數料

賣價の百分の三は組合收入(馬山畜産組合)、仲介人手數料生牛七十錢、犢牛四十錢

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 懸賣なし、隨て仕拂期限及金利關係なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料 徴收せず

九、市場利用の範圍

イ 生牛を牽き入場する者五里以内

ロ 生牛を賣出しに來る者亦同様

一〇、市場稅徴收の方法 仲介人手數料徴收員を置き、之をして生牛賣却者より價格の百分一を徴收せ

しむ

一一、市場の監督並に取締方法 監督者一名を置き百般の取締に従事せしむ

馬山 水産市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ 市場の名稱 馬山水産市場

ロ 公私設別 私 設

ハ 所在地 馬山府濱町三丁目

ニ 面積 海面占用九十六坪

ホ 設備 トタン葺木造平家建一棟九十六坪

ヘ 開市日 陽一月一日並に陰一月一日及八月十五日の外は、毎日午前七時より同十一時

迄開市す

二、市場主要取引品並に最近の取引高

イ 主要取引品 海産物

ロ 最近取引高 大正十三年七月中取引高九千二百六十三圓

- 三、市場商人の種類及商人數 競賣なるにより仲買人十一人あるのみなり
 - 四、市場の賣買方法 競賣とす
 - 五、仲買人手數料 仲買人手數料なし市場經營者たる馬山水産株式會社に於て手數料として賣買價額の一割を賣渡人より徴收す
 - 六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 懸賣なし
 - 七、市場金融に對する金利 なし
 - 八、市場使用料 なし
 - 九、市場利用の範圍
 - イ 出品者は鎮海及巨濟方面を主とす
 - ロ 買出に來るは馬山府居住者
 - 一〇、市場稅徵收方法 前記市場經營者の收入手數料額に對し百分の五を課稅す
 - 一一、市場の監督及取締方法 なし
- 馬山 ㊦ 膏物市場
- 一、市場の名稱、公私設別 所在地、面積、設備、及開市日

イ 市場の名稱 馬山[㊦]青物市場

ロ 公私設別 私設

ハ 所在地 馬山府都町一丁目

ニ 面積 八十九坪

ホ 設備 トタン葺木造平家建一棟六十四坪

ヘ 開市日 一月一日同三日及八月十五日の外は、毎日午前九時より正午十二時迄開市

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

イ 主要取引品 蔬菜及果實

ロ 最近取引高 大正十三年六月中取引高、一千十圓

三、市場商人の種類及商人數 委託販賣及競賣なるを以て仲買人十一人あるのみなり

四、市場の賣買方法 競賣とす

五、仲買人手數料 仲買人手數料なし、市場經營者岩田政太郎に於て、手數料として賣買價格の一割を賣渡人より徴收す

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料 なし

九、市場利用の範圍

イ 出品者は下關、門司、及馬山附近一帶の果樹園經營者又は農業者(委託又は直接)

ロ 買出人は馬山府居住者

一〇、市場稅徵收の方法 前記市場經營者の收入手數料額に對し百分の五を課稅す

一一、市場の監督並に取締方法 なし

晋州郡晋州面

晋州市場

一、市場の名稱、晋州市場

公私設別、公設面營、所在地、晋州面大安洞と東城洞に跨がる

面積 五千四百八十坪

設備 常設店舖三百八十七坪

開市日 舊曆二、七の日

二、市場の主要取引品

米及雜穀、魚類、織物類、薪炭、竹細工品、雞、豚、牛、冠類、及履物、蔬菜、鹽、其他

同上最近一箇月に於ける取引高 一萬八千七百八十六圓

三、小賣商のみにして常設店舗六十五、其他平日の出場商人平均五十人、開市日に於ける商人數は市況最盛期に於て約四百人に及ぶ

四、小賣人のみにして見本取引等なし

五、市場に於ける普通商品には仲介人なく、只生牛のみは晋州郡畜産組合にて仲介を行ひ、賣買價格の五分を徴收し、其内一分を道地方費に、一分を仲介人たる補助員に手数料として支給す

六、懸賣の歩合は十分の二内外とす

七、市場金融に對する金利は月五分乃至六分とす

八、市場使用料は

常設店舗 一坪最高 一箇月一圓七十錢

同 日貸 八錢

露 天 同 日 貸 二 錢

賣上に對する手数料なし

九、普通五里以内位の者に利用さる

一〇、市場税徴收の方法 生牛は畜産組合に依頼し、其他は市場使用料徴收員をして徴收せしむ

一一、市場の監督並に取締方法としては市場使用料徴收員をして取締を爲さしめ、更に定員十三名の
面書記中勸業係を専務として監督の任に當らしめ、其他の者も出來得る限り出勤せしめつゝあり

密陽郡密陽面

密陽 公設市場

一、市場の名稱、密陽公設市場 密陽面内一洞及三門里 面積一千六百七十二坪
毎月舊二、七の日開市 設備なし

二、主要取引品 米穀類、牛、鶏、魚類、鹽、海藻、織物類、陶磁器、金物類、薪炭類、其他雜品
最近一市日取引高四千圓

三、市場商人の種類 魚問屋二軒の外は總て小賣商にして其數約一千人

- 四、市場の賣買方法 全部小賣にして、卸賣又は見本取引なし
- 五、仲介人手數料 牛の仲介人手數料は價格の百分の一とす
- 六、懸賣の割合、支拂期限及金利 なし
- 七、市場金融に對する金利 十圓以下の金融は一市日毎に金一圓に付き二錢とす
- 八、市場使用料 徴收せず
- 九、市場利用の範圍 附近七里以内
- 一〇、市場稅徴收の方法 各市場毎に徴收員を臨場せしめ、賣買の都度賣渡人より百分の一を徴收す
- 一一、市場の監督並に取締方法 主として補助員に監督せしめ、面長及面吏員をして臨機監督せしむ

東萊郡東萊面

東萊市場

- 一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日
市場名稱は東萊市場にして、公設（舊府使の駐在地として指定開市）、所在地は東萊面壽安洞、福泉洞、校洞の三洞里に亘る、設備としては特になし、開市日は陰曆毎月二、七の日なり

- 二、市場の主要取引品 穀類、魚類、海藻類、畜牛、鳥禽類、果實類、蔬菜類、薪炭類、鑛器、陶磁器、蘆蓆類、綢緞布木類、其他日用荒物等にして、最近取引高毎市日約四千圓
- 三、市場商人の種類 仲買、小賣にして、商人數約四百人
- 四、市場賣買方法 小賣
- 五、仲介人手數料 牛一頭に付五十錢以上
- 六、懸賣の割合 總取引高の約十分の二にして、仕拂期限は月末又は次の開市日とし、金利なし
- 七、市場金融に對する金利 日歩六錢乃至七錢
- 八、市場使用料 徴收せず
- 九、市場利用の範圍 約二里以内の者出店し買出に來る
- 一〇、市場稅徴收の方法 市場稅は賣買價格の百分の一を徴收し、常設店舖には毎月之を賦課徴收し露店には市場従事員なるものありて賣買の時之を徴收す
- 一一、市場の監督並に取締方法 面は警察署と連絡して毎月數次出市し、商品別に賣買區域を指定整理し、市場従事員の徴稅上不正行爲の有無を監督す

統營郡統營面

統 營 市 場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ 名 稱 統營市場

ロ 公私設別 舊慣による公設

ハ 所在地 統營面敷島町

ニ 面 積 一千九十五坪餘

ホ 設 備 上屋には間口を設置す

ヘ 開 市 日 舊二、七の日

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

海産物、工産物、農産物、約一萬五千圓

三、市場商人の種類及商人數 問屋十二名、仲買五名、小賣百名

四、市場の賣買方法 舊慣による取引にして 卸小賣の外見本取引は殆どなし

五、仲介人手數料 五分

六、懸賣の割合、支拂期限及金利 五分

七、市場金融に對する金利 舊慣による市貸等あり、概ね月七歩の利廻を見る

八、市場使用料 上屋は一回一間十錢、露店は一回一坪二錢の割合にて徵收す

九、市場利用の範圍 郡内は勿論遠きは海路三十里河東、南海、近きは陸路十里泗川、固城等なり

一〇、市場稅徵收の方法 徵收員を置き徵收す

一一、市場の監督並に取締方法 監督員を置き臨機取締をなす

朝 市 場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ 名 稱 朝 市 場

ロ 公私設別 舊慣による公設

ハ 所在地 統營面新町

ニ 面 積 九十六坪餘

ホ 設 備 なし

〜 開 市 日 毎日午前四時より同六時迄

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

海産物、農産物、工産物、約百圓

三、市場商人の種類及商人數 小賣六十五名

四、市場の賣買方法 舊慣による小賣

五、仲介人手數料 なし

六、懸賣の割合、支拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料 なし

九、市場利用の範圍 郡内及固城郡隣接地三里

一〇、市場稅徵收の方法 なし

一一、市場の監督並に取締方法 監督員を置き臨機取締を行ふ

家 畜 市 場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ 名 稱 家畜市場

ロ 公私設別 舊慣に依る公設

ハ 所在地 統營面貞梁里

ニ 面 積 百十一坪餘

ホ 設 備 木柵及繫留用秩序杭を備ふ

ヘ 開市日 舊二、七の日

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

生 牛 約一千圓

三、市場商人の種類及商人數 牛商（馬喰）百名

四、市場の賣買方法 統營郡畜産同業組合の仲介による

五、仲介人手數料 三分、外に鑑定料として成牛每頭一圓、犢每頭二十錢乃至五十錢を徴す

六、懸賣の割合、支拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料 統營郡畜産同業組合費を徴收せる關係上斯業の發達を圖る爲め使用料を徴收せず

九、市場利用の範圍 郡内は勿論海路四十里河東、南海、馬山、釜山、近きは陸上十四里晋州、固城、

泗川等

一〇、市場稅徵收の方法 統營郡畜産同業組合に委任徵收せしめつゝあり

一一、市場の監督並に取締方法 監督員を置き臨機取締を行ふ

附記 以上の外釜山水産株式會社統營支店、統營水産株式會社、統營食糧品販賣組合あるも、右は普通の市場とは餘程趣を異にせるを以て之を省略することせり

昌原郡鎮海面

慶和洞市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、及開市日

イ 名稱 慶和洞市場

ロ 公私設別 公設

ハ 所在地 鎮海面慶和洞

ニ 面積 一千六百二十坪

朝鮮の市場

ホ 開市日 舊三、八の日 但し雨天日は休場

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

水産物、蔬菜果物、米穀類、畜類、雜貨等、一萬三千三百圓（大正十二年申）

三、市場商人の種類及商人數 小賣商人のみにして、毎市平均七十人の出場あり

四、市場の賣買方法 小賣にして現金取引とす

五、仲介人手數料 別に手數料を徵收せず

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 現金取引のみにして懸賣なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料 別に徵收せず

九、市場利用の範圍 所在地を距る約五里四方の鮮人を主たる顧客とす

一〇、市場稅徵收の方法 小賣人即ち賣渡人より賣上高の百分の一を徵收す

一一、市場の監督並に取締方法 面に於て所轄警察官憲と共に直接間接に賣買人及仲介者を監視し、

不正の事實なからしめんとしつゝあり

備考 本市場は明治四十五年三月の創設に係る

鎮海水産市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、開市日

イ 名稱 鎮海水産市場

ロ 公私設別 私設

ハ 所在地 鎮海面旭町五番地

ニ 面積 七百坪

ホ 開市日 陽陰曆の正月一日を除く外休日なし

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

水産物 九萬八十二圓（大正十二年申）

三、市場商人の種類及商人數 仲買 十一人

四、市場の賣買方法 委託糶賣の方法による

五、仲買人の手數料 糶落金額の一割とす

六、懸賣の割合支拂期限及金利 全部懸賣にして現品糶落後受渡をなし、三日間の支拂期間を附す、

金利の定めなし

七、市場金融に對する金利 當該事項なし

八、市場使用料 當該事項なし

九、市場利用の範圍 所在地を距る約六里四方の内鮮人漁業家其他に依り利用されつゝあり

一〇、市場稅徵收の方法 面營業割に於て市場稅として取扱金高の千分の五を經營者より徵收す

一一、市場の監督並に取締方法 面に於て所轄警察署と共に出場者を監視し取締を行ふ

備考 本市は大正八年三月に設置せり

鎮海青物市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、及開市日

イ 名稱 鎮海青物市場

ロ 公私設別 私設

ハ 所在地 鎮海面眞鶴町三番地

ニ 面積 十三坪

ホ 開市日 陽曆一月一日を除き休日なし

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

水産物、蔬菜、果實等 一萬四千六百七十八圓（大正十二年中）

三、市場商人の種數及商人數 仲買 九人

四、市場の賣買方法 委託糶賣

五、仲買入手數料 手數料は糶落金高の一割とす

六、懸賣の割合、支拂期限及金利 全部懸賣にして、現品糶落受渡を了したる後一日間の支拂期限を定む、金利は徴せず

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料 當該事項なし

九、市場利用の範圍 當面内内鮮人商農家其他に依り利用せらる

一〇、市場稅徵收の方法 面營業割に於て市場稅として取扱金高の千分の五を經營者より徵收す

一一、市場の監督並に取締方法 面にて警察官憲と打合せ、直接間接に取引者及仲介者の監視及不正事實の發生防止に努めつゝあり

備考 本市は明治四十五年五月の創設に係はる

河東郡河東面

河東市場

一、市場の名稱 河東市場

公私設別 公 設

所在地 慶尙南道河東郡河東面邑内洞

敷地面積 三千四百七十九坪

設 備 店舗十棟百九十間建設しあり

開市日 舊曆二、七の相當日

二、市場の主要取引品並に最近の取引高(大正十二年一箇年分)

牛 七萬五千四百九十一圓 米 穀 二萬四千七百七十八圓

魚 物 四萬三百七十三圓 鹽 一萬七千圓

海藻 三萬二千六百十一圓 織 物 一萬七千五百七十九圓

三、市場商人の種類 委託販賣組合 商人數 四十人

- 四、市場の賣買方法 卸賣より小賣に分給販賣せり、見本の取引なし
- 五、仲介人手數料 魚物は百分の五 鹽は百の三 牛馬は百分の二
- 六、懸賣の割合 なし
- 七、市場金融に對する金利 月五分
- 八、市場使用料 店舗一間に付一市十錢、路面は二錢、五錢（賣上高五圓以下は二錢、以上は五錢）
- 九、市場利用の範圍 河東は船舶出入する處にして四方交通便利の爲め、十里、二十里以上遠方より
の者が出市し、又は賣出に來るもの大部分なり
- 一〇、市場税徴收の方法 各商品種別毎に納税組合を設けしめ、毎市日面書記をして直接徴收せり
- 一一、市場の監督竝に取締方法 面職員及警察官吏と協力出市し、不正商人等を取締監督せり

黄 海 道

海州郡海州面

南本町市場

- 一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ 名 稱 南本町市場

ロ 公私設別 私 設

ハ 所在地 海州面南本町二十、二十一、六十三番地

ニ 面積 九百四十二坪

ホ 設 備 野菜館、生魚館何れも間口十間奥行五間亞鉛葺周圍排水溝コンクリート館内は總

てコンクリート又は漆喰叩き

ヘ 開市日 毎 日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

野菜、生魚、乾魚、乾物、陶器、鶏、其他雜貨等にして、最近一箇月の取引高二萬圓に達す

三、市場商人の種類及商人數 現今仲買人六名 小賣商六十名あり

四、市場賣買の方法 現金取引

五、仲介入手數料 なし

六、懸賣の割合、支拂期限及金利 懸賣なし、商人間の貸借は三箇月期限三分利、又は百日賦（日四

分餘位）

七、市場金融に對する金利 常に市中金利より月五厘高位なりしも、現在は反對に市中金利二分五厘位なるに、市場金利は二分位となれり

八、市場使用料

露店雜貨一人一日 五錢 男 三十錢乃至五十錢

野 菜 同 三錢 場内行商者 女 一錢乃至三錢

生 魚一日 二十錢 牛車 一圓

九、市場利用の範圍 附近一里以内の者の出場なり

一〇、市場税徵收方法 市場徵收員(腕章を付す)をして使用料と同時に徵收せしめ、納付濟領收票を交付す

一一、市場の監督並に取締の方法

海州面東門外薪炭市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名 稱 海州面東門外薪炭市場

ロ、公私設別 公 設

ハ 所在地 海州面南旭町五百五十三、五百五十六番地

ニ 面積 八百十八坪

ホ 設備 固圍に木柵を樹て鐵條線を張る

ヘ 開市日 毎日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

薪炭、藁 一箇月一萬圓

三、市場商人の種類及商人數 生産者消費者の直接取引なるを以て商人なし

四、市場賣買の方法 第三の通り

五、仲介人手數料 なし

六、懸賣の割合、支拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料

牛馬車一臺 五 錢 車一臺 二 錢

牛馬一駄 二 錢 支械 一 錢

九、市場利用の範圍 附近四里以内の出場者あり

一〇、市場税の徴收方法 市場徴收員（腕章を付す）をして使用料と共に徴收せしめ、領收票を納付者に交付せしめつゝあり

一一、市場の監督並に取締方法 一週二回以上吏員をして徴税並に市場監督の爲め出張せしむ

海州面西門外薪炭市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設、及開市日

イ 名 稱 海州面西門外薪炭市場

ロ 公私設別 公 設

ハ 所在地 海州面南幸町二百十四番地

ニ 面積 四百坪

ホ 設 備 な し

ヘ 開市日 毎 日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

薪炭、藁、 一箇月五千圓

三、市場商人の種類及商人數 需給者の直接取引にして商人なし

四、市場賣買方法 第三の通り

五、仲介人手數料なし

六、懸賣の割合、支拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料

牛車一臺	五	錢	荷車一臺	二	錢
------	---	---	------	---	---

牛馬一駄	二	錢	支械	一	錢
------	---	---	----	---	---

九、市場利用の範圍 附近四里以内の出場者なり

一〇、市場税徴收方法 市場税徴收員（腕章を付す）をして使用料と共に徴收せしめ、領收票を納付者に交付せしめつゝあり

一一、市場の監督並に取締の方法 一週二回以上面吏員をして徴收監督、市場監督の爲め出張せしめつゝあり

海州面牛市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ 名 稱 海州面牛市場

ロ 公私設別 公 設

ハ 所在地 海州面東旭町九番地

ニ 面 積 六百二十七坪

ホ 設 備 周圍に杭を立て鐵條線二線を張り内部六坪に十本苑の割合を以て繫留杭を設く

ヘ 開市日 舊二、七日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

生牛 大正十一年十月より取引なし

三、市場商人の種類及商人數 大正十一年十月より取引なし

四、市場の賣買方法 なし

五、仲介人手數料 なし

六、懸賣の割合、支拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 なし

- 八、市場使用料 一頭に付三錢
- 九、乃至十一は何れもなし

黃州郡兼二浦面

兼二浦市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ 市場の名稱 兼二浦市

ロ 公私設別 公 設

ハ 所在地 黃州郡兼二浦面本町十五番地

ニ 面積 二千六百九十二坪

ホ 設備 及開市日 各區劃を定め標杭を建設し各自之に上屋を設け、毎月陰曆五日、

十の日を開市日とす

二、市場の主要取引品並に最近の取引高 大正十二年末調査に係るもの左表の如し

開市回数

一箇年の賣買高

農産物 水産物 織物類 畜類 其他 計

七一 六八、九六〇^円 一八、九四〇^円 三、五六二^円 七、三五〇^円 六四、六六七^円 一六三、四七九^円

三、市場商人の種類及商人數 問屋、仲買等なく總て小賣商にて市場商人數毎市日約三百十人位とす

四、市場の賣買方法 前同斷小賣商人以外になし

五、仲介人の手数料 なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 總て現金賣買にして該當事項なし

七、市場金融に對する金利 市日毎に金額の如何に拘らず一割二分の利子とす

八、市場使用料 一坪に付金十錢の使用料を徴收す

九、市場利用の範圍 附近農村より四里以内の者出店し買出は二里以内より來る

一〇、市場税徴收の方法 別項市場税徴收取扱手續寫の通り

一一、市場の監督並に取締方法 市場税徴收補助員及使用人をして、直接市場税及同使用料の徴收其

他に從事せしめ、面長時々吏員を派して之か監督取締を爲し、警察署よりは衛生及交通に關し相當

の取締を爲し居れり

市場稅取扱手續

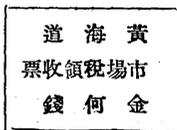
第一條 市場稅ノ賦課徵收ニ關シテハ別ニ定メアルモノヲ除ク外本取扱手續ニ依ル

第二條 面又ハ市場管理者ニ於テ市場稅ヲ徵收スルトキハ左記様式ノ市場稅領收票ノ裏面ニ年月日及面名又ハ市場名ヲ記シタル

印章ヲ捺捺シ納稅者ニ交付スヘシ

領收票ハ 一錢 三錢 五錢

十錢 五十錢ノ五種トス



一、直徑八分輪廓五風トス

二、年月日ノ數字ハ亞刺比亞數字ヲ用ヒ陽曆トス

第六條 面及市場管理者ハ左記帳簿ヲ備ヘ整理スヘシ

第三條號式 市場稅領收票受拂簿

第四號號式 市場稅徵收簿

第七條 面又ハ市場管理者備付ノ領收票受拂簿ハ毎月郡ニ提出シ檢閲ヲ受クヘシ

第八條 市場稅領收票ニシテ汚染毀損等ニ依リ使用不能トナリタルモノハ郡ヘ返納セシメ郡ニ於テ之ヲ燒却スヘシ

第九條 面ニ於テ市場稅徵收上必要アルトキハ面吏員ノ外徵收補助員ヲ置クコトヲ得

第十條 面ニ於テ補助員ヲ市場管理者ニ於テ使用人ヲ採用シタルトキハ左記事項ヲ郡ニ報告スヘシ之ヲ解免シタルトキ亦同シ

一、任免 年 月 日

一、住所 氏名 職業 年齢 擔當區域

第十一條 面ニ於テ使用シタル徵收補助員ニハ左記各項ニ依リ取扱ハシムヘシ

一、補助員ニ於テ使用人ヲ採用セントスルトキハ住所氏名年齢擔當區域及手當金額ヲ具シ面ノ承認ヲ受クルコト

二、第四號様式ノ市場稅徵收簿及第三號様式ノ市場稅領收票受拂簿ヲ備ヘ毎市日必ス整理スルコト

三、前項ノ帳簿ハ毎市日面ニ提出シ檢閲ヲ受ケ同時ニ徵收金ヲ納付セシムルコト

第十二條 面、徵收補助員及其使用人並市場管理者及其使用人職務ニ従事スルトキハ「市場稅領收員」ナル文字ヲ表示シタル腕章

ヲ付スヘシ

第十三條 面又ハ市場管理者ハ第五號様式ノ放賣價額申告書ニ第六號様式ノ領收票使用高報告ヲ添ヘ常設市場ニ在リテハ前月分ヲ

翌月一日迄ニ其他ニ在リテハ開市ノ翌日都ニ提出シ同時ニ徵收代金内ヨリ第十四條ニ依ル交付金及領收票代金ヲ控除シタル殘額

ヲ納付スヘシ但シ常設市場以外ニアリテモ一ヶ月ノ徵收見込額五拾圓未滿ノモノハ一ヶ月分ヲ取纏メ納付スルコトヲ得

第十四條 面ニ徵收補助員ヲ使用シ徵收セシメタルトキ及市場管理者ニハ其徵收代金内ヨリ納稅ノ都度左ノ割合ニ依ル金額ヲ徵

收費用トシテ交付ス但シ道ニ於テ必要ト認ムルトキハ其額ヲ増減スルコトアルヘシ

記

一、市場稅徵收額二百圓以上ノトキ 徵收額ノ百分ノ二十、但四十六圓ヲ下ラス

一、同 百圓以上ノトキ 百分ノ二十三、但二十五圓ヲ下ラス

一、同 五十圓以上ノトキ 百分ノ二十五、但十五圓ヲ下ラス

一、同 十圓以上ノトキ 百分ノ三十、但シ四圓ヲ下ラス

一、同 十圓未滿ノトキ 百分ノ四十

朝鮮の市場

第十五條 前條ノ徵收費用ニシテ面ニ交付スルモノハ總テ徵收補助員ニ交付スヘシ
第十七條 面吏員及面傭人ハ徵收補助員又ハ使用人ヲ兼ヌルコトヲ得ス

鳳山郡沙里院面

沙里院市

一、市場の名稱、公私設別、所在地、敷地、面積、設備、及開市日

沙里院市、公設、鳳山郡沙里院面東里西里北里、面積一萬二千五百坪、其他西里魚菴市場七十一坪には屋蓋を設け、薪炭市場八百七十坪、及家畜市場一千二百二十四坪には柵を設備せり、開市日

陰曆五、十日

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

白米及雜穀にして最近一月間の取引高（近來不景氣の爲取引高減少せり）七千石位

三、市場商人の種類及商人數

- (一) 白米及雜穀商 五六百人位
- (二) 水產物商 百人位
- (四) 畜類商 二百五十人位
- (五) 其他雜品商 千人位

(三) 織物商 二百人位

四、市場の賣買方法 總て小賣とす而して雜穀類は見本を以て時に取引することあり

五、仲介人の手數料

(一) 雜穀類一石(十斗入)に付 金十錢

(二) 牛一頭に付 金七十錢但し犢牛に付ては金三十錢とす

(三) 馬一頭に付 金七十錢 但し仔馬同じ

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 近來不景氣の爲殆んど懸賣なし

七、市場金融に對する金利 概して月五分即ち年六割の割合とす而して所謂濟し崩しの場合も之に準

するものとす

八、市場使用料

(一) 放賣せる 成牛一頭に付金十五錢

同 犢牛一頭に付金十錢

(二) 放賣せざる 成牛一頭に付金五錢

同 犢牛一頭に付金三錢

- (三) 薪炭一駄に付金三錢
- (四) 魚糞(上屋) 一回一坪以上三坪未満金二十錢
一回一坪未満金十錢
- (五) 路面使用料又は賣上に對する手数料なきも定住者の軒下を使用する場合掃除料として商人は

約一坪に付五錢乃至十錢を支拂ふ

九、市場利用の範圍 附近及遠きは八、九里の地方より賣買の爲來市するものあり

一〇、市場稅徵收の方法 賣上高一圓に付て一錢の割合を以て賣渡人より徵收す但し徵收と共に領收票を交付す

一一、市場の監督並に取締方法 前項市場稅徵收監督(賣上に對し相當徵收するや否)及市場區域以外に於て放賣せざる様開市日毎に面吏員を派遣巡廻せしめ取締ト

瑞興郡禾回面

新幕市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、敷地、面積、設備及開市日

新幕市場、私設、所在地 黃海道瑞興郡禾回面新幕里、敷地面積一千六百九十八坪、設備として

は從來より常設店舗及露店あり、且つ畜牛四百頭位を容れる牛市場木柵繫牛杭、及構内に共同便所を設置す開市日は陰曆毎月一、六日を以て開市す

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

農産物、薪炭、水産物、織物、畜類、蔬菜、金物、其他雜貨 最近六月二十七日の取引高三千二百十二圓

三、市場商人の種類

木炭問屋六名、穀物仲買十三名、織物及雜貨等の小賣商人數二百五十名位あり

四、市場の賣買方法 卸賣を主とし小賣又は見本取引もあり

五、仲介手数料

商品に付ては百分の三、牛馬に付ては成牛馬一頭に付七十錢、犢牛馬は三十錢

六、懸賣の割合仕拂期間及金利 物品代金の五割は現拂、殘額は大概一箇月の期限にして金利はなし

七、市場金融に對する金利 百圓に付き一箇月の金利は二圓より五圓迄の間とす

八、市場使用料 該當事項なし

九、市場利用の範圍 附近七里位より出店又は買出に來る

- 一〇、市場税徴收の方法 面長より適當なる市場補助員を置き市場税を徴收す
- 一一、市場の監督並に取締方法 面長以下書記又は市場補助員なるものか監督者として常設店舗に對しては毎月取引高を調査し、市日に出店し又は買出に來るものに對しては取引高を調査し、百分の一の税金を徴收す

平 安 南 道

平 壤 府

壽町公設市場

- 一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市
- イ、名 稱 壽町公設市場
- ロ、公私設別 公 設
- ハ、所在地 平壤府壽町三十三番地
- ニ、面 積 八百坪
- ホ、設 備 な し

～開市日 毎日（一月一日、三大節、及毎月十六日は定期休業）

二、市場主要取引品並に最近の取引高

穀物、肉類、薪炭、鮮魚、日用雜貨、食料雜貨、果實蔬菜、織物、履物、世帶道具、小間物等

大正十二年中取引高十八萬九千七百七十八圓

三、市場商人の種類及商人數 小賣商人十七名

四、市場の賣買方法 現金小賣

五、仲介人手數料 商品に依り一定せざるも原價に對する二割以内

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 懸賣なし

七、市場金融に對する金利 特に市場に對し融通したることなきに依り不明

八、市場使用料 徴收せず

九、市場利用の範圍 主として所在地附近町里の者に利用せらる

一〇、市場稅徴收の方法 市場稅を賦課せず

一一、市場の監督並に取締方法 府内務課に係員を置き見廻り監督す、尙市場商人をして市場商人組

合を組織せしめ場内の清潔、取締、夜間の取締等自警せり

幸町公設市場

- 一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、及開市日
- イ、名 稱 幸町公設市場
- ロ、公私設別 公 設
- ハ、所在地 平壤府幸町三十八番地
- ニ、面 積 四百坪
- ホ、開市日 毎日（一月一日、三大節、及毎月十六日は定期休業）
- 二、市場主要取引品並に最近の取引高
穀物、肉類、薪炭、鮮魚、日用雜貨、果實蔬菜、織物、履物、世帶道具、小間物等、大正十二年
中の取引高十一萬九千九百七十八圓
- 三、市場商人の種類及商人數 小賣商人十一名
- 四、市場の賣買方法 現金小賣
- 五、仲介人手數料 商品に依り一定せざるも原價に對する二割以内なり
- 六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 懸賣なし

七、市場金融に對する金利 特に市場に對し融通したることなきに依り不明
八、市場使用料 徴收せず

九、市場利用の範圍 主として所在地附近町里の者に利用せらる

一〇、市場税徴收の方法 市場税を賦課せず

一一、市場の監督並に取締方法 府内務課に係員を置き見廻り監督す、市場商人をして市場商人組合を組織せしめ、場内の清潔、取締、夜間取締等自警せり

司倉公設市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、及開市日

イ、名稱 司倉公設市場

ロ、公私設別 公 設

ハ、所在地 平壤府倉田里二百四十三番地

ニ、面積 二千七十一坪

ホ、開市日 毎日（一月一日、三大節、及毎月十六日は定期休業）

二、市場主要取引品並に最近の取引高

穀類、肉類、海産物、食料雜貨、日用雜貨、陶磁器、鍮器類、織物等、大正十二年中の取引高は十五萬一千五百五十圓に上れり

三、市場商人の種類及商人數 小賣商人二十名

四、市場の賣買方法 現金小賣

五、仲介手数料 商品に依り一定せざるも原價に對する二割以内なり

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 懸賣なし

七、市場金融に對する金利 特に市場に對し融通したること無く不明なり

八、市場使用料 徴收せず

九、市場利用の範圍 主として所在地附近町里の者に利用せられ尙本市場は一、六日毎に平壤府附近

大同郡部田舎より多數賣買者集場し取引を行へり

一〇、市場税徴收の方法 徴收せず

一一、市場の監督並に取締方法 府内務課に係員を置き見廻り監督す、尙市場商人をして市場商人組合を組織せしめ場内の清潔、取締、夜間の取締等自警せり

株式會社平壤魚市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、及開市日

イ、名 稱 株式會社平壤魚市場

ロ、公私設別 私 設

ハ、所在地 平壤府櫻町六十一番地

ニ、面 積 五百二十四坪

ホ、開市日 毎日 (一月一日、三日、十二月三十一日は休業す)

二、市場主要取引品並に最近の取引高

水産物並に果實及蔬菜にして、大正十二年中二十八萬二千圓の取引ありき

三、市場商人の種類及商人數 鮮魚仲買人十五名

四、市場の賣買方法 委託販賣

五、仲介人手數料 鮮魚賣却代金の百分の十、鹽干魚海藻百分の六、野菜果實百分の十、荷主との特

約に依るものは此の限に在らす

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 規定に依りて懸賣をせざるも、若し懸賣となりたる場合は二箇月

以内に回收し金利を附せず

七、市場金融に對する金利 普通月四歩

八、市場使用料 徴收せず

九、市場利用の範圍 朝鮮内は勿論内地、支那、臺灣方面より入荷あり、販路は府内を主とし附近郡部へも少數搬出するものとす

一〇、市場税徴收の方法 府に納むるものは收入金額の百分の五

一一、市場の監督並に取締方法 賣買終了に至る迄は專任監督員を附し紛失損傷等の虞なきを期し、若し紛失損傷等ありたる場合は會社其責に任す

平壤家畜市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、及開市日

イ、名稱 平壤家畜市場

ロ、公私設別 私 設

ハ、所在地 平壤府新陽里

ニ、面積 二千八十二坪

ホ、開市日 陰曆一、六日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

牛及豚にして、大正十二年申五千五百七十八頭、其價額四十萬四千七百八十九圓の取引あり

三、市場商人の種類及商人數 牛馬商人三十名

四、市場の賣買方法 仲介人の斡旋に依り其價格を評定し賣買の取引成立す

五、仲介人手數料 每頭成牛は七十錢、犢は四十錢、成豚は二十錢、仔豚は十五錢を徵す

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 懸賣なし

七、市場金融に對する金利 普通月四分

八、市場使用料 徵收せず

九 市場利用の範圍 出場者の九割は大同郡より、其他は平原、順川郡方面より來る、買出し商人の

中には黃海道のもの又は釜山輪移出牛商人あり

一〇、市場稅徵收の方法 放賣高の百分の一

一一、市場の監督並に取締方法 專任書記一名補助者一名を置き監督取締に任す

鎮 南 浦 府

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

市場名	區別	所在地	公私設別	面積	開市日	設	備	摘	要
鎮南浦府龍井里市場	同上	龍井里	公設	2,000 <small>坪</small>	陰曆一、四、七の日	あり	家屋三十坪の設備	農産物、水産物、物、畜類、其他	
同 碑石里市場	同	碑石里	同	500	二、八の日	なし	なし	同	
同 億兩樓里市場	同	億兩樓里	私設	路 傍	五、十の日	なし	なし	同	
鎮南浦水産株式會社魚市場	同	三和町	同	七	日	なし	家屋内に休憩室、事務室、取引所あり	水産物	
鎮南浦穀物市場	同	同	同	四	毎日二回	同	同	米穀類	
鎮南浦物産市場	同	龍井町	同	100	毎日	同	同	農産物中野菜のみ	

二、市場主要取引品並に最近の(五、六月)取引高

品名	龍井里		碑石里		億兩樓里		魚市場		物産市場		穀物組合市場	
	五月	六月	五月	六月	五月	六月	五月	六月	五月	六月	五月	六月
農産物穀類	10,110 <small>円</small>	11,110 <small>円</small>	6,010 <small>円</small>	6,610 <small>円</small>	3,410 <small>円</small>	3,411 <small>円</small>	—	—	—	—	3,610 <small>円</small>	3,610 <small>円</small>
同 野菜	500	200	—	—	—	—	—	—	—	—	3,110 <small>円</small>	3,110 <small>円</small>
水産物	1,100	1,100	1,000	200	200	1,110	—	—	—	—	—	—
織物	310	310	150	100	50	110	—	—	—	—	—	—
畜類	250	250	210	110	—	—	—	—	—	—	—	—

三、市場商人の種類

府内に籍を有し各市日に出店をなすものは朝鮮日用雜貨商人及問屋業六、海產物三、水產物五、野菜商人三十、(支那人)穀物商三十八名にして、其他市日に各近傍より來會するものは龍井里約二千人、碑石里千人、億兩機里六百人あり、物產市場は支那人野菜農業團なるもの市場家屋を全部借受け毎日約二十人出店をなし居れり

四、市場の賣買方法

魚市場は競賣、其他は直接取引、卸、小賣、見本取引あり

五、仲買人手數料 各市場共手數料なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利

魚市場は支拂期限三日以内、其他の市場は全部現金取引

七、市場金融に對する金利 内地人間平均月二分二厘、朝鮮人間平均月二分七厘、内地人朝鮮人間月平均二分五厘

八、市場使用料 龍井里市場家賃一箇月三圓、土地使用料一坪五厘、碑石里一坪五厘、億兩機里なし、

物產市場家賃一箇月五十圓、穀物市場一石に付三錢、魚市場鮮魚一割、干魚五分

九、市場利用の範圍 龍井里市場近傍約三里、碑石里及億兩機里市場近傍約一里半、物產市場府内、

魚市場近傍約三里、穀物市場黃海道の一部及龍岡郡、江西郡、大同郡、鎮南浦

一〇、市場税徴收の方法 市場規則第一條第一號及第二號該當市場は市場税領收票に依り開市日毎に放賣人に賦課徴收す(甲種市場)、毎年三月末日限り前年度の實績に依り税額を決定し翌月五日迄に前月分を徴收す(乙種市場)、市場規則第一條第三號及第四號該當の市場にありては毎月末日限り其月の放賣價額を申告せしめ納入義務者に之を賦課す

一一、市場の監督竝に取締方法 龍井里市場、碑石里市場は税金取立囑託人に衛生等の取締方を囑託す、其他の市場は經營者若くは管理人に於て監督をなす、全市場の違反事項等發生せざる様取締る爲には勸業係員を時々派遣し監督をなさしめ居れり

中和郡中和面

中和邑市場

一、名 稱 中和邑市場

公私設別 公 設

所在地 平安南道中和郡中和面樂民里

敷地面積 一千五百坪位

設備及開市日 毎月(陰)三日、八日

二、市場の主要取引品

大豆、小豆、大麥、小麥、精粟、畜牛

最近の取引高

大 麥 五百石

小 麥 五百石

牛 三百頭

三、市場商人の種類

雜貨商 三十人

魚物商 二十五人

其他雜商 八十人

四、市場の賣買方法 市日毎に相互賣買し卸賣又は見本取引なし

五、仲介人手數料 牛一頭に付七十錢

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 該當事項なし

七、市場金融に關する金利 一圓に對し一箇月二錢

八、市場使用料 なし

九、市場利用の範圍

中和面 一 圓

古生陽、東頭面、新興面、庚井面、大同郡龍淵面、栗里面

黃州郡黑機面、清水面

一〇、市場稅徵收の方法 飲食店、雜貨店、魚物麁に於ては賣上高に依り月賦を以て徵收し、穀類、綿布賣買其他に於ては徵收員之を直ちに徵收し何れも領收票を交付す

一一、市場の監督並に取締方法 市場には取締役及市場囑託員を置き監督並に取締を行はしむ

安州郡安州面

安州公設市場

一、市場の名稱、公設市場

所在地 安州郡安州面清橋里

面積 三千坪

設備 なし

開市日 毎月陰曆四、九日

二、市場の主要取引品 穀物、絹布

最近の取引高 十三萬五千七十三圓

三、市場商人の種類

仲買人 六十人

卸賣人 二人

小賣人 三百人

四、市場の賣買方法 卸賣、小賣、見本取引等あり

五、仲介人手數料

商品 絹布は一疋に付五錢、其他は百分の一、牛馬 一頭に付六十錢

六、懸賣の割合 七割

仕拂期限 一箇月

金利 三割

七、市場金融に於ける金利 三割

八、市場使用料 牛市場に限り牛一頭入場に付五錢宛を徴し、賣上に對する手数料は百分の一を徴す

九、市場利用の範圍 出店者、買出者共五六里位の所より來集す

一〇、市場税徴收の方法 徴收囑託員を置き毎市出場せしめ賣上價格の百分の一つを徴收し、其金額の二分の一を給料として與ふ

一一、市場の監督並に取締方法 警官出場し之を監督又は取締す

平安北道

新義州府

一、市場の名稱 公私設別、面積、設備、及開市日

名稱 (イ) 新義州米穀商組合市場 私設

(ロ) 新義州水産市場 同

イ、新義州米穀商組合市場

所在地 新義州府榮町

面積 四十一坪

設備 煉瓦造二階建にして階上は會議室階下は事務室及立會場に區分し、立會場はコンクリート叩にして四十一坪あり

開市日 日曜、祝祭日を除き毎日午前、午後の二回

ロ、新義州水産市場

所在地 新義州府常盤町九丁目

面積 競賣場三十坪、倉庫十二坪、氷倉庫六十九坪

設備 木造建一棟の内一部を事務室に一部を競賣場に充つ、競賣場はコンクリート叩とす、煉瓦造一棟は一部を貨物保管場に一部を氷倉に充て、鴨綠江岸には當地水揚水産物競賣場として十二坪の建築物を設けあり

開市日 着荷の都度

二、市場主要取引品並に最近の取引高

イ、新義州米穀商組合市場（穀物類）

大正十二年中取引高 玄米 一百二十萬六千七百六十石、粟 七千四十石

ロ、新義州水産市場（水産物）

取引高 大正十二年中、七萬六百六十四貫

三、市場商人の種類及商人數

イ、新義州米穀商組合市場 組合員三十三名

ロ、新義州水産市場 魚類仲介人十名

四、市場の賣買方法

イ、新義州米穀商組合市場 組合員は組合員外の者より委託又は注文を受けたる數量を市場に持出

し銘柄及見本により直取引延取引を行ひ直取引は二日間延取引は六十日間に現品の引渡を行ふ

ロ、新義州水産市場 仲介人集合して競賣の方法により取引を行ふ

五、仲介人手數料

イ、米穀商組合市場 仲介人なし但し組合員は委託及注文者より手數料として一石に付十錢を徴し

市場に對しては石三錢五厘を納む

ロ、水産市場 仲介人は買入價格の百分の十、委託者は賣上價格の百分の十を市場に納む

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 該當なし

七、市場金融に對する金利 該當なし

八、市場使用料 なし

九、市場利用の範圍

米穀商組合市場 平安北道内及支那安東縣

水産市場 元山、釜山、統營、鐵山、龍川の商人及漁業者より委託を受け當地商人買受くるもの

とす、冬期間は龍川郡より(六里)賣出に來ることあり

一〇、市場税徴收の方法 毎月各個人より徴收す

一一、市場の監督並に取締方法

米穀商組合市場 道の直接監督を原則とするも現在に於ては委任を受け府尹に於て監督しつつあり、毎月十日以上市場に臨場して組合諸帳簿を點檢し立會場の取締をなし、時々各組合員帳簿を檢して不正行爲の防止に勉む

水産市場 時々競賣の際臨檢するに過ぎず

義州郡義州面

梧木市場

一、市場名稱 梧木市、私設、義州面東部洞に在り

市場規則第一條第一項に依るものにして、其敷地面積は三千二百九十七坪なり、米穀市場は上屋の設備あり、陰一日六日 月六回開市とす

二、白米、大豆、小豆、粟、稗、玉蜀黍、牛、豚、其他日用生活品とす、大正十二年度の取引高は穀物八萬四圓、牛一萬六百六十九圓、鶏豚一萬八千圓

三、仲買十名、小賣二百名とす

四、卸賣又は小賣にして見本取引なし

五、仲介人手數料は物品價格百分の一乃至三とす

六、懸賣なし

七、市場金融利子は百圓に付日歩十錢とす

八、上屋は使用する場所に依り一定せざるも一間に付一日平均五十錢とし路面は使用料なし

九、出店を爲すものは市場行商者の外は、主として附近一里以内の義州面、州内面居住者に限り、買出に來るものは遠くは八里に及び、古寧朔、松長、水鎮、古城、玉尙州内及所在地面の住民とす

一〇、市場税は年二期に分け各期に於ける放賣の價額を審査し、各月に於ける百分の一を徴收す

一一、市場は本面之を管理し市場看守二名を置き居れり

義州郡枇峴面

替馬市場

一、市場の名稱 替馬市

公私設	別	所	在	地	敷地面積	設	備	開	市	日
公	設	義州郡枇峴面替馬洞			九、二〇〇 ^坪	設	備	開	市	日
						設備せる建物其他物件なし				
								舊曆二、七の日にして		月六回

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

取引品名	最近一箇年取引高	最近一箇月取引高	備	考
農産物	五七、六〇〇 ^円	四、八〇〇 ^円	米、大豆、雜穀にして滿洲粟巨額を占む	
水産物	四〇、〇〇〇	三、三〇〇	魚養及食鹽にして食鹽巨額を占む	
織物	八七、六三〇	九、五〇〇	綢緞、布木、綿絲	
畜類	一〇二、六〇三	一五、九二二	牛、豚、鶏類	

朝鮮の市場

其他の雜品

五六、四三五

四、八五〇

履物、其他雜貨にして、ゴム靴の一箇年取引高二萬三千圓あり

計

三四四、二六八

五六、三七二

三、市場商人の種類及商人數

仲買二軒、小賣商百二十戸にして、商人の總數二百九十五人なり

四、市場の賣買方法 卸賣、小賣

五、仲介人手數料 牛一頭に付三十錢にして、其他商品には手數料なし

六、掛賣の割合、仕拂期限及金利 卸賣に付ては掛賣約三割を有し、支拂期限は一箇月乃至三箇月とし、日歩五錢(百圓に付)の金利を附す

七、市場金融に對する金利 一箇月未滿の期限を以て百圓以下の金錢を貸借するには日歩二十錢の場合あり、其他は三分以下とし、尙當市場所在地には金融組合ありて該組合よりは日歩五錢の金利を以て融通しつゝあり

八、市場使用料 該當事項なし

九、市場利用の範圍 附近西南方面よりは四里位の者、東北方面よりは七里位の者か出店又は賣買に集合す

一〇、市場稅徵收の方法 本市場は牛市場、米穀市場、豚市場、其他四箇所に區分しありて、牛市場

には仲介人監督を置き、成牛一頭に付き六十五錢、犢牛一頭に付き二十五錢宛を賣買の際徴收し、常設店舗に對しては面より毎月告知書を發附し徴收す

豚市場、米穀市場、露店等に對しては個人に請負契約を締結し置き毎月徴收の上納入せしむ

一、市場の監督並に取締方法 牛市場は該監督をして仲介人の監督及取締に任せしむ

其外の市場には別段の定例なし

龜城郡方峴面

南 市

一、市場の名稱、公私設別、所在地、敷地面積、設備、及開市日

イ、市場の名稱 南 市

ロ、公私設別 私 設

ハ、所 在 地 方峴面下丹洞

ニ、敷地面積 十二町五反歩

ホ、設備及開市日

家畜市場、米穀市場、水産物市場、布木及雜貨市場、木炭市場等區域を定め、毎月陰曆五日、十日、十五日、二十日、二十五日、三十日の六日間開市す

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

最近一箇月間の重要取引品は、家畜四萬六千二百四十七圓、農産物六千七百十圓、水産物三千五百八十七圓、木炭四百八十圓なり

三、市場商人の種類及商人數

仲 買 十五 人

小 賣 百三十七 人

四、市場の賣買方法 平壤又は宣川方面より物品を移入し之を小賣す

五、仲介人手數料

イ、穀 物 一斗に付 五 錢

ロ、牛 馬 一頭に付 四十五 錢

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 月利三割

八、市場使用料 路面使用料 一箇月に付 五十錢

九、市場利用の範圍 附近三里位の者が出店し又は五六里位のものが買出に來る

一〇、市場税徴收の方法 常設店舗は毎月の賣買高に依り税額を定め、行商人よりは市日毎に徴收す

一一、市場の監督並に取締方法 第一項記述の如く區域を設け監督並に取締を行ふ

泰川郡泰川面

泰川市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、敷地面積、設備、及開市日

市場名稱 泰川市場、公私設別 普通市場は私設なるも、牛市場は泰川面經營なり、所在地 泰

川郡泰川面東部洞、北部洞、西部洞、面積 普通市場二千五百坪
牛市場一千坪 設備及開市日 陰三、八の日を開市日

とし、普通市場には何等設備なきも牛市場には柵木及金網を附し居れり

二、市場の主要取引品並に最近一市日の取引高

穀物(米、大豆)四十六石 織物(明紬、綿布、綢緞)二百五十疋 牛三十頭

三、市場商人の種類

仲買十五人、問屋三人、小賣四十五人

四、市場の賣買方法 卸賣、小賣にして、見本取引なし

五、仲介人手數料 商品は百分の一、牛馬は一頭に付四十五錢なり

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 懸賣は三割位にして、仕拂期限は普通一個月とし、若し期限を経過する場合には月三分の利を付す

七、市場金融に對する金利 月三分の利子又は六分の利子あり

八、市場使用料 普通市場使用料は地主及家屋所有者より徴收し、其額一定せざるも、牛市場使用料は一杭木毎に一頭繋留に付二錢を徴收す

九、市場利用の範圍 隣郡博川郡、昌城郡、朔州郡の方面約六里位より出店し又は買出に來るものあ

り

十、市場税徴收の方法 普通市場に監督二人、牛市場に監督一人を置き、市日毎に市場税を徴收す

十一、市場の監督並に取締方法 市場監督者は常に市場を巡視し其取締の任務に従事す

博川郡 博川面

博川市場

一、市場の名稱 博川市場

公私設別 私設

所在地 博川面東、南、北、西部四洞

敷地面積 五百五十五坪

設備及開市日 五日、十日 一箇月六回

二、市場の主要取引品 岩巾、篩類、牛皮、大豆、魚類、籠、裝飾品

最近取引高（六月分現在） 一百九十圓

三、市場商人の種類 支那人、内地人、朝鮮人の卸小賣商

商人數、二百十六名

四、市場の賣買方法 卸賣、小賣、見本取引なし

五、仲介人手數料

商品 織物百分の二、海藻類百分の五、牛馬 牛四十五錢、馬三十錢

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料 なし

九、市場利用の範圍 附近の者を主とし、五里以上の居住者も賣買に来る

一〇、市場稅徵收の方法 放賣價格の百分の一を賦課し、面にて書面を以て直接に徵收す

一一、市場の監督並に取締方法 市場範圍以外にて商品を賣買する者は面長監督して之を取締る

定州郡定州面

定州市場

一、市場名稱 定州市場

公私設別 公設

所在地 定州面城内洞

面積 二萬五千坪

設備 特に施設する事なし

開市日 毎月陰曆 一日、六日、十一日、十六日、二十一日、二十六日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

米、蜀黍、雜貨、布木、取引高 穀類九百噸、布木雜貨七十五噸(大正十三年一月より同年六月末日迄分)

三、市場商人の種類及商人數

イ、問屋 五名

ロ、仲買 十二名

ハ、小賣 七十五名

四、市場の賣買方法、卸賣、小賣、見本取引あり

五、仲介人手數料

牛馬一頭に付四、五錢(犢牛馬一頭に付二十五錢)、但し商品なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 仕拂期限は一箇月又は六箇月間とす、金利なし

七、市場金融に對する金利

最高一圓に付日歩二厘、最低一圓に付日歩一厘

八、市場使用料 なし

九、市場利用の範圍 五里四方の者出店し、又買出は右の外安州、博川、平壤、釜山、仁川方面より

來る

- 一〇、市場税徴收の方法 面吏員毎市日に出張し、物品賣上高に對する百分の一の税金を徴收す
- 一一、市場の監督並に取締方法 監督並に取締方法は面に於て擔任す

定州郡馬山面

清亭市場

- 一、市場の名稱、公私設別、所在地、敷地面積、設備、及開市日

清亭市 私設 定州郡馬山面
清亭洞 三千四百六十二坪

牛市場には木柵を設け、其他物品陳列場は種類を區別し標木を立てたり

開市日 陰曆三日、八の日とす

- 二、市場主要取引品並に最近の取引高

米穀、牛、眞鍮器、木炭、雜貨 最近一箇年
の取引高 二十萬五千圓

- 三、市場商人の種類及商人數 小賣、卸賣 六十六人

- 四、市場賣買の方法 小賣、卸賣

五、仲介人手數料 成牛一頭に付三十錢 犢牛一頭に付十五錢 其他商品には仲介人なし

六、懸賣の割合 約三割

仕拂期限及金利 懸賣の仕拂期限は隨意契約にして、期限經過したるときは年三割の金利とす

七、市場金融に對する金利 金利の歩合は普通三割とす

八、市場使用料 牛市場の周圍に木柵を設け其内に出場牛を繋留せしめ、市場使用料として出場牛一頭に付一回に金三錢宛徴收す

九、市場利用の範圍 市場附近四里以内の者か出店し又は買出に來る

一〇、市場税徴收の方法 常設店舗は賣上額を調査し等級を定めて規定の標準額を賦課徴收し、露店、行商の者には市場税を賦課せず

一一、市場の監督並に取締方法 市場に出場の物品は種類を分け、一定の場所に陳列して買ひ易からしめ、其混雜を防ぎ、不正賣買を取締り居れり

宣川郡宣川面

宣川市場

- 一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日
東面に於ける市場は公設にして、宣川郡宣川面川南洞、及川北洞とに分れ、其面積約十萬坪以上に達す、市場の設備は主に常設店舗及露店、開市日は毎月陰曆三日、八の日とす
- 二、市場主要取引品並に最近の取引高
東面市場の主要取引品 五穀及雜穀、布類、鮮魚及干魚類、昆布類、木炭、皮類、酒類、雜貨品類にして、最近の取引高は市日毎に五萬圓以上に達す
- 三、市場商人の種類及商人數 仲介業、小賣商、卸賣商にして、其數五百名位とす
- 四、市場の賣買方法 五穀類に對しては見本取引、卸賣は懸賣、小賣は現金を以てす
- 五、仲介入手數料^酬穀物類は石に對し十錢、牛馬は一頭に付六十錢宛徵收す
- 六、懸賣の割合仕拂期限及金利 懸賣の仕拂期限は一箇月にして、金利は月三分とす
- 七、市場金融に對する金利 市場金融に對する金利は月三分より一割とす
- 八、市場使用料 賣上に對する手數料は放賣價格の百分の一を徵收す
- 九、市場利用の範圍 市場の利用範圍は五里位の者が賣買に出場し、露店は主に負祿商なり、市場税の徵收は常設店舗に限る

一〇、市場税徴收の方法 市場税徴收方法は、市場區域内の物品販賣者に對して賣高の百分の一を毎月二十四日面へ納付せしむ

一一、市場の監督並に取締方法 面吏員をして市日毎に監督せしむ、取締方法は露店取締及路上の混雑整理をなす爲め、警察官及面職員共同して取締す

江界郡江界面

江界市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

市場の名稱 江界市場、公私設別 公設、所在地 江界面邑内、面積 約五千坪、設備 別に設備はなし、開市日陰曆二の日、七の日

二、市場主要取引品並に取引高 市場の取引品は雜貨及雜穀にして、最近の取引高は約二千圓なり

三、市場商人の種類及商人數 商人の種類 卸賣、小賣、仲買、商人數約五十人

四、市場の賣買方法 卸賣、小賣、見本取引はなし

五、仲介人手數料 商品は百分の五、牛馬は一頭に付四十錢

六、懸賣の割合 買品の十分の三、仕拂期限は一箇月、利子は月三割

七、市場金融に對する金利 年三割

八、市場使用料 なし

九、市場利用の範圍 他より來て出店するものは無きも、買出に來るものは十里内外に及ぶ

一〇、市場税徴收の方法 毎月賦課を爲し其月内に徴收するものなり

一一、市場の監督並に取締方法

市場の監督は直接面に於てし、取締方は面及警察署に於て爲す

江 原 道

春川郡春川面

春川 邑 市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

え、市場の名稱 春川邑市場

ロ、公私設別 公 設

ハ、所在地 春川郡春川面司倉里

ニ、面積 一町歩

ホ、設備及開市日 舊曆二、七の日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

イ、市場主要取引品 米穀、海産物、薪炭等

ロ、大正十二年中取引高 二萬二千九百十三圓

三、市場商人の種類及商人數

イ、市場商人の種類 小賣商

ロ、商人數 二百人

四、市場の賣買方法 小賣

五、仲介人手數料該當事項なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 商人間は一箇月間の延取引にして、小賣は殆ど現金取引なり

七、市場金融に對する金利 年二割五分

八、市場使用料 該當事項なし

九、市場利用の範圍^{四〇}周圍七、八里範圍内の者出店又は買物に集合す

一〇、市場税徴收の方法 常設店舗に對しては、前年中の賣上高を調査し其總額百分の一を當該年度に測定して、之を十二回に分ち毎月最後の開市日に徴收することにし、行商、其他は市日毎に面吏員一名出張をなし、其賣上高に依り測定徴收しつゝあり

一一、市場の監督並に取締方法 該當事項なし

江陵郡江陵面

江陵市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、公私設別 江陵面經營

ロ、所在地 本町、旭町、大正町一部

ハ、面積 二千四百十六坪

ニ、設備及開市日 市場の兩側は商人が常設店舗を設けあり、露店は開市毎に店主が假店舗を設く、

市日は陰曆二、七の日毎に開市す

二、市場主要取引品並に最近の取引高

イ、市場主要取引品 農産物、水産物、畜産物、織物、薪炭油、蔬菜、果實、陶磁器、其他一般雜品

ロ、最近の取引高 四百五十萬圓なり

三、市場商人の種類及商人數

商事株式會社一、銀行業一、金融組合一、仲買業十二、貸金業六、製造業十、旅人宿三十五、飲食店業七、自働車業三、自轉車業三、酒造業二、卸賣四、小賣九百五十、海陸物産委託販賣業十、彫刻業四、運送業三、質屋業三、倉庫業五、商人總數一千一百二十三名

四、市場の賣買方法 卸賣、小賣、仲買

五、仲介人手數料 商品百分の二 牛馬百分の五

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利

懸賣の割合 千分の五、仕拂期限 卸賣二十日限り小賣二十五日限り、金利 普通月二分五厘

七、市場金融に對する金利 普通民間の利子は月三分

八、市場使用料 牛市場に限り使用料(入場券五錢交付す)を徴收し、其外は徴收せず

九、市場利用の範圍 出店者は五里位にして、買出者は四里位より來る

一〇、市場税徴收の方法 牛市場及常設店舗は面吏員直接之を徴收し、其他は徴收補助員を配置し領收票を各納税者に交付の上徴收す

一一、市場の監督並に取締方法 面長直接此任に當る、但し汚物掃除等に對しては一定の人員を配置し開市の時直ちに施行す

江陵郡新里面

注文津市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、敷地面積、設備、及開市日

イ、市場の名稱 注文津市場

ロ、公私設別 私 設

ハ、所在地 江原道江陵郡新里面注文里

ニ、敷地面積 一千九百二十坪

ホ、設備 各商人等は自ら所有商店を以て使用しあり

へ、開 市 日 陰曆毎月一日、六日、十一日、十六日、二十一日、二十六日。(月六回)

二、市場主要取引品並に最近の取引高

イ、主要取引品、農産物、水産物、林産物、織物、畜類、金物類、其他雜貨

ロ、最近の取引高 四十四萬三千四十圓(大正十二年分)

三、市場商人の種類及商人數

イ、種類 問屋、仲買、小賣

ロ、商人數 四十人

四、市場の賣買方法

賣買方法 卸賣、小賣、見本取引なし

五、仲分入手數料

イ 商品 賣買物價格百圓に付一圓

ロ 牛馬 牛價格百圓に付五十錢、馬なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 懸賣は約一割ありて、支拂期限は最長一箇月迄と定め、若し償還期限經過せば借入金と見做し、毎月一圓に付利子三錢宛を附することあり

七、市場金融に對する金利

イ、市邊利子としては一箇月一圓に付十二錢

ロ、間邊利子としては一箇月一圓に付六錢

八、市場使用料 該當事項なし

九、市場利用の範圍 附近五里位よりの者が出店又は買出に來る

一〇、市場税徴收の方法 毎市日午後二三時頃を利用し面職員直接徴收しつゝあり

一一、市場の監督並に取締方法

イ、監督に付ては、管理者たる面長が毎市日に當り一回宛巡廻監督しつゝあり

ロ、取締方法に付ては、本面警察官駐在所より毎市日に當り警官一人宛出市し取締を行ふ

横城郡横城面

横城邑市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、敷地面積、設備、及開市日

市場の名稱 公私設別 所在地 敷地面積 設備 及開市日

横城邑市場 私設 横城郡邑内 二、二七五 常設店舗は四十八、行商の臨時設備は十五、開市日は舊曆毎月二六の日にして一箇月六回

二、市場主要取引品並に最近の取引高

主要取引品 雜貨、畜牛

最近の取引高 二萬圓（七月中）

三、市場商人の種類及商人數

商人の種類 仲買商、小賣商

商人數 七十一人

四、市場の賣買方法 卸賣、小賣

五、仲介人手數料 商品賣買額に付百分の十五、畜牛賣買額に付百分の一

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 該當なし

七、市場金融に對する金利 一箇月一圓に付三錢

八、市場使用料 該當なし

九、市場利用の範圍

出店者 本邑内又は一里以内位の居住者

買出者 本郡全部、原州郡、所草面、好楮面半部、平昌郡大和面全部の居住者

- 一〇、市場税徴収の方法 賣買品に付取引額の百分の一を徴収す
- 一一、市場の監督並に取締方法 一面吏員常に監督す市場税徴収員は毎市日に税金を徴収す

洪川郡洪川面

洪川市場

- 一、市場の名稱 洪川市場、公私設別 公設、所在地 洪川邑内、敷地面積 洪川市場は範圍廣く決定したる面積なし、但し牛市場は六百八十二坪、他に設備なく、開市日は舊曆の一、六の日なり
- 二、市場の主要取引品 穀類、牛、水産物、布帛、雜貨、最近の取引高 最近一箇月間取引高、穀類 一千二百十圓、牛七千八百十圓、水産物五百七十圓、布帛一千二百四十圓、雜貨二千七百九圓なり
- 三、市場商人の種類 小賣にして、商人數八十人内外なり
- 四、市場の賣買方法 殆ど小賣にして見本取引なし
- 五、仲介人手數料 商品賣買には仲介人なく、牛の賣買のみの仲介人にして、右手數料は賣上價格百圓に對し八十錢の割合なり
- 六、懸賣の割合 四割 仕拂期限一箇月内外にして、懸賣に對する金利はなし

七、市場金融に對する金利 月五分乃至六分なり

八、市場使用料 なし

九、市場利用の範圍 邑内津里、新陽堡里、希望里の者出店し、買出に來る者は附近東面、南面、北

方面、化村面の者なり

一〇、市場稅徵收の方法 市日の商品放賣價格に對し百分の一を徵收す

一一、市場の監督並に取締方法 市場稅徵收補助員を置き之をして市場の監督及取締に當らしむ

鐵原郡鐵原面

鐵原市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名稱 鐵原市場

ロ、公私設別 公設

ハ、所在地 鐵原邑内

ニ、面積 普通市場は邑市街路面に商品を陳列し居る爲め特記すべきもの無し
但し牛市場は一千五百八十八坪なり

ホ、設備及開市日

普通市場は何等設備すること無し、但し牛市場は周圍に木柵を設け其内には杭木を立て繫牛の便利を圖る、開市日は毎月二、七の日六回とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高

イ、主要取引品 米、大豆、雜穀、畜牛、蔬菜、果實、水産物、布帛、薪炭類

ロ、最近の取引高 大正十二年度 九十五萬五千百圓

三、市場商人の種類 問屋、仲買、卸賣、小賣等、商人數 五百人位

四、市場の賣買方法 普通商品は大概賣買者間に於て相談の上賣買し、畜牛に對しては仲介人の斡旋に従つて賣買す

五、仲介人手數料 商品は賣上價格の一割より二割迄、牛馬は賣上高の百分の一

六、懸賣の割合 仕拂期限は大概十五日以内とす、若し十五日を経過せば月二分の利子を附す

七、市場金融に對する金利 普通市場は月三分、牛市場は月六分の割合

八、市場使用料

イ、上屋路面使用料 なし

ロ、賣上に對する手數料 普通市場なし、牛市場は成牛一頭に付四錢、犢一頭に付二錢

九、市場利用の範圍 附近七八里位の者か出店又は買出に來る

一〇、市場税徴收の方法 市場税徴收補助人を置き徴收す

一一、市場の監督並に取締方法 普通市場は面に於て監督し、牛市場は面及畜産組合が主として仲介人十六人を置いて監督に任じ居れり

平康郡平康面

一、市場の名稱、公私設別、所在地、敷地面積、設備、及開市日

イ、平康 邑内市場 邑内牛市場

五日、十日、十五日、二十日、二十五日、三十日が開市日にして、共に公設なり、位置は平康面西且里にあり、敷地面積は邑内市場七百坪、邑内牛市場一千二百六十六坪

ロ、平康面福溪牛市場

開市日は三日、八日、十三日、十八日、二十三日、二十八日にして、公設なり敷地面積は一千七百六十坪にして、位置は福溪里にあり

二、市場主要取引品は牛畜、柴炭、其他雜貨

取引品の單價 牛(牝七十圓 犍三十圓) 商品(根炭一俵六十錢 薪木一束十錢)

三、市場商人の種類 皆小賣業を行ふものなり

- 四、市場の賣買方法 小賣を行ひ見本取引なし
- 五、仲介人手數料は總賣買高の一割を徵收す
- 六、本面は該當事項なし
- 七、同 上
- 八、同 上
- 九、市場利用の範圍は約三里内外の處より賣出に來たる
- 一〇、市場稅徵收の方法は面職員が立會して各商人の賣上高の百分の一を徵收す
- 一一、市場の監督並に取締方法 市場の破損箇所あるときは之か修繕を監督を爲し、又は市場以外の處にて賣買せざる様に取締る、上記事項は面に於いて掌る

咸 鏡 南 道

元 山 府

元山府壽町公設市場

- 一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日
- イ、名 稱 元山府壽町公設市場
- ロ、公私設別 公 設

ハ、所在地 元山府壽町一丁目七番地

ニ、面積 三百五十四坪

ホ、設備 本敷地は三方道路に面せるを以て三箇所に出入口を設け一戸當り四坪のトタン長

家建(四棟)賣店十六戸を敷地の周圍に配列し、多數人の出入集合に便ならしむることとし、

其一隅に公衆用便所を設く

ヘ、開市日 一月一日を除くの外年中休みなし

二、市場主要取引品並に最近の取引高 (六月調)

魚 類 四、五七八、九九^甲 鳥獸肉類 三三七、一六

履物類 四二七、〇〇 陶器類 四五九、二一

米麥雜穀類 四、〇四一、二一 西洋雜貨 三二二、二〇

酒、味噌、醬油類 七五五、二二 食料雜貨 一、三三四、〇〇

薪炭類 一〇四、〇七 野菜類 一、五五九、三五

三、市場商人の種類及商人數

種類 小賣

商人數 指定商人十五名、中央魚市場商人五名
四、市場の賣買方法（卸賣、小賣又は見本取引の有無）

賣買方法 現金販賣制度

五、仲介人手数料 なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料 指定商人は月額三圓とす、但し月の中途に於て使用を開始し又は中止する場合に於ても之れを減額せず、中央魚市場の分は月額一圓とす

九、市場利用の範圍 元山府一圓

一〇、市場税徴收の方法 市場税は納入告知書に依り之を納附するものとす

一一、市場の監督並に取締方法 府に於て公定相場を決定し、賣買は絶対に現金制度に依らしめ、府尹の定めたる監督員をして常に監督せしむ

元山府家畜市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備及開市日

イ、名 稱 元山府家畜市場

ロ、公私設別 公 設

ハ、所在地 元山府場村洞

ニ、面 積 一千百十坪

ホ、設 備 周圍に鐵線柵を張り場内に畜牛六百頭を繫留すへき繫杭と、仲介事務所、及入場

料徴收所等あり

ヘ、開市日 陰曆五日、十日の日を開市日とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高

主要取引品 牛、豚

最近取引高 牛 六千八百四頭 四十一萬一千百六十三圓

豚 不詳 但し(自大正十二年一月調
至大正十二年十二月調)

三、市場商人の種類及商人數

商人の種類 仲介人 二十名

商人數 移出業者 四名

四、市場の賣買方法 仲介人の仲介に依り賣買を行ふ

五、仲介人手數料

手數料 牛 一頭に付 二圓 豚 一頭に付 五十錢

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料 場内一圓、牛七錢、豚五錢

九、市場利用の範圍 附近道郡より買出に來るものと、附近郡面より牽き來るものとす

一〇、市場税徴收の方法 賣買價格の百分の一を徴收し、畜産同業組合の仲介料徴收と共に之を徴收するものとす

一一、市場の監督並に取締方法 市場の監督には主として畜産同業組合の職員出張し、府廳職員も出張することあり、仲介士不正行爲（密賣買、場内に於て靜肅を缺くが如きもの）をなすものは退場せしめ、組合員にありては過怠金五圓を徴收す

第二 魚市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名 稱 第二魚市場

ロ、公私設別 私 設

ハ、所在地 元山府海岸通一丁目四番地

ニ、面 積 九百十九坪

ホ、設 備 魚市場は百七十三坪、木造平屋にして鹽倉庫を合せ二百十坪五合、魚市場と鹽倉

庫の間は中仕切を以て界し、他の三面は何等圍を設けず、空氣の流通を良くし、床は全部「コンクリート」叩土とし、一間に付一寸八分の勾配を附し、中央には大溝を設け排水を完全にしあり

ヘ、開市日 一月一日の外、年中休みなし

二、市場主要取引品並に最近の取引高

鮮 魚 四萬六千三百七十六圓八十三錢（但し六月中に於ける賣上高）

三、市場商人の種類及商人數 仲買人十六名、付替人五名

四、市場の賣買方法 糶賣を主とし荷主の希望に依り指植賣、入札賣若くは算當賣の方法を用ゆ

五、仲介人手數料 なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料

鮮魚、海藻 貝類 賣却代價の百分の十

鹽、乾水産物 同 百分の七

鮮、乾、明太魚及明太魚卵 同 百分の五

九、市場利用の範圍 元山府一圓

一〇、市場税徴收の方法 收入金額の百分の五を徴收す

一一、市場の監督並に取締方法 水産會社に於て監督及取締をなせり

第一魚市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名稱 第一魚市場

ロ、公私設別 私設

ハ、所在地 元山府北村洞六十一番地

二、面 積 百三十八坪

ホ、設 備 市場場内は五十坪木造平屋にして、特に衛生を重んじ四方は何等圍を設けず空氣

の流通を良くし、床は全部厚さ一寸の板を張り詰め中央に溝を通し、溝に沿ひて
兩方より傾斜せしめ、溝は一間に付一寸五分の勾配を取り排水を完全ならしむ、
板張りは總て相互に重ね、其隙はアスファルトを以て充填し汚水の浸入を防ぐ等
完全なる設備をなせり

へ、開 市 日 一月一日を除く外、年中休みなし

二、市場主要取引品並に最近の取引高 水産物 最近取引なし

三、市場商人の種類及商人數 仲買人二十三名

四、市場の賣買方法 糶賣を主とし荷主の希望により指値賣、入札賣若くは算當賣の方法を用ゆ

五、仲介人手數料 なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料 第二魚市場に同じ

九、市場利用の範圍 元山府一圓

一〇、市場税徴収の方法 収入金額の百分の五を徴収す

一一、市場の監督並に取締方法 第二魚市場に同じ

上 市 場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名 稱 上市場

ロ、公私設別 公 設

ハ、所在地 元山府北村洞七十五番地

ニ、面 積 五百八十八坪

ホ、設 備 敷地總面積五百八十八坪にして、道路に面し十六間の壁を作り之に三個所の出入口を設け壁の内側に庇を取付け單なる店舗となす、他に六十三坪(十八間半)木造平屋

二棟を設け一棟を十八に區劃す

空地は附近より來り出店するものゝために使用せしむ

ヘ、開市日 陰曆五の日を開市日とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高

水産物、農産物、畜類、織物類 取引高詳ならず

三、市場商人の種類及商人數

種類 小賣

商人數 三十六名
二十名乃至二十四名一區劃を二區域となし飯饌商人を收容す

四、市場の賣買方法 現金又は懸賣の方法に依る

五、仲介人手數料 なし

六、懸賣の割合、仕拂期間及金利 十分の三 特記事項なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料

イ、場屋内一區劃に付 一日 金十錢

ロ、場屋外一坪に付 一日 金五錢

九、市場利用の範圍 附近郡面より來り出店し、及買出に來るものとす

一〇、市場税徴收の方法 目下徴收員は七名あり之を三班に分け、各班は放賣人個人毎に放賣額の百分の一を徴收す、但し放賣額は何人も正直なる申告をなさざるを以て、通常綿布商よりは一軒毎に

四錢若くは三錢宛と云ふ様に殆ど規定的に徴收し居れり

一一、市場の監督並に取締方法 府廳職員出張し監督をなす

下 市 場

一、市場の名稱、公私設別、並に所在地、面積、設備、及開市日

イ、名 稱 下市場

ロ、公私設別 公 設

ハ、所在地 元山府場村洞百十三番地

ニ、面 積 五百八十四坪

ホ、設 備 な し

ヘ、開市日 陰曆十の日を開市日とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高

水産物、農産物、畜類、織物類 取引高詳ならず

三、市場商人の種類及商人數 特記事項なし

四、市場の賣買方法 現金取引に依る

五、仲介手数料 なし

六、懸賣の割合、仕拂期間及金利 なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料 上市場に同じ

九、市場利用の範圍 同

一〇、市場税徴收の方法 同

一一、市場の監督並に取締方法 同

咸興郡咸興面

牛 市 場

一 市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名 稱 牛市場

ロ、公私設別 公 設

ハ、所在地 咸興面荷西里

ニ、面 積 二千二十坪九合

ホ、設 備 畜牛繋留場、事務室及倉庫を建設し周圍に木柵を設く

ハ、開市日 陰曆二、七の日（月六回）

二、市場主要取引品並に最近の取引高 本市に於ける主要取引品は畜牛にして、大正十二年度中に取引されたる頭數及其價額は左表の如し

性別	區分	頭數	價額	備考
牝	牛	七二五	三三、五一 _圓	
牡	牛	二、三五〇	一七四、一六八	（最高 一〇〇圓 最低 二五圓）
犢	牛	三八二	五、七〇三	（最高 四六圓 最低 四六圓）
合 計		三、四五七	二一三、三九〇	

三、市場商人の種類及商人數 季節に依りては遠く京城元山方面より來場するとあるも、主として郡内農民及當地商人に依りて取引せられ、大正十二年に於ける出場總人員一萬六百九十三名に及へり

四、市場の賣買方法 總て現金取引に依る

五、仲介人手數料

賣 買	成牛一頭に付	二 圓	犢一頭に付	一 圓
交 換	成牛同	一 圓	同	五十錢

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　最高三分五厘　最低二分　普通三分

八、市場使用料　成牛一頭に付十錢　犢一頭に付五錢

九、市場利用の範圍　郡内各面より出場す、平均附近七里位なり

一〇、市場税徴收の方法　市場内に於ける賣買は總て畜産同業組合に於て仲介するを以て、取引の際直に其市場税を納付せしめつゝあり

一一、市場の監督並に取締方法　市場監督員一名及常備人夫一名を置き市場の管理に當らしむ

薪炭市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名稱　薪炭市場

ロ、公私設別　公　設

ハ、所在地　咸興面豐陽里及荷東里

ニ、面積　豐陽里九百十四坪　荷東里四百九十七坪

ホ、設備　一定の地域を劃し敷地を整頓せる外特別の設備なし

一、開市日 舊曆二、七の日(月六回)

二、市場主要取引品並に最近の取引高

薪炭 大正十二年中に於ける取引數量は、牛車八萬八百五十五臺、價額二十五萬六千四百九十三

圓なり

三、市場商人の種類及商人數 郡内山地帯各面の農民に依り供給さるゝものにして、昨年中に於ける

人員八萬一千八百五十五人に達したり

四、市場の賣買方法 全部現金小賣なり

五、仲介人手數料 なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料 大正十三年三月に至る迄は牛車一臺に付金二錢なりしも、大正十三年度より金四錢

に改正せり

九、市場利用の範圍 郡内山地帯各面より出場す、行程七里内外

一〇、市場税徴收の方法 市場税徴收補助員を置き、取引後市場より持出す際規定の市場税を徴收し

領收票を交付す

一一、市場の監督並に取締方法 市場監督員一名を置き之か管理取締を爲さしむ

米 市 場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名 稱 米市場

ロ、公私設別 公 設

ハ、所在地 咸興(面豊西里

ニ、面 積 百七十坪

ホ、設 備 一般區域を劃せる外特別の設備なし

ヘ、開市日 舊曆二、七の日(月六回)

二、市場主要取引品並に最近の取引高 米其他の雜穀 大正十二年中に於ける賣買高概算八萬一千圓
内外なり

三、市場商人の種類及商人數 附近各面農家の婦人の出場にして、昨年中に於ける出賣人員一萬一千六百五十七名に上れり

四、市場の賣買方法 總て現金小賣取引なり

五、仲介人手數料 なし

六、懸賣の割合、支拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 最高三分五厘、最低二分、普通三分

八、市場使用料 なし

九、市場利用の範圍 市内周圍四里四方より出場す

一〇、市場稅徵收の方法 市場稅徵收補助員を置き之を徵收す

一一、市場の監督並に取締の方法 隨時他市場監督員をして巡廻監視せしむ

普通市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名稱 普通市場

ロ、公私設別 公 設

ハ、所在地 咸興面上里、中里、中荷里の三箇里

ニ、面積 千三百坪（三箇所）

ホ、設 備 上里市場は敷地千三百坪を劃し、其他は一般に道路を利用し特殊の設備なし

へ、開市日 二、七の日(月六回)

二、市場主要取引品並に最近の取引高

織物、雜穀、蘆蓆、陶器類 賣買高概算三十七萬五千圓なり

三、市場商人の種類及商人數 小賣商人を主とし、毎市日に於ける員數約五千人内外に達す

四、市場の賣買方法 現金小賣取引のみなり

五、仲介人手數料 なし

六、懸賣の割合、支拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 最高三分五厘、最低二分、普通三分

八、市場使用料 なし

九、市場利用の範圍 主として郡内各面より出場するも、其他隣接郡より鐵道便を以て出場する者尠からず、大體利用範圍は十五六里内外に亘る

一〇、市場稅徵收の方法 市場稅徵收補助員を各市場毎に配置し之を徵收せしめつゝあり

一一、市場の監督並に取締方法 他市場監督員をして隨時巡視せしめつゝあり

魚菜市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名稱 魚菜市場

ロ、公私設別 私設

ハ、所在地 咸興面豊西里

ニ、設備 魚類市場は亞鉛葺一棟、地盤コンクリート張、建坪百二十坪 蔬菜市場は亞鉛葺

一棟、地盤コンクリート張、建坪七十五坪 常設店舗は瓦葺四棟、建坪六十一坪

ホ、開市日 毎日 但し舊曆正月一日及八月十五は休場

二、市場主要取引品並に最近の取引高（大正十二年中）

魚類 二十二萬五千三百五十圓 其他雜類 四萬九千二百七十五圓

蔬菜類 六萬五千七百圓 合計 三十四萬三千二十五圓

三、市場商人の種類及商人數 魚類は郡内海岸地帯、其他は市の周圍三里以内の農民より供給され、

何れも直接小賣に依るもの多し、毎日出場者平均三百名内外とす、魚類に限り市場經營者に委託販

賣をなすことあり

四、市場の賣買方法 現金取引に依る

五、仲介人手數料 なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 最高三分五厘、最低二分、普通三分

八、市場使用料 魚類は販賣價格の百分の六 蔬菜果實類は各一人に對し一錢

九、市場利用の範圍 魚類は海岸地帶五里以内より、其他は周圍三里以内より出場す

一〇、市場稅徵收の方法 市場稅徵收補助員二名を置き徵收せしむ

一一、市場の監督並に取締方法 監督員二名、掃除夫三名を以て處理しつゝあり

備考 魚菜市場は市場規則發布前より個人經營にして存立期間無期限なりしも、市場規則第三十二條に依り本年九月經營期間満了

と共に本面に於て經營を爲すべく目下計畫中に屬す

永興郡洪仁面

永興市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、敷地面積、設備、及開市日

市場の名稱	公私設別	所在地	敷地面積	設備及開市日
永興市場	公設	洪仁龍南里 雲坪里	一、九三四坪	設備はなし、牛市場は設備す 開市日 五日、十日、十五日、二十日、二十五日、三十日(月六回)

二、市場主要取引品 穀物にして、毎市日取引高二十餘石を算す

三、市場商人の種類及商人數 問屋、仲買、小賣等二百十一人あり

四、市場の賣買方法は小賣にして、見本取引はなし

五、仲介人手數料

成牛 一頭に付 五十錢

犢牛 同 二十五錢

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 なし

七、市場金融に對する金利 月利六分なり

八、市場使用料 牛市場にありては成牛一頭に付七錢、犢牛一頭に付五錢とし、商品の賣上に對して

は賣買金額の百分の一なり

九、市場利用の範圍 二里位よりの者が買出に來る

一〇、市場税徴收の方法 市場税徴收員以下同補助員三人を置きて、賣買價格百分の一を徴收す

一一、市場の監督並に取締方法 該當事項なし

北青郡北青面

北青市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、備設、及開市日

イ、名稱 北青普通市場、北青牛市場

ロ、公私設別 公設

ハ、所在地 北青面東里、南里

ニ、面積 普通市場 二千四百十九坪、牛市場七百五坪

ホ、設備 普通市場 井戸一箇所、共同便所二箇所、常設店舗三十戸、各使用者に於て設備す
牛市場 市場の周圍に木柵(出入口二箇所)を設け牛の繋留杭を設備す

ヘ、開市日 陰曆三、八の日

二、市場主要取引品並に最近の取引高(大正十二年)

生牛、穀類、生魚、鹽魚、布木、野菜、麻布、其他日用雜貨

農産物

水産物

布木麻布

其他

計

生牛

計

一八五〇〇 円

二一〇〇〇 円

一九〇〇〇 円

二一〇〇〇 円

六一五〇〇 円

四三、五〇〇 円

四三、五〇〇 円

朝鮮の市場

四九五

三、市場商人の種類 小賣

商人數 市日毎に多少異動あるに付確實なる統計數判明せざるも千五百名内外とす

四、市場の賣買方法 小賣とす

五、仲介人手數料 商品に對しては手數料なきも、生牛に對しては成牛一頭に付五十錢、犢一頭に付二十五錢の仲介手數料を徵收す

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 當北青市場の取引狀態は懸賣なく、全部現金取引とす

七、市場金融に對する金利 普通一市日間二分なるが、信用及業態に依りては月三分、又は三分以上五分迄の金利にて貸借をなすあり

八、市場使用料 常設店舗一棟(二坪)に對し敷地使用料年額二圓宛を徵收す、其他普通市場にては使用料を徵收せず、牛市場使用料は成牛一頭に對し五錢、犢一頭に對し三錢の使用料を徵收す

九、市場利用の範圍 北青市場を利用する者は北青市場を中心として最遠距離は北青郡泥谷面三岐又は上車書面方村等約八里より來市するものあるが、普通は五里以内の者來市取引賣買に従事す

一〇、市場稅徵收の方法

イ、牛市場に對しては北青畜産同業組合より書記出場し、各個人より取引毎に徵收すあり

ロ、面吏員直接出場し市場税を徴収しつゝあり

一一、市場の監督並に取締方法 市場の監督、場内の整理、清潔保持等に面吏員をして當らしめ、開市毎に臨検警察官二名と共に連絡を保ち取締をなしつゝあり

端川郡波道面

牛 市 場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名 稱 牛市場

ロ、公私設別 公 設

ハ、所在地 波道面西上里

ニ、面 積 一千三十坪

ホ、設 備 周圍は木柵を設け出入口二箇所を設置せり、場内には生牛繋留所を建て相當の距離を定め、生牛一頭毎に杭木一本を建つ

ヘ、開市日 陰曆一、六の日 午前七時開始午後七時閉鎖 舊曆一月一日は休業す

二、市場主要取引品並に最近の取引高 生牛取引のみにして、五月六月中の取引高二千圓(四十頭)に

及へり

- 三、市場商人の種類及商人數 仲買人 十七名
- 四、市場の賣買方法 指定の仲介人ありて生牛賣買の媒介を行ふ
- 五、仲介人手數料 成牛一頭の賣買に付五十錢、犢一頭の賣買に付二十五錢の仲介手數料を徵收す
- 六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 全部現金賣買にして懸賣は行はれず
- 七、市場金融に對する金利 當該事項なし
- 八、市場使用料 毎開市日入場生牛一頭に對し五十錢を徵收す
- 九、市場利用の範圍 端川郡一圓
- 一〇、市場稅徵收の方法 端川郡畜産同業組合にて徵收す
- 一一、市場の監督並に取締方法 面に於て監督を行ひ、時々場内を巡視し場内に凸凹あれば地均を行ひ、掃除人夫一名を備入して場内の不正行爲者の取締及掃除等を行はしむ

朝 市 場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名 稱 朝市場

ロ、公私設別 公 設

ハ、所在地 波道面東幌里

ニ、面積 五百二坪

ホ、設備 別に設備なし

ヘ、開市日 毎日午前七時より同十一時迄、陰曆正月一日、十五日、二月一日、四月八日 五月五日、七月七日、八月十五日及九月九日は休業す

二、市場主要取引品並に最近の取引高 雜物取引にして、五月六月中の取引高百五十圓なり

三、市場商人の種類及商人數 出場者は各自雜物を携へ來り相互物々交換を行ふを以て別に商人なし

四、市場の賣買方法 物々交換

五、仲介人手數料 仲介人無きを以て手數料なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 全部現金取引にして、懸賣は行はれず

七、市場金融に對する金利 當該事項なし

八、市場使用料 別に使用料を徴せず

九、市場利用の範圍 端川郡一圓

- 一〇、市場税徴収の方法 面にて徴収補助員一名を定め徴収を行はしむ
- 一一、市場の監督並に取締方法 一面に於て監督を行ひ、時々場内を巡視し場内に凸凹あれば地均を行ひ、掃除人夫一名を備入して場内の不正行爲者の取締及掃除等を行はしむ

甲山郡普恵面

惠山鎮市場

- 一、市場の名稱、公私設別、所在地、敷地面積、設備、及開市日
イ、市場の名稱 惠山鎮市場
 - ロ、公私設別 公 設
 - ハ、所在地 普恵面惠山里
 - ニ、敷地面積 二千百三十坪
 - ホ、設 備 普通市場には設備なし、牛市場のみ木柵を設け畜牛を繋留す
 - ヘ、開市日 毎月二、七の日に開市
- 二、市場の主要取引品並に最近の取引高
- イ、主要取引品 魚、鹽、織物、穀類、畜牛

- ロ 最近の取引高 五千五百四十圓（六月分）
- 三、市場商人の種類及商人數
- イ 市場商人の種類 仲買、小賣
- ロ 商人數 七十一人
- 四、市場の賣買方法 卸賣、小賣
- 五、仲介人手數料
- イ 商品（織物） 賣上價格一圓に付手數料二錢
- ロ 畜牛 成牛一頭に付二圓、犢一頭に付一圓
- 六、懸賣の割合、仕拂期限及金利
- イ 懸賣の割合 三割
- ロ 仕拂期限 一週間
- ハ 金利 仕拂期限經過後には金一圓に付月二分
- 七、市場金融に對する金利 百圓に付月五分
- 八、市場使用料 牛市場のみ牛一頭に付金五錢

九、市場利用の範圍 三里位より出店又は買出に來たる

一〇、市場税徴收の方法 市場税は賣上價格百分の一を面に於て直接開市日毎に各納税者より徴收す

一一、市場の監督並に取締方法

イ 市場の監督 面に於て直接監督す

ロ 取締方法 開市日毎に物品賣買方法、市場税連脱、及奸商輩の行爲を監視取締す

咸鏡北道

清津府

一、市場の名稱其他

名稱	公私設別	所在地	面積	設備	開市日
清津魚菜市場	公設	北星町	二二〇坪	糶賣場事務所及置場	每日
清津公設日用品市場	同	敷島町	四八坪	二棟十五戸	每日
清津畜牛市場	同	浦項洞	三、八一四坪	野	天 舊曆一、五、該當日

二、市場の主要取引品並に最近の取引高 別表の通り

三、市場商人の種類及商人數

イ 魚菜市場は北鮮水産株式會社をして營業せしむ

ロ 日用品市場は小賣商人にして十五名

ハ 清津市場は主として生牛に付商人數一定せず

四、市場の賣買方法 魚菜市場は糶賣、日用品市場は小賣にして、見本取引なし

五、仲介人手數料 商品なし、生牛一頭一圓、犢五十錢

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 懸賣なし

七、市場金融 なし

八、市場使用料

魚菜市場は毎年豫算を以て定む（本年度坪三十錢）日用品市場は一戸月額六圓、清津市場は使用料を徴收せず

九、市場利用の範圍 府内及附近地方三里

一〇、市場稅徵收の方法 使用料の外市場稅なく、使用料は毎月告知書を以て納付せしむ

一一、市場の監督並に取締方法 魚菜市場に對しては水産會社をして監督並に取締せしむ、日用品市場は商人間に總代を置き之を補助者として府係員を以て取締り、清津市場は市場監督並に仲介監督

各一名を置き、開市日には係員を派遣して取締りつゝあり

(一) 魚市場賣揚高數別表

大正十三年六月分

市場名	種別	清津魚市場			平均單價	鮮内消費額			内地移出高		備考
		數量	價額	數量		價額	數量	價額			
市場名	鯛	四四	一五二	三四	三四三〇	四四	一五二	—	—	—	
	鱈	一〇六五	一〇七	—	一〇四〇	一〇六五	一〇七	—	—	—	
	鱈	二九七	二七〇	—	九〇九	二九七	二七〇	—	—	—	
	鱈	三〇八	二二	—	七五〇	三〇八	二二	—	—	—	
	鱈	六八四	一八五	—	二七〇	六八四	一八五	—	—	—	
	鱈	一四六、九八二	二二、四七八	—	一、五三	九八、三六一	一五、〇三四	—	四八、七二〇	七、四四四	
	鱈	六	四八	—	八〇〇	六	四八	—	—	—	
	鱈	三四四	三四	—	一〇〇	三四四	三四	—	—	—	
	鱈	二六〇	二六〇	—	一〇〇〇	二六〇	二六〇	—	—	—	
	合計	一四、八三二	一四、〇八一	—	九五〇	一四、八三二	一四、〇八一	—	—	—	
	一六五、二〇九	四〇、二〇六	—	—	二六、四八九	三、七六二	—	四八、七二〇	四〇、一〇六		

(二) 市場畜牛賣買表

賣買頭數
賣買價額
平均一頭價額

清津市場	五 ^圓	一四 ^圓	三三三 ^圓	一、一六八 ^圓	六六 ^圓	八三 ^圓
計	五	一四	三三三	一、一六八	六六	八三

(三)清津公設日用品市場賣揚高表

販賣品目	賣上高	販賣品目	賣上高
蔬菜類	二四五	陶磁器	四八〇
生魚類	八一五	金物類	二一五
漬物類	一三〇	小間物類日用雜貨	三九二
鳥獸肉	二三四	菓子類	二九二
食料品雜貨	三六五	履物類	五一
酒醬油味噌	二七七	米穀類	二、九七三
飲食物	一四五	計	六、六一七

鏡城郡羅南面

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

- イ 羅南公設市場 初瀬町百十一、百十二番地 面積四百三十坪
- ロ 羅南牛市場 私設 初瀬町 面積三千八百坪

朝鮮の市場

ハ 羅北洞牛市場 私設 羅北洞 面積三千坪

設備 羅南公設市場は建坪二十四坪、亞鉛膏平家一棟を建設し専ら魚類市場に充當す、其外市場指定地内空地に於て、雜穀類、蔬菜、果實、薪炭、其他雜貨等を木標を以て區別なし、露店販賣をなさしむ

尙將來益々需要者の利用を顧慮し且つ市場の發展を圖る目的を以て、新に建坪三十坪の亞鉛膏平家一棟を建設（六月十六日起工七月十日落成）内部を十戸に區別し、内地に於ける勸工場式に日用品、諸雜貨、陶磁器、竹細工品等總て協定價格を以て何人にも安心して買求め得れる趣旨の下に來る八月一日より開店の豫定

開市日 羅南公設市場に於ては毎日午前八時より日沒迄とす

羅南牛市場及羅北洞牛市場に於ては杭木を以て牛馬の繫留場の設備をなす

開市日 羅南牛市場は毎月二、七の日とし、羅北洞牛市場は毎月三、八の日とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高（大正十二年中調）

市場名	所在地	一 箇年				計
		賣	買	高	計	
		農産物	水産物	畜類	其他の雜貨	

羅南公設市場	初瀬町	七三七八	二〇四七〇	一	五四六一	三三三〇九
羅南牛市場	同	—	—	二八三五	—	二八三五
羅北牛市場	羅北洞	—	—	五四八〇八	—	五四八〇八
總計		七三七八	二〇四七〇	八三二三三	五四六一	一一六四四二

三、市場商人の種類及商人數

魚類 十人、蔬菜果實 三人、穀類 四人、雜貨其他 五人、畜類(仲介人) 三人

其他附近の各部落より日々集散する鮮婦人の魚類、蔬菜、果實、豆類、及鮮人の薪炭、露店販賣者數多し

四、市場の賣買方法 總て小賣本位にて現金取引とす

五、仲介人手數料

牛馬賣買仲介手數料は價格二十圓以上一頭に付一圓五十錢、價格二十圓未滿一頭に付八十錢、交換は一件に付一圓とす

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 懸賣は約一割の割合にて仕拂は毎月末日とす、其他該當事項なし

七、市場金融に對する金利 該當事項なし

八、市場使用料

魚類市場内使用料	各戸に付一日二十錢
露店(場所代)使用料	薪一牛車積一日二十錢
同	炭同 十錢
同	蔬菜果實一日 五錢
同	穀類 十錢
同	魚類 二錢
同	其他雜貨 十錢

使用料は毎日現金にて徴收す

九、市場利用の範圍 附近二里位の各部落より出店し、需要に於ては面内全市民一般に利用せられつゝあり

一〇、市場税徴收の方法 該當事項なし

一一、市場の監督並に取締方法 市場管理人を設け面吏員と共に徴收其他諸般の整理をなさしむ

吉州郡吉州面

吉州邑市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備及開市日

イ 名 稱 吉州邑市場

ロ 公私設別 公 設

ハ 所在地 吉州面城外及城内

ニ 面 積 約九千坪

ホ 設 備 城外は牛市にして周圍東北南三面は民家、商店、飲食店等なり、西一面は河川にて堤防を以て界するのみにして城外も城内も何等の設備なし

ヘ 開 市 日 陰曆一、六日

二、市場主要取引品 牛馬、麻布類、穀類、蔬菜、水産物等

三、市場商人の種類及商人數 貿易商、行商、雜貨商、牛商、飲食店、宿屋等ありて、朝鮮人約八、

九百名、内地人七、八十名、支那人五十餘名あるも、毎日賣買者の集合するもの二三千名を超ゆ

四、市場の賣買方法 卸賣、小賣にして見本取引の行はるゝもの多少あり

五、仲介人手數料 生牛賣買には指定仲介人ありて成牛一頭に付二十五錢、犢一頭に付二十錢の手數

料を徴して媒介を行ふ

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 懸賣は總取引額の三分の一位にして、仕拂期限は約一月以内なり

多額の金高の場合には約束手形を振出し、金利は略ぼ一割五分とす

七、市場金融に對する金利 時季に依り異なるも百圓に付三、四分の金利なり

八、市場使用料 市場入場料として左の割合の使用料を徴收す

牛馬一頭に付四錢 貨物積載牛馬一駄に付四錢

羊 豚 同 二錢 薪炭積載車一車に付四錢

貨物積載車一車に付八錢 支機一擔に付一錢

九、市場利用の範圍 附近三里位より出場するもの多く、産物の多き季節には郡内八、九里、遠くは

道外より出場する者あり

一〇、市場税徴收の方法 該當事項なし

一一、市場の監督並に取締方法 面職員及警察官憲に於て不正賣買者の監督取締を行ふ

城津郡城津面

城津市場

一、市場の名稱 城津公設市場

所在地 城津面旭町 面積 一千坪

設備 本市場は設置以來日尙淺く上屋二棟八十四坪、其他井戸、便所等の設備あるも目下増設準備中

開市日 毎日 日出より日没まで

二、市場の主要取引品 魚類、野菜類、薪炭、及雜貨

最近の取引高 一日平均賣揚額二百五十圓

三、市場商人の種類 小賣商人、一日平均百二十人

四、市場の賣買方法 小 賣

五、仲介人手數料 該當なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 總て現金賣

七、市場金融に對する金利 特に定めなし

八、市場使用料 別項規定の通り

九、市場利用の範圍 出店者全部面内一里未滿、買出人附近三里以内

一〇、市場税徵收の方法

一、市場の監督並に取締方法 専務者一名從事せしめ規定の通り使用料を徴し尙ほ之が監督並に取締等に任せしむ

市場使用料規程

第一條 面の市場を使用するものは左記區別により使用料を納付すへし

一、羊	豚	一頭	に付	三	錢
一、穀類	牛車壹臺	に付	に付	五十	錢
	牛車壹臺	に付	に付	二	錢
一、薪炭	牛車壹臺	に付	薪木薪柴松葉炭	二	錢
	牛車壹臺	に付	薪木薪柴松葉炭	二	錢
一、雜貨及魚菜其他	牛車壹臺	に付	薪木薪柴松葉炭	二	錢
	牛車壹臺	に付	薪木薪柴松葉炭	二	錢

第二條 前記使用料は市場入場の際之を徴收す、本規程は發布の日より之を施行す

會寧郡會寧面

會寧市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ 名 稱 會寧市場

ロ 公私設別 公 設

ハ 所在地 會寧面四洞百七十一番地の二

ニ 面 積 三百二十四坪

ホ 設備及開市日

設 備 周圍に木柵を建て出入口二箇所を設けあり

開市日 毎日にして午前六時より午後七時迄とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高 本市の取引品は薪及穀稈なり、薪は一日平均四十臺、價額四十八圓にして、本年一月より七月迄の間に八千五百二十臺、其價額一萬二百二十四圓に達し、穀稈は一日平均一臺、價額二圓八十錢にして、同期間中二百十三臺、其價額五百九十六圓に上れり

三、市場商人の種類及商人數

イ 種類 附近村落の農民なり

ロ 數 毎日平均四十一名

四、市場の賣買方法 現金を以て賣買し、買受人の指定せる場所に運搬す

五、仲介人手數料 該當事項なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 該當事項なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料 薪、穀稈一臺三錢

九、市場利用の範圍 一里乃至五里位の者買出に來る

一〇、市場使用料徴收の方法 面に於ては請負に因り、請負人に於て使用者より各自徴收す

一一、市場の監督並に取締方法 面吏員隨時出張監督す

附記 本市場は從來家畜家禽も取扱中の所本月左記鰲山市場新設に因り、本表には家畜、家禽を省く

鰲 山 市 場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備及開市日

イ 名 稱 鰲 山 市 場

ロ 公私設別 公 設

ハ 所在地 會寧面鰲山洞六十八番地の二

ニ 面積 一千七百二十五坪

ホ 設 備 民有地を十年間借受け周圍に木柵を、場内に繫留杭を建て、牛馬糞其他汚物溜一

箇所を設く

本設備は新設なるを以て目下設備進行中なり

へ 開市日 毎月陰曆 四日、九日、十四日、十九日、二十四日、二十九日とし開市時間は毎

午前九時より午後六時迄とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高 自一月間
至七月間

豚 二百十頭(一頭平均十五圓) 三千百五十圓 其他なし

右は本市場新設前會寧市場に於て取引したるものなり本市場は不日開始の見込なり

三、市場商人の種類及商人數

市内及附近村落の農民毎日平均 會寧市場取扱者數
鬻山市場

二百名の見込

四、市場の賣買方法 當郡畜産組合に於て仲介人を出し牛の賣買交換を世話せしめ仲介料を徴收す、

但し牛以外の畜類にありては任意賣買するものとす

五、仲介料 賣買交換共牛一頭に付一圓賣買の場合は賣主より交換の場合は兩人より各半額を徴收す

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利 該當事項なし

七、市場金融に對する金利 なし

八、市場使用料

一、牛馬一頭に付 五 錢

二、羊豚一頭に付 二 錢

一、其他家畜家禽一頭又は一羽に付 一 錢

附隨哺乳仔畜は無料とす

九、市場利用の範圍 市場及附近部落一里乃至七里位の者賣買交換に來る

一〇、市場使用料徴收の方法 専務の監視人を置き入場の際入場券引換に徴收す

一一、市場の監督並に取締方法 前記監視人をして監督せしむるの外面吏員隨時出張監督す

附記 本市場は最近認可になり未だ開市せざるも不日開市の見込に付參考のため掲記す

第七章 市場の取締

本章は大正十三年七月、各府、各指定面所在地、及年額五十萬圓以上の取引ある普通市場、並に一年間の集散頭數一萬頭以上の牛市場管轄地の警察署長に對し、其管内に於ける市場に關して左記項目の照會を發し、其調査に係る回答を蒐集したものである。即ち之に依りて見れば、市場取締に關する一斑を窺ふことが出来るのみならず、亦以て地方に於ける民情、風俗の一端をも察知し得て、頗る興味の深いものがある。

市場調査に關する件

- 一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市日、出場商人、購買者數
 - 二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲（賭博、窃盜、喧嘩、風俗犯等）の狀況及治安を紊すべき言動宣傳
 - 三、市日に於ける交通事故
 - 四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項
 - 五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況（飲食店、遊廓等に於ける浪費の傾向）
- 而して右の調査中には、管内の主要市場のみに就いて回答したるものあり、管内市場の全部を網羅したるものあり、従つて市場の大小の標準は必ずしも一定して居ない。また市場取締に關する意見

も、自ら一様でないのである。

京畿道

京城本町署管内

一、管内市場（主要）の種類、名稱、並に出場商人、購買者數

名稱	種類	出場商人數	購買者數
花園町公設市場	食料品、荒物、薪炭	一四	三、五五〇 <small>一日延入員</small>
同私設廉賣場	食料品、荒物、薪炭、小間物	一〇	一、〇五〇
明治町公設市場	同 前	一七	一、五〇〇
南 大門 市場	穀物、果實、朝鮮雜貨、海産物、蔬菜、金物、其他の食料品	一四五	四、五〇〇
南米倉町私設市場	鶏、鶏卵、魚類、蔬菜、果物、古物、其他の食料品	二九六	五、二〇〇
若草町廉賣所	食料品、荒物、雜貨	六	五〇
本町三丁目私設市場	同 前	七	二〇〇
本町四丁目私設市場	同 前	八	五五〇
永樂町中央廉賣所	同 前 其他薪炭、文房具、硝子	一九	一、二五〇
旭町食料品市場	魚類、蔬菜、果物、雜貨、其他の食料品	二六	一、二〇〇
並木町私設廉賣所	食料品、飲料、荒物、雜貨	一一	三〇〇
私設海産物集散所	海産物、薪炭、小間物、賣藥、其他		五〇

(空家九戸あり) 九

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行為其他 常設市場にして該當事項なし

三、市日に於ける交通事故 管内に於ける市場は悉く常設たる關係上本項該當事故なし、平素の交通狀況は各所共相當雜踏を呈し居れるも何等特種の事故なく一般交通上支障なし、但し例外として南米倉町私設市場は市場狹隘なると出場者多數なる爲め、南米倉町入口及南大門通の人道車馬道を壅塞して交通妨害を爲す事あるを以て所轄派出所及交通係に於て協力取締を行ひつゝあり

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記事項 管内市場中、南大門市場は三名、明治町公設市場は二名、其他市場は各一名の常備人夫あり、常に場内の清潔維持に従事す、其他場内の清潔整頓、販賣品に對する取締に付ては、管轄派出所員に於て常に視察取締を爲す外、當署衛生係より事情差支へなき限り毎日一回各市場に出張、腐敗有害品の有無に付食料品飲食物具の検査取締を勵行しつゝあり、其他度量衡器検査、計量取締に付ては、當署保安係及所轄派出所員に於て機に應じ時々之れが取締を行ふ（公設市場に於ては自治的に計量検査及價格統一を行ひつゝあり）

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 常設市場にして浪費遊興の傾向を認めず

京城鍾路署管内

柴炭市場

一、位置 京城府敦義洞公設市場（柴炭専門）毎日

自午前八時
至午後六時

出場商人 四名

購買者 四十名位

二、該當事項なし

三、交通上の支障なし

四、衛生上取締を爲すべき販賣品なし 同所に共同便所一箇所あるを以て相當取締をなしつゝあり

五、市場出場者の浪費遊興等聞込なし

鍾路公設市場

一、主要市場の種類 日用食料品

出場商人 十七名

購買者數 約百三十名位

二、市を利用して行はるゝ犯罪行爲なし、其他治安を紊すの言動宣傳等なし

三、交通上の事故なし

四、衛生状態普通にして特記事項なし

五、該當事項なし

唐 珠 洞 市 場

一、私設 野菜、果實を主とし、其他魚類

出場商人 約百五十名

購買者 五百人位

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行為なし

三、市日と稱し一定せる日なく毎朝午前三時頃より午前九時頃迄にして、同所は商店兩側に軒を并へ交通頻繁の場所なるに、出場商人は大部分擔軍にして、牛車或は荷車積多く、擔軍は去來一定せざる爲めに、交通の妨害甚しきを以て、交通取締を要する點多し

四、衛生状態は比較的良好なり、其他特記事項なし

五、該當事項なし

鍾 路 夜 市 場

一、鍾路夜市 私設（日用品雜貨類）毎年

自四月一日
至九月末日

毎日

自午後六時
至午後十二時

出場商人數 二百五十名位

購買者數 二千五百名位

二、市を利用して行はるゝ犯罪行爲は拘模犯（窃盜）喧嘩等にして、別に治安を害する言動宣傳等行はるゝことなし

三、夜間特に鍾路通の南側に位置を定めあるを以て交通事故なし

四、販賣品に對する衛生状態は或は腐敗に傾く果實、野菜、無許可飲料水、清涼飲料水等の販賣並に「ウドン」「饅頭」飴等其儘食用すべきものゝ販賣にして露陳するもの等行はれ居り之が取締を行ひつゝあり、本夜市は鍾路二丁目總代其取締となり開店前撒水人夫三名及特設掃除人夫四名を置き清潔保持に努めしめ、別に取締員として事務員二名人夫四名をして巡回取締らしめ居るも稍遺憾の點なきにあらず、受持巡查及交通巡查をして特に之が取締及衛生保持に努めしめつゝあり。

五、該當事項なし

東大門署管内

一、主要市場の種類、名稱

(1) 米穀雜貨野菜魚類取引 東大門市場 (廣藏會社)

(2) 牛馬豚類取引 家畜市場 (府營)

(3) 薪炭取引 薪炭市場 (同)

右三箇所にして、府營二箇所は特記すべき事項なく、東大門市場に於ける狀況左の如し

一、毎日開市し、出場商人約二百名、購買者約二千名あり

二、治安を紊すべき言動宣傳なく、往々雜踏に乘じ掏摸犯罪あり

三、特記すべき事項なし

四、魚類にして腐敗に傾きたるものを販賣する事あり、市場内の衛生設備に對しては夫々指示命令を

爲し改良に努め居るも未だ完全の域に達せず

五、該當事項なし

仁川署管内

蛇川場牛市場

一、管内主要市場の種類名稱 富川郡蘇萊面蛇川場牛市場

一、出場商人及購買者數 出場商人及購買者の數は農繁及農閑期に依り相違あるも、一年平均すれば
出場商人百人、購買者二百五十名位

一、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すべき言動宣傳

1 數年前迄は往々牛販賣者の歸路を要し強盜犯罪等ありしも、昨年來一回もなし

2 喧嘩は市場解散後飲食店等に於て往々あるも説諭の程度にて終了す

3 他管内より畜牛を窃取し來り市場にて賣却せんとするものあり

4 市場仲介人にして往々組合規則を犯し詐欺的不正行爲をなすものあり、其他賭博、風俗犯、及

治安を紊すべき言動宣傳等なし

一、市日に於ける交通事故として、前記 1 の外稀には飲酒の上喧嘩を爲す位にて其他の事故なし

一、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事故 市場及販賣品に對しては、入場

牛は多數の蠅を齎らし露店飲食店には蠅蝟集し衛生上危險なるを以て、各露店には蠅捕器(紙)二箇

以上を設置せしめ、尙飲食物には防蠅の設備を爲さしむ、其他衛生上危險と認む可きものなし

一、市場取締上特記すべき事項 前記他管内より窃取し來れる畜牛の販賣、仲介人の不正手段及市場

を的にして浮浪者等來りて惡計を企つる者等あり

一、市日に於ける市場出場者の浪費極めて僅少にして、多きも二三圓位を飲食に費消するものなり
場 基里 牛 市場

一、市場の種類、名稱並に開市、出場商人、及購買者數

1 富川郡桂陽面場基里牛市場（富平驛より北西三里）

2 開市は舊曆每五日開市

3 本市場は牛、穀類、雜貨の賣買行はるゝも牛を主とし他は自然市場に附帶せるものに過ぎず、

市場には專屬の牛仲買人現在十一名あり、賣買相互に介在し當日郡畜産組合を経て取引せられ（手
數料は賣價百圓に對し組合三圓仲介人一圓）、而して賣買者は殆ど附近農民にして従つて規模小な
る爲め、時々牛商人出場するも小取引なり、賣買額は金浦、蛇川場、及水原の牛市場に比し遠く
及はず、出場者は金浦、江華、富川、始興各郡地方より參集し、一箇年を通し農家の繁閑其他時
季等に依り異なるも、舊七、八、十一、十二月は殊に多し、概表左の如し

繁 期 七、八、十一、十二月
出 場 閑期（其他の出場）

牛 五 六 百 頭 百頭以内

穀類雜貨商人三四十名 二十名内外

出場者一千名内外 二百名内外

二、市日を利用して行はるゝ犯罪

- 1 窃盜(農家の飼牛を専門に窃取し、之を市日に賣却せんとする犯行) 本犯に付ては從來より努力し居る結果、大正十二年八月一件(二頭)、同年十二月一件(二頭)を檢舉し、爾來更になし
- 2 強盜(市場よりの歸路者を擁し金品を強奪するの犯行) 本犯は深夜交通稀薄の山路に於て行はれる實例なるを以て、爾來畜産組合及市場當業者とも協議し、出場者の歸路を早め且つ數名同伴せしむる等の豫防策を講し居れり、嘗て被害檢舉共になし

3 賭博 本犯は從來より行はれず

4 喧嘩(傷害を含む) 從來より開市當日喧嘩争鬪行はれ、多きは十數件少きも數件あり

5 風俗犯其他 特記すべきものなし

6 治安を紊すべき言動宣傳 大正八年三月二十四日獨立騷擾事件當時、本市場に參集せる約一千名の群集に對し不穩の言動を宣傳し、一舉して桂陽面事務所を放火燒毀せしめたる事件あり、由來地方農民は未だ朴直にして無智蒙昧の域を脱せず、容易に他人の言語を信し附和雷同するの弊

習あり、殊に本市場は金浦、江華、始興、仁川、京城に隣接せるを以て、開市當日は相當の警戒取締に努めつゝあり、爾來此種不穩の言動其他宣傳更になし

三、交通事故 市場所在地は富平驛より金浦に通する三等道路に沿ふも富内より他は諸車の便なく何れも徒歩に依る、市場面積は東西一丁南北二丁にして、牛市は廣地に於て行はれ、店舗は屋内なるを以て交通上何等の支障を來さず、従つて事故の發生を見ず

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記事項 販賣品は穀類雜貨の外、牛にして、特に衛生上顧慮を要すべきものなきも、牛繋場の清潔保持飲食物の取締は常に勵行し居るを以て特記事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀態 市場内飲食店十三戸の他に遊興、娯樂の箇所なく、出場者の多數は飲食店に於て飲食するも、定食の外浪費遊興等をなさず、僅少の飲酒をなすに過ぎず

楊州署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市日、出場商人、及購買者數

イ 市場の種類、名稱

平邱牛市場 漢金面三牌里に在り 牛市場

東豆川市場 伊淡面東豆川に在り 牛、雜貨、穀類市

佳納市場 廣積面佳納里に在り 牛、穀類、雜貨市

議政府市場 柴屯面議政府里に在り 牛、穀類、雜貨市

□ 開市日

平邱市場 毎月舊一、六の日

東豆川市場 毎月舊五、十の日

佳納市場 毎月陰曆三日を基準として五日目毎

議政府市場 毎月舊三、八の日

ハ 出場商人

平邱市場 各市平均 百五十六人

東豆川市場 同 二十五人

佳納市場 同 三十四人

議政府市場 同 百人

ニ 購買者數

平邱市場	各市平均	六十七人
東豆川市場	同	百五十人
佳納市場	同	十五人
議政府市場	同	百五十人

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すべき言動宣傳 從來市場に於て廣く行はれ來りたる賭博の如きは近時其跡を絶ち特記すべきものなし、只牛賣買上時々紛争を生ずること比較的多きも、相當の指導監督者ありて之が犯罪事態を惹起することなく、従つて治安を紊すが如き言動宣傳なし

三、市日に於ける交通事故 開市當日は各地より商人及購買者集來する爲め多少交通上雜踏するも、牛市場は一定の區域内にて行はれ、出場商人等は道路の兩側に座列販賣するを以て交通上支障なし

四、市日及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項 市日に於ける販賣品としては米粟、野菜、魚類、果物、海苔、廣木、及飲食物なるが、場内飲食店の設備完全ならず、衛生上遺憾の點あるを以て漸次改善しつゝあり、其他市場開催の爲め不衛生狀態を惹起するが如き事實なく、

又之が取締上特記すべきものなし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興の状況 各市場は僻陬地の關係上娛樂、遊興に對する設備なく、只飲食店の小なるものあるのみ、市場出入の取引者も大多數堅實なる農民にて、特に目立ちたる浪費、遊興を爲すものなし

永登浦署管内

一、市場の名稱、種類、出場商人數、購買者數

名	稱	種	類	開	市	日	出	場	商	人	數	購	買	者	數
永登浦	市場	牛	市	場	開	每月舊曆にて三、八の 日開市月六回とす	自	三	八	五	名	自	三	五	十
軍浦	市場	穀物及雜貨			開	每月舊曆にて五、十日開市月六回とす	自	三	十	十	名	自	二	百	十
陵谷	市場	同			同		自	四	十	五	名	自	三	百	十
蠶室	市場	牛	市	場	開	每月舊曆にて二、七の 日開市月六回とす	自	六	四	六	名	自	二	十	四

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行為としては特記事項なく、時により泥酔者又は賣買取引上意見の衝突にて口論者あるも、取締警察官に於て制止するに止まる、其他治安を紊すべき言動宣傳等の行はれたる實例なし

三、市日に於ける交通事故として特記事故なし

四、市場及販賣品に對する衛生状態其他市場取締上特記すべき事項なし

五、市日に於ては附近部落農民の出場者大部分にして、附近の飲食店に於て晝食間食を爲すものあるに止まり、一人當三十錢乃至四、五十錢位のものなり

六、以上の通にして未だ振はざる市場の取引なるを以て、大商人の出場するが如きこと殆どなく、附近部落民の出場するのみにて、従つて警察事故等殆どなき状態なり

水原署管内

一、管内主要市場の種類名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

1 市場の種類 畜牛、穀物、青物、薪炭、布木類、飲食店、其他日用雜貨

2 市場の名稱 水原市場（但し城内、城外の二箇所）

3 出場商人 一箇年を通し一市に於て平均約三百人

4 購買者數 一市に於て平均約千人

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲、及治安を紊すべき言動宣傳 牛市場の開場せらるゝ關係上

勢ひ多額の金錢を所持して田舎より往復する商人及農夫あり、是等を途中に襲ひて慘忍なる犯罪行爲を敢行せる事例二三ありたり、其他賭博、窃盜等は稀にして、喧嘩の如きは市日毎に四、五件あるも、風俗犯の如きは殆どなし

三、市日に於ける交通事故 市場附近の道路は一般に狹隘にして人出多き市日には相當混雜を來し、市場の如きは立錐の餘地無き迄に至ることあり、之か爲め交通事故を生したること稀なるも、市場の整理は焦眉の急なり

四、市場及販賣品に對する衛生狀態並に其他市場取締上特記すべき事項 市場の衛生狀態は甚だ不良なり、飲食店、獸肉販賣業者、餅屋、其他飲食物販賣者の衛生的設備不完全にして非衛生的のもの最も多し、殊に飲食店の如き蘆芥散亂し雨天の時は泥濘甚たしく、市場の衛生狀態に就ては大に改善の要あり、又牛市場の如きは他の市場と相當の距離を要し、現在は飲食物其他のものを雜然として開市するか如き、衛生上甚だ寒心に堪へざるもの多し

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 飲食店は相當賣上げ多きも、料理屋等に立入り遊興するもの稀なり、地方人は市日には買物等の有無に不拘出場し、飲食店に立寄り飲酒するを以て最も慰安となし、之か爲め一般飲食店は何れも相當の利益を得居れり

坡 州 署 管 内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市

出場商人及購買者數

管内主要市場	同	上	同上開市出場	同	同上購買者	
の 種 類	名	稱	商 人	數		
穀物、食料品賣買	坡州郡青石面插橋市場		一日平均約	六十五名	一日平均約	四百十名
牛、穀物 賣 買	同	條里面奉日川市場	同	三百名	同	一千六百名
穀物、食料品の賣買	同	臨津面汶山市場	同	五百名	同	一千三百名
右 同	同	坡平面斗浦市場	同	二十名	同	同五十名
右 同	同	衙洞面金村市場	同	二十名	同	同五百名
計				九百五名		三千八百六十名

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行為及治安を紊すへき言動宣傳 市日を利用して行はるゝ犯罪行為としては左記の通りなるも、取締を嚴にせる爲め泥酔して喧嘩口論を爲すもの稀なり、其他の犯罪行為又は治安を紊すへき言動宣傳等を爲すものなし

三、市日に於ける交通事故 見るべきものなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項 市日當日は飲食物販賣其他衛生上特に取締を嚴にし居れる關係上、腐敗變敗せるものを販賣する者なく、從て特記すべき事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 市日出場者は主として附近住民にして、晝食の代りとして濁酒を飲用し晝食を濟す位のものにして、特に資産家又は知識階級の者は支那人料理屋に登樓するものあるも、未だ浪費する程度に至らず、弊害として見るべきものなし

一 山 署 管 内

一、管内主要市場の種類名稱 管内碧蹄面高陽里、及中面一山里の二箇所にありて、何れも牛、豚、雜貨、穀類、及鮮人向日用雜品を販賣するものにして、前者を碧蹄市場、後者を一山市場と名く

一、開市出場商人及購買者數 碧蹄市場は陰一、六を、一山市場は五、十を各開市日とし、布木商、鶏、鶏卵賣、野菜商人、魚賣、穀物商等の類にして僅々三十名内外に止まり、購買者二百名内外に過ぎず

一、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を案すべき言動宣傳 主として農業民の來場するに過ぎず、偶々酩酊の上、二口論するものあるも、右様の犯罪行爲、或は治安を案すべき言動等に該當

事項を認めず

- 一、市日に於ける交通事故 該當事項の發生を見ず
- 一、市場及販賣品に對する衛生狀態其他取締上特記すべき事項 何れも小規模の市場にして該當事項を認めず

一、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 各前項の如くにして目下の狀況記すべきものなきも、市日出場者の多くは附近住民或は普通市場廻りの小商人なるため、只簡單なる酒食に過ぎず

開城署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

(1) 十川橋牛市場 位置開城郡松都面大平町

本市場は舊曆五日、十日を市日と定め毎月六回開市す、當日は郡内は勿論隣郡より市場商人約九十名、購買者約四十名來集して、生牛約五十頭の賣買交換を爲し、開城郡松都面の經營に屬す

(2) 兩城市場 位置開城郡松都面大和町

本市場は舊曆一日を市日とし、毎月六回開市する外、毎日穀物、食料、雜貨、及蔬菜類の賣買を

爲す、出場商人は平素四十五六名ありて、前掲諸物貨の賣買を爲し、購買者二百名を算するも、市日當日は面外各所より行商人來集し、前掲物品以外の日用雜貨を賣買し股賑を極む、即ち出場商人約百名、購買者約五百名を超過すべく、經營者は合資會社永信社とす

(5) 都橋市場 位置開城郡松都面南本町

本市場は毎日開市し、主として穀物、海産物、蔬菜、食料品、諸雜貨類の賣買取引を爲し居れるか、時季に依り多少需要者及給供者に増減あるも、出場商人約百名、購買者約五千名と註せられ常に股賑を極む

(4) 薪炭の賣買を主とする市場として開城郡松都面内に於ては

イ 西本町薪炭市場 位置開城郡松都面西本町

ロ 夜橋薪炭市場 位置同郡同面京町

ハ 大闕峴薪炭市場 位置同郡同面宮町

ニ 堂橋薪炭市場 位置同郡同面高麗町

ホ 元町薪炭市場 位置同郡同面元町

の五個所あり、何れも面事務所の經營に係り、路傍なる相當の土地を之に充當し、其場に於て需要

者及供給者參集賣買を爲し居れり、薪炭商人は多くは開城郡松都面外の農民にして、夏季は需要僅少にして一日牛車約百臺、馱牛百五十荷、擔軍百五十荷を算する位なるも、冬季需要の旺盛なる時は牛車三百臺、馱牛三百荷、擔軍三百五十荷以上に達すること稀ならず

5 其の他管内郡部には

豐徳市場 開城郡大聖面豐德里

兩合市場 開城郡嶺北面吉水里

蟹岩場市場 開城郡興教面仕谷里

等の田舎市場あるも取引高僅少にして、殆ど開市日に需要者及供給者共參集することなく有名無實の狀況にあり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳 市街の體裁を有する開城郡松都面内の市場は常に多數の需要者及供給者集合し賣買取引を爲すも、取引を了はれば直に退去し、飲酒して悠々遊興するものなきに依り、賭争や賭博を爲し又は其他風俗を紊すか如き事なし、時に小窃盜事件なきにあらざるも殆ど記するに足らず、松都面以外の管内市場は、市日には多少集合の農民中には飲食を目當として來場するを以て、飲酒の結果喧嘩争鬪を爲し、又は小額の鬪錢、賭博等行

はれ、風俗を紊すことあるも、甚だしき弊害を惹起するか如きこと無し

三、市日に於ける交通事故 開城郡松都面内薪炭市場は相當空地を存し居るも、冬期は數百臺の牛車駄牛等參集し、場内に收容し得ずして場外道路上に佇立するもの尠からざるを以て、交通に支障を及すこと甚大なり、加之場内の奥地に在りて販賣せんとするも需要者近接すること能はず、自然好機を逸することあらんを慮り、動もすれば場外道路に彷徨し顧客を待つ者ある爲め、冬期は各市場に警察官一名をして専ら交通取締に充當するの不得已次第なり、松都面以外の市場には斯かる交通障礙の事故なし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 市日に於ける市場出場者にして多少浪費するものあるも、其額僅少にして開城邑外の市場に限らる

忠 清 北 道

清 州 署 管 内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數 別表の通にして近時財界不振の

爲め一般に購買者の數を減しつゝある狀況なり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪及治安を紊すへき言動宣傳 市日を利用して行はるゝ犯罪は重に窃盜(掏摸も時々敢行せらる)にして、其他の犯罪は極めて尠しとす、従前は市日に博徒徘徊し比較的
大なる賭博を開張したることあるも、最近に於ては殆ど絶無の狀況なり、一般財界の好況時代に於ては、市日に出場せし者が飲酒、喧嘩、爭論を爲し良俗を紊したることありしも、昨今に於ては財界の不振に基く生活の脅威に依り、市日に飲酒酩酊する者を見ず、以上の如きを以て治安を紊すへき言動宣傳を爲すものなし

三、市日に於ける交通事故 當管内の如き僻陬の地に於ては特記すへき交通事故を認めず

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項 當地方の市場の施設は極めて貧弱にして、衛生上の設備を缺乏寒心に堪へざるものあり、殊に市日に於ける飲食物を販賣する露店の如き、實に不潔にして考慮を要す、然りと雖も地方の狀況として今俄に全廢する能はざるものあり、茲に於てか覆蓋等の設備を命し極力取締を勵行しつゝあり、故に將來は市場を經營する面等に於て、市場に露店又は販賣店を建設して一定の料金を徴し、路傍等に於ては飲食物其他物品の販賣を禁するの要ありと認めらる

五、市目に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 財界の不振と民衆の自覺に依り浪費者は漸次減少の傾向を示し居れり、資産家の不良子弟等に於ては今尙浪費者ありと雖も、是等も最近著しく減少せし感あり

最近如何なる田舎に於ても、店舗を設け日用品の販賣を爲す關係上、市場の出場人員は稍減少の傾向ありと認めらる

市場調査表

種類	種類	名稱	市場	場所	出場商人數	購買者數
市場規則第一條第一號該當のもの	同	清州市場	清州	清州郡清州面市場町	三〇〇	二、〇〇〇
同	同	屏岩里市場	清州	清州郡加德面屏岩里	五	八
同	同	文義市場	清州	清州郡文義面文山里	五四	一八〇
同	同	米院市場	清州	清州郡米院面米院里	七〇	四〇〇
同	同	内秀市場	清州	清州郡北一面内秀里	七〇	三五〇
同	同	芙江市場	清州	清州郡芙蓉面芙江里	一〇〇	一、〇〇〇
同	同	梧倉市場	清州	清州郡梧倉面場岱里	四〇	三〇〇

備考 開市日出場商人及購買者數は季節に依り増減あるに依り平均數を計上せしものなり

報 恩 署 管 内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

1 市場の種類 市場規則第一條第一號該當

2 名稱及開市

報恩市場 毎月五、十の日に開市す

3 出場商人

米雜穀商二十名、乾物乾魚商三十五名、雜貨商二十名、陶器商五名、鹽商五名、金具商十五名、材木商七名、種子商五名、朝鮮笠商十名、獸肉商十五名、飲食店三十名

以上商人は一定の場屋を設けざる出場商人を計上したるものにして、附近市場を巡廻行商者にして時季に依り増減することあり

4 購買者數 約二千人

購買者數は時季に依り一定せざるも年平均を掲記せり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳 市日を利用して行はるゝ犯罪としては、窃盜、傷害、賭博、詐欺にして、大正十二年中に於ける報恩市場の犯罪を見るに、窃盜五件、傷害三件、賭博二件、詐欺一件あり、其他の喧嘩、風俗犯等極めて僅少にして、世間の耳目を惹くへき犯罪なく、窃盜の如きも主として拐帶にして拘摸等の犯罪殆となし、其他風俗又は治安を紊すか如き言動を流布したる者なし

三、市日に於ける交通事故 當市場に於ける交通事故として特記すへき事項なく、僅に道路の一部及空地を利用して開市し居る狀況にして車馬其他の通行殆となく、單に出場人員の往來するのみなるを以て極めて輕微の注意訓戒に過ぎず

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項 報恩市場の衛生狀態は概して良好なるも、元來市場の位置河川より低く従つて夏季、降雨、氾濫の際は浸水し、泥濘汚物の浸入する等至つて不潔不健康地なり、販賣品は主として農産物、家畜、水産物にして、水産物は乾物、乾魚なれば、一般に腐敗其他不衛生の物品なく、只果實等にして往々不熟又は腐敗したる物を發見するも、一般に衛生狀態良好なり、市場取締上特記すへき事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 近時財界の不況と金融逼迫のため、出場人員にして飲

食店料理屋等に於て浪費するもの殆ど無く、殊に昔日の如く、飲酒泥酔者なく、喧嘩口論する如き者の非常に其數を減するに至れるは、人智の發達に伴ふと一面金融の逼迫に依るものならん、從つて浪費遊興傾向無し

忠州署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に市場商人、購買者數 管内に於ける主要市場としては、忠州市場、大召院市場、内倉市場、牧溪市場の四個所にして、其市場商人及購買者數は左の如し

1 忠州市場

毎開市日に於ける出場商人は、穀物商、薪炭商、布木商、海產物商、草鞋商、牛馬商、小間物商人等にして、四百名内外に及び、購買者は隣接郡部落民にして約二千人内外とす

2 内倉市場

毎市日に於ける出場商人としては、穀物商、海產物商、布木商、牛馬商人等にして、出場商人七十名位、購買者は附近部落民及隣接面部落民出場し九百名内外とす

3 牧溪市場及大召院市場 概ね内倉市場等と同様にして、特記すべき事項なし

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳 市日を利用して行はるゝ犯罪は萬引、掏摸等の窃盜にして、賭博は市日の歸途を擁し附近部落に於て行はれ、喧嘩は市日毎に數件あり、主として金錢の取引上及泥酔に起因するもの多し、風俗犯としては、各市場共所謂酒幕女なるものあり、酒を強て劣情を唆かし賣淫行爲を行ふものあり、時々臨檢を行ひ檢舉に努め居れり、其他治安を紊すへき言動等は、大正八年騷擾以後殆ど之を認めず

三、市日に於ける交通事故 各市場共一定の地域を定められ普通交通は平素と異なることなく、市場は出場者を以て満たされ交通自由ならざるも、市場取締巡查を以て露店の整理及交通整理を爲さしめ居るがため、今日迄交通事故發生したることなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項 市場には共同便所を設置し一般の使用に便ならしめ、市場は各種商人の場所を指定し終了と同時に掃除を行はしめ、飲食物に對しては覆蓋を設けしめ、取締巡查をして衛生視察を爲さしめ、腐敗物等に對しては棄却處分等を爲す結果、衛生狀態は良好なり、其他取締としては穀物の買占、及度量衡の不正使用者の取締を實施し居れり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 市日は一つの慰安日の如く思料し、田舎より態々飲食

を目當に出場するものあり、一人にて二三圓を費消する者無しとせざるも、多くは中食及一二杯の飲酒を爲すを普通とし、最近農村不振の折柄浪費すもの殆となき現況なり

忠 清 南 道

公 州 署 管 内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市日、出場商人、及購買者數

市場の種類 米穀、魚類、雜貨 其他日用品一切	市場の名稱	開市日	出場商人數	購買者數
同	公州市場	約	三百五十名	約千二百名
同	維鳩市場	約	七十名	約二百五十名
同	敬天市場	約	八十名	約六七百名
同	大橋市場	約	三十名	約百名
同	廣亭市場	約	五十名	約二百名
同	利仁市場	約	四十名	約百五十名

出場商人及購買者數は市日毎に多少の増減あるも、右は平均計算したるものにして、舊の盂蘭盆か又は歳暮の市日には、前表に掲けたるより約三倍の増加を見るに至る

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳 公州市場に於ては市日を利用して掏摸等の徘徊を爲すを見受けらるゝも、其他の市場に於ては斯かる弊なく、概して出場する者中飲酒泥酔の上喧嘩を爲すは、平均毎市日毎に平均四五名つゝある状態にして、其他の犯罪行爲及治安を紊す言動を宣傳するか如きことなし

三、市日に於ける交通事故 公州市場に於ては道路の中央に荷車を放置し、又は牛馬を繋留し、或は露店を設くる等の交通事故毎市日に平均三十件内外はあるも、其他の市場には別に交通事故なし

四、市場及販賣品に對する衛生状態其他市場取締上特記すべき事項 當管内に於ける市場は概して鮮人のみ出場するものにして、依て其衛生状態極めて不良なり、就中飲食物販賣店、獸肉販賣店等は蠅塵芥等の附着を防ぐへき装置を爲さず陳列しあるを以て、其衛生状態は誠に寒心に堪えざる状態なるが、加ふるに屋根のなき廣場に物品を陳列しありて、夏季中は日光に依り魚類其他の腐敗に傾くもの尠からざるが如し、されば郡廳所在地、其他發展したる土地にありては、市場經營者をして相當なる屋根を設けしむるを妥當とす

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 各市場に於て市日には料理屋飲食店等の賣行多少平日に比し多き狀況なるも、群衆集合せし當然の結果にして別に浪費とは認め難し

鳥 致 院 署 管 内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市日、出場商人、及購買者數

種 類	名 稱	出 場 商 人	購 買 者	備 考
魚 類	鳥致院魚市場	十 名	十五名	一、魚市場は毎朝開市 鳥致院市場は舊四、九の日に開市
日用雜物	鳥致院市場	五百名	三千名	一、出場者等は一箇年中の平均を示したる ものこす(穀物乾物を含む)

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊す可き言動宣傳 當地は鐵道沿線にある都邑にして

忠南北兩道の咽喉にある關係上、開市日に際し出場者も比較的多數にして、殊に舊年末及舊盆前に於ては最も雜踏甚しき狀況なり、従つて警察事故の發生も多く犯罪として行はるゝは拘摸、窃盜、口論、喧嘩により生ずる傷害罪等にして、就中拘摸は京城方面より來り市場を徘徊せる常習者多し其他賭博、並に風俗犯罪の如きは極僅少なり、市日を利用して治安を紊すへき言動宣傳をなすものは現在に於ては其跡を絶ちたる狀況なるが、時々警察の目を忍び不穩の言動を弄するものあり

三、市日に於ける交通事故 鳥致院は鐵道沿線にある關係上市日に當り鐵道線路の通行者多く、殊に本郡東面は當地に通ずる完全なる道路なき爲め、鐵道線路通行者多く従つて鐵道事故の發生を見つゝありしか、之か防止に關し考究の結果、東面内板里へ假停車場を設置するを最も良策とし、鐵道

部に交渉の上、本年五月より開設の運びとなりたるを以て、鐵道線路の取締最も嚴なる關係上、現在にては是等の事故を防止する事を得たり、市内の事故としては道路に露店を出し或は物件を放置せるもの等の類多く、市場出場者の交通頻繁なる爲めに生ずる事故等は僅少なり

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項 市場設備の不完全なると、朝鮮人の衛生思想の幼稚なる關係上、一般衛生狀態良好ならず、殊に夏季に於ける飲食物に對する注意不充分にして、之か取締に最も困難を感じる處なり、其他第二項に記述せる掏摸、小窃盜に就ては私服巡查をして之が查察をさせつゝあるも、犯罪手段巧妙にして犯人檢舉上困難なり、尙開市日毎に物價の調査を行ひ之か調節に努めつゝあり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 當地市場出場者は大部分鮮人にして商人以外の者は殆ど田舎の農民並に労働者なり、而して近時財界不振の結果金錢裕福ならざる爲め、出場者に於ても無益の遊興浪費を爲すもの減少し、殊に料理屋等に於て遊興浪費する者は一部不良輩に過ぎざる狀況にして、従つて營業者側に於ては収益減少し打撃を蒙り居る状態なり

大田署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

市場名稱	各種類	開市出場商人數	購買者數
大田魚菜市場	魚菜雜品	四十名内外	四千名内外
大田雜市場	魚菜雜品	四百名	三百五十名
儒城雜市場	雜品	百名乃至百五十名位	乃至六百名位
新灘津雜市場	同	四十名内外	六十名内外
長城雜市場	同	六七名位	八九十名位
鎮岑雜市場	同	同	同

二、市日を利用して行はるゝの犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳 各市場を通し鮮人の通弊として飲酒を爲す爲め、これより生ずる爭論等市日毎に惹起するも、時々保護を加ふる位に止まり刑事事件となりたる事實なし、尙大田雜市場に於ては近時窃盜市日毎に一二件あり、時々檢舉を爲すも取締上最も困難を感じ居れり、其他犯罪なし

三、市日に於ける交通事故 大田雜市場に於ては人出多く諸車の交通困難を感じるも、爲に事故を發生したることなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項 近時衛生思想普及せる結果、飲食店露店等稍見るへきものあり、尙獸肉販賣者に對しても充分の設備を命しあり、是亦遺憾の點を

認めざるも、牛の集合する附近は特に蠅多く病毒傳播の虞れあり、夏季は蠅取薬を散布せしむるも充分行届かざる點を遺憾とす、其他特記事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 従前は朝鮮人間に於て市日に飲食を爲すを樂みに出場を爲すもの大多數なりしも、近來財界不景氣にして殊に農民は打撃甚たしたため消費額も減少し、一人當り五十錢見當なり

江景署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

管下論山郡内には七箇所の市場ありて其の主要なるものは左記二箇所なり、而して是等市場は何れも順次五日に一回宛開市せられ、總て穀物、其他食料、雜貨、日用品、並に畜牛の取引行はれ、鮮人住民は全部之に依りて物貨の需給を充たし居りて必須缺くへからざるものとせらる、其種類、名稱、出場商人、及購買者數等は左の如し

種類	名稱	出場商人	購買者數
江景學校組合管理	江景市場	八百人平均	五千人平均
面經營	論山市場	五百人平均	三千人平均

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳 市日を利用して往々窃盜常習者入込む事實あるも之を未然に防止しつゝありて事件極めて少なく、單に微々たる煙草其他雜貨の搔拂ひ窃盜犯罪あるに過ぎず、其一箇年の統計を示せば前記二箇所の市場に於ける總計件數百四十件、被害金品百圓内外なり、而して喧嘩行爲は極めて多く各市場共一回の市日に四五件は發生し、尙稀に賭博犯罪等行はるゝ事實あるも、風俗犯又は治安を紊すへき言動宣傳無し

三、市日に於ける交通事故 市日には路上に物品を陳列して販賣するもの、左側通行違反者等極めて多きも、諸車に關する事故等は極く稀にして、市場の割合に重大事故無し

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其の他市場取締上特記すべき事項 市場には何れも其の適所に共同便所及汚物捨場を設け而して飲食物、獸肉等の販賣場所は假小屋を設けて塵芥の附着を防止し、且つ其販賣品には必要に應じ覆蓋を施さしめ居るも、飲食物の販賣者等は其販賣品に對する覆蓋等を爲すを嫌ふ癖ありて、往々にして衛生上苦心に堪へざるものあり、夏季は特に之か取締を嚴にし、専務巡查を設けて徹底を期しつゝあり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 市場出場者の浪費遊興狀況は年を逐ふて引締り、現今に於ては飲食店、遊廓等に出入し散財をなすもの極めて少なく、單に中食等をなす際に適當の飲酒

をなす位に止めつゝあるを常とせる狀況なり

舒川署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

1 舒川市場 苧布取引、雜貨、生獸、魚肉、乾魚、薪炭商にして、出場商人二百七十名、購買者二千五百名

2 新場市場 苧布取引、生獸、魚肉、乾魚、薪炭商にして出場商人二百五十名、購買者二千五百名

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すべき言動宣傳 本項は管内各市場共通の狀況にして、窃盜、掏摸、射倖的行爲者、賭博、喧嘩、泥酔等は主として市日に於て多き感あり、其他風俗を紊すべき犯罪は殆どなく、治安を紊すべき言動宣傳は大正八年にありしも、近時全く此種宣傳なし

三、市日に於ける交通事故

1 舒川市場は群山より大川に通する二等道路より、北方山手に沿ふ所にして、人家は比較的多きも車馬の交通することなきにより、該當事故として計上すべきものなし

2 新場市場は韓山に通する三等道路に沿ひたる所にして、荷車（牛車）の交通する場合に露店營業者の器物を毀損する如きことあるも何れも些細なる事故に過ぎず

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項 開市日は雜踏に乘し、盜難、金品の遺失紛失の豫防、賭博、射倖的行爲者等の取締に最も意を用ひつゝあり、諸賣品中殊に露店の飲食物は衛生上懸念に堪へざるものあり、特に夏季に於て然りとす、就中未熟の果物、飲料砂糖水、變敗せる獸魚肉には細心の注意を拂ひ取締つゝあり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 最近に於ては財界不況により一般的に浪費遊興をするもの殆どなく、用件を濟ませば直ちに歸途に就く狀態なり

天安署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

種類	名稱	開市	出場商人數	購買者數
穀類、反物、牛、海産物	天安市場		一六〇	九〇〇
鹽其他生活必需品の販賣	成歡市場		一一〇	五二〇
同	笠場市場		五〇	三〇〇
同	同			

朝鮮の市場

五五三

同	豊	三
同	川	八
同	市	〇
同	場	九
		〇
		三
		二
		〇

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行為及治安を紊すへき言動宣傳、窃盜、賭博、喧嘩、其他行政違反

イ 窃盜 多く開市日の雑踏を利用して萬引其他空巢狙等行はる

ロ 賭博 常習者、其他不浪者は開市日に集合し同志相集りて動もすれば賭博を開帳するが如し

ハ 喧嘩 就中物品の取引販賣貸借等に基因するが如し

ニ 風俗犯 過度の飲酒の結果保護檢束を執行されるものあり、其他密淫賣行為を動もすれば敢行

す、鮮人飲食店に於ては翌日午前二時同三時頃に至るも依然として歌舞音曲を停止せざるものあ

り

ホ 治安を紊すへき言動宣傳 特記すへき事例なし

三、市日に於ける交通事故 路上に於て諸車に荷物の積卸並に放置、雑踏場所に於ける自轉車疾走、

薪炭賣の徘徊等の如し

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記事項 平素の指示取締により漸時向上しつゝ、

ありと雖も、性來民度低き鮮人に於ては、取締の如何に依り動もすれば飲食物の覆蓋の勵行を缺略

する事例あり、右に對しては發見の都度覆蓋の勵行を督しつゝあるも、未だ露店飲食物の覆蓋適當ならず

取締上特記事項（鮮人に限る）舊來の惡習を一掃し、米麥其他雜穀賣買に關して必ず量器に斗桿を使用せしむること、右に對し平素取締を嚴になし勵行に努むるも、因襲的舊習を打破することは至難に付、將來に於ては當該郡面の職員を開市日に増派し、協力して斗桿の使用勵行に努むること

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況（飲食店遊廓等に於ける浪費傾向）出場者中の多くは農專業者にて打ち續く財界の不振にて料理屋等に於て遊興浪費するもの皆無の狀態なり、其他は宿屋飲食店露店等に於て飲食するのみ

全 羅 北 道

群 山 署 管 内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

1 群山公設市場

當市の出場商人及購買者數は年中通して一樣ならず、時季に依り自ら相違あり、即ち舊節旬又は

中元及歳暮等に際するときは大小商人を合して約五百名にして、購買者約二千名に達するも、常に於ける狀況は約この三分の一に低減するを常とす

2 群山野菜市場

當市は野菜賣買を以て専門とする市にして、野菜期たる春夏秋季に於ては最も盛にして、冬期に於ては殆ど其存在を認め難し、而して野菜期に於ける平均出場商人は約七、八十名にして、購買者約百五十名乃至二百名を占むるを例とす

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳 右記何れの市場に於ても開市中多少喧嘩、及窃盜の被害あるは常例なるも、其他の犯罪は之を認めず

三、市日に於ける交通事故 何れの市日に於ても商品及器具等の放置又は人畜相雜踏するも、別に交通上の事故と認むべきものなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項 市場に於ける衛生狀態は、第一共同便所及排水の設備甚だ貧弱にして、之に加ふるに塵埃棄場全然なきため、市場の衛生狀況非常に粗惡なるも、販賣品等に就ては可なり良好なるの觀あり、而して之を取締上に就ては、目下の處特に取締巡查を配置することなく、市場所在の派出所巡査をして、普通勤務の傍ら之を兼務せしむ

るに因り、到底取締の徹底を期し難きを以て、今後に於ては市場取締専務巡查を置き取締の勵行に努めむとす

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 當府市場出場者は何れも營農細民にして、多額の所持金なきため遊廓等に於ては散財するものなく、單に飲食店等に立寄り二、三十錢宛の飲食を爲すのみなり、別に浪費遊興とは認め難し

全州署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

1 雜貨市場 全州市

2 開市日出場商人四百人、購買者數三千人

尙昨年十二月全州市場に於て令市を開き、本年より陰四月及十月の二回に亘りて、令市を開くとになり居るも、盛況を呈するや否やは不明なり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すべき言動宣傳 窃盜、詐欺等往々あるも比較的少數なり、賭博及風俗犯等殆ど行はれず、喧嘩は多き際に四五件ありと雖も傷害事件を惹き起すこと

稀なり、又治安を紊すか如き言動宣傳等なし

三、市日に於ける交通事故 開市日に限り市場は勿論附近一帯非常の雑踏を極むるも、交通上の事故を發生すること殆どなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項 同市場は全州面經營にして、市場内には道路、上水及下水溝、便所等の設備あり、且つ全州川の沿岸にあり水の利用便にして常に掃除を行ひ、清潔の保持に努めつゝあるも、建物は頗る不完全にて外見甚だ宜しからず、加ふるに衛生觀念乏しき鮮人により常に不潔に汚さるゝを以て改善に努力せり、又販賣品中衛生上最も注意を要すべきは、果實類、鹽魚等にして、これ等は往々腐敗に傾きたるものを販賣することあり、市場内に於ける露店飲食店の如きも、衛生設備概して不充分たるを免れず、其他獸肉販賣容器の如きは、防蠅の設備を命じあるも之を有効に利用することを面倒かる傾きあり、殊に夏期に於ける煮素麵、西瓜の切り賣りを爲すものは、防蠅防塵の設備を缺くこと多く取締上の困難を致せり、衛生上改善を要すべきもの多く銳意督勵中なり

市場取締上特記すべき事項としては、射倖的商行爲が顧客を呼ぶ手段として行はるゝことあり、其方法多様なるも小資本商人の常にこの行爲を敢てせんとする處なり、不正度量衡器の使用は其數多

からさるむ時々検査洩れのものあり、動もすれば有害飲食物の販賣行はるゝことあり、之等は多く衛生的智識乏しき鮮人商人に多きを常とす

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 市場出場者にして飲食店に入るは古來の慣習にして、大正八九年頃は市場出場者にして、遊廓或は飲食店其他に於て遊興浪費したるものありたるも、近來金融界逼迫と共に之等の傾向殆となし

井邑署管内

一、管内に於ける主要の市場

市場の種類名稱	開市日	出場商人	購買者數
井邑郡井邑面 (普通市場)井邑市場	二、七の日	五〇〇人	五、〇〇〇人
同 泰仁市場	五、十の日	二〇〇人	二、〇〇〇人
同 龍北市場	三、八の日	二〇〇人	二、五〇〇人
同 新泰仁市場	三、八の日	二〇〇人	二、五〇〇人
同 同 禾湖市場	一、六の日	八〇人	四〇〇人
同 同 古阜市場	同	一〇〇人	五〇〇人

備考

一、夏及冬にて多少の差あるも大體に於て上記の通りとす

二、市場は普通市場にして諸物品の賣買を主として同時に生牛馬豚等をも賣買す

朝鮮の市場

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すべき言動宣傳

1 普通市日に於て行はるゝ犯罪は窃盜及賭博を主とす、之等の内には常に開市日を利用して常習的に行ふものあるが如し

2 開市日には常に喧嘩絶えさるも、之等は故意に出づるものにあらず、總て酩酊により起る所の小事なり

3 風俗犯としては時々射伴行爲を爲し、田舎の購買者及其他の出場者等に對し、甘言を用ひんとするものあれとも、近來官憲の取締を恐れ其數著しく減少せり

4 治安を紊る言動宣傳を爲すもの等 該當事項なし

三、市日に於ける交通事故 開市日には交通整理上、必要の巡查を派し之か取締に従事せしめ左側通行を勵行しつゝあるも、市場附近の道路は市場と化し、諸車の通行頻繁にして取締困難なる爲め、常に交通事故を發生することあり

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項 市場に於ては旅人宿、飲食店の外田舎等より餅、飴、其他の飲食物販賣の爲め多數集合しつゝあるか、何れも完全なる設備なく衛生上最も注意取締を要すべきものあるを以て注意取締中なるも、何れも資力なく幾分利益を得漸く

の生活を爲し居るものにして、指示事項を實施し能はざるものあり、之か取締困難なり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興状態 當地は比較的交通便利なる關係上、時に他地方より來りて、内鮮人料理屋に登樓する消費者あるも、近來不景氣風の襲來と共に此種のもの漸次減少するに至れり、其他は市場附近の飲食店、旅人宿等に於て飲食し居れり

裡 里 署 管 内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

1 裡里市場と稱し、日用諸物貨、及牛馬の賣買取引行はる

2 開市出場商人及購買者數

本市場は裡里の發展に伴ひ逐年擴張し、最近農繁期節に於ける出場商人約四百名にして、購買者三千人を算し、八、九月の頃に至り穀類出場期節に際しては、出場商人約九百名、購買者約八千名參集す

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳

1 市日に於ける犯罪は、掏摸、窃盜、贓物に關する罪、又は飲酒口論の結果に依る傷害罪等にし

て、(近來賭博行はれず)、其主なるものは市日を利用し、市内及附近部落に於ける小窃盜の増加と、他管内に於て政行せられたる脏物の處分等なり

2 現今治安を紊るか如き言動なし

三、市日に於ける交通事故 本市場は主要交通路に接せざる南端に位置し、諸車の交通少く従つて之に依る事故皆無なるも、其面積狹隘なる爲め出入雑踏を極むるを以て、巡察巡查又は特に之か取締巡查を派する等の措置を爲し、其豫防に努め居る關係上近來之か事故を見ず

四、市場販賣品に對する衛生状態 本市は益山面の經營に係り、亞鉛板葺の床路店を設け之を貸與しあるも、市場擴張の結果建物に不足を生し、場内道路を利用して店舗となしたる關係上、下水溝の設備完全ならざるため衛生上遺憾の點あり

衛生上注意を要するは飲食器具並に飲食物品に對し着色又は防腐のため有害なる物質を混入せる物ありて、之等の疑ある物品に對しては徴收の上試験する等適宜の方法を講し居るも、今尙不良、腐敗又は有害飲食物販賣の跡を絶たず、或は覆蓋其他衛生設備を爲さざるありて、之か取締は主たる警察事故として取扱はれ居れり、特に其取締に困難を感じるは、労働者又は農家の婦女子或は一定の住居なき市場廻りの餅、素麵、飴、其他飲料水、果實販賣者が、一定の場所を定めず轉々して

不良の虞ある飲食物の販賣を爲し、之か取締を嚴にするも、世態の變遷に伴ひ其數漸次増加の感あり、又市日に際し乞食蝟集し、癩患、其他傳染性疾患者徘徊し、雜踏中出入者に接近し窃盜、或は窃取の目的にて販賣用の飲食物に手を觸るゝ等、公衆衛生上極めて注意すへき要あり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 本市場附近は曖昧屋等の居住者なきため、其浪費と認むへきもの少く、場内飲食店に於て酒食するを普通とす

全 羅 南 道

木 浦 署 管 内

一、市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ 家畜（牛、及豚）、朝鮮雜貨、乾魚、雜穀（米、粟）、朝鮮木綿布

務安郡三郷市場（務安郡一老面所在）

同 務安市場（同 外邑面所在）

同 望雲市場（同 望雲面所在）

ロ 開市、出場商人

朝鮮の市場

三郷面市場

飲食店九、雜貨商人二十人乃至三十人以内、購買者通常百六十人乃至二百四五十人、但し朝鮮の益及正月の二回は約千人乃至千二三百人に達す

務安郡務安市場

毎年十月末頃より翌年三月頃に至る農家の金融運轉宜しき時期に於ては商人數最大二百人位、購買者二千人位に達す、四月より九月の間は金融逼迫のため商人購買者は減少、六七八の三箇月は商人百名、購買者三百名位なり

望雲市場

出場商人 秋季は百二十人位 春冬季は六十人位 夏季は四十人位

購買者數 秋季五百人位 春冬季三百人位 夏季百五十人位

二、市場を利用して行はるゝ犯罪行爲 望雲、三郷兩市場に於ては商人購買者の如きも少なき爲め、時に飲酒者の喧嘩爭論等あるも、務安市場の最も盛り時期には飲酒の末、金策、取引、其他より起る爭論、毆打傷害最も多く毎市五六件あり、賭博は時期に於て常習者等入込み賭事を勧誘することあり、尤も市場内外附近に於ては開帳するを認めず、窃盜は多く陳列商品の萬引の類にして、時々

掏摸的行爲を以て人の財布を窃取す、風俗行爲としては放尿制止等多少あるも概して少なし、其他モルヒネ中毒患者の時に徘徊するありて、他人を誘惑し注射をなさしめ薬品を密賣するものあり、他に治安を紊すへき言動宣傳等全くなし

三、市場に於ける交通事故 望雲、三郷面市場はなきも、務安市場は市場の位置、店頭（陳列）の配置等より交通極めて混雑を來し、市場内は勿論道路に店張を爲す等の事多く整理困難なり

四、市場及販賣品に對する衛生状態其他市場取締上特記すへき事項 夏季中は飲食物の腐敗に傾くもの多く、生魚、鹽魚等の腐敗せるものを販賣するものなきにあらず、之等に對しては嚴重に注意を與ふるも、鮮人は新鮮のものよりも寧ろ稍々腐敗に傾けるものを好みて購入する弊習あるものゝ如し

五、市場に於ける出場者の浪費遊興狀況 農家の收穫期に至れば出場者の大部分は他人と會合飲酒するも、それ以外は食事等に止まり浪費するものなし、尙最近は一般不景氣にて飲酒其他に浪費する傾向なし

光州署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

光州市場

光州面校社里一番地にありて光州大市場と稱し、毎月二日、七日、十二日、十七日、二十二日、二十七日の六回の開市にして、商人は米、麥、粟、乾物、鹽、野菜類、屠肉、薪炭及木材類、朝鮮燒物、竹材、竹細工品、其他の諸雜貨等の販賣者なり、附近各面より購買者集參し其數千餘を算し、光州郡第一位の市場たり（商人は鮮人のみとす）

松汀市場

松汀市場は松汀里停車場を距る約五町の地點にありて、毎月三日、八日、十三日、十八日、二十三日、二十八日の六回の開市とし、更に小市として毎月五日、十日、二十日、二十五日の四回に定めあるも、有名無實にして開市せざるとき多し

商人は牛馬、豚、鶏、米、麥、野菜類、朝鮮燒物類、海産魚商、鹽、金物商、鮮式吳服商、木材、薪炭商等にして其内最も盛なるは穀物、魚類とし、購買者は附近各面より集參し其數多し

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳

光州市場

犯罪としては、葉煙草密賣、掏摸、詐欺、賭博（紙捻の一端を結びたるものを以てする）、其他玉轉ばし等に依る射行的犯罪敢行せられ、又飲酒の結果喧嘩口論等を爲すもの多し、風俗犯及治安を紊すか如き言動宣傳を爲す者は見受けず

松汀市場 大體に於て光州市場と同一なり

三、市日に於ける交通事故

光州郡第一位の市場にして、參集人員最も繁く其數幾千に達し、終日人出の絶ゆることなく、左側通行の如き極力宣傳するも實行せられず、又舊市にして家屋整頓せざる關係上、殊に交通取締に困難を感す、近く市場整理の計畫にして實現せば其取締も容易なりと認めらる、交通事故としては別に記載すべき事項なし

松汀市場 交通狀況は大體に於て光州市場に同し

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項

光州市場

獸肉販賣並に飲食物販賣人に對しては覆蓋を設けたる容器に陳列すべく常に注意取締り、獸肉販賣營業者に對しては一定の容器を指示し調製を命じたるも、破損したる儘修理を爲さず露出し販

賣し居る爲め、蠅族密集し不潔甚し、然かも衛生に無關心なる鮮人は之を意にせず飲食し、實に取締至難なり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況註本場に對しては只鮮人が市場に於ける飲食店に立寄り飲食するに過ぎず、別に濫費する等の事實は認めず

麗水署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ 市場の種類及名稱麗水市場 魚市場

ロ 開市 麗水市場は毎月舊曆四、九の日開市す

魚市場は毎日二回、午前七時より同十時迄、午後二時より四時迄

但し天候其他の關係上開市せざる日、及開市時間を變更することあり

ハ 出場商人及購買者數註魚市場出場商人一日平均六十人位にして、各魚商に糶賣を爲し、魚商に於て市場又は行商に依り販賣し、内地或は他方面に搬出する事無し

麗水市場は一定の商人としては六七名に過ぎざるも、開市當日に於ては管内の各商人及農夫等

の出場を見、時季に依り其數に増減あるも、通常約五百五十人位なり、一般に鮮人向きの日用品多く、野菜、其他農作物は農夫等の自作品にして、購買者約千二百人位出場す

二、市日を利用し行はるゝ犯罪行爲及治安を案すへき言動宣傳 魚市場には該當事項なきも、麗水市場に於ては、金錢の取引、貸借關係より屢々喧嘩口論を爲し、時に傷害罪に觸るゝ事あり、特種の犯罪行爲を認めす

三、市日に於ける交通事故 市場以外の通路に露店を張り、爲めに交通妨害を來し、其取締上最も困難を感じつゝあり

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項 衛生宣傳に對して極力盡力し、市場に於ては固定的に家屋を建設せしめ、飲食物販賣者には相當の設備を爲さしめたる結果、稍々衛生を重んじ其成績見る可きものあるも、遊動的なる各種行商人に對しては、之か取締は最も困難を感じつゝあり、依つて其儘飲食すへきものに對しては、藁芥及蠅の附着等を防止すへき覆蓋を設けしむ可く、極力取締を爲しつゝあるも、容易に所期の目的を達する事を得ず、甚だ困難を感じつゝあり

五、市日に於ける出場者の浪費遊興狀況 開市の當日は平日より飲食店、旅人宿、料理屋等繁榮する

傾きあるも、管内に於ては浪費するものを認めず

濟州島署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ 名稱 州城市場（開市日陰曆二、七の日）

ロ 出場者 出場商人は約百五六十名にして、商品の大部分は、雜貨、日用品、太物、穀類、魚、籠、陶磁器商等にして、購買者約七、八百名位

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳 拾得物横領、傷害、暴行、口論、窃盜等の如き犯罪あるも一箇年を通し數件に過ぎず、不穩の言動宣傳等の行爲者なし

三、市場に於ける交通事故 市場狹隘なるも、各種商店を區別整頓せるを以て事故概してなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項 飲食物にして、剝皮又は煮焼するものを除き全部覆蓋を施さしめ、蠅及蘆芥附着の豫防に努む、他に特記すべき事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 出場者の大多數は各自辨當携帯者にして、飲食店等に於て浪費する者、及其傾向殆どなき狀態なり、遊廓の設置なし

慶尚北道

大邱署管内

一、管内の主たる四箇所の市場は、諸雜貨全部を殆ど整備せる關係上種類の別なく、其内二箇所は全く鮮人向にして、他は内地人向なり、而して鮮人向の一は南門市場と稱し全く原始的市場にして何等補修改良を加へたるものに非ず、他の西門市場と稱するは、舊西門市場(原始的遺物)を府の西北端に移轉擴張したるものなり

内地向二箇所の公設市場は三年前府の公設せるものなるも、規模小さくして物貨揃はず價も比較的不廉なる等、更に振はず

之に反し中央廉賣市場は二年前個人の創設せる所にして、規模大きくして従て物貨整頓し、價は公設市場に比し廉なる上に、地の利を占むる關係上内地人の大部分之に集中す
四箇所の商人及購買者の出入左表の如し

市場名稱	商人數	購買者數	摘	要
公設市場	一〇名	三〇〇名		

中央廉賣場	三〇	九〇〇	購買者中には鮮人二乃至三%を含む
南門市場	六六〇	七、五〇〇	同様内地人購買者を含む
西門市場	三〇〇	三、〇〇〇	

備考 本表の購買者は延人員に非ず、然れば一人の購買者にして數人の商人に付買物を爲すものとす

二、市日を利用する犯罪の主たるものは田舎者を欺く詐欺賭博なるも件數極めて少なく、年計五、六件に過ぎず、其他小盜、喧嘩、風俗犯等處分及處理したるもの月計約十件を算し、之か豫防に就ては多大の苦心を拂ふも未だ理想點に達せず

三、市日の交通事故絶無なりと謂ふに非ざるも、特記すべき程のものなし

四、在來の南門市場は地利其他の關係上相當商人及購買者の集中を見ること以上の如くなるも、西門市場は全然地利的關係惡しく出入者南門市の半數以下に下り、殊に市場一帯は凹地なれば一朝豪雨に會せんか附近泥海と化し、不潔極りなく、食料、雜貨を販賣する市場として將來考慮研究を要す、殊に場内各種業態劃然たらず殆と雜居と稱するも過言に非ず、爲めに貨物は場内路上に配列せられ、一般の不便と不潔を誘致し、取締上多大の困難を感ず、惟ふに市場設計上遺憾の點なしとせず、即ち西門市場一帯の地は池沼を埋立て、工事を爲したるものなれば、元來土地は自然的傾斜を

なし、雨水の排水路に相當せる關係上、場内の大下水は六十度又は九十度の屈折をなし、西北の道路は排水を遮り、現に七月末の豪雨に際しては市場一帯の地泥海と化し、爲めに其附近一帯の民家數百戸は床上に迄浸水し、温突崩壊し、家財を流失せる等の一大悲惨事を演出し、府は炊出を爲して罹災民を救濟したる程なり

五、市場出場者中飯代以外の飲食に多少の浪費をなし、また閉市後遊廓や妓生の家に流れ込む漂客あり、大體に於て市日は平常より約一、二割方客多し

慶山署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

1 種類

穀類、野菜、魚類、薪、牛、家禽、反物、其他雜品

2 名稱

慶山市場 慈仁市場 河陽市場 半夜月市場

以上の名稱は何れも當地方に於ける通稱なり

3 出場商人數 慈仁市場、河陽市場を主とし約七百名を算し、次に慶山市場約五百名、半夜月市場は百名内外とす、購買者數 前記順序に依り約三千名前後より尠なきは二三百名とす

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳 窃盜犯は比較的多く、次に酒氣を帶ひ喧嘩口論をなすもの亦尠ならずと雖、刑事訴追を要するか如きものは極めて稀なり、其他取引上詐欺的行爲、賭博をなすもの絶無にあらざるも、治安を紊すへき言動宣傳をなす者等なし

三、市日に於ける交通事故 公衆の自由に交通する道路に、牛馬及諸車を放置し交通の妨害を爲すもの等往々あるも、交通事故としを特記すべきものなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項

市場は半夜月市場を除く外、何れも亜鉛板を以て屋根を作り、各數棟の物品陳列場を設け、主なる物品は該場所にて販賣するを以て、衛生狀態稍可なるも、路上を利用せる部分は、全く露店なる、衆人の交通頻繁とにて、塵芥の飛散は免かれず

販賣品中露店飲食物販賣者にして、動もすれば覆蓋なき容器に飲食物を陳列販賣せんとし、或は不熟不良の果物、變敗せんとする魚類、又は有害テール色素混入飲食物を販賣し、不潔なる場所又は汚水にて飲食物若くは飲食器具を洗滌し、購入者も亦之に介意せず、兩者共衛生思想の缺如せる

は蓋し思ひ半に過くるものあり

其他飲食店に於ける食器又は箸の共同使用、残飯、殘菜を其儘再三供膳するもの等尠からず、右は取締上最も困難を感ずると共に特に注意すべき點とす

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 目下財界不況の爲め市場出場者に於ても空腹を醫するに必要なる飲食を求むるに止まり、稀には飲酒の度を過ぎて泥酔し前後不覺となる者ある位に止まり、管内には遊興等をなす設備なく、従つて浪費を爲すか如きものなし

浦項署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ 市場の種類、公設 十五箇所

ロ 名稱及開市日

浦項市場

開散物市

毎月四、九、一、六の日十二回
米、麥、大豆、魚類、野菜、雜貨、薪炭等

縣内市場

開散物市

毎月一、六の日六回
右に同じ

興海市場

開散物市

毎月二、七の日六回
右に同じ

朝鮮の市場

朝鮮の市場

玉城市場	開散物市	毎月四、九の日六回 右に同じ
生旨市場	開散物市	毎月三の日 右に同じ
槐東市場	開散物市	毎月八の日 右に同じ
中明市場	開散物市	毎月、十日 右に同じ
徳泉市場	開散物市	毎月八の日 右に同じ
滄洲市場	開散物市	毎月二、七の日六回 右に同じ
立岩市場	開散物市	毎月三、八の日六回 右に同じ
清河市場	開散物市	毎月一、六の日六回 右に同じ
光川市場	開散物市	毎月三の日 三回 右に同じ
都邱市場	開散物市	毎月二、七の日六回 右に同じ
下城市場	開散物市	毎月一、六の日六回 右に同じ

ハ 出場の商人、一年中時季と場所に依るも、三十人乃至三百人

ニ 購買者數 百名乃至千五百名

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行為及治安を紊すべき言動等

イ 僅少の賭博、飲酒の上の喧嘩の外、特記すべき事項なし

ロ 特に治安を紊すべき言動等なし

三、市日に於ける交通事故 左側通行指導の外、特に交通事故として記すべきものなし

四、市場及販賣品に對する衛生状態其他市場取締上特記すべき事項

イ 各市場とも大部分出場商人は周壁を有する一定の場所に開店するも、風の日等は沙塵の爲め不衛生的なるを以て、飲食物等には必ず覆蓋を使用せしむるも、未だ不充分の域を免れず、漸次周壁及屋根等を築造せしめ居れり

閉市後の塵芥等は各監理人をして、焼却其他適當の方法を講せしめ居れり

ロ 其他市場取締上特記すべき事項

夏節中變敗に近き魚類を販賣するものあり、多數出場者の嗜好に依るものとは云へ、相當取締勵行中なり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興の狀況 管下には遊廓等の設けなし、出場者は附近の山間に居住する、純朴なる農夫及之等の家族なるを以て、浪費と認むべき點なく、飲食店に於て數杯の朝鮮濁酒に蕩然の氣分となりて歸路に就く位なり

安東署管内

一、主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

市場名稱	種	類	開市日	出場商人	購買者數
安東市場	各市場とも市場規則第一條第一號該當のものなり何れも面經營とす	陰曆	二、七の日	△ 二,000 △ 800	△ 600
吉安市場	同	同	五、十の日	△ 1,000 △ 800	△ 300
瓮泉市場	同	同	三、九の日	△ 1,500	△ 300
九潭市場	同	同	四、九の日	△ 1,000	△ 600
雲山市場	同	同	一、六の日	△ 3,000 △ 300	△ 300
元川市場	同	同	九の日	△ 3,000	△ 300
新徳市場	同	同	一、六の日	△ 3,000	△ 200
豊山市場	同	同	三、八の日	△ 1,000	△ 400
禮安市場	同	同	一、六の日	△ 1,000 △ 500	△ 300
鞭巷市場	同	同	五、十の日	△ 1,500 △ 600	△ 500

備考 (1) 出場人員中△印は純商人にして、他は自己の生産品の販賣を兼ねて需要品の購買のため出場するものなり、此人員は

購買者數に計上せず、事實に於て購買者の數に加ふるべきものとす、購買者數は純購買者のを計上せり (2) 吉安鞭巷市場は小の月には一日繰上げ開市す

- 二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲 特殊の犯罪なきも、近年搦摸の被害増加の傾向あり
- 三、市日に於ける交通事故 特に市日としての事故なし
- 四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他取締上特記すべき事項 露店に於て鬻ぐ飲食物は舊慣により頗る非衛生にして、急激に矯正し難き事情あるも、漸次其歩を進めつゝあり、市場に於て取引に用ゆる度量衡の正否及之か使用の適否は、各市嚴重に取締を勵行しつゝあり
- 五、市日に於ける市場出者場の浪費遊興の狀況 近來出場者も大に緊張し徒らに浪費する者なし、泥酔者徘徊すること極めて少く、村落より出場するものには辨當を持參する者さへあるに至れり、是れ不景氣の然らしむる處ならんも、一は地方鮮人の自覺したる爲めならん

金 泉 署 管 内

金泉市場

- 一、市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

金泉市場 金泉郡金泉面所在 月六回開市 穀物、薪炭、海産物、蔬菜、綿絲布、絹布、家畜、食料、雜貨、陶磁器、紙類、金物等、出場商人 問屋六名、仲買三十名、小賣約五百名、計五百三十六名の外、物々交換的のもの約百名あり、購買者數平均五千名位なり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳 金泉市場に於ては、窃盜、詐欺、賭博、傷害等の犯罪發生するも、其被害高及件數比較的少く、飲酒酩酊の後、喧嘩、口論等を爲すもの平均十件を下らず、亦各地より賣藥行商、飴賣、雜貨、行商を標榜する香具師連中入込み、射倖的行爲を以て愚民を欺き不當の利を得んとするもの數件あるを常とするも、治安を紊すへき言動宣傳を爲すものなし

三、市日に於ける交通事故 金泉市場は近來大に發展しつゝありて、市日當日は、蔬菜、魚類、薪炭家畜等を除く商人中、往々街路の兩側に物品の陳列を爲すため、街路狹隘となり雜踏を呈する如き現象あるを以て、極力左側通行を勵行し取締を爲しつゝあるも、荷車、自動車、自轉車等の往來頻繁なる爲め、此種事故平均二十件位あり

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項 金泉市場に於ては、下水溝、塵芥箱、共同便所、共同井戸等の設備不完全なるものあるを以て、之が改善及清潔保持等に就き、管

理者側と協力し其實現に努めつゝあり、尙販賣品中、氷雪及清涼飲料水、未熟の果實、腐敗せる獸肉魚類、殊に露店に於ける素麵、蕎麥、餅等の如き飲食物に對しては嚴に取締を勵行すると共に、個人衛生の宣傳に一層の努力を爲しつゝある關係上、未だ市場より傳染病の發生したることなし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況

開市日に於ける浪費者比較的少なく、場内及附近に散在せる鮮人料理屋三戸、飲食店百十三戸の收入毎市平均千二百圓餘りあり、而して之等は何れも出場者の飯代及酒代等にして、遊興に類する行爲をするものは僅少なり

知禮市場

一、市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

知禮市場 金泉郡知禮面所在 月六回開市 種類 金泉市場に殆ど同し

出場商人平均二百五十名位、購買者數平均六百名位なり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を案すへき言動宣傳 知禮市場に於ては店頭に於ける小窃盜、所謂顧客の混雜に乘し販賣品を窃取せむとする犯罪行爲往々あり、他に何等の犯罪なく、只飲酒酩酊の結果、或は取引の關係上、喧嘩口論を爲すもの普通二、三件あるも、治安を案すへき言

動宣傳を爲すものなし

三、市日に於ける交通事故 知禮市場は道路の兩側及十字路其他狹隘の場所へ露店を陳列し、一般通行人の妨害をなすもの、其他左側通行の注意等、合して毎開市日數件に上れり

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項 衛生上の設備として特記すべきものなく、開市日には市場及其附近の清潔を保持する爲め、閉市後直ちに關係者をして掃除方を督勵す、販賣品中、未熟の果實、腐敗せる魚類、菓子、團子、其他の飲食物へ覆蓋を設けざるもの、夏季不良の飲料水を販賣せんとするものあり、嚴重取締を勵行しつゝあり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 知禮市場には全く浪費遊興者と認むべきものなし、一般出場者中には日用必需品購入の爲め、或は農閑期等に於て山間僻地に居住する者が、他に何等の物質的慰安の途なきを以て開市日に來市し、飲食店其他旅店等に立寄り、一杯四、五錢の濁酒を傾け、或は小額の飲食を爲すに過ぎず、其額一人約十錢乃至一圓位にして浪費の程度に至らず、之に依り日常の慰安を求むるに過ぎず

尙州署管内

一、主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

市場名稱	種類	出場商人數	購買者數
------	----	-------	------

尙州市	穀物、生牛、薪炭、反物、荒物、雜貨、笠、海產物、野菜、紬(生糸)	四百人	五千人内外
-----	----------------------------------	-----	-------

咸昌市	同	二百人	六、七百人内外
-----	---	-----	---------

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲其他 窃盜、傷害、風俗犯に關するものを主とし、最近六箇月間に於て、尙州市には窃盜十三件、傷害十件、風俗犯四件あり、咸昌市にては喧嘩あるのみなり、治安を紊すへき言動宣傳等は行はれたることなし

三、市日に於ける交通事故 露店、荷車放置、左側通行等に依る交通事故の外、特記すべきものなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他取締上特記すべき事項 市場の衛生狀態は概して良好なるも共同便所の改善、飲食店(露店)の改善等を要するものあり、販賣品に就ては生魚(鯖)又は乾鯖にして腐敗せるもの等あるの外、特記すべき事項なし

五、出場者の浪費遊興狀況 鮮人の購客者のみにして、料理屋(尙州市には一戸あり)に出入する者少く、大部分は飲食店にて飲食し、一日平均賣上高尙州市に於ては六百圓、咸昌市に於ては二百圓位にして、特に市日に浪費すると認めらるゝもの尠く、一年中の行事的慰安の如くなし居る風あり

慶州署管内

- 一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數 管内市場は悉く舊來のものなり
 - イ 慶州市場 開市日は大小に區別し、大は陰二、七の日、小は陰四、九の日にして、平均一市日出場商人約三百五十名、購買者約五十名位あり
 - ロ 安康市場 開市日は陰四、九の日にして、出場商人約百二十名、購買者約五百名位あり
 - ハ 扶助市場 開市日は陰五の日にして、出場商人約百六十五名、購買者約八百名位あり
 - ニ 乾川市場 開市日は陰五、十の日にして、出場商人約七十八名、購買者約六百名位あり
 - ホ 阿火市場 開市日は陰一、六の日にして、出場商人約二百名、購買者約六百名位あり
- 以上五市場は管内主要市場にして、販賣商品は主として、畜牛、穀物、生、鹽、漬、乾、魚類、海藻類、反物、雜貨、果實、野菜、其他の日用品等なり
- 二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すべき言動宣傳 各市場に於ける開市當日を利用して行はるゝ犯罪行爲中、賭博は昔日と其趣を異にし敢行者は稀有に屬す、窃盜に至りては掏摸行爲を働く者あり、之か嫌疑者檢舉に付ては容易に手懸りなく常に捜査の困難を感じ來りたるを以て、

大正十一年六月以降市場取締を嚴行せしめ、一面特務刑事をして現行犯人の檢舉に努め、且つ常習者に對しては發見次第追放するの策を講ずる等取締を嚴にしたる結果、近來斯の種の被害激減し來れり、又喧嘩としては酩酊の餘り些事より感情の衝突或は商品賣買取引上の行違より直ちに喧嘩口論を惹起するもの多々あるも、之等は何れも飲酒の結果に外ならざるを以て大事に至らずして止むを例とす、風俗に關するもの及治安を紊すへき言動宣傳等に至りては皆無の狀況にあり、當管内の市場に於ける一般犯罪行爲は極めて少く、比較的平穩無事にして寧ろ市場歸りの途中に於て、喧嘩賭博等の行はるゝこと多き現況にあり

三、市日に於ける交通事故 市場は慶州市場を除く外一定の場所に於て開市するも、偶々交通路側に商品を陳列販賣し交通妨害を爲すものあるより、之等に對しては發見の都度注意諭示する等、此種の行爲防止に努めつゝある結果交通事故少し、又慶州小市は道路の兩側に於て行はれ、出場人員の多き爲め諸車は自然徐行の止むなき状態にあり、一般通行者に迷惑を與へ居るは事實なるも、舊來の關係上直ちに變更し得ざるを遺憾とす

四、市場及販賣品に對する衛生状態、其他市場取締上特記すべき事項 市場開市當日及其翌朝迄の間に市場全體に亘る大掃除清潔方法を實施せしめ、販賣品に對しては、衛生上害あり或は不正品と認

めらるゝものを發見したる時は、其都度夫々適當の處置を講しつゝあり、其他の取締に付ては他に特記事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 大正十一年以來不景氣の影響を受けて部落民一般は金融梗塞し、殊に昨今に至りては日用品の購入すら躊躇するもの多き現況にあり、自然市日出場者は單に飲食店に立寄り飲食を爲す位にして、大金を浪費し飲酒遊興するか如きこと無し

義城署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ 管内主要市場の種類名稱

管内主要市場は安溪、義城、桃李の三市場にして、何れも普通物資市場に牛市場を併置せるものなり、而して普通物資は薪炭、魚介、野菜、織物、米穀、釜、蓆等、日常生活上必需品は殆ど集散買せらるゝものなり、以上三市場の外、點谷、佳音、比安、深川の四市場あるも、之等は單に附近住民が極めて僅少なる取引を爲し、以て日常生活の需要を充しつゝあるに過ぎず

ロ 開市日出場商人數及購買者數

市場別 出 場 商 人 數 購 買 者 數

安 溪 市 場 二 百 人 乃 至 六 百 人 千 人 乃 至 九 千 人

義 城 市 場 百 五 十 人 乃 至 三 百 五 十 人 千 人 乃 至 三 千 人

桃 李 市 場 百 人 乃 至 三 百 五 十 人 八 百 人 乃 至 二 千 人

以上出場數は地方農民の繁閑期に依り影響あるものにして、毎年十一月より翌年四月迄は股賑なるに反し、五月より十月迄の農繁期は閑散寂寞たるの状態なり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳

特に市日を利用して行はるゝ犯罪なきも、出市せる商人若くは購買者等が偶々飲酒泥酔の結果口論に始まり喧嘩となり、果ては傷害に至るの事例往々あり、又賭博は近來市場内に於て行はるゝこと絶無なるも、出場者か歸路沿道飲食店等に於て行ふことあり、警察の捜査至嚴にして忽ち檢舉せらる、尙露店先に於ける搦摸、物品空賣による詐欺等の犯行あるも、其數極めて僅少なり、其他風俗犯又は治安を紊すへき言動宣傳は、人智の發達と共に近來其影を潜めたり

三、市日に於ける交通事故

義城、桃李市場の如きは二等道路に接し自動車其他車馬の交通頻繁なり、殊に市日の如きは松葉

薪炭、雜穀類を運搬せる牛馬を市場附近に繋留し、或は荷車を路傍に放置し、交通妨害を顧みざるもの等ありて其雜踏實に甚だし、之等に對しては其都度嚴諭反省を促し、尙雜踏取締には特に左側通行を勵行し之か整理を計りつゝあり、從來此種の事故と認むべき事態の發生せざるは幸と云ふへし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項

市場内の清潔保持に付ては、市場居住者の責に任し相當之か成績を收めつゝあり、又井泉水は春秋二季の清潔時に於て必ず浚渫せしめ、下水の如きも時々浚渫を勵行せしむ、殊に夏季蠅驅除の徹底を期する爲め、市場住民の便所改造、及塵介箱を各戸に設置せしむる等、其根本的驅除を計りつゝあり、尙販賣品中特に魚介類は、蠅及塵介等の附着を防止する爲め、菰覆を爲さしめ露列販賣を許さず、又果實類に對しては不熟腐敗に注意して取締を加へ、毎開市日の翌日を清潔デ―となし、市場内の一般的清潔を實施しつゝあり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況

市日に於ける市場出場者の浪費としては、交際に藉口し飲食店等に於て濁酒を飲む程度のものにして、實に粗酒粗肴に甘んじ浪費する如きものなし、蓋し目下金融梗塞に一因するならんも、出

市者の多くは、所要を辨すれば直ちに歸途に就く等、舊時の如き浪費するものなきに至りしは喜ふべき現象なり

慶尚南道

釜山署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

區分	市場別	釜山鎮	富平町	釜山鎮	釜山食糧品株式會社市場	釜山水産株式會社市場	釜山鎮共同販賣所市場	釜山穀物組合市場
公設	釜山鎮	富平町	釜山鎮	釜山食糧品株式會社市場	釜山水産株式會社市場	釜山鎮共同販賣所市場	釜山鎮共同販賣所市場	釜山穀物組合市場
私設	同	同	同	同	同	同	同	同
所在地	釜山府九一洞	富平町一丁目七七	釜山府九一洞	釜山府南濱町一丁目	同	同	釜山府九一洞	釜山府大廳町一丁目
面積	一四五〇坪	二、七六坪	二、一九九坪	七三坪	六六坪	四〇坪	四〇坪	六六坪
開市	舊曆の四、九の日	一月一日を 除き 毎日	毎日	祭日其他を 除き 其他を 午後二時よ り	一月一日を 除き 毎日 午前八時 午前十時	毎日午後五 時より	毎日午後五 時より	一般祭日を 除き 毎日
賣買者	自一〇〇名 至一九〇名	屋内一二五名 屋外一二〇名	仲買二〇名 其他五名	仲買 六〇名	仲買 七二名	仲買 三〇名	仲買 三〇名	組合員 六六名

二、市場を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳

1 市日を利用して賭博を行ふ者を見受けす

2 市場内に於て行はるゝ窃盜の主なるものは、鮮人不良少年か場内店頭に陳列しある商品の一品
二品を窃取するか如きものなり

3 内地人は鮮語を鮮人は内地語を解せざる關係より、物品賣買に當り代價の行違を生し、之か爲
め喧嘩をなす者等あり

4 風俗を紊すもの等はなし

5 場内商人にして大聲を發し以て他人を來集せしめ、物品を賣却せんとするものあるも、其他治
安を紊すへき言動宣傳等爲すものを認めず

三、市日に於ける交通事故 市場區域外に於て物品の販賣をなさんとするものありて、之か爲め交通
を妨害するものあり

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項

1 市場内衛生狀態は、夏季に於て鮮人勞働者其他下等生活者等が、西瓜、甜瓜等の喰ひ残しを場内
に捨つることあり、之等は特に注意取締を要する點なり、其他下水溝の清潔狀態は、市場内に
設けある取締者が常に注意を拂ふ關係上清潔を保ちつゝあり

2 販賣品に於ては鮮人の販賣する飲食物は覆蓋を施さず、爲めに蠅の之に集り害を與ふること甚

たしきを以て、取締上一層の注意を拂ひ居れり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興状況 田舎の小商人が五、六百圓を携帯し、物品購入の爲め市場に出で、二、三の目的物を購入せんとする金を、遊興に浪費して旅費もなく歸宅出來ざる状態に陥ることあるも、是等は尠少なるものなり

馬山署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

市場名	所在地	開市日	出場商人數	購買者數	販賣品
舊馬山市場	馬山府舊馬山	五、十日	三五〇	一五、〇〇〇	穀物、薪炭、海産物、ゴム靴、反物、食料雜貨等
昌原市場	昌原郡昌原面	二、七日	一五〇	八〇〇	同
鎮東市場	昌原郡鎮東面	二、七日	一五〇	二、〇〇〇	同
古縣市場	同	四、九日	一五〇	二、〇〇〇	同
北面市場	昌原郡北面新村里	四、九日	五〇	三〇〇	同

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行為及治安を紊すべき言動宣傳

舊馬山昌原等の市日に於ては、掏摸、窃盜の犯行あるも其件數極めて僅少なり、喧嘩等は何れの

市場にも開市日毎に二、三件の事件を醸成し居るの状況なり、其原因は主として酩酊の上諸取引の口論より起るものにして、深き根柢なきが故に、發生する事件の内容も極めて輕微なるものに屬す、市日を利用して治安を紊すべき言動宣傳等を敢行せし事例殆どなし

三、市日に於ける交通事故 各市場とも通路を使用し居るか爲め開市日には一般交通の妨害を來すは事實なるも、差して重要なる交通事故は發生せず

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項 市日終了後の掃除は常に不行届なると、塵埃の除去は常に不充分の感あり、當局と交渉し漸次面目を革めつゝあり、尙其儘食すべき飲食物に覆蓋の設けなきものを路傍に陳列し、又は放尿するか如きものも漸次減少しつゝあり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 出市者に於て浪費遊興等の狀況を認めざるも、飲食店等にて過度の飲酒を爲す等の者、浪費及遊興者の數は極めて少く、特に記すべき事項なし

晋州署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

邑内市場

文山市場

丹牧市場

嚴亭市場

知水市場

班城市場

安礪市場

水谷市場

每市出場商人 平均千八百人 同上購買者數 八千九百人

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すべき言動宣傳 一般文化の幼稚にして頑迷無知なるに乗し、射倖的方法を以て商品を高價に賣附けんとする不良商人等出入し、或は博徒等も密かに出没しつゝあるものゝ如く、喧嘩は鮮人の一般通弊とも見るべきものにして、多くは飲酒酩酊に基因するものなるも、漸次文化の進歩と一般の覺醒とに依り、又一面官憲の嚴重なる取締に依り、之等不良輩も漸次其跡を斷たんとしつゝあり

三、市日に於ける交通事故 每市日共に多數の商人及購買者の出入に依り、平常に比し交通事故の多きは自然の數なるも、何れも輕微にして特に處罰を要するか如きものなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他取締上特記すべき事項 衛生思想の普及は朝鮮現下の急務にして、各市共多數集合したる時を利用して、講話其他の方法を以て衛生思想の宣傳に努めつゝありたる結果、現在にありては之か取締上特記すべき事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 市場に出場する商人及購買者等にして遊廓及料理屋に登樓浪費するか如きものなく、僅かに飲食店に於て朝鮮式の輕便なる飲食を爲すに止まり、大なる

弊害を認めす

統 營 署 管 内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

統營市場は慶尙南道中有名なる市場にして、毎月二、七の日を以て市日とす、朝市場として新町中央に一箇所あるも、毎朝若干の蔬菜及海産物を賣買交換するに過ぎず

開市日に於ける商人及購買者數は、最多（舊十月、十一月、十二月、一月、二月、三月）三百二十人（商人）、一千五百人（購買者）にして、之を平均すれば毎市に商人百六十人、購買者一千人に達せり

二、市日を利用して極少數の拘摸犯罪行はるゝも、其他の犯罪なく、治安を紊すべき言動を宣傳するものなし

三、市場に於ける交通事故なし

四、衛生上より觀察する時は魚販賣の爲め臭氣の發散多く、又鮮人は市日に販賣せる飲食物に對する衛生思想乏しきを以て、之か取締を勵行すると共に該思想の向上に努めつゝあり、而して當市場は

物資集散繁雜の割合に其面積狹少なるを以て、開市日に他より來統する商人等は、濫りに路上を使
用せんとする傾向ありて取締困難なり

五、浪費遊興するか如き事例極めて稀なり

密陽署管内

一、管内主要市場の種類及名稱

密陽市場、三浪市場、松旨市場、守山市場、淵鏡市場、武安市場の六は公設にして、出場商人は米、
麥、豆類、鐵釜類、朝鮮食器、薪炭類、鮮式莫蔭、朝鮮吳服類、下駄類、鮮式傘類及冠、筆墨類、
飲食物露店、家畜類、果物、其他種々あり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲としては、掏摸、賭博、密淫賣、其他飲酒の上醉狂等ありて、
治安を紊すが如き言動宣傳は、大正十一年の十月頃、土産獎勵の宣傳一時ありたるも其後なし

三、市日に於ける交通事故 橋梁等に於て荷車及荷牛車、牽牛等の衝突あるも、之等のものは極めて
稀にして、常時發生する事故は荷車、荷牛車及運搬荷物等の路上放置、牛馬の路上繫留等なり

四、衛生上鮮人飲食店及飲食物露店等に對しては種々の方法を講し取締を爲しつつあるも、下層勞働

者間に於ては衛生の觀念に乏しく、亦需要供給兩者共に之を顧みざるの状態なるを以て、是等の自覺を俟つにあらざれば徹底的取締の目的を達すること不可能なり

五、當管内には遊廓なく、料理屋等に於ても出場者の散財等を爲すか如きは稀なり、田舎よりの出場者にして、鮮人飲食店等に立寄り朝鮮濁酒等を飲むものもあるも、これ恰も内地人の茶に類するものにして、彼等の習慣と見るべきか

東萊署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

市場名	開市日	開市出場商人數	開市購買者數
東萊市場	每月舊曆二、七の日	一、〇〇〇名	四、〇〇〇名
送亭市場	同	二〇〇名	一、〇〇〇名
機張市場	同	一五〇名	三〇〇名
佐川市場	同	二五〇名	六〇〇名

備考 朝鮮在來の所謂百貨市場にして種別として區別する如きものに非らず

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すべき言動宣傳 犯罪行爲として特に市日に行はるゝもの現在にては甚だ少く、其犯罪も傷害、窃盜、詐欺、賭博等の順位に行はる、喧嘩口論は飲酒

の末一種の習癖の如く行はれ、賭博の如きは小なるものにして酒一盃を賭するか如きものなり、其他度量衡法違反、漁業令違反の如き、時季に依り犯す者あるも現今は極めて少し、治安を紊すへき言動宣傳の如き事なし

三、市日に於ける交通事故 東萊、機張の兩市場は全部道路を使用せる爲め、市日には道路上を閉塞し、人出多き時は交通出來ざる様の狀況にあり、其他の二市場も自然道路を使用するを以て整理に力を用ひ、東萊市場の如きは市日には車馬の通行を禁止し事故發生を防ぎつゝあり

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項

市場には各市日必ず一名乃至四名位の取締巡查及監督者を巡視せしめ、販賣品に對しては注意を拂ひ、殊に有害物品腐敗物品等に對しては種々研究取締をなし、或る時は協力調査を行ひ、各其時季に適應する取締に就き苦心し居れり

特記事項としては無きも、度量衡取締に對しては諸種商人集合する爲め、市日を利用し一齊に取締を行ふの有効なるを認め、各市日には必ず面事務所員と協力し、度量衡の検査取締を爲し、之か宣傳を爲しつゝあり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 市場の位置及習慣上飲食飲酒等をなすも、遊興浪費等

の傾向なし

鎮海署管内

一、管内に於ては主要なる市場として認むるものなきも、鎮海市街に接したる慶和洞に於て普通の鮮人市場あり、名稱を慶和洞市場と稱し、月六回開市し、毎回の出場商人は米穀商五十名、雜貨商三十五名、海産物商四十五名、布木商十五名等にして、概數百五十名より二百名内外に達す、購買出場人員は千名内外にして殆ど鮮人のみとす

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲、搔つ浚ひ三件、掏摸五件、金錢の取引より生ずる喧嘩三件ありたり、其他賭博等の犯行を認めず

三、一定の地域に於て開店するを以て交通上の事故は生ぜざるも、道路に突出せしめ商品を陳列するに依り、他の同業者に迷惑を與へ、又通交者及一般顧客等に妨害を及ぼすことあり

四、開市中に於ける飲食店に使用する器具容器は極めて不潔にして、又餅、飴、苹果の如き販賣品も、衛生状態に何等の注意を用ひず、其儘市場に並列する等不潔なるものあり、現在にありては民度の低級なる關係上、自他とも之を意に介せず、盛に賣買交換し居るの實況なり

五、市場は鮮人間の物資交換の機關として往古より重要視されるも、其反面には附近農民にして物資交換等の要件なきにも拘らず、市日を利用し態々遠路より來り、終日飲酒し争鬭等を敢てなし、根據なき巷説を語り合ひ、歸郷後之を郷黨に宣傳する等、害ありて益なきものあり、又婦人は出場を機會に姦通等を敢行するものなきにあらず、故に警察當局として市場取締は等閑視する能はず、常に注意警戒を行ひ居れり

河東署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

管内市場は何れも公設にして面經營に屬し、其主要なるものは河東市場、辰橋市場、花開市場、安溪市場、古田市場の五箇所を有し、就中河東市場は慶尙南道屈指の市場にして、其利用區域全南、順天、光陽、求禮、寶城郡地方、及全北、南原の一部、本道内に於ては南海、泗川、晋州、咸陽、山淸、統營等の地方人の集散多く、市場の出品の主なるものは、農産物としては米、豆、麥、野菜等にして、海産物は海苔、漁類、鹽、及鹽魚等なり、就中海苔は其産額品質共に佳良にして、近來世人の好評を博し居れり、河東郡に於ても之か精製方に意を用ひ、近年大に精選の效を認められつゝ

あり

商人も之等の産物に對する取引關係者最も多數にして、年末盆等購買者の多數集合する時季に於ては六百名位、平素三百名位の商人の集合を見、購買者約一萬人位より五千名位の集合を算す、其他の市場は何れも規模小にして、商人約二百名位より一百名内外、購買者二千名位より五百名位のものある狀況なり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳 犯罪者としては主として窃盜（掏摸）、傷害等每市約一件乃至二三件の發生を見ることありしも、最近は是等の事件も大に減少し、且つ治安を紊すへき言動宣傳全くなし、然るに金錢取引上の喧嘩は每市數件を發生するも、之等は取締警察官に於て、説諭其他の方法により殆ど未然に事件防止の策を講し、或は傷害の程度に至らざる前に和解せしむる等合理的處置を採り、近時此種の犯罪として擧ぐへきもの少し

三、市日に於ける交通事故 交通取締に關しては、曩に本道警察部よりの通牒に基き毎月交通整理デ―を定め、此の整理デ―を市日に利用し、荷車取締、自轉車、自動車等交通機關の取締を勵行し、交通事故の防止に努めると同時に、一面違反事件に對しては嚴重處罰取締中にあり、毎市日に之等違反事件として告發せらるゝもの二件乃至三四件位のものなるも、其他取締警察官に於て説諭注意

を加ふるか如きは、何れの市日に於ても二十件乃至五十件の發生あり、其他特記すべきものなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項 管内市場は何れも野天市にして河東市場を際く外市場内に建築家屋等の設備なきも、河東市場は市場内に數棟の亞鉛葺小屋を設け雨天の際は小屋に於て開市し、販賣品中衛生上の設備を要する飲食店其他の飲食物を販賣する露店に對して、客年中面當局と協議を遂げ小屋を適當に間切りし、之に適宜の設備を爲したるものに限り飲食店及露店の營業を許すこととし、其他の食料品（飴、果實、魚類）に對しても取締官吏に於て相當の設備を命し、一方市場取締專務巡查に於ては度量衡器及計量取締に任し、違反者の防止と共に使用者の普及に努めつゝあり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 管内の市場所在地に於て貸座敷の設備ある處なく、河東市場所在地に料理屋の設備ある外、他の市場にありては僅に朝鮮酒幕の設備あるのみにして、浪費者としては河東に於て毎市數人の料理屋出入者あるの外、他の市場所在地に在りては、宿料、飲食料位のものにして、浪費者として擧ぐべきもの極めて少數なり

黄 海 道

海 州 署 管 内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

市場の種類	名 稱	開市出場商人	購買者數	摘 要
面	營	海州柴市場	約百五十名	薪炭のみの賣買にして毎日開市す、主として駄牛及牛車に依り田舎より搬出し來る
私	營	海州魚市場	約二百名	主として海産物野菜の賣買にして毎日開市す
面	營	翠野市場	約三百五十名	毎月六回陰三、八の日に開市し主として米穀及雜貨の賣買なり
同		梨木市場	約七十名	毎月陰四、九の日に開市し主として生牛、猪、穀類、雜貨の賣買をなす
同		青丹市	約三百名	毎月一、六の日に開市し主として穀物、雜貨、金物、魚類、生牛の賣買なり
同		竹川市	約五名	毎月一、六日に開市するも至て寂寥の感あり、來客か通行者か判別し難し

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲

市日を利用して行はるゝ犯罪行爲は主として窃盜(掏摸)にして、時に射倖的不正商人の徘徊を見ることあり、又昨年冬期に於ては田舎より來る薪炭販賣者(特に少年又は低能者を選び)に對し、恰も

需要者の少きが如く装ひて之を市場より邑内に連れ行き、眞の需要者を尋ねて販賣し其代價を受領するや、釣錢を要するを以て一時此處にて待ち居らば直に金錢を調達し來り與ふべしと稱し、巧に口實を設けて其場を逃走し代金を騙取したる實例再三に及ひたるも、之か犯人を逮捕したる爲め其後此種犯罪の跡を絶つるに至りたり

イ 市日を利用して行はるゝ賭博は朝鮮の因習なりしか、最近一般の自覺と取締の峻嚴に依り市場の賭博其影を見ず

ロ 喧嘩は主として民度低級に基因するものにして、稀に取引關係より利害相反し權利主張に基因し起れるもの等あるも、官憲を信賴するの結果事件の審判を官憲に仰くを以て、舊に比し著しく其數を減し來れり

ハ 風俗犯としては主として山間僻陬の地より市場に來り薪炭、雜穀を販賣し得たる金錢を以て、酒幕に入り飲酒酩酊の結果稀れに路傍に横臥し、或は放牛して逸走せしむるか如き事あるも、現下金融の逼迫は此種泥醉者の數を著しく減するに至れり

ニ 管内は主として農村にして、市日を利用して治安を紊すへき言動宣傳を爲したる實例なし

三、市日に於ける交通事故

邑内に於ける市場に對しては毎日交通衛生取締專務巡查一名を派し、嚴重監視の下に取引を爲さしめあるを以て該當事項の發生なし、駐在所管内に於ては主として一部落内の路傍に於て、俄か造りの露店に於て取引するの狀態にして、隨て開市當日は相當混雜を來すも、都會地と異なり人馬車の交通比較的僅少なると、警察官の取締と相俟て市日及市場に於て事故の發生を見たることなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態は常に取締巡查に於て維持せられ、不熟腐敗の物件は收去或は任意廢棄を爲さしめ、常設市場の如きは常に場内を洗滌し或は散水して塵埃の飛散を防ぎ、特に机樣のものを設備し之に蠅取紙を置き各所に配置し以て捕蠅に努め居れり

五、近來市場出場者の浪費者及遊興者等頓に減少し、海州邑内の如きは飲食店等に於ても市場出場者の爲めに利益を得るもの皆無と云ふも憚らず、但し駐在所管内に於ける市場に在りては、開市日には遠くは十里内外より來集するの狀態にして、隨つてこの日を利用し遊興の傍ら來集するもの稀に見受くるの狀態なるも、往年に比し此種浪費者の數著しく減少し居れり、是れ一般民衆の自覺と且つは社會の不景氣とに基因するものと認めらる

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

當署管下の市場は兼二浦市場、及三街浦市場とす、何れも定期開市にして、雜穀、魚類、野菜類、吳服類、其他日用品の賣買を爲すものにして、開市出場商人、及購買者數等は一定せざるも、概ね左の如し

兼二浦市場 出場商人 約百五十名 購買者數 約八百名

三街浦市場 同 約 十名 同 約 百名

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳 市日を利用して行はるゝ犯罪行爲としては從來窃盜最も多かりしか、嚴重に取締を行ひ、且つ一般に對し盜難豫防宣傳等を爲し、此等犯罪豫防に努めたる結果、近來此種の犯罪極めて少數にして、其他特記すへき事項なし

三、市日に於ける交通事故 開市日に於ては數名の巡查を派し、交通取締を勵行しつゝありて、目下交通事故なし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項 市場は比較的清潔なり、販賣品に對しては常に嚴重なる取締を爲し來れるを以て衛生狀態佳良なり、其他市場取締上特記すへき事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 附近部落よりの出場者中には、飲食店等に於て飲酒するもの多數あるも、遊廓等に於て遊興浪費するか如きは稀なり

沙里院署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

當邑内の市場を沙里院市場と稱し、之を白米市場、穀雜市場、野菜市場、材木市場、牛市場、魚市場等の數種に區別す

出場商人は時季に依り異なるも普通五百名内外にして、購買者は三千四百名内外と思料す

二、市日を利用して行はれる犯罪行爲及治安を紊すべき言動宣傳 市日に於ける犯罪行爲は、賭博、

窃盜、喧嘩、射倖行爲にして、喧嘩は毎市日に泥酔の結果爲すもの三四件あるも、賭博、窃盜、射倖行爲等は一箇年を通して二三件に過ぎず、市場内に於て治安を紊すべき言動宣傳等を認めず

三、市日に於ける交通事故 毎市日には要所要所に巡查を停立せしめ、取締を勵行し居るを以て、目下の處事故として特記すべきものなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項 市場販賣品にして衛生上注意す

べきもの、即ち炮煮、洗滌、剥皮等を要せず其儘食用に供するものに對しては、全部覆蓋を施し居るを以て、衛生上何等害を及ぼさず、市場の終りたる後は關係者をして、掃除を實行せしめ居るを以て常に清潔なり、其他取締上特記事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 當今各地金融逼迫の爲め、料理屋飲食店等にて浪費するものなく、少量の飲酒を爲すに過ぎざる状態なり

瑞興署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ 市場の名稱

瑞興市、新幕市、興水市、陵里市と稱す

ロ 市場の種類

瑞興市は牛、穀類、果物類、魚類、布類、陶磁器類、諸雜貨類

新幕、興水、陵里の各市場も同斷とす

ハ 開市、出場商人、並に購買者數

瑞興市は毎月陰二、七の日を開市日とし、出場商人は毎市平均五六十名、購買者一千名とす

興水市場は毎月陰四、九の日を開市日とし、商人は平均五十名、購買者平均三百名とす

新幕市場は毎月一、六の日を開市日とし、出場商人平均百名、購買者一千五百名位とす

陵里市場は毎月四、九の日を開市日とし、出場商人平均五十名、購買者四百名若くは五百名とす

二、市日を利用し行はるゝ犯罪行爲

イ 賭博、窃盜、喧嘩、風俗犯、其他不穩の言動狀況

瑞興市

從來射倖的行爲の犯罪を敢行するものありたるか、近來漸次其跡を斷ちつゝあるも、飲酒の上喧嘩を爲すか如きは稍々増加の傾向ありて、其件數毎市三四件に及べり、其他牛窃盜犯あるも、治安を紊すべき言動なし

新幕市場

犯罪行爲としては賭博多く、窃盜之に次ぎ、喧嘩、泥酔者の保護は毎日二三件あり、風俗犯としては密淫賣の行はるゝことも比較的尠し、其他治安を紊すべき言動宣傳なし

興水市場

市日に於て特に掲上すべき犯行なきも、時々喧嘩等風俗を紊す如き行爲あるが、一箇年を通し七八件に過ぎず、其他治安を紊すか如き言動なし

陵里市場

犯罪としては喧嘩を爲す等風俗を紊すもの毎市二件位あり、其他不穩の言動を洩するものなし

三、市場に於ける交通事故 交通事故としては、馱牛を道路の並木に繋留し、交通妨害を爲す者あるも、特記すへき程度のものにあらず

四、市場及販賣品に對する衛生状態其他市場取締上特記すへき事項

瑞興市場

販賣品に對する衛生状態としては、特記を要する事項なきも、販賣の爲め陳列せる飲食物に對し覆蓋を爲さざるもの、其他魚類等の腐敗せるものを販賣する者あり、其他に取締上特記すへき事項なし

新幕市場

市場附近の下水溝不完全にして、衛生状態良好と言ふを得ざるも、相當取締を勵行し居るを以て、大なる弊害なし、飲食物等も嚴重取締居り不正品を認めず、其他特記事項なし

興水市場

飲食物に對する特記事項なしと雖も、取締上特に牛市場に於ける繋留場を一定し、盜難豫防上監視人を附し之に報酬を與へて、豫防取締に當らしむる方效果ありと認めらる

陵里市場

前市に於ける狀況と同様にして、他に特記事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況

イ 瑞興市場

飲食店にて歌舞音曲をなし、飲酒遊興するものあり、其浪費高各市日毎に二百圓位とす

ロ 新幕市場

目下財界一般に不況の爲め浪費遊興するもの尠し、其浪費高各市日毎に四百圓位とす
其他の市場に於ても殆ど大差なし

平 安 南 道

平 壤 署 管 内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市日、出場商人、及購買者數

イ 市場の種類及名稱

壽町公設市場、幸町公設市場、司倉公設市場

ロ 市場出場商人數

壽町公設市場 指定商人 二〇人 行商人 七〇人

幸町公設市場 同 なし 同 一三人

司倉公設市場 同 二四人 同 二〇人

壽町、幸町市場は一日平均の數なり、司倉市場は毎月一、六の日に開市し、公設市場の一部を
用して開市するものにして、市日毎に行商人二十人位の出店を見る、但し露店を出すもの、數は
不明なり

ハ 購買者數

壽町公設市場 一日平均購買人員六百五十三名、販賣高三百八十五圓

幸町公設市場 一日平均購買人員四百二十九名、販賣高三百八圓

司倉公設市場 一日平均購買人員六百一名、販賣高三百五十七圓

ニ 取引品の主要なるもの

食料雜貨類、和洋雜貨類、米穀類、獸鳥肉、薪炭類、鮮乾魚、鹽類、味噌、醬油、酒、荒物類、野菜類

司倉市日 一回に對する取引高 平均購買人員八千九十二人、購買高八千五百八十圓

但し賣上高は時季により増減すれ共、前記の數字は四季を通して大差なし

取引の重要なるもの

金巾、天笠、木綿、元羅、紬、朝鮮木綿、海產物、和洋雜貨、穀類、麻織物、其他食料雜類、月子類

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳 市日開設當時は多數人の集合するを奇貨とし、窃盜(掏摸)犯罪を敢行したる者多かりしも、現在に於ては之等の常習者は大半檢舉され漸次減少しつゝあり、泥酔者にして喧嘩爭論を爲すもの多きを以て、特に開市日に於ては正服私服の巡查を派し取締りつゝあり

三、市日に於ける交通事故 市日に於ては特に果物、其他の飲食物を販賣する爲め道路に露店を出す者多く、交通の妨害となるべき事故尠ならず

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項 特記すべき事項なし
 五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 本項に付ては別に調査したるものなし

鎮南浦署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ 種類、定期及毎日、需給者隨意に集合して貨物を賣買す

名稱	開市日	出場商人	購買者數
鎮南浦穀物組合市場	毎 日	三八名	八〇名
鎮南浦水産市場	同	六一	一三
五花市場	一、六の日	四〇	八〇
碑石里市場	三、九の日	二〇〇	三、〇〇〇
龍井里市場	一、四、七の日	二〇〇	三、〇〇〇
億兩機里市場	五、十の日	三〇	二〇〇
佳龍市場	二、七の日	一〇〇	一、〇〇〇

朝鮮の市場

鎮南浦物産市場

毎日

四〇

八〇

備考 購買者は仲介人を示す

- 二、市日を利用して行はるゝ犯罪行為及治安を紊すへき言動宣傳 市日出場者の集合を利用し、萬年筆行商者が路傍に於て射倖的の行為を爲したるを以て、處罰したることありしも現在は根絶し、其他の犯罪なく、且つ治安を紊すか如き言動宣傳をなすものなし
- 三、市日に於ける交通事故 市日の當日は出場者多く雑踏するを以て、正服巡查二名乃至三名にて取締に従事し、交通上事故を生したることなし
- 四、市場及販賣品に對する衛生状態其他市場取締上特記すへき事項 不良品は販賣を禁し或は收去試験する等、取締を勵行する結果衛生状態遺憾の點なし
- 五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 賣店に於て中食飲酒する程度のものに止まり、特に著しく浪費遊興するものを認めず

安州署管内

一 イ種類 穀類、呉服類、雜貨、薪炭、及家畜

ロ 名稱 安州市場、及安州面家畜市場

ハ 開市 出場商人、及購買者數

安州市場は穀物及雜貨商の定住するもの二百餘戸ありて、市場行商人は百五十餘人あり、而して出場人員は二千五百人乃至三千五百人あり、其内購買者數は千人内外にして、他の出場者は村間よりの交易(山野の蔬菜、鶏、鶏卵、薪炭、草履、其他を以て石油、燐寸、鹽、煙草等を求めるもの)をなすものなり

安州家畜市場の家畜(重に牛)の出場は百五十頭乃至二百頭にして、百人内外の購買人出場するも四五十頭の賣買あるのみなり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳

イ 賭博 警察の取締嚴なる爲め賭博開帳の餘地なし

ロ 窃盜 市日を利用しての窃盜なきも掏摸の入込む事あり、私服巡査をして之か檢舉に努めつゝあるを以て、大正十年以降被害者なし、又冬季市日を利用して日没後に至り、強盜の出沒あるを以て、當署は毎市日に警戒班を組織しこれか絶滅を期しつゝあり、近來其出沒を見す

ハ 喧嘩 物品の賣買等には喧嘩なきも、田舎者か飲酒の上些々たることにて喧嘩することあり、漸次之か減少を示しつゝあり

ニ 風俗犯なし

ホ 治安を紊すへき言動宣傳なし

三、市日に於ける交通事故 市日には市場内に人力車、自動車等の通行を制限し、且つ正服巡查をして交通取締に當らしむるを以て、交通事故なし

四、衛生状態及市場取締上特記すべき事項

イ 衛生状態 市場出場者多數なる爲め兎角不潔に流れ易きを以て、開市前及閉市後關係部民を督勵し清潔保持に努めつゝあり、販賣品にして不潔なるものは適當の設備をなさしめ、衛生上有害なるものは相當の處置をなさしめつゝあり

ロ 取締上特記すべき事項 市日には主として度量衡法違反、及奸商の取締を嚴にしつゝある外、特記事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興状況 安州城内に於ては飲食店八十一戸あり、彼等飲食店の多くは、市日を以て重なる營業日となし居り、其賣上高三圓、五圓、乃至十二三圓あり、遊廓と料理屋十一戸あるも、市日出場者の大部分は田舎の農民にして、之等の場所に於て浪費するものは僅少なり

中 和 署 管 内

一、管内重要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

市場種類	市場名稱	開市出場商人數	購買者數
普通及家畜市場	香東	九二名	一、〇〇〇名
普通市場	瑞浦	一〇〇	二、〇〇〇
普通及家畜市場	祥原	五〇	七〇〇
普通市場	昆陽	二四〇	八五〇
普通及家畜市場	綾盛	九五	九〇〇
普通及家畜市場	中和	一六五	三、三〇〇

備考 普通市場は穀類を主とし、其他日用雜貨、反物類、食品類、賣藥類、野菜を賣買す

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳

市日を利用して行はるゝ犯罪としては

賭博 市日の歸途穀物等を賣却し、多少の金錢持合せを機會に賭博を爲すものあり

窃盜 市日の雜踏を利用し掏摸を働くものあり

喧嘩 當地一般農民の現況は、開市日に出て雜穀等を賣却し、其得たる金を以て必ず多少の飲酒を爲

し歸宅するの風習あり、之か爲め市日には必ず二、三組飲酒後の喧嘩あり

風俗 本項に關する犯罪なし

三、市日に於ける交通事故 前記市場は専有市場僅少にして、殆ど道路を市場に代用し居るを以て、開市日には諸車及牛馬の交通に支障を來すも、舊慣に付何等部民が惡感を懷くことなく、事故としては特記すべきものなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項 現在の市場は甚だ狹隘にして、開市日の際は非常に雜踏を來し殆ど立錐の餘地なし、其間に販賣品を陳列しある爲め衛生上面白からず、前記各市場は田舎商人及百姓等のみ出入し居る狀態にて、取締上特記すべき事項なきも、商人等は市部に於ける下等品（市部にて賣残りのもの）を郡部に持ち來りて、事情を知らざる百姓等に高價に賣却するものあり、且つ百姓等の中には自作の未熟なる果物等を販賣するものありたるも、警察の取締嚴重の爲め近來其跡を絶ちたり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興の狀況 第二項に於て述べたる如く、當地方民は舊慣上酒を飲まんと欲するものは、必ず開市日に多少の雜穀等を持參出市し、之を賣却して得たる金を以て飲食店に立寄り、多數（同一部落民）集合飲食を爲すの風習あるも、其費消額僅少にして浪費するものな

く、前記各市場所在地には遊廓等の如きものなく、僅に中和市場所在地には酌婦（鮮人）二名あるも、市日には之等に費消するものなし

平 安 北 道

新 義 州 署 管 内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

管内市場は威遠面に白馬市場、枇峴面に枇峴市場の二箇所あり、種類は薪炭、穀類、鹽類、蔬菜、雜貨、及生牛にして、開市は月六回とす、出場商人は白馬市場三十人位、枇峴市場二百人位、購買者は白馬市場二百人位、枇峴市場千人位あり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳

市日を利用して行はるゝ特種犯罪としては喧嘩口論最も多く、而して之に因る傷害犯二三件あり、鮮人間に於て行はるゝ金錢貸借、物品取引の多くは市日を以て期限と爲すを慣習とし居るを以て、之に基因すると、一は他方部落より來れる住民が會飲したる結果、泥酔して遂に口論喧嘩となり、傷害の果ては告訴を爲すに至る、其他商業景氣の如何に影響するも、掬摸及市日當夜の小窃盜あるが、右

は稀れに見る所なり

三、市日に於ける交通事故 該當事故なし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項 鮮人間に於ては衛生の觀念幼稚なるを以て、覆蓋を要する露店飲食物等に何等覆蓋を施さず、其他未熟なる果物を販賣するが如きものあり、他に特記すべき事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 市場附近には料理店及飲食店相當に存在するも、特に市日に料理店に登樓し遊興浪費する者は稀れなり、飲食店は毎市一戸平均五圓位の純利あり、次は酒類販賣業にして毎市平均三圓位の純利あり、右は鮮人間に於ては生牛其他高價なる物件の取引成立の際、又は久濶邂逅したる知人と、必ず飲食店或は酒類販賣店に入り、飲酒快談するの風習に依るもの如し、料理店に於ける浪費者は漸次減少の狀態にして、特記すべき事項なし

義州署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

管内には市場二箇所ありて、義州、及永山市場と稱し、舊慣に依りて義州市は陰一、六の日に開市

イ 永山市は四、六の日に於て開市す、市場内を穀物類市場、牛市場、豚市場、鳥市場、廣木布市場に分ちて開市しつゝあるも、市場は交通不便なると且つ區域狭小にして、物貨の集散觀るべきものなし

ロ 義州市場に於ける出場者數左表の通りにして、道應移轉及財界の不況に依り商取引不振なり

市場の種類	每市出品數	取引數	商取引者數	
			人	計
穀物	一五〇石	五〇石	三〇人	一八〇人
牛	一二〇頭	三五頭	八〇	一三〇
豚	一四〇頭	一〇〇頭	三〇	一一〇
鳥	二〇〇羽	二〇〇羽	四〇	七〇
廣木布	一〇〇疋	三〇疋	三〇	八〇
計			二一〇	五七〇

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すべき言動宣傳 犯罪行爲は極めて尠く、出場者の多くは地方農民にして智慮淺薄なる者飲酒泥酔の爲め多少喧騒する事あるも、其他の犯罪事件なし

三、市日に於ける交通事故 市場附近の道路は比較的狹隘なる所あるも、牛馬及人力に依る諸車の外

自動車、其他の急速度に往復するもの無く、交通事故殆となし

四、市場及販賣品に對する衛生状態其他市場取締上特記すべき事項 市場衛生は面の監督に依り、場内の清潔、共同便所、下水溝等嚴重勵行せしめ、當署は市場派出所員をして、場内の清潔、及飲食物其他貨物等に至る迄、嚴重に取締りつゝあり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況、財界の好況時代に在りては、地方農民に至るまで多少遊興に耽る者ありしか、昨今は不況の爲め酒色を求むるもの極めて尠し、偶々飲食する者あるも其額僅少にして、浪費の傾向を認めず

定州署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ、定州市場 市場規則第一條第一號該當、即ち場屋を設けず區劃したる地域内に於て開市す

開市出場商人數五百人餘、購買者數約二千人内外

ロ、郭山市場 前記同様、開市出場商人數百八十人、購買者數平均七百人

ハ、清亭市場 前記同様、開市出場商人數百七十人、購買者數七百五十人

ニ、瀧洞市場 前記同様、開市出場商人數二十五人、購買者數六百人内外

ホ、新市市場 前記同様、開市出場商人數二百人、購買者數一千五百人内外

ヘ、雲田市場私設市場、開市出場商人數百三十名、購買者數七百名内外

二、市日を利用し行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳 以上六箇所の市場を通し、市日を利用しての犯罪は、窃盜等の稀に行はるゝことあり、最近行商人等にして射倖的行爲をなし、一般民の射倖心を挑發し弊害あるを認めたるも、之等は發見の都度中止せしめたることあり、其他風俗を害し、又治安を紊すへき言動宣傳をなすもの無し、只村落より市場に來たる者にて親族知人等と共に飲酒酩酊の結果、喧嘩口論をなし公安を害すへき行爲となることあるも、之等は適當なる處置を採りつゝあり、其他何等犯罪と認むへき行爲なし

三、市日に於ける交通事故 管内各市場は土地及道路の關係上幾分の雜踏を免れざるも、交通上の事故として特記すへきものなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項 市場の露店に於て飴、餅、鮮語チヂミ焼等の剥皮を要せず直接食すへきものにして、其販賣方法に行き取締上考慮すへき點多く、鮮人の永き習慣上蘆芥を防ぐへき覆蓋をなさず販賣するものあり、之等に對しては市場取締警察官

に於て嚴重取締をなし覆蓋をなさしめ居れるも、警察官の影を没するや、直ちに覆蓋を取除き販賣するの傾向ありて、取締上注意を要すべきものなり

五、市日に於ける市場出場者の遊興浪費の狀況 該當事項なし

宣川 署 管 内

宣川市場

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ、市場の種類 定期市場 (市場規則第一條第一號に依る定期に多數需給者來集し貨物の賣買交換を行ふ、
面に於て設置の市場とす)

ロ、市場の名稱 宣川市場

ハ、開市出場商人數 常に一定し居らざるも、概ね四百五十人乃至六百人内外とす

ニ、購買者數

年中一樣ならざるも、一般農繁期たる六月九月間、及冬季一月三月間は、購買者著しく減少し、毎月市日毎に平均千八百人を超へざるも、四月五月間、及十月十二月間の農閑期に於ては、購買者最も多數にして、市日毎に平均五千人乃至六千人に達し、一年を通して平均三千七百人内外なり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳 從來多數出市者の間に介在して窃盜（掏摸を含む）を敢行する者ありしか、近來此種事犯の檢舉及取締を嚴行し來りたる結果、殆ど其影を見ざるに至りたり、其他の犯罪に就ては市日毎に金錢貸借上の紛争に依り、或は飲酒酩酊の上、口論争鬭等に原因して起る、傷害暴行等の事犯は尙絶へざる狀況にあり、風俗犯等に對しては從來極力取締を勵行し、密淫賣者の檢舉を峻嚴にしたる結果、近來は殆ど其跡を絶つに至れり、其他治安を紊すへき言動宣傳等を爲すものを見す

三、市日に於ける交通事故 當地市日に於ける交通事故僅少なり、而して其發生を見るは、主として道路に荷車を放置し、又は物品の堆積に依る交通妨害等なり、其他特記すべきものなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項 本件に關しては一般部落民に及ぼす影響重大なるを以て、從來銳意此方面に對する措置、及取締を勵行し年々改善しつゝあり、殊に昨年來は夏季當署に於て一般部落民に對し數回蠅取紙を配付し、又は面内不潔なる場所は勿論各戸家屋の周圍に、石油乳劑を十數度撒布し、蠅の驅除撲滅を期したる結果、蠅の發生も減少し、一般衛生上に及ぼせる效果與つて大なるを認む、尙不良飲食物の検査を實施し、有害物に對しては任意廢棄其他機宜の措置を爲したるを以て、衛生狀態は比較的良好なり、市場取締上特記すべきものな

し

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 數年前の經濟界好況の時代に於ては、景氣に伴れ相當浪費遊興等を爲すもの多かりしか、大正九年一般經濟界の不振に陥つて以來頓に此風も革り、近來は浪費遊興等を爲す者至つて稀れにして、料理屋飲食店等に於て消費する金高は、普通一人前二十錢乃至三圓位にして、一般に節約するの傾向あり

清江市場

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ、市場の種類 定期市場(前記同斷)

ロ、名稱 清江市場

ハ、開市出場商人數 一年を通し一定せざるも、平均百人乃至百五十人位とす

ニ、購買者數

購買者數は春秋の二季最も多く、毎市日平均七百人乃至八百人位なるも、夏季及農繁期は減少し、三百人内外となり、一箇年を通し五百人内外の出場者あり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲 宣川市場に於て行はるゝものと大差なし

三、市日に於ける交通事故 宣川市場と同斷

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項 宣川市場と同斷

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 宣川市場と同斷

江界署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

管内に於ける主要市場は江界邑内、及城干面別河洞の二箇所にして、各市場共市場の種類は雜穀類（米、粟、大豆、小豆、玉蜀黍等）、薪炭、魚類等にして、江界邑内に於ては邑内を南北の二箇所に分ち、毎旬二日、七日の當日交互開始し居れり、又城干面別河洞に於ては毎旬十日、五日の兩日に開始し居れり、而して毎市江界邑内に於ける出場商人約三百人にして、購買者數は一定せざるも、一箇年を通し春秋兩季には比較的多く約一千人に達し、其他の季節にありては約四百人位とす、城干面別河洞に於ては出場商人平均三十人、購買者數約百人位なり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を案すべき言動宣傳 開市日を利用して行はるゝ犯罪に關しては、管内は遠く鐵道沿線を離れ、比較的文化的程度低く、住民概して質朴なるを以て、特に

記すべき犯罪なきも、市場商人中には正確なる度量衡を用ひず、又は計量を完全にせずして欺かんとするものあり、其他稀には窃盜、賭博、密淫賣を犯さんとするもの、又は飲酒の結果喧嘩争鬪をなすの事例なきにあらず、今年春季に於て一部の奸商が、米穀其他日用必需品の買占め、又は賣惜みをなし暴利を圖らんとせしことあり、之を察知したるを以て注意警告を發する等取締を加へたる結果、未然に防止するを得たり、其他治安を紊すへき言動宣傳等は曾て其例なし

三、市日に於ける交通事故 管内に於ける市場は慣例に依り、樞要道路の兩側に商品の種類を區別して陳列することゝなし、牛馬車の如き容積大にして交通上支障を來たす虞あるものは、別に置場を設けあるに依り秩序立ち居れり

購買者の多數にして市場の雑踏を極むる場合と雖も、殆ど事故の發生を見ず、警察官憲は事故防止のため、制服巡查を要所に配置し、交通整理其他の取締に當らしむる結果、交通上の事故無し

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項 穀物の如き乾燥せるものは衛生上何等差支なきも、當地は鐵道沿線を離れ居る關係上、魚類其他の食料品中に腐敗に傾けるもの往々あり、特に市場商人は甲の市場より乙の市場を廻りて營業をなすあり、其持品中には衛生上有害と認むべきもの多きを以て、市日に際しては斯の種の取締に經驗ある巡查をして有害品の有無

を調査せしむ、人出を機とし路傍に飲食物を販賣するものあり、是等の商人にして蘆芥又は蠅の如きもの、防止設備をなさず、或は炮煮、洗滌、剝皮を要せず其儘食用に供すべき物に、覆蓋を施さざるもの、あるを以て、常に取締巡查を督勵して遺憾なきを期せしむ、市日にありては終了後道路に蘆芥其他の汚物を散亂せしめ、兎角之か掃除に冷淡なるを以て出店者に責任を負はしめ、閉店に際しては必ず完全なる掃除をなすべく注意を促し、目下は必ず掃除すべきものなりとの良習慣を馴致せり

管内には鼠賊の徘徊出没あり、賊徒市日を利用し、變装して邑内に入込み、必需品を購求し、或は警備狀況を偵察せんとするものあり、之か取締は忽諸に附すべからざるを以て、私服巡查を派して内偵をなさしめ、彼等をして侵入の餘地なからしめつゝあり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 市日は平日に比し飲食店料理屋(管内に遊廓なし)に於て、飲食又は遊興をなすもの多きも、浪費をなすか如きもの稀なり、出場者は其日を待て出場し、買物の用件終れば必要なる物資を需めて歸宅するを常とせり、是れ概して質朴なる人民多きに因るならん、邑内を遠く離れたる地方に居住する者は、市日を利用し他の用件を帯びて來るる場合あり、用件の如何に依りては飲食店又は料理屋に會合することあり、市日は平日と異なり金融も自ら

好く、爲めに友人と會せば遊興に傾くの嫌なきにあらざるも、浪費産を破るが如きものなし、飲食店料理屋に於ても、平日と異なり客の多かるべきを豫想し、相當準備をなすと雖も、管内にありては市日なるが故に、浪費者、遊興者特に多きものにあらず

博川署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

1 博川市場（穀類、日用雜貨等）

イ 出場商人 百六十三名

ロ 購買者 三千五百名

本年一月より
五月迄の平均
概數なり

2 博川牛市場（畜牛）

イ 出場商人 四十二名

ロ 牽牛 出場者 二百名

3 嶺美市場（穀類、日用雜貨等）

イ 出場商人 二百名

ロ 購買者 三千五百名

〔本年一月より
五月迄の平均
概数なり〕

4 嶺美牛市場（畜牛）

イ 出場商人 四十名

ロ 牽牛 出場者 百五十名

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲、及治安を紊すへき言動宣傳 喧嘩、風俗犯等少數あるも殆ど問題となるへきものなし

三、市日に於ける交通事故 博川、嶺美兩市場共、市場區域内を通する交通機關としては孟中、北鎮間（博川）、嶺美、泰川（嶺美）乗合自動車あるも、一日一往復にして、且つ區域内僅に三、四町を通するに過ぎざるを以て、事故發生したることなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項 特記すべき程の事項あらざれども、市日當日は、飴、餅、チヂミ（鮮名）類、果物等を販賣するものにして、衛生思想の缺如の爲め、時々未熟腐敗の果實、其他煮、焼、或は洗滌することなく、直に食用に供すべきものに覆蓋をなさずして、販賣の爲め陳列する者あるを以て、其都度注意取締をなすと共に、此等販賣人及一般

民衆の衛生思想の啓發に努め居れり

其他時期に應し、不良者の徘徊、犯罪手配人、及不穩言動者の出入、不正商人、度量衡等に就き取締を勵行し居れるも、未だ重大なる事故を生したることなし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況

市日當日成年男子の飲酒するは、當然の事の如く解する鮮人間には、久しき陋習今尙止まず、出場男子の多くは、必ず最高一圓最低三四十錢位の飲酒をなすの風習あり、曾て前年禁酒禁煙の聲津々浦々迄風靡したる當時に於てすら、本洞に於ける禁酒會員も、市場に出てゝは進んで鯨飲をなすの狀態にして、従つて當地方の飲食店は市日を以て書き入れ日となし居れり、料理屋に於て遊興するもの多少なきに非らされとも、一般に及ぼしたる經濟界の不況は漸次其數を減しつゝあり

泰川署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

1 管内主要市場の種類名稱

泰川市場 泰川郡邑内

食用品、綿布、毛皮類
其他日用品の賣買

沙浦市場 泰川郡院面安心洞 同上

2 開市出場商人及購買者數

泰川市場 開市 毎月陰曆三、八の日

出場商人 一〇〇名乃至 一五〇名

購買者數 一、五〇〇名乃至 二、〇〇〇名

沙浦市場 開市 毎月陰曆二、七の日

出場商人 三〇名乃至 五〇名

購買者數 二〇〇名乃至 二五〇名

二、市場を利用して行はるゝ犯罪及治安を紊すへき言動宣傳 市場を利用する犯罪等は殆ど無きも、時々不良の徒の開市當日質朴なる部落民の市場出場者を勧誘し、賭博等をなす者ありて之を檢舉したる實例あり、當署に在りては斯かる弊を除かんか爲め、開市當日は定期交通日となし、各駐在所員を一名宛出署させて途中の警戒に當らしめ、本署よりは市場取締巡查を派し嚴重取締をなし居るか故に、爾來市場を利用する犯罪なし、其他治安を紊すへき言動等あるを見ず

三、市場に於ける交通事故なし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他取締上特記すべき事項 管内に於ける市場は穀類、飲食物、其他日用品雜貨等の販賣場所を各區分しありて、飲食物の販賣場所に於ては、取締巡查をして特に未熟の果物、腐敗に近き魚肉等は、其販賣を禁止し居る結果別に不都合あるを見ず、其他市場取締上特記すべき事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 管内の飲食店の多くは農業其他勞働を兼ね、開市當日客の需めに應じ、食事或は酒肴を供するに過ぎず、而して飲食店の開市當日の収入は五圓より多きは二十圓未滿に止まり、開市當日以外には殆ど客なく、料理屋としては鮮人經營のもの二軒あるのみにて、浪費するもの等なきが如し

龜城署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

市場の種類	名稱	出場商人	購買者數
雜貨及牛市場	龜城市場	三〇名	四〇〇名
同	南市市場	一三〇名	二、〇〇〇名

同

新市市場

三五名

五〇〇名

二、市日を利用して行はるる犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳 市日を利用して行はるる犯罪行爲は、風俗犯、喧嘩、窃盜の順序にして、他の犯罪は極めて少なく、風俗犯は夏季炎暑の餘り衣服を脱し醜態を露はすか爲め、相當注意訓戒する位なり、其他密淫賣、射伴の方法を以て物品を販賣する者等少數あり、又喧嘩は飲酒の結果其量を過し、若くは貸金の督促上より感情を激し、終には傷害に問はるるものあり、窃盜は貧困者又は盜癖ある者か、混雜を利用し搔擻萬引等を爲すものあり、其他治安を紊すへき言動宣傳者なし

三、市日に於ける交通事故 自轉車及荷車を雜踏中乗車し又は牽入するか爲め、他人に衝突し若くは通行を阻止し、其他市場に往來する者にして途中牛馬の牽綱を執らざるか爲め、自動車等の音響に驚き奔走して進行の妨害を爲すか如き事夥し

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項 市場に於ける下水溝は何れも完成せしめあり、又各戸に對しては蘆芥箱の設備を爲し、且つ共同井戸も水質試驗の上相當完成し、季節に依る驅蠅方法も懸賞附實施中なるを以て發生著しく減退す、又飲食店等の接客營業者には「エプロン」の着用を奨勵しつゝあり、販賣品中衛生上の考慮を要するは、豆腐、餅、果物等にして、

之等腐敗し易き、時日を經過したるものは、販賣を禁止し任意棄却せしめ居れり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 市日に地方より集合する者の多數は、家畜、雜穀等を少量宛市場に携行し、之を賣却の上其幾分を飲食に費消する位にて、浪費するものなし

江原道

春川署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ	史北面新浦里市場	牛商人 農産物商人	平均 同	二十名 二十名	購買者數 五十名
ロ	新北面泉田里市場	牛商人 雜貨店 飲食店	平均 同 同	二百名 二十名 四十名	購買者數 一千名
ハ	春川面春川市場	雜貨商人 農産物商人 薪炭商人 その他	平均 同 同 同	二十名 二十名 百五十名 五十名	購買者數 四百名

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行為及治安を紊すへき言動宣傳 市日を利用する犯罪行為として特殊の事項を認めざるも、不良者等入込み、小竊盜、詐欺、横領、暴行等最も多きを以て相當取締りつゝあり、亦治安を紊すへき言動宣傳等は目下の處なし

三、市日に於ける交通狀況 主として牛馬車の放置、薪炭放賣者の不規律に依り、交通妨害を來す例多きも、別に大なる事故を認めず、大正十三年中に於ける事故數二十二件

四、市場及販賣品に對する衛生狀能其他市場取締上特記すべき事項 市場は一定の地域を區劃し、畜牛繫留場と一般雜貨商人の開店場所を區劃し、毎市日市場取締警察官一名乃至三名を派遣し、飲食店其他露店に對しては市場管理人を設け、同人に於て市場閉鎖後の掃除取締を勵行しつゝありて、目下一般に良好なり、其他特記すべき事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 閉市後各飲食店に出入するもの繁く、飲食店等は相當繁盛の狀態なり、之等出入者の多くは漫然なすなき徒食者共にして、常に市場を徘徊し、僅かの知己を頼りて因を結び、酒食の饗應を受くる徒輩多く、従つて此種商人も多額の懸賣を生し、顧客の多きに反し収入は僅少にして、經營困難の模様あり

江陵署管内

一、名	稱	種	類	開市出場商人	購買者數
江陵市場	雜貨市	約二百名	約千名		

江陵牛市場 牛 市 約五十名 約三百名

二、飲酒酩酊して喧嘩を爲すもの市日毎に數多あるも、市日を利用して賭博、窃盜、風俗犯、其他の犯罪、並に治安を紊すへき言動宣傳を爲すものなし

三、車馬の交通に支障あるも、事故なし

四、市場は特に掃除を勵行し當日終了後面人夫をして跡始末を爲さしめ、飲食物は嚴重なる取締を爲し、非衛生的販賣品の検査を行ひ、任意廢棄に努めつゝあり、露店の飲食物に對しては必ず覆蓋を設けしめつゝあり

五、出場者中多くは飲食店、露店、酒幕等に於て飲食を爲し多少の消費を爲すも、料亭等に於て遊興を爲す者稀なり

鐵原署管内

一、管内主要市場中、鐵原邑に米穀、薪炭、牛馬等を賣買する鐵原市場ありて、開市日は毎月陰の二、七、十二、十七、二十二、二十七日の六回にして、出場商人は商店約二百名の外、行商人約三百名内外に達し、之か購買者は夏季に於ては三千名乃至五千名位なるも、十月より翌年三月頃までは五千名

乃至一萬名位に達す

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲 市日は平日に比し警察事項多くあるも、之を統計的に計上する能はず、而して當地方に於て最も多く市日に行はるゝは喧嘩にして、毎市日に平均四件に上り、窃盜平均二件に達する狀況にして、其他に特記すべきものなし

三、市日に於ける交通事故 當鐵原は數年來著しく發展したる關係と市内の道路狹隘の爲めに、市日の如きは肩摩轂擊の狀を呈し、之に伴ふ警察取締事項多く、市日に平均二百件以上の警察上特別注意事項あり、事故として取扱ふべき程度のもの十件内外に達す

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場の取締上特記すべき事項 當鐵原市場は牛市場を除く外、米穀市場、及薪炭市場は別に市場として設置したる區域なく、市場内道路の兩側を利用し使用するを以て、牛馬の糞尿散在し衛生上遺憾の狀態にあり、販賣品には別に有害物品と認むべきものなきも、夏季中は果物の未熟品を販賣するもの往々發見すること毎市日に平均三、四件に達す、而して當鐵原は爾今漸次發展の見込あるを以て、之か取締上完全を期せんとせば、米市場及薪炭市場を別に設置し、尙市街の道路を擴張する必要を感ず

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 當鐵原市場に出場するものは多く農民なるを以て、中

食代りとして飲食店等に寄り數盃の飲酒をなす外、遊廓等に上り多額の遊興を爲すか如きことなし

洪川署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、購買者數

イ 種類 穀類、牛、雜貨、薪炭類等

ロ 名稱 横城市、安興市、屯内市、柳洞市とし、何れも定期市にして、横城市は陰曆一、六

の日、安興市は三、八の日、屯内市は五、十の日、柳洞市は一、六の日に開市す

ハ 出場商人

横城市 自一〇〇名 至三〇〇名

安興市 自二〇〇名 至三〇〇名

屯内市 自三〇〇名 至五〇〇名

柳洞市 自一〇〇名 至三〇〇名

ニ、購買者數

横 城 市	自	二、〇〇〇名
安 興 市	至	五〇〇名
屯 内 市	自	六〇〇名
柳 洞 市	至	一〇〇〇名
	自	八〇〇名
	至	三〇〇名
	自	三〇〇名

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行為及治安を紊すへき言動宣傳 著しく治安を妨害するが如き犯罪行為を認めざるも、賭博、窃盜、詐欺等の行為を爲す者なきを保し難きを以て、取締を嚴重に行ひつゝあり、又喧嘩行為等の如きは時々目認することあり

三、市日に於ける交通事故 市日と雖も參集人員多からざるを以て交通上大なる事故の發生したることなきも、商人中には時に道路に突出して物品を陳列することあり、之等は常に取締りつゝあるを以て、未だ交通事故の發生を見ず

四、市場及販賣品に對する衛生状態其他市場取締上特記すへき事項

- イ 市場は終了後其都度掃除を督勵しつゝあるを以て、衛生上有害と認むへき點なし
- ロ 飲食販賣品等にして往々塵芥等を防ぐへき覆蓋を設ける商人あるを以て、之等は相當取締りつゝあるに依り其弊漸次減少しつゝあり、其他特記事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 管内は僻地の關係上遊廓等なく、従つて浪費者を誘引すへき程度の虞なきも、出市者中晝食又は夕食等をなすに當り、概ね多少の飲酒を爲す者あり、而して其消費金額は何れも一圓以内の程度なるに依り、浪費と認むへきものなし

洪川署管内

- 一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數 洪川郡洪川邑市場と稱し、當市場は毎月陰曆各一、六の日を開市日と定め、畜牛の賣買、雜穀、雜貨、海産物等の賣買を主とし、市場商人にして定住的店舗を有するもの五十餘名、其出場商人百名乃至二百餘名、毎市購買の爲め出場人員五六百名乃至二千名以上に達することあり、漸次盛大に趨きつゝあり
- 二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳 稀れに窃盜の事犯なしとせざるも、嚴に之を取締りつゝあり、其他の該當事項なし
- 三、市日に於ける交通事故 交通事故を生ずる程の混雜なし
- 四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項 嚴に取締りつゝあるを以て、衛生狀態佳良にして、取締上特記すへき事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 市日當日及其前後郡内各面より出場する者及商人等の中には、宿屋飲食店等に出入するものあるも、浪費遊興をなすものなし

平 康 署 管 内

一、平康邑内市場

雜穀、雜貨類等の市場なるも、主として生牛賣買の取引相當盛なり、而して市場出場商人及購業者等は僻陬地なると、殊に隣接開市日との關係上、季節に依り一定し難きも、平素朝鮮人市追行商を以て其多數を占め、其數約五十名内外、又購業者約三百名内外に過ぎざる状態なり

二、市場を利用して行はるゝ犯罪としては、昨年來詐欺、賭博、及小窃盜等の犯罪あるも、其數極めて少し、其他特記すべき事項なし

三、市日に於ける交通事故 現今の處殆となし

四、市場及販賣品に對する衛生状態 概して良好にして特記すべき事項なし

五、市日に於ける市場出場者浪費遊興状態 出場者は多く田舎の農民にして、當日の辨當代用に濁酒、其他の飲食をするに過ぎず、其消費極めて少なく、殊に遊興者等なく、邑内營業者の收入僅少なり

咸鏡南道

元山署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ 管内に於ける主要市場は、俗に近市場（北村洞）、俗に遠市場（場村洞）、元山畜産市場（場村洞）の三箇所とす

ロ 前記三箇所の市場は、從來民營にして其設備も極めて貧弱なるものなりしが、大正三年九月府令第一三六號市場取締規則發布と同時に、之を府經營事業に移し、設備に至りても、漸次完備の域に達しつゝあり

ハ 前記三箇所の市場は悉く定期市場にして五日毎に交互開市し、遠近の兩市（貨物の交換賣買）循環開市す、畜産市場は五日毎に開市し共に交換賣買盛なり、尙本年近市場には場屋の新設を見一見常設の如き觀あり、畜産市場も本年四月より場内の設備を爲し逐月完備の域に達しつゝあり

ニ 既定出場商人としては場屋に經營するものゝ外適確に計算すること極めて難事なり、時季に依り出場者數も多少の増減を免れず、殊に農繁期就中九月中旬より十一月末迄に亘り漸次増加の勢

を示しつゝあり、只場屋經營商人としては近市場七十名、遠市場四十名、其他出場商人近市場四十名、遠市場四十名、合計百九十名餘に達せり、畜産市場出場商人は僅か十名内外（賣買周旋を業とするもの）あるの外、二百名餘の出場者あり悉く交換賣買に従事しつゝあり

ホ 市場を利用して購買する者極めて多き傾向あるも適確なる計算は至難なり、管内に於ける鮮人一般は市日に於て貨物を需むるを例とす、依つて其數も甚だ多し

尙管外より來集し購買するもの想像以上に多く、管内購買者數は約二千餘名、管外より來集し購買する者五百餘名、合計二千五百餘名は普通なり、勿論多少の増減は免れず

巨里牛市場（毎月陰七日、十七日、二十七日開市）

馬轉里牛市場（毎月陰二日、十二日、二十二日開市）

出場商人 雜貨、雜穀商を合し十名以内 牛十頭乃至三十頭、購買者は面民にして百名内外

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲、賭博、窃盜等は至つて尠き現況にあるも、掏摸犯に至りては比較的多し、尙風俗犯及治安を紊すへき言動宣傳等に至りては皆無と稱し得べく、喧嘩口論等は稍多く現出せらるゝと雖も原因皆些々たるものにして、一私人に限られ累を他に及ぼし治安を妨害する事等なく、平穩無事に經過しつゝあり

三、市日當日の交通狀況は不安全にして事故も頗る多く、其主因とする處は道路の不完全なるが爲めなり、總ての市場は東西を縦貫する小道路（幅二間餘）の舊道あるのみにして極めて不便なり、隨つて直接之が取締實行上甚だ困難を感じ、交通保全を遂行せしむることは誠に覺束なく、警察上種々の事態を惹起することも自然多き觀あり

四、市場の衛生状態は主として日光の直射を受ける關係上稍可良なるも、販賣品中殊に飲食物品に對しては頗る不衛生なり、元より營業者の衛生觀念の缺如せる所以なり、殊に夏季の保健衛生に對しては極力各從業者を督勵して豫期の目的を達成すべく、蠅の驅除及塵埃の飛散を防ぎつゝあるも、衛生思想の遲々として普及せざるは甚だ遺憾の次第なり

五、前述の如く定期市場なるを以て出場者數も極めて夥しきを以て、遊興飲食に耽るものも隨つて多き傾向あり、市場附近に飲食店の多く營業せらるゝは其事實を物語る證左なり

咸興署管内

一、主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數
咸興新市場、穀物市場、牛市場、及魚菜市場とす

魚菜市場のみは毎日市を開くも、其他は何れも二、七の日に相當する日を市日とし、市外數里の遠きより集る者約五六千名、薪炭、米、鹽、雜貨類を商はんとして市場に集る商人と稱すべきもの七、八百名に及ぶ

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すべき言動宣傳 正確なる統計の記録なきも特記すべき事項なし

三、市日に於ける交通事故 當署に於ては市日を交通整理日と定め、常に七八名の巡查をして交通取締の任に當らしめ居るも、只雜踏を整理し左側通行の指導を行ふ位にして、交通上大なる事故を惹起したる例なく、又特種の傾向等なし

四、市場及販賣品に對する衛生状態、其他市場取締上特記すべき事項 各市場は市日の翌日を以て定期検査日と定め、専任巡查をして掃除、蠅取、下水排除の方法を嚴密に検査せしめ、以て清潔の保持に努めつゝあるの外、特記事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 一般に不景氣の爲め出場者の數に比し浪費額少なき模様なり、多くの者は只空腹を満さんか爲め飲食する位にして、鮮人貸座敷二戸あるも繁昌せず、多くは邑内に散在する二百數十戸の飲食店（酒屋）に於て安價なる遊興を爲すのみ

永興署管内

一、市場名	種	類	出場商人	購買者數
-------	---	---	------	------

永興市	毎月陰五、十の日に於て 集合取引をなす		一一二名	三、五〇〇名
-----	------------------------	--	------	--------

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲

イ 賭博 一部常習者の間に於ては市日見物者を誘引し窃かに之を行はんとするものもあるも、取締嚴重なる爲め市日當日に於て之等の犯行をなすこと能はず

ロ 窃盜 市日を利用し犯罪行爲をする者稀なり

ハ 喧嘩 喧嘩は各市日を通し飲酒の結果一、二件あるも、極めて輕微の犯罪にして、檢束保護等の必要あるもの極めて尠し

ニ 風俗犯 該當事項なし

三、市日に於ける交通事故 當邑の市場は其區域狹隘にして常に道路の一部を犯しつゝあるを以て、取締巡查をして之が整理を圓滑に實施し居る爲め、何等の事故發生を見ず

四、市場及販賣品に對する衛生狀態及取締上特記事項 開市當日は特に取締巡查を派し、一般の衛生上

有害品、並に禁制品を密賣するものなきや、又は暴利買占等の奸商なきや等嚴重に取締をなし、一般商取引の圓滑を圖りつゝあるを以て遺憾の點なし

北青署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

1 普通市場（穀類、野菜、魚類）

北青、新浦、新昌、陽化、居山、方村、獐興、三岐方面より出場する者多し

2 牛市場

北青、陽化、三岐方面より出場する者多し

開市出場商人約一千七百人、購買者約二萬人

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳 市日を利用して行はるゝ犯罪絶無なりと斷するを得ざるも、現今市日に於て多く發生する犯罪なく、尙ほ大正八年三月騷擾以後に於ては、市日を利用して治安を紊すへき言動宣傳のありたる事例なし

三、市日に於ける交通事故 各地共（管内開市地）市日當日には諸車及一般交通上の多少妨害なき能

はさる状態なるも、未だ特記すへき交通事故の發生を見す

四、市場及販賣品に對する衛生状態其他市場取締上特記すへき事項 各市場共完全なるを得さるも、相當衛生を考慮したる設備を爲し、販賣品に對しても夫々取締を嚴にし衛生上大なる缺陷なく、當署は制私服巡查をして、交通整理其他治安衛生等に關する取締を爲す、其他特記すへきことなし

五、市日に於ける市場出場者の浪費狀況 出場者は一般に頑迷質朴なる鮮人のみにして、飲食店等に於て飲酒するものあるも、其消費額極めて僅少なり、又遊里に出入するか如きもの稀なり

惠山署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ 惠山鎮市場

家畜及諸物貨賣買

出場者平均五百名位

ロ 大五是川市場

家畜及諸物貨賣買

出場者平均約二百名位

二、市日を利用し各種犯罪及風俗を紊すが如きものなし

三、開市當日は特に市場取締巡查を派遣し、交通並に衛生上嚴重なる取締を勵行しつゝあるに付弊害なし

四、當地方は一般に僻陬の地なるを以て、豪奢を極むるが如き者なく、開市日と雖も格別異なりたることなし、只飲食店及宿泊客等の多少増加する程度のものなり

端川署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

種類名稱	開市	市	出場商人	購買者數
端川朝市場	每日午前	中	平均 三〇〇 <small>名</small>	平均 三〇〇 <small>名</small>
同牛市場	每月一、六の日	同	三〇〇	同 二〇〇
双上牛市場	每年陰八月十五日	同	二〇〇	同 二〇〇
松項牛市場	前一箇月間	同	二〇〇	同 三〇〇
龍淵牛市場	右	同	一五〇	同 二〇〇

朝鮮の市場

六五一

奮洞牛市場	右	同	三〇〇	同	三〇〇
堡巨牛市場	右	同	一〇〇	同	一〇〇
新滿牛市場	右	同	二〇〇	同	二〇〇
古城牛市場	右	同	一五〇	同	一五〇

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳 市日を利用して行はるゝ犯罪としては本年中一件もなし、但し喧嘩、口論等にして説諭に止むるものは、各市日毎に平均五件乃至十件位あり、其他治安を紊すへき言動宣傳等なし

三、市日於ける交通事故 過去一箇年間に人畜の死傷、建物、物件の毀損等の事故一件もなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項 市場の清潔並に衛生狀態に就ては、市場經營者なる面をして常に遺憾なきを期せしめつゝ執行し、且つ販賣品並に市場の取締には開市毎に一名宛警察官を派し、不良品の検査、病畜の視察、及市場參集者に對する衛生、風俗上の取締に任せしめつゝあり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 朝市入場者は概ね婦人なるを以て浪費の傾向なきも、牛市場にありては入場者全部が男子なると、牛の賣買に依り多額の現金を授受する關係上、飲食店

に於て飲酒遊興する者多く、端川牛市にありては、一市飲食店に於て浪費する總額平均百圓以上に達す、其他の牛市にありては、一市約三十圓乃至五十圓の浪費あるか如し

咸 鏡 北 道

清 津 署 管 内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ 清津魚菜市場 毎日開市し、出場商人約五十人にして、同市場は清津水産會にて漁獲又は取引せし魚類を、此等の商人が買出し各需要者に供給するものにして、直接需要者は市場に於て買受け得ざる制度なり、魚菜市場となり居るも事實上從來蔬菜の賣買出場せし事例なし

ロ 清津日用品市場 開市日は毎日にして、十五戸の店舗あり、穀物、野菜、魚類、肉類、瀬戸物等日常生活必需品を販賣しつゝあり、購買者一定せざるも一日平均約五百名内外なり

ハ 清津市場 野天にして、生牛、薪炭、穀物類、野菜市場となり居るも、事實生牛以外從來出場品なし、同所は市街より隔絶し不便の爲め、他の出場品假りにありとするも、購買者出入せざる

結果、自然斯く生牛のみの市場となり居る状況なり、開市日は舊曆一、五の日にして、生牛五、六十頭、商人及購買者毎市日とも六十人内外なりとす

當署管内には以上の外市場なく、右は何れも清津府經營に係るものなり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳 從來制服私服巡查をして時々臨場注意取締中なるも、本項該當事故なし

三、市日に於ける交通事故 生牛市場以外は何れも毎日開市され、生牛市場と雖も出場人員少數にして、市街より隔絶せる個所にあるを以て、市日に於ける交通事故として特筆すへきものなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項 市場及販賣品に對しては巡察其他の機會に於て時々臨場し、場内の清潔保持不良品、腐敗の傾きある魚類、果物等に特に留意取締りつゝあり、概して衛生狀態良好なり、市場取締として特に火災豫防、計量の正否、盜難、遺失物に付注意警戒をなしつゝありて、從來特に不都合あるを認めず

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 市場出場者の大部分は府内住民にして、飲食店遊廊等に於て浪費するが如きことなし、村落よりの出場者は附近三里内外のものにして、往復に終日を費すに至るを以て晝食等を必要とする關係上、飲食店等にて飲酒し或は食事を爲すものあるも、浪費

の傾向あるを認めす

羅 南 署 管 内

- 一、主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數
- 1 羅南公設市場 毎日開市、平均百二十名の出場商人、平均三百名の購買者あり
- 2 羅北牛市場 毎月三、七の日開市、出場商人は冬季に多く夏季に少し、二百名乃至五十名、平均九十名、購買者數平均九十名、隣接各郡より來集す
- 3 鏡城、城南洞牛市場、及同南大門外魚、雜貨市場、陰曆一、六の日開市、出場商人四十名乃至八十名、購買者數二百名乃至六百名
- 二、市日に於ける犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳 賭博は從來盛なりしも近時著しく減少し舊癖を一掃せり、窃盜は羅南公設市場に於て萬引等を稀に見るのみ、喧嘩は鏡城の市場に屢々演ぜらるるも大なる事故を起したる事なく、其他の市場は一箇月平均五件を算するに過ぎず、風俗犯、其他治安を紊すか如き言動宣傳等の事例なし
- 三、市日に於ける交通事故 羅南公設市場、及鏡城各市場は市日に於て荷車集中し、交通事故一日平

均十六件を算す

羅北牛市場は羅北川に沿ひ部落外なるを以て、來場者多き割合に交通事故を見す

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項 市場の清潔保持に關しては各所共責任者を定めて督勵し、且つ設備も改善せられたるを以て、漸次良好に向ひつゝあり、販賣品中飴、菓子之類にして、覆蓋をなさざるものありしも、現在に於ては其弊を認めず、其他衛生上特記すべき事項なし、市場取締に就いては、羅南市場は正服巡查、鏡城市場は、私服刑事及正服巡查各一名を派し、取締の完全を期しつゝあり

五、市場出場者の浪費遊興狀況 近來不景氣の爲め出場者の取引高尠く、羅南市場に於ては一日平均雜穀商十圓、生魚商五圓、其他鮮婦人、支那人等の生魚、野菜等の販賣者は一圓五十錢乃至二圓に過ぎずして、浪費遊興の餘地なし

羅北市場には鮮人飲食店四戸あり、市日に於ける其收入は一戸平均約十圓、之を來場人員に比較せば一人につき一錢強となるに過ず

鏡城市場にては浪費者最も少く、特筆すべき事なし

城津署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

1 城津市場 城津市場は市内旭町に在りて、魚肉、穀類、野菜類の賣買を主とし、常設にして面直營に係り、出場商人數一日平均約六十名内外に上り、購買者約三百名に達す

2 臨溟市場 當市場は牛豚魚肉類、其他雜貨の集散盛にして、毎月六回の開市日には、出場商人約百六十名、購買者實に二千五百名を算す

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すべき言動宣傳

1 城津市場 當市場は常設なる關係上他所より來集する者少く、大部分は市民並に附近部落民なれば、犯罪行爲或は不穩の言動に出づる者稀なり

2 臨溟市場 往々飲酒泥酔の結果喧嘩、口論を惹起することあるも、市日を利用して各種犯罪を敢行するか如きことなし

三、市日に於ける交通事故

1 城津市場 當市場は道路上に直面することなく市内裏手に位し、出入道路數條を有するの外、

牛馬車は此所の廣場あるため混雜することなく、従つて交通事故なし

2 臨溟市場 附近の場所狹隘なると開市當日多數の出場者あるとに依り、毎開市當日は道路に於

て物品の賣買交換をなし、或は牛馬車を放置する等、相當の事故あるを例とす

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項

1 城津市場 市場内外は常に衛生人夫をして汚物掃除に努めしむる外、最近下水、共同便所を開設する等、著しく面目を一新したり、販賣品中魚介類は新鮮なるものを選び販賣せしめつゝありて、腐敗せるものなし

2 臨溟市場 當市場は境を水田に接し雨水の浸潤甚たしく、爲めに土地は常に濕氣を帶ひ、衛生狀態良好なりと云ふ能はさるも、販賣品に付ては嚴重取締りつゝある關係上、不良品を販賣するか如きことなし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況

1 城津市場 前記の如く當市場は常設なれば、特に市日なるの故を以て浪費遊興するものなし

2 臨溟市場 出場者の浪費場所は大部分飲食店にして、其月額二千圓に達すと云ふ

會寧署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數 管内に於ける市場は左の四箇所にして、何れも微々として振はす、主要市場と目すべきものなし

市場の種類	名稱	開	市	摘	要
-------	----	---	---	---	---

薪	炭	會寧市場	毎	日	
---	---	------	---	---	--

牛	碧城面晩	項浦市場	毎	月陰曆	二、七の日
---	------	------	---	-----	-------

同	碧城面中	島市場			
---	------	-----	--	--	--

同	雲頭面孔	心洞市場	毎	月陰曆	三、八の日
---	------	------	---	-----	-------

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行為及治安を紊すべき言動宣傳 該當事項なし

三、市日に於ける交通事故 なし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項 前記の如く管内市場は畜牛及薪材のみにして、衛生上及其他市場取締上特記すべき事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　市場出場者の飲食店に於て蕎麥及朝鮮酒等を飲食するものあるも、特記すべきことなし

吉州署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ 吉州市場

定期に開市し、主として牛、豚、反物、穀類、魚類、薪炭、雜貨等の賣買行はれ、商人は邑内市場に居住するもの約二百四十名内外、商人三十名乃至五十餘名にして、購買者の最も多く出場するは、端午節前、及仲秋前にして、約八千名に達し相當盛況なり、農繁期は比較的少く五百名乃至七、八百名出場するに過ぎず、之等出場者は主として附近部落民にして、出場に際し種々なる販賣品を携帶し、之を賣却して其得たる金にて日用品を購入しつゝあり

ロ 錦川市場

吉州市場と同様定期に開市し、略ほ同種類の販賣品にして、市場商人二十五六名の外、雜貨行商人二十餘名、魚類商人十五六名、其他の行商人十五六名、及附近部落民にして、種々なる販賣品

其日を携帶出市するもの二百餘名に達し、相當盛況を極め居れり、購買者平均約六百五十名餘なり
ハ 龍原市場

吉州及錦川市場と同様定期に開市し、殆ど同種類のもの販賣せられつゝありて、同市場は以前相當盛なりしも逐年衰微し、現在市場商人十二名、及十五名の行商人來市するのみ、従つて購買の爲め出場するもの少く平均二百五十名内外なり

二、市日を利用し行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すが如き言動宣傳 各市場共開市當日は附近部落民集合し相當盛況を極む、特に市日を利用し行はるゝ犯罪として特筆すべきものなきも、往々にして窃盜の行はるゝことあり、之等は露店に陳列しある物品を萬引するの類にして、陰曆年末前後に多く行はるゝを常とせり、比較的奸智に長けたる市場商人及行商人等は、質朴なる山間部落民を欺罔し、詐欺、横領等の犯行を敢てするものあるも之等は極めて少數なり、賭博は従前相當行はれたるも近來此種犯罪者著しく減少せり、其他市場商人にして購買心を誘發せしむる爲め、射倖的行爲を爲すもの等時々見受けられたるも、官憲の取締に依り近來其跡を絶ちたり、出場人員は概ね田舎の住民なるを以て、出市に際して飲食店等に入出するを常とし、飲酒酩酊の結果喧嘩口論し、甚しきは互に格闘傷害を受けるもの、或は飲食店宿屋等に會合して姦通するもの、又は飲食店宿屋及酒小

賣業者等にして密淫賣を爲すものありて、取締上相當困難を感しつゝあるも、治安を紊すべき言動宣傳を行ふが如き事實なし

三、市日に於ける交通事故 各市共相當出場人員ありて、殊に吉州市場等は混雜を極むるに反し、當地方住民は交通整理觀念極めて幼稚にして、道路に無許可にて露店を設くるもの、或は路上に諸車等を放置し、交通に支障を來さしむる等の事例に乏しからず、然れ共人畜の死傷其他重大なる事故の發生したることし

四、市場内販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項 各市場共砂地にして乾燥し居り保健上何等遺憾の點なきも、販賣品中夏季魚類等にして稍腐敗に近きもの等出市することあり、之等は發見の都度棄却處分に附せしめつゝあるも、往々にして之等魚類を購入したるものにして、調理惡しき爲めに下痢を起すことあり、又は未熟の瓜類を販賣せむとするもの、或は菓子及飴行商人等にして、露店にて何等覆蓋を施さず塵埃の附着せるものを販賣し、衛生上注意取締を要すべきもあり、其他特筆すべき事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況 各市場共開市當日は午前七八時頃より出場し、午後六七時に至れば出場者及行商人等逐次引揚げるを以て、料理屋等に出入するもの皆無の狀況なるも、

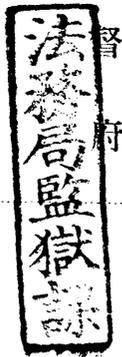
開市中は飲食店に出入し、飲酒或は朝鮮麵等を食ふもの等あり、然れ共之等の消費額は至つて僅少にして、飲食店一戸に付五圓乃至三十圓内外の収入なり

乎は混雜を極むる

朝鮮の市場
終

大正十三年十一月二十五日 印刷
大正十三年十一月二十八日 發行

朝鮮總督府



京城府西小門町三九

印刷所 朝鮮印刷株式會社